

復興フォローアップ委員会（第2回） 次第

日 時：平成22年3月19日（金）10:00～12:00

場 所：兵庫県公館第1会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）「復興の成果を県政に生かす3か年推進方策」の総括について

（2）平成21年度復興フォローアッププロジェクト報告について

（3）復興フォローアップ委員会提言について

（4）平成22年度の復興の取り組みについて

（5）その他

4 閉 会

[配付資料]

（資料1 - 1）「復興の成果を県政に生かす3か年推進方策」の総括（案）概要

（資料1 - 2）「復興の成果を県政に生かす3か年推進方策」の総括（案）全体図

（資料2）平成21年度復興フォローアッププロジェクト報告（案）

（資料3 - 1）阪神・淡路大震災復興フォローアップ委員会提言（案）

（資料3 - 2）阪神・淡路大震災復興フォローアップ委員会提言（案）全体図

（資料4）震災障害者及び震災遺児・孤児の実態調査に関する提言（案）

（資料5）平成22年度の復興の取り組み（案）

（参考資料1）「復興の成果を県政に生かす3か年推進方策」の総括（案）

（参考資料2）復興の成果を県政に生かす3か年推進方策

「復興の成果を県政に生かす 3 か年推進方策」の総括（案）概要

1 趣 旨

被災地固有の課題解決を加速するとともに、復興の成果の全県施策への反映を図るため、平成 19 年 2 月に「復興の成果を県政に生かす 3 か年推進方策（以下「3 か年推進方策」という。）を策定し、事業を推進してきた。

震災 15 年となる平成 21 年度は、3 か年推進方策の最終年度となることから、3 か年推進方策に掲げる 71 課題に対する取り組みや達成状況について点検を行い、総括する。

2 「3 か年推進方策」の概要

(1) 目 的

復興 10 年総括検証・提言等を踏まえて震災復興全般にわたる課題を整理し、高齢者の自立支援など被災地固有の課題解決を加速するとともに、復興の成果の全県施策への反映を図る。

【策定時期】 平成 19 年 2 月

【計画期間】 平成 19～21 年度

(2) 施策推進の考え方

震災の教訓を継承し、復興の成果が脈々と生き続ける県政展開を図りながら、震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりを推進する。

高齢者の自立支援等、「被災地固有の課題」解決に向けて重点的に取り組む。

県民ボランティア活動やこころのケア等、「復興の過程で生まれた先導的取り組み」を、今後の成熟社会を切り開くための取り組みとして定着・発展を図る。

「震災の経験と教訓を継承・発信」し、今後の大規模災害に備えた減災・復興の仕組みづくりを推進する。

(3) 課題別推進方策（71 方策）

被災地固有の個別課題への対応

高齢者の自立支援、まちなぎわいづくり等 28 方策

復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展

ボランティア活動などへの支援、こころのケア等 15 方策

震災の経験と教訓の継承・発信

「1 月 17 日は忘れない」ための取り組みの推進、国際防災協力の推進等

28 方策

3 3 か年推進方策の評価

(1) 被災地固有の個別課題への対応

高齢者の自立支援

〔成 果〕

高齢者自立支援ひろばを中心に見守り体制が充実

高齢者自立支援ひろばを中心に、LSAや地域包括支援センター、まちの保健室看護師、民生委員など地域の多様な主体が連携した見守り体制が実現、定着しつつある。

高齢者を支えるための地域コミュニティづくりが定着

高齢者が地域で安心して生活していくためには地域コミュニティで細やかに支えていくことが必要であり、高齢者自身が地域コミュニティの担い手として活躍することが高齢者自身の生きがいになるという認識が定着した。

また、周辺地域の住民を巻き込んだコミュニティづくりや、子育てなどの高齢化以外の地域課題に対する活動支援との連携などの取り組みが始まっている。

〔課題〕

個人の生活課題の深刻化とコミュニティの維持

高齢化の進展により、認知症や生活動作の低下が深刻化するだけでなく、閉じこもり、精神疾患等の複合的な生活課題を抱える高齢者が増加している。また、地域コミュニティ自体も、自治会の担い手不足などにより、地域行事などができなくなるなど、疲弊が深刻化している。

〔今後の取り組みの方向性〕

専門家や周辺地域など多様な主体を巻き込んだコミュニティづくりが必要

複雑化する課題に対しては、その分野の専門家が対応することが必要である。

また、周辺地域の住民と一体となったコミュニティづくりや、専門家や周辺地域の住民が高齢者を総合的に支えていく幅広いコミュニティづくりが必要である。

超高齢社会に対応した持続可能な支援システムづくりが必要

被災地における対策は、復興基金による被災地限定の施策に頼っているのが現状であり、中長期的には財源や担い手も含めた持続可能な支援システムの構築が求められる。

まちのにぎわいづくり

〔成果〕

地域におけるにぎわいづくりに向けた動きの高まり

まちのにぎわいづくり一括助成事業については、補助事業終了後も様々な形で取り組みが継続されるなど、一定の成果をあげている。

また、これまでに被災地内で多くのまちづくり協議会が設立されたほか、商店街では地域資源の活用や地産地消の取り組み、自治会や婦人会等との連携など、地域ぐるみににぎわい創出への取り組みが行われている。

〔課題〕

面的整備事業の継続

復興市街地再開発事業、復興土地区画整理事業はともに現在も事業進行中となっている。面的整備事業が終了した地域においては、厳しい経済状況もあいまって、空地、空床が解消されていない。

商店街を取り巻く厳しい環境への対応
商圏内の人口が震災前の水準に戻っていないこと、消費者購買力の低下や大型店の進出など、商店街は厳しい環境におかれている。

〔今後の取り組みの方向性〕

面的整備事業の早期完成と多様な主体が連携した「まちのにぎわい創出」の推進
近年、まちのにぎわいに対する震災の影響を分離・明示することは困難になっているが、被災地では面的整備事業の未完成による商業活性化の遅れなど、震災の被害の影響から回復できていない地域も残っていることから、復興市街地再開発事業・復興土地区画整理事業の早期完成、被災地における多様な主体が参画した「まちのにぎわい創出」への支援が引き続き必要である。

(2) 復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展

〔成果〕

先導的取り組みが全県施策として定着・発展
まちの保健室、こころのケアセンターの活動、県民ボランティア活動、コミュニティビジネスへの支援など、震災復興の過程で生まれた先導的取り組みの多くは、全県施策として定着・発展が図られている。

〔課題〕

先導的取り組みを一層浸透させることが必要
コレクティブハウジングの新しい住まい方としての定着、団塊世代等シニア層の地域づくり活動への参加促進、コミュニティ・ビジネス等、先導的取り組みを一層浸透させるため、全県施策としての継続的な取り組みが必要である。

〔今後の取り組みの方向性〕

先導的取り組みのさらなる定着・発展のため、全県的な施策展開が必要
これまでの先導的取り組みの成果を全県施策としてさらに定着・発展させていくためには、今後も積極的に施策の展開を図り、新たな災害文化として継続・発展させることが重要である。

(3) 震災の経験と教訓の継承・発信

〔成果〕

「1月17日は忘れない」ための世代を超えた取り組みの展開
ひょうご安全の日推進県民会議が核となり、防災力強化県民運動を展開するとともに、「1.17ひょうご安全の日のつどい」など「1月17日は忘れない」ための取り組みが進展している。
人と防災未来センターでは、毎年度50万人を超える来場者が訪れ、大人から子どもまで幅広い層に震災の経験と教訓の発信が行われている。
また、震災を知らない子どもが増加しているが、震災のみならず様々な自然災害に対応する「兵庫の防災教育」の取り組みが進展している。

国内外へ震災の経験と教訓を発信

人と防災未来センターでは、国内外の災害被災地へ研究員を派遣し、復旧復興に向けた調査や助言を行うなどの活動を展開している。また、国際防災復興協力機構（IRP）などで構成する国際防災・人道支援協議会（DRA）が行うシンポジウムやフォーラムなどの取り組みに対する支援や、国際防災研修センターの設立・支援など国際防災協力を積極的に取り組んでいる。

さらに、教職員による組織「震災・学校支援チーム（EARTH）」も、国内外の災害被災地への派遣や各種研修活動で指導助言を行うなどの活動を続けている。

〔課題〕

震災の経験と教訓の風化が進展

震災の経験と教訓を持続的に継承・発信していくことが必要である。

〔今後の取り組みの方向性〕

震災の経験と教訓を後世に伝え、定着させることが重要

震災を知らない住民や子ども達が増加していることや、国内外で大規模災害が多発し、どの地域も被災地となる可能性がある状況の中、震災で得た経験と教訓を世代や地域、国境を越えて継承・発信していくことは、今後起こりうる災害による被害を軽減するために欠かせない取り組みであり、今後も継続的な推進を図る必要がある。

「3か年推進方策」の概要

【目的】
復興10年総括検証・提言等を踏まえて震災復興全般にわたる課題を整理し、高齢者の自立支援など被災地固有の課題解決を加速するとともに、復興の成果の全県施策への反映を図る。
【策定期間】平成19年2月 【計画期間】平成19~21年度

【施策推進の考え方】
震災の教訓を継承し、復興の成果が脈々と生き続ける県政展開を図りながら、震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりを推進する。
・ 高齢者の自立支援等「被災地固有の個別課題」解決に向けて重点的な取り組み。
・ 県民ボランティア活動やこころのケア等、「復興の過程で生まれた先導的取り組み」を、今後の成熟社会を切り拓くための取り組みとして定着・発展を図る。
・ 「震災の経験と教訓を継承・発信」し、今後の大規模災害に備えた減災・復興の仕組みづくりを推進する。

【課題別推進方策(計71方策)】

被災地固有の個別課題への対応【28方策】

高齢者の自立支援【9方策】

- ・ 復興施策と一般施策が連携した高齢者の自立支援
- ・ 単身高齢者対策 等

まちなぎわいづくり【11方策】

- ・ 持続可能な住民主体のまちなぎわいづくり
- ・ 被災商店街のまちなぎわいづくり
- ・ 復興市街地整備事業等の早期完成 等

その他個別課題の状況【8方策】

- ・ 県外居住被災者の帰県支援
- ・ 災害援護資金の償還対策 等

復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展【15方策】

- ・ こころのケア対策の推進
- ・ ボランティア活動などへの支援
- ・ まちの保健室の定着・発展 等

震災の経験と教訓の継承・発信【28方策】

- ・ 「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進
- ・ 住宅再建共済制度の推進
- ・ 「兵庫の防災教育」の推進
- ・ 国際防災・人道支援協議会に対する支援 等

「3か年推進方策」の総括

高齢者の自立支援

【成果】
高齢者自立支援ひろばを中心に見守り体制が充実
・ ひろばを中心に、地域の多様な主体が連携した見守り体制が実現、定着しつつある。

高齢者を支えるための地域コミュニティづくりが定着
・ 高齢者をコミュニティで支えることや高齢者自身がコミュニティの担い手として活躍していくことが生きがいになるという認識が定着。
・ 様々な地域課題に対する活動との連携などの取り組みが始まっている。

【課題】
個人の生活課題の深刻化とコミュニティの維持

今後の取り組みの方向性

- ・ 専門家や周辺地域など多様な主体を巻き込んだコミュニティづくりが必要
- ・ 複雑化する課題に対する専門家の対応
- ・ 周辺地域の住民と一体となった幅広いコミュニティづくりが必要
- ・ 超高齢社会に対応した持続可能な支援システムづくりが必要
- ・ 中長期的には財源や担い手も含めた持続可能な支援システムの構築が求められる。
- ・ 県外居住被災者対応

まちなぎわいづくり

【成果】
地域におけるまちなぎわいづくりに向けた動きの高まり
・ まちなぎわいづくり一括助成事業終了後も様々な形で取り組みが継続されるなど、一定の成果。
・ 商店街では地域資源の活用や地産地消の取り組み、自治会や婦人会等との連携など地域ぐるみの取り組みを実施。

【課題】
面的整備事業の継続
・ 復興市街地再開発事業、復興土地区画整理事業が事業進行中。
・ 面的整備事業が終了した地域では、空地、空床が解消されていない。
・ 商店街を取り巻く厳しい環境への対応
・ 商圏内の人口が震災前の水準に戻っていない。
・ 消費者購買力の低下や大型店の進出。

【今後の取り組みの方向性】
面的整備事業の早期完成と多様な主体が連携した「まちなぎわい創出」の推進
・ 面的整備事業の未完成による商業活性化の遅れなど、震災の被害の影響から回復できていない地域が存在。
・ 多様な主体が参画した「まちなぎわい創出」への支援が引き続き必要。

その他個別課題への対応

【成果】
県外居住被災者への支援や災害復興
公営住宅の家賃対策などを実施
・ 県外居住被災者に対する相談・情報提供などの帰県支援。
・ 災害復興公営住宅の家賃特別減免から一般減免への移行。

【課題】
貸付金の償還対策などの課題が残る
・ 災害援護資金、生活福祉資金の償還は微増で推移。
・ 高水準の震災関連地方債

今後の取り組みの方向性

- ・ きめ細かな対応を継続
- ・ 貸付金償還対策

復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展

【成果】
先導的取り組みが全県施策として定着・発展
・ 震災復興の過程で生まれた先導的取り組みの多くは、全県施策として定着・発展。

【課題】
先導的取り組みを一層浸透させることが必要
・ 先導的な取り組みを一層浸透させるため、全県施策としての継続的な取り組みが必要。

今後の取り組みの方向性

- ・ 全県施策として積極的に展開
- ・ 先導的取り組みの成果を、今後の成熟社会を切り開くための施策として、県政の中にさらに定着・発展
- ・ 新たな災害文化として継続・発展。

震災の経験と教訓の継承・発信

【成果】
「1月17日は忘れない」ための世代を超えた取り組みの展開
・ 防災力強化県民運動や「1月17日は忘れない」ための取り組みが進展。
・ 人と防災未来センターでは幅広い年齢層に震災の経験と教訓を発信。
・ 「兵庫の防災教育」の取り組みが進展。

国内外へ震災の経験と教訓を発信
・ 災害被災地への人と防災未来センター研究員や「震災・学校支援チーム(EARTH)」の派遣等、震災の教訓を国内外に発信。
・ 国際防災・人道支援協議会(DRA)の取り組みや国際防災研修センターへの支援など、国際防災協力を積極的に推進。

【課題】
震災の経験と教訓の風化が進展
・ 震災の経験と教訓の持続的な継承・発信が必要。

【今後の取り組みの方向性】
震災の経験と教訓を後世に伝え、定着させることが重要
・ 今後の災害による被害を軽減するため、今後も継続的に、震災の経験と教訓を継承・発信していくことが必要。

復興フォローアップ委員会提言
未だ課題が残る「高齢者の自立支援」「まちなぎわいづくり」、被災地の責務として取り組むべき「伝える・備える」を3本の柱にして復興施策を継続。

22年度以降の取り組み

- ・ ポスト3か年推進方策の策定・推進
- ・ 復興フォローアップ委員会の継続 等

平成21年度

復興フォローアッププロジェクト報告

専門委員会の活動状況

高齢者自立支援専門委員会

まちのにぎわいづくり専門委員会

平成22年3月

専門委員会の活動状況

高齢者自立支援専門委員会	まちなのにぎわいづくり専門委員会
<p>7月16日(木)</p> <p>第1回高齢者自立支援ひろばスタッフ研修会 個別支援・地域支援の講義、事例検討</p> <p>7月23日(木)</p> <p>第1回高齢者自立支援専門委員会 及び現地調査</p> <p>21年度高齢者自立支援専門委員会の進め方について 3カ年推進方策の高齢者自立支援に関する課題について 現地調査 西宮市 甲子園口6丁目住宅 同 岡田山住宅</p> <p>10月19日(月)</p> <p>第2回高齢者自立支援ひろばスタッフ研修会 ○精神疾患の高齢者への対応</p> <p>10月23日(金)</p> <p>第2回高齢者自立支援専門委員会 高齢者自立支援ひろば事業の平成22年度以降のあり方について 21年度復興フォローアップ高齢者自立支援専門委員会中間報告(案)について</p>	<p>7月31日(金)</p> <p>第1回まちなのにぎわいづくり専門委員会 及び現地調査</p> <p>21年度まちなのにぎわいづくり専門委員会の進め方について まちなのにぎわいづくり一括助成事業完了団体の評価・検証の実施のしかたについて 3カ年推進方策のまちなのにぎわいづくりに関する課題について 現地調査 伊丹市中心市街地 (伊丹市中心市街地活性化協議会)</p> <p>8月20日(木)</p> <p>まちなのにぎわいづくり一括助成事業 採択団体決定</p> <p>申請9件 採択7件</p> <p>10月28日(水)</p> <p>第2回まちなのにぎわいづくり専門委員会 及び現地調査</p> <p>まちなのにぎわいづくり一括助成事業の平成22年度以降のあり方について 21年度復興フォローアップまちなのにぎわいづくり専門委員会中間報告(案)について 現地調査 新長田駅南地区 (神戸鉄人プロジェクト実行委員会)</p>
<p>12月1日(火) 第1回復興フォローアップ委員会</p>	
<p>12月15日(火)</p> <p>第3回高齢者自立支援ひろばスタッフ研修会 高齢者自立支援ひろば事業の基礎</p> <p>3月5日(金)</p> <p>第3回高齢者自立支援専門委員会 高齢者自立支援ひろばの取組状況の報告 (伊丹市営新田中野住宅) 21年度復興フォローアップ高齢者自立支援専門委員会報告(案)について</p> <p>3月16日(火)</p> <p>第4回高齢者自立支援ひろばスタッフ研修会</p>	<p>2月15日(月)</p> <p>第3回まちなのにぎわいづくり専門委員会 21年度復興フォローアップまちなのにぎわいづくり専門委員会報告(案)について</p>
<p>3月19日(金) 第2回復興フォローアップ委員会</p>	

平成 21 年度復興フォローアップ委員会

専門委員会委員名簿

高齢者自立支援専門委員会〔 : 委員長 : 副委員長〕

氏 名	所 属 ・ 職
市川 禮子	社会福祉法人きらくえん理事長
河合由紀子	わ・輪・W a 尼崎代表
神崎 初美	兵庫県立大学地域ケア開発研究所准教授
○佐藤 寿一	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会事務局長
豊田 俊	兵庫県医師会常任理事
松原 一郎	関西大学教授
室崎 千重	県立福祉のまちづくり工学研究所特別研究員
山添 令子	コープこうべ常勤理事

まちのにぎわいづくり専門委員会〔 : 委員長 : 副委員長〕

氏 名	所 属 ・ 職
東 朋治	(株)神戸ながたティ・エム・オー総括マネージャー
大西 研	西宮商工会議所理事・事務局長
加藤 恵正	兵庫県立大学教授
角野 幸博	関西学院大学教授
小林 郁雄	阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表
濱田 恵三	ジア・デザイン神戸所長
樋口 信子	樋口都市設計代表
古川 潤	(株)ラジオ関西 元代表取締役社長
森崎 清登	近畿タクシー(株)代表取締役社長

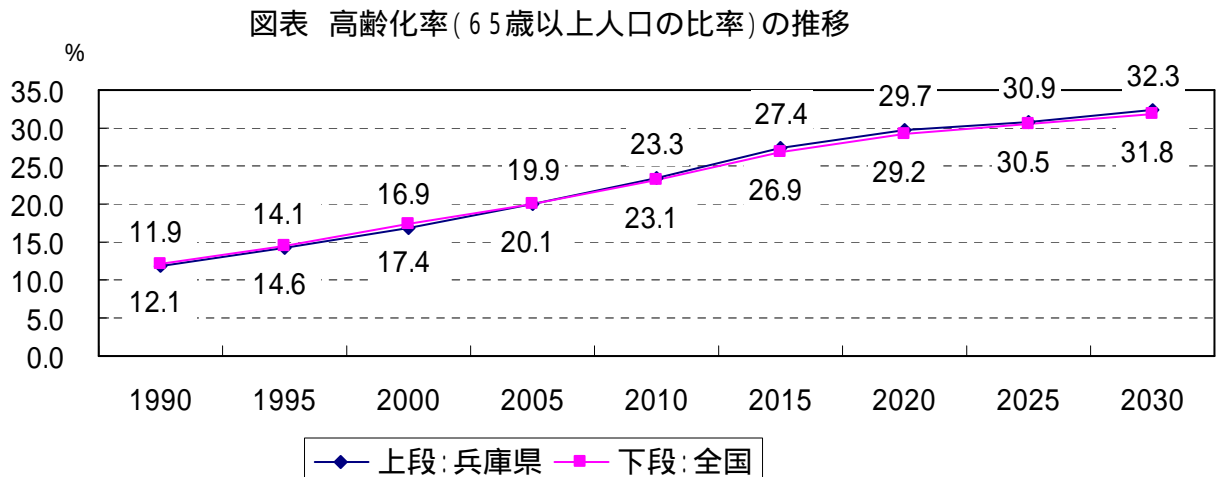
高齡者自立支援専門委員会

1 高齢者を取り巻く現状

高齢者を取り巻く現状について、統計指標のデータ等をもとに整理した。

(1) 高齢化率(65歳以上の人口の比率)の上昇

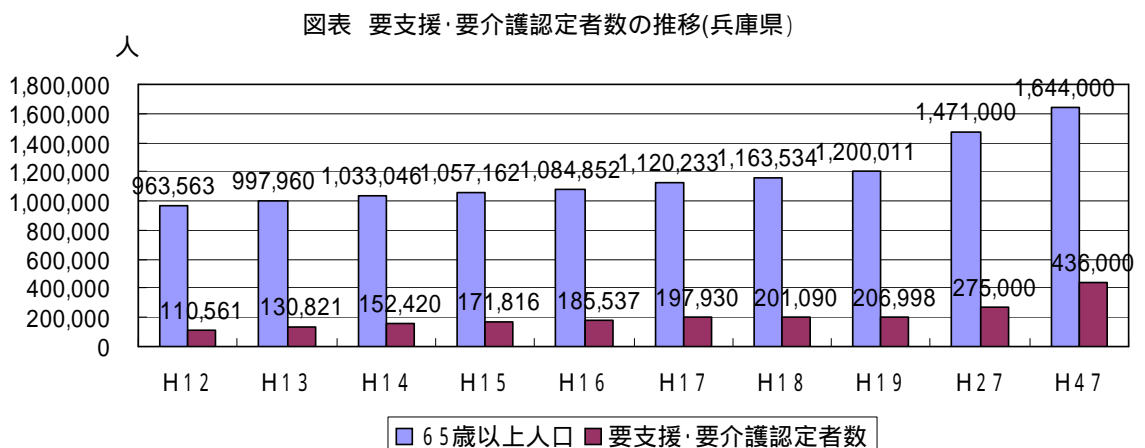
兵庫県の高齢化率は平成17年(2005年)10月時点で19.9%と、全国水準(20.1%)と同等の水準にあり、その率は年々上昇している。



資料: 国立社会保障人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」、「都道府県の将来推計人口(平成19年5月推計)」、「人口減少社会の展望研究報告書(平成17年3月)」(兵庫県)、「平成17年国勢調査第1次基本集計結果」(総務省統計局)

(2) 要介護者等の増加

高齢者の絶対数の増加に伴い、認知症、寝たきりなどの要介護状態になる人も増加している。本県においても、要支援・要介護認定者数が平成12年度の約11万人から平成17年度の約20万人に増加し、平成47年度には、約43万人に達することが見込まれる。



資料: 国立社会保障人口問題研究所「都道府県の将来推計人口(平成19年5月推計)」、「兵庫県地域ケア体制整備構想」及び兵庫県高齢社会課調べ

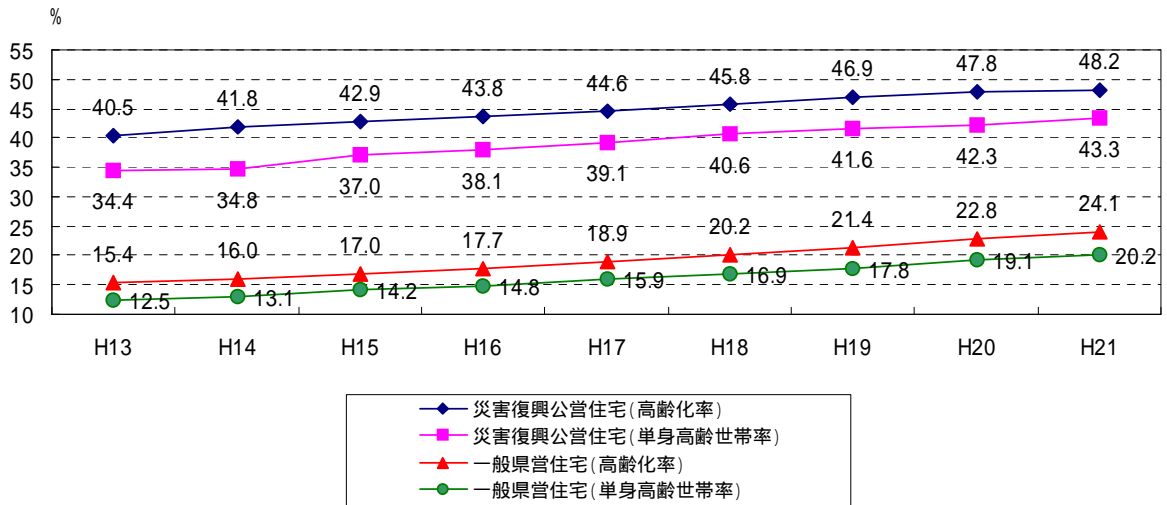
(3) 災害復興公営住宅の状況

高齢化の進展

災害復興公営住宅は、一般県営住宅に比べて著しく高齢化が進んでいる。平成21年11月時点で、災害復興公営住宅の高齢化率は48.2%、単身高齢世帯率は43.3%である。それに対して、一般県営住宅の高齢化率は24.1%、単身高齢世帯率は20.2%である。

認知症や精神疾患、閉じこもりの高齢者が増加するとともに、自治会活動などコミュニティの形成や維持の面でも支障が出ており、今後の加齢とともにこれらの課題の深刻化が懸念される。

図表 災害復興公営住宅の高齢化率及び単身高齢世帯率

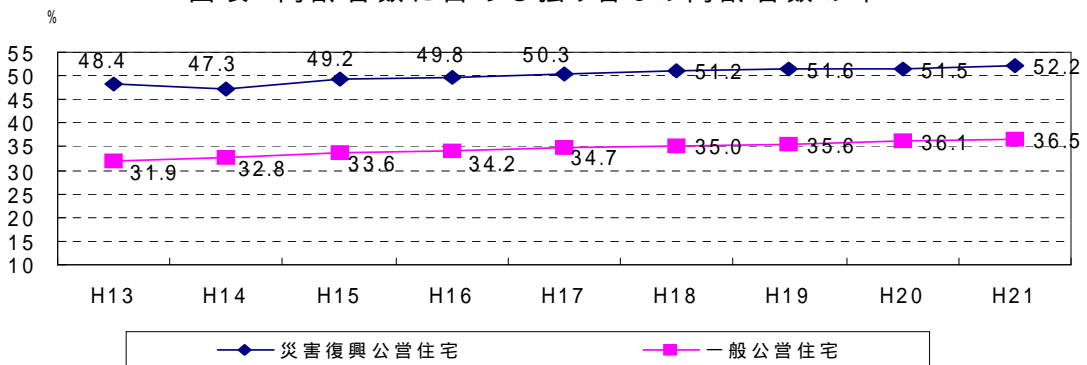


資料：兵庫県復興支援課調べ

単身高齢者の状況

災害復興公営住宅は、単に高齢化率が高いだけでなく、住宅内の高齢者に占める単身高齢者の多さも特徴といえる。単身高齢者の割合はいずれも増加傾向にあるが、平成21年では、災害復興公営住宅においては52.2%であり、一般の県営住宅の36.5%（県の平均 17.5%（H17国勢調査））と比べはるかに高い水準で推移している。

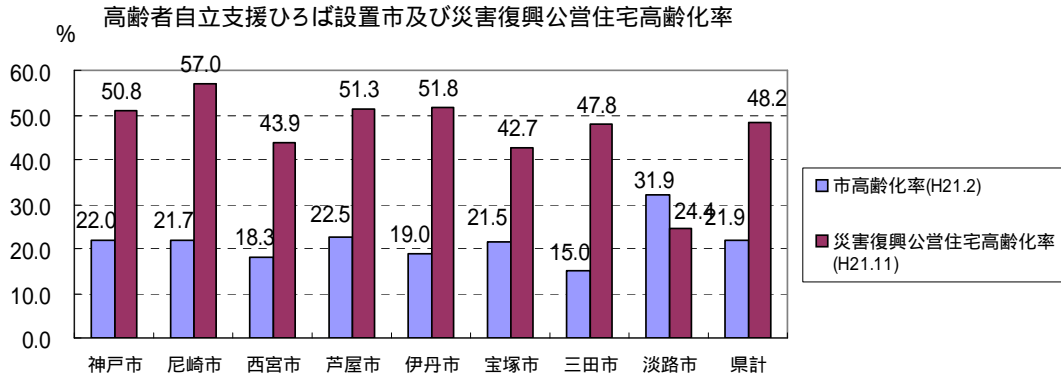
図表 高齢者数に占める独り暮らしの高齢者数の率



資料：兵庫県復興支援課調べ

各市の全体の高齢化率との比較

高齢者自立支援ひろばを設置している市ごとに市全体の高齢化率と災害復興公営住宅の高齢化率を見ると、ほとんどの市において、災害復興公営住宅の高齢化率が市全体の高齢化率の2倍以上となっている。一方、高齢化が進んでいる淡路市では、逆に、市全体の高齢化率が災害復興公営住宅の高齢化率を上回る状況となっている。

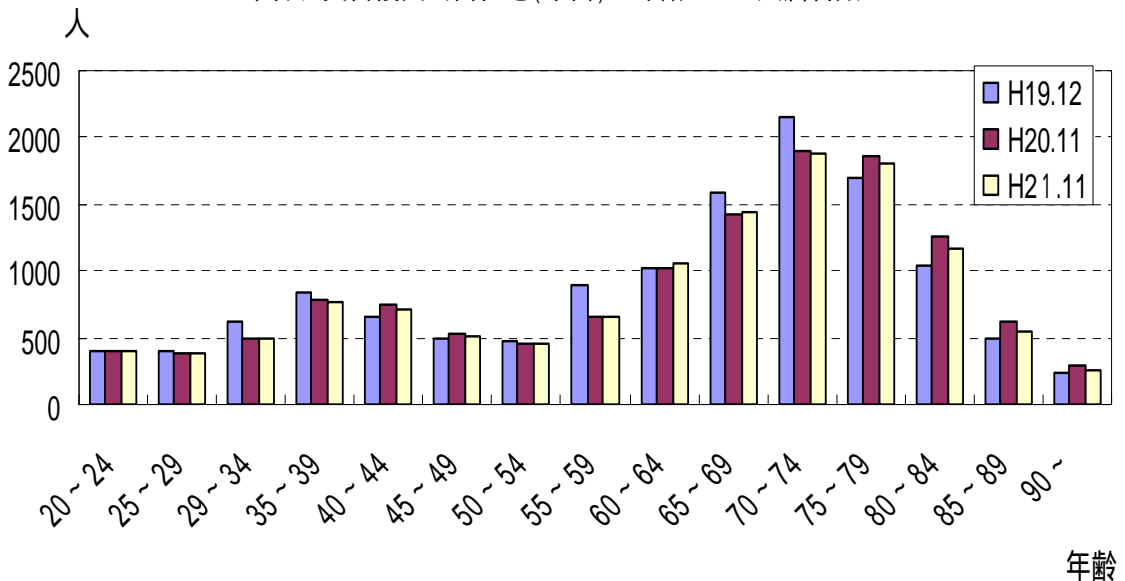


資料：兵庫県情報事務センター「厚生統計情報」、兵庫県復興支援課調べ

住民の年齢構成の状況

災害復興公営住宅の年齢ごとの入居者数について、昨年と比較すると、65～74歳までの前期高齢者は減少しているのに対し、75歳以上の後期高齢者は増加している。今後もこの傾向は続くと思われることから、災害復興公営住宅の高齢化の課題は、より深刻さを増していくことが懸念される。

図表 災害復興公営住宅(県営)の年齢ごとの入居者数



資料：兵庫県復興支援課調べ

(4) 高齢者の見守りに係る最近の動向

平成21年1月に「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が改正され、都道府県において、高齢者居住安定確保計画が策定できることとなった。

国が示す、計画のイメージでは、借家等に居住する単身又は高齢者のみ世帯で、要支援・要介護・虚弱な高齢者を「重点配慮高齢者世帯」と位置づけ、これら的高齢者が「住まい」、「見守り・生活支援」、「介護」の3点を確保することを目標としている。「安心住空間創出プロジェクト」の推進とともに、「住宅施策」と「高齢者自立支援施策」の連携の動きは強まっている。

県では、市町の地域福祉計画のガイドラインとなる「地域福祉支援計画」を平成21年4月に改正し、「地域の福祉力」の創造的再生に取り組むことを明確にした。その中でも、高齢者自立支援ひろばは、「地域ケアシステム」の実践事例として紹介されている。

高齢者居住安定確保計画

- ・重点配慮高齢世帯が「住まい」「見守り・生活支援」「介護」を確保することを目標
- ・公的主体によるケア付き住宅と施設でまかなう世帯の目標を設定
- ・その他の世帯に関しても、住宅のバリアフリー化による住まいの確保、介護サービス拠点の充実とともに、安心住空間創出プロジェクト等により、地域コミュニティ、事業者等による見守り・生活支援サービスを活性化。

「安心住空間創出プロジェクト」の概要

- ・公営住宅等について、新築・改築時や住戸退去等にバリアフリー改修を実施
- ・新築・改築時に高齢者向けサービス拠点の一体的整備
- ・高齢者向けサービス拠点等のために空き地、空き店舗等を譲渡・賃貸
- ・介護、医療拠点や孤立予防拠点等の整備を支援 等

兵庫県地域福祉支援計画

市町の地域福祉支援計画のガイドラインとして、社会福祉法第108条に基づき策定。

【今回の改正の概要】

計画期間 平成21年度～平成25年度（5カ年）

改正目的

一人暮らしの高齢者や引きこもり等の社会的孤立を地域社会全体で受け止め、さまざまな縦割りの福祉サービスを地域の現場で総合的かつ横断的に活用し、福祉サービスの対象とならない課題にも対処できるよう、次の観点から改定。

- ・市町行政に向けた計画づくりの具体的な内容の提起
- ・地域のつながりの再構築に資する「地域福祉計画」のあり方の提起
- ・プロセス重視の計画づくりと実践化の提起

2 県の取り組み

(1) これまでの取り組み

兵庫県では、時々の状況に応じ、相談や見守り対応などの支援を実施してきた。

仮設住宅期の支援

生活支援アドバイザー（最大 149 名）を配置し、個別訪問により恒久住宅移行に向けた情報提供等

ふれあいセンターの設置によるコミュニティの拠点づくり

保健士、栄養士による巡回訪問を実施

恒久住宅への移行後の支援

生活復興相談員（最大 165 名）を配置、個別訪問による相談や情報提供を実施
コミュニティプラザの設置と運営補助によるコミュニティづくりの支援

生活復興相談員から S C S（高齢世帯生活援助員）への移行（平成 13 年度）

生活復興相談員から、支援対象を高齢者に特化し、より高い密度で訪問や相談をおこなう S C S（最大 102 名）に移行

S C S にコミュニティ支援業務を付加

まちの保健室による健康づくり

S C S から高齢者自立支援ひろばへの移行（平成 18 年度）

相互に支えあう温かいコミュニティを基礎とした、地域主体の高齢者自立支援システムの構築のため、巡回型の S C S から、順次、常駐型の高齢者自立支援ひろばへの移行を開始

(2) 高齢者自立支援ひろばの取り組み状況

被災高齢者の自立支援施策の軸は、平成 18 年度に「S C S（高齢世帯生活援助員）」から「高齢者自立支援ひろば」（以下「ひろば」という。）へとシフトした。それ以降、順調に新規開設が進められており、平成 21 年 11 月末で 32 箇所の“ひろば及びランチ”が設置されている。

高齢者自立支援ひろばの事業概要

設置場所：災害復興公営住宅の空き住戸やコミュニティプラザ等

“ひろば”の運営：市又は市から社会福祉法人、NPO 法人等へ委託

“ひろば”の 4 つの機能

見守り機能	・ひろばを置く住宅の常駐型見守り、緊急時の対応 ・近隣の災害復興公営住宅等への巡回型見守り
健康づくり機能	・まちの保健室、ミニデイサービス、会食サービス ・料理教室など趣味の講座などの生きがいづくり事業
コミュニティ支援機能	・ふれあい喫茶、花見・夏祭りなどの季節行事、映画会など、住民同士の交流を促進しコミュニティの形成に資する事業
支援者のプラットフォーム機能	・高齢者、その他の住民、支援者、専門職等の情報交換の場 ・福祉相談会や情報誌の発行など高齢者への情報発信

各市の開設状況 (H22.2末)

市	開設数		運営団体	設置場所	現状・取り組みの特徴等
	実績	21 末 見込み			
神戸市	22(1)	22(5)	地域包括支援センターの運営法人	空き住戸・コミュニティプラザ・プレハブ	現在、ひろばから SCS への移行中、ひろばを地域包括支援センターのブランチと位置づけ、同一法人が一体的に運営を行っている。
尼崎市	2	2	市直営	空き住戸	平成 20 年度に 2 箇所を開設、SCS から移行した。
西宮市	2	2	西宮市社会福祉協議会	空き住戸・福祉施設	平成 20 年度から市社会福祉協議会へ運営委託。
芦屋市	1	1	株式会社アスクエア	福祉施設	地域密着型多機能施設の運営法人である株式会社が運営。
伊丹市	1	2(1)	市直営	空き住戸	コミュニティ支援は市嘱託員が実施。見守りはシルバー人材センターに委託。
宝塚市	5(1)	5(1)	宝塚市社会福祉協議会	コミュニティプラザ・福祉施設	神戸市に次いで、ひろば開設数が多く、開設場所、事業内容も多様。
三田市	1	1	三田市社会福祉協議会	福祉施設	当該地域の地域福祉を推進している地域福祉支援室内に設置している。
淡路市	2(1)	2(1)	淡路市社会福祉協議会	福祉施設	市社会福祉協議会北淡支部と同一建物内に設置されている。
計	32(3)	42(5)			

() はブランチ数 (内数)

ひろば活動状況 (H20 年度実績)

見守り対象世帯 1, 7 5 4 世帯
 健康づくり事業の実施回数 2 3 7 事業
 コミュニティ支援事業の実施回数 3 9 3 事業
 プラットフォームの場としての活用 1, 4 2 9 日

H 2 0 末でのひろば設置数：2 7 箇所

スタッフ研修の実施状況

高齢者自立支援ひろばのスタッフが、高齢者自立支援ひろばの機能を認識し、ひろばがめざす、地域コミュニティが主体となった、高齢者自立支援システムの構築をすすめるため、スタッフ研修を実施している。

H 2 0 年度 2 回実施 (出席者 延べ 7 9 名)

H 2 1 年度 4 回実施 (出席者 延べ 1 5 4 名)

(3) 高齢者自立支援ひろば事業の充実への取り組み

高齢者自立支援ひろば事業については、本委員会の提言を踏まえ、機能の充実を図っている。

<平成18年度の提言要旨と対応状況>

【提言要旨】

- ひろばのねらいと機能の周知と関係主体のコーディネート能力の向上が必要。
- 現場でのカウンセリング能力の向上が必要。
- ノウハウ等の共有のため、当事者間の交流機会の提供と細やかなフォローアップが必要

(対応状況)

ひろば運営主体と県、市、高齢者自立支援専門委員会委員との意見交換の場として、キックオフ・フォーラムを開催し、ひろばについて関係者間での認識の共有を図った。また、スタッフに対しては、高齢者自立支援専門委員会委員によるセミナーを開催し、見守り支援者として、カウンセリング能力や観察能力など個別支援のための能力向上を図った。

<平成19年度の提言要旨と対応状況>

【提言要旨】

- 様々な専門家（職業人）とのネットワークづくりが不可欠である。
- 周辺地域を取り込んだコミュニティの再構築とそのための支援が求められている。
- ネットワークづくりやコミュニティワークの必要性への認識を深め、スキルの向上に資する研修が必要である。

(対応状況)

ひろばスタッフ等が高齢者自立支援ひろばの目的や理念を共有し、個別支援だけでなく、コミュニティ支援やネットワークづくりも、重要な機能であるとの認識を醸成するための研修を開始した。平成20年度は2回研修を実施し、提言内容を的確にスタッフに伝えるため高齢者自立支援専門委員会委員を講師とした。

<平成20年度の提言要旨と対応状況>

【提言要旨1】

- 地域の福祉力の向上のため、ひろば事業を継続するとともに、これまで支援の対象としてこなかった公営住宅にも積極的に支援していくことが必要である。

(対応状況)

平成21年度から、ひろばやLSAの支援を受けていないが、高齢化率の高い公営住宅に、高齢者自立支援ひろばと連携してひろばと同等の機能を発揮する高齢者自立支援ひろばランチの開設を行っている。

【提言要旨2】

- コミュニティ支援の重要性を認識し、コミュニティ支援による地域の福祉力の向上に取り組むべきである。
- 地域包括支援センターとの連携強化とともに、ひろばも独自のネットワークを持ち、課題対応力を高めるべきである
- 地域づくりのためのスキルアップを図るための研修の継続的な実施が望ましい。

（対応状況）

平成21年度は、コミュニティ支援、精神疾患など、現場のニーズに応じた研修を実施している。

特に、コミュニティ支援については、ひろば事業におけるコミュニティ支援の重要性に鑑み、県社会福祉協議会の協力のもと「地域福祉コーディネーター指導員」によるコミュニティづくり、ネットワークづくりについての研修を実施。ネットワークづくりのためのエコマップの活用などをプログラムに取り入れ、ひろばにおけるコミュニティ支援機能の充実を図っている。

（4）ひろば事業の成果と課題

高齢者個人への支援

【成果】

ひろばスタッフは、SCSの経験者が多く、これまでの見守り支援の経験や培ってきた対象者との信頼関係をもとに効果的な支援を行っている。常駐することにより、住民が気軽にひろばを訪問でき、住民とのかかわりが増え、入手可能な情報が増えている。それにより、支援が必要な者を発見し、迅速かつ適切な支援が可能となっている。また、これまで地域のネットワークからもれ支援を受けていない高齢者や新たに支援が必要になった高齢者の発見に繋がっている。

【課題】

精神疾患などのケースでは、ひろばスタッフだけでは解決できないものがある。スタッフが細やかな支援を行うことで、様々な課題をスタッフが抱え込み、本来であれば、介護保険に繋げていくようなケースなどについても、スタッフが対応し、適切な公的サービスに繋がっていない事例も見られる。

コミュニティへの支援

【成果】

ひろばが、自治会長からの相談に対応し、公的機関への窓口となるなど、自治会長の負担を軽減し、自治会活動の円滑化に寄与している。ひろばのサービスを周辺地域の住民が利用するなどにより、周辺地域の住民と公営住宅の距離間が縮まり、今後、災害復興公営住宅の課題を周辺地域とともに考え、対応していく土台ができつつある。高齢者自立支援以外の地域活動と連携し、高齢者が活躍する場づくりに取り組むひろばがでてくるなど、高齢者自立支援からコミュニティ全体の中に活動を広がりつつある。

【課題】

住民のひろばへの依存が強まり、住民相互の見守りなど、本来ひろばが目指した地域主体の見守りシステムの構築がすすんでいないところもある。ひろばスタッフが個別支援の対応に忙殺されており、コミュニティづくりなどに取り組む余力がない状況も生じている。市社会福祉協議会等の関与やスタッフの取り組み姿勢等により、コミュニティ支援について、成果があがりつつある住宅とそうでない住宅の差が大きくなっている。

事例 住民参画の見守りシステムづくり - 神戸市営 房王子住宅 -

高齢者自立支援ひろばスタッフが住民に呼びかけ、棟ごとに見守りを行う有志を募集、房王子コミュニティフレンズ（BCF）として登録。房王子コミュニティフレンズ（BCF）は、見守り訪問を行うほか、ひろばでスタッフと定期的な情報交換や自主的な研修会を行っている。

事例 子育て支援NPOとの連携 - 神戸市営 桜の宮住宅 -

ひろばが団地内にある廃園となった幼稚園を活用しており、そこを拠点に活動している子育て支援のNPO法人と連携した取り組みが始まっている。子育て世帯と高齢者の交流会がH21.10に初めて実施された。当初は硬さもあったが、最後には、自発的に子供と母親に折り紙を教える高齢者が現れるなど、今後の取り組みの発展が期待される。

事例 地域コミュニティとの連携 - 県営 福井鉄筋住宅（宝塚市） -

福井鉄筋住宅には、コレクティブハウジングとして建設され、大きな交流スペースを有している。そこを地域にも開放し、ひろばと地域のボランティアが協働し、住宅や周辺地域の住民を対象とした「茶話会」を実施している。また、ひろばに「福祉相談窓口」を開設し、周辺地域の住民も対象に相談業務を行っている。これらの取り組みにより、住宅と周辺地域の距離感が縮まりつつあり、当初、災害復興公営住宅に無関心だった地域住民も次第に関心を持ち、自分たちの課題として認識するようになりつつある。

3 高齢者自立支援の課題

高齢者自立支援専門委員会及びその現地調査において意見交換を行い、その中で以下のような課題が浮かびあがってきた。

災害復興公営住宅の高齢化の深刻化

災害復興公営住宅の高齢化は依然として深刻であり、高齢化による課題をはじめ、様々な生活上の課題を抱えた高齢者が増加している。また、高齢者の生活の支えとして大きな役割を担っている地域コミュニティも担い手不足等により疲弊が深刻となっている。

認知症、ADL（日常生活動作）の低下などで、自立生活が困難な高齢者が多く存在している。また、同一の高齢者が、経済的困窮や肉親関係との断絶、孤独感からのアルコール依存、閉じこもり、精神疾患や嫌人的な行動など、様々な課題を抱えている例が多く、対応を一層困難なものにしている。

地域コミュニティにおいても、自治会役員のなり手がいなくなり自治会が解散してしまったところや、清掃に参加する住民が少なくなり住宅管理を外部委託せざるを得ないところがあるなど、コミュニティの担い手不足が深刻化している。自治会役員が、問題を抱える高齢者への対応を他の住民から依頼されることも多く、それらが役員の負担となり、担い手不足の一因となるなど、問題を抱えた住民の行動により、コミュニティ活動が停滞してしまう事例もある。さらに、災害復興公営住宅が建設から日も浅く、建設時のいきさつなどから、周辺地域との関係を十分に築けておらず、公営住宅のコミュニティそのものが孤立してしまっているところもある。

現在の高齢者自立支援ひろば事業では対応しきれない課題の存在

高齢者自立支援ひろば事業は、個人への支援とコミュニティ支援を一体的に実施する地域の拠点であり成果もあがってきているが、課題の深刻化に伴い、ひろばだけでは対応できない状況も生じている。

災害復興公営住宅の高齢者の課題が深刻化し、また複雑化していくなかで、ひろばだけでは対応できず、様々な分野の専門機関や専門職の関与が必要な課題が多くなってきている。また、適切な専門機関等の関与が不十分なひろばでは、ひろばスタッフが個別課題を抱え込み、個別の対応に手を取られて、コミュニティへ十分な支援ができないという状況も生じている。

災害復興公営住宅の高齢者自立支援施策の継続性

災害復興公営住宅における高齢化の諸課題は、その性質上、長期的に対応していくことが求められるが、現在の復興施策としての枠組みでは、継続性に問題がある。

若年世帯等の優先入居等の取り組みも行われているものの、災害復興公営住宅の高齢化率は、当面、高い水準で経過するため、高齢者の自立支援施策は長期的に対応していく必要がある。現在は復興施策として、特別な支援が行われている状況であり、施策の枠組みとして継続性に問題がある。

4 2 2 年度以降の高齢者自立支援施策の取り組み方針についての提言

提言要旨

1 災害復興公営住宅の高齢化の現状に鑑みれば、高齢者の自立支援は継続していく必要があると考える。

現在、取り組んでいる高齢者自立支援ひろば事業は、見守りをはじめ、コミュニティづくりやネットワークづくりにおいて成果があがりつつあり、その成果を定着・発展させ、地域が主体となった高齢者自立支援システムを確立するため、ひろば事業及び関連事業を中長期的に継続する必要がある。

2 復興住宅における問題は深刻化し、困難事例が多く見られるようになってきた。見守りとコミュニティ支援を中心としたひろば事業だけでは対応しきれない状況も生じている。ついては、ひろばの充実を図るため、次の点について、既存施策との連携やひろば事業の拡充等を検討すること。

高齢者が安心して生活を続けることが出来るよう、専門的なケアを受けられる体制づくり。

様々な分野の専門家が、災害復興公営住宅に関与していけるプログラムづくり。(権利擁護、精神保健、介護保険サービス等)

コミュニティ支援を安定的に実施できる体制づくり。

3 高齢者の自立は、一般の福祉施策等において、継続可能な枠組みの中で達成されるべきものである。そのためには、災害復興公営住宅のコミュニティを様々な関連組織と周辺地域が関わったコミュニティとして再構築し、福祉をはじめとする様々な施策を一元的に運用していくことが重要であり、そのための地域福祉の拠点としての役割を高齢者自立支援ひろばが担うことが期待される。

そして、今後の超高齢社会に向けた支援システムづくりを検討するため、先駆的事例として、災害復興公営住宅での取り組みについて、成果と課題を蓄積し、成功事例を積み上げていくことが望まれる。

提言1 < 高齢者自立支援ひろば事業等の継続 >

高齢者の個別支援とコミュニティ支援を総合的に行っている、高齢者自立支援ひろば事業の継続が必要

- 災害復興公営住宅の高齢化率は非常に高く、さらに、今後は75歳以上の高齢者が増加していく。当面は、高齢化による課題は、深刻さを増すことが予測され、引き続き災害復興公営住宅の高齢者を支援していく取り組みが必要である。
- また、災害復興公営住宅では、高齢者個人の課題とコミュニティの課題が相互に関連を持っており、それらを総合的に支援していくことが必要である。その点において、現在の高齢者自立支援ひろば事業の方向性は妥当である。

- 先に指摘したとおり、ひろば事業の成果が見えつつあり、その成果を定着・発展させ、地域主体の高齢者自立支援システムを確立することが必要である。そのため、高齢者自立支援ひろば事業については、「まちの保健室」等の補完する事業とともに、中長期的に継続をする必要がある。

提言2 < 様々な困難事例への対応 >

様々な困難事例にも対応できるよう、ひろばの充実を図ることが必要

- 高齢化により災害復興公営住宅の問題は深刻の度を加えており、ひろば事業だけでは対応しきれない困難事例も生じている。しかし、地域や個人の生活は、そういった問題を含んでおり、高齢者自立支援ひろばが本来おこなうべき見守りやコミュニティ支援等も、困難な問題だけを切り離すことはできず、総合的な対応が求められる。
- そのことを踏まえ、次の3点について、介護保険サービス、精神保健、医療等の様々な既存の制度との連携を強化し、必要に応じてひろば事業を拡充し、対応していくことが必要と考える。

高齢者が安心して生活を続けることが出来るよう、専門的なケアを受けられる体制づくり

- 高齢者自立支援ひろばの機能である見守りに関しては、問題が深刻化するなかで、様々な高齢者の生活課題に関与し支援を行っている場合も多い。しかし、このような支援のうちには、本来は、介護保険などで対応可能な内容も含まれている。
- 高齢者は、日常的に繋がりがあリ信頼もしているひろばのスタッフの方が、介護サービス事業者より依頼しやすいため、介護保険の家事援助等として対応すべきこともスタッフに依頼し、また、スタッフもこれまでの人間関係からそれを受けるといった関係が定着してしまっている。ひろばスタッフの意識の持ち方が要因である面も大きい。介護保険サービスである地域密着型サービス等の普及が進んでおらず、その穴埋めを高齢者自立支援ひろばが行っているという側面もある。
- しかし、高齢者自立支援ひろばは、見守りや相談による問題の発見や住民と住民をつなぐコミュニティづくりなど、介護保険制度外の支援を行うものであり、ひろば制度は、介護保険制度を完全に代替しうる設計でもなく（スタッフのスキル、24時間対応など）また、今後もそれを目指すべきではない。
- したがって、高齢者自立支援ひろばにおいては、スタッフ研修等により、介護保険事業者との連携を図っていくように徹底することが必要である。その一方で、今後の超高齢化による専門的な生活支援の必要性を考えれば、災害復興公営住宅等に介護保険サービスを誘致し、高齢者がサービスを受けやすい環境整備を図るべきである。

様々な分野の専門家が、災害復興公営住宅に関与していけるプログラムづくり。
(権利擁護、精神疾患、介護保険サービス等)

- 個別の支援においては、経済的困窮、精神疾患、認知症等の様々な問題が複合的に関与し、ひろばスタッフだけでは対応しきれない状況が生じている。こういった困難事例については、専門家が関与していく仕組みが必要であり、ひろばで、そのようなネットワークをつくっていくことが必要である。
- ネットワークづくりについては、スタッフ個人のスキル等を向上するための研修に取り組んできたが、それだけでは現状の切迫した状況に対応しきれない状況がある。
- ついては、そういった専門家へのスタッフの働きかけを促すだけでなく、定期的な巡回訪問を行うプログラムをつくり、事業化するなど、専門家から継続的にひろばに関与していく枠組みを設けることが必要となっている。
- 特に多くの課題が見られる精神保健、権利擁護、介護保険サービス等の分野で連携を構築していくことがとりわけ重要である。

コミュニティ支援を安定的に実施できる体制づくり。

- 高齢者自立支援ひろばでは、スタッフは非常に困難なケースを多く抱え、その対応に忙殺されている。そういった状況において、地域を客観的に見ながらコミュニティづくりを行う余裕がないなどのところもある。
- 災害復興公営住宅のコミュニティは、高齢化率が一般の地域と大きくかけ離れて高いため、困難な問題を抱えた住民が多い、周辺地域との関係も脆弱であるなど、特殊な問題を抱えている。
- こういう現状において、ひろばがコミュニティ支援を安定的に行うためには、地域づくりの専門家である、市社会福祉協議会の職員のフォローと市社会福祉協議会が実施している地域づくりの取り組みとの連携が不可欠であり、そのうえで、災害復興公営住宅におけるコミュニティ支援のノウハウを共有していく体制づくりが必要である。

提言3 < 支援システムの継続性に向けての検討 >

超高齢社会に対応した、持続可能な支援システムを検討すること。

- 災害復興公営住宅に対しては、現在、復興施策として特別な支援が行われているが、本来、高齢者の自立支援は、一般の福祉施策、住宅施策等において、継続可能な枠組みの中で達成されるべきものである。そして、その支援システムは、災害復興公営住宅への支援を継続できるというだけでなく、超高齢社会における、高齢化が極端に進んだ集合住宅や地域への対応も可能なものとして検討されるべきである。
- そういった支援システムを災害復興公営住宅で構築するためには、コミュニティを、住宅の住民だけでなく、地元自治体や専門機関や専門職など様々な主体が関与し、地域的にも周辺地域を巻き込んだ、より幅広いコミュニティとして再構築する必要がある。そして、縦割りとなりがちな福祉や住宅など様々な施策を、個人の生活課題に応じて一元的に運用していくことが重要である。高齢者自立支援ひろばは、そのための地域福祉の拠点としての役割を担うことが期待される。
- 現在の高齢者自立支援ひろば事業においては、住宅の高齢化の進展とともに、高齢者への個別支援の困難度が増し、コミュニティ支援が十分にできない、ひろばだけで対応してしまい適切な専門家等に繋がっていかない、などの制度としての課題も出てきている。コミュニティづくり、ネットワークづくりへの指導・援助や介護保険サービス事業所との連携促進など、これまで以上の取り組みを進めていく必要がある。
- 今後の超高齢社会において求められる、多くの機関や主体の関与するコミュニティのもとで、包括的にサービスを提供する高齢者の自立支援システムづくりのためには、ひろば事業を個人とコミュニティに対する支援を展開する先駆的事例であると位置づけ、成果や課題などを蓄積し、県下にすでに展開している災害復興公営住宅という超高齢社会への成功事例を積み上げていくことが望まれる。

高齢者自立支援専門委員会 現地調査等の実施状況

高齢者自立支援ひろば事業の実施状況について、高齢者自立支援ひろばの設置住宅について現地調査等（視察・ヒアリング）を行い、前年度から引き続き「現場」の視点から見た課題の抽出を行った。

西宮市の取り組み

1 調査対象の概要

西宮市営甲子園口6丁目住宅、西宮市営岡田山住宅に設置している高齢者自立支援ひろばを調査

	甲子園口六丁目住宅	岡田山住宅
住宅の概要	甲子園口六丁目1 - 1ほか 高齢化率 39.2% (190人 / 485人) 単身高齢世帯率 34.8% (94世帯 / 270世帯)	愛宕山2 - 15 高齢化率 55.8% (58人 / 104人) 単身高齢世帯率 34.3% (22世帯 / 64世帯)
	運 営：西宮市社会福祉協議会 設置場所：コミュニティプラザ	運 営：西宮市社会福祉協議会 設置場所：コミュニティプラザ
ひろばの概要	【見守り】 対象世帯 15世帯 ほか巡回見守り 7住宅59世帯	【見守り】 対象世帯 9世帯 ほか巡回見守り 10住宅71世帯
	【健康づくり】 まちの保健室 月1回 体操 週2回	【健康づくり】 健康づくり講座 月1回
	【コミュニティ支援】 交流事業（茶話会等） 月1回 周辺地域の交流事業の参加 月3回	【コミュニティ支援】 交流事業（茶話会等） 月2回 周辺地域の交流事業の参加 月2回
	【プラットフォーム】 地域包括支援センター、地区社協との情報交換 自治会長、民生委員との各種打ち合わせ	【プラットフォーム】 地域包括支援センター、地区社協との情報交換 自治会長、民生委員との各種打ち合わせ

2 開催概要

<実施年月日> 平成21年7月23日(金)

<出席者>

高齢者自立支援専門委員 4名

行政関係 15名

(防災企画局長・復興支援課長・西宮市高齢福祉グループ)



<西宮市の取り組みの特徴>

平成18年度から、2か所のひろばを開設し、平成19年度までは、市直営で実施してきた。

市の住宅部局については、市営住宅の供給が不足しているため、ひろばとして住戸を利用することは困難とのことで、コミュニティプラザを利用してひろばを開設している。

ひろばの活動における、地域のコミュニティづくりなどの社会福祉分野が多いこと、市の人事システムではひろばスタッフとして同一人が継続して従事することが難しいため、運営を市社会福祉協議会に委託することとなった。

<対象住宅の取り組み状況>

ひろばの設置効果

- ・甲子園口六丁目の自治会長からは、ひろばは行政窓口と違って話がしやすく、相談できるので助かるとの意見であった。
- ・ひろばが行政や地域包括支援センターの相談窓口となっているとの認識が住民に広がり、これまで自治会長に相談に依っていたものがひろばにまず相談しようという方向に変わってきた。
- ・一方で岡田山住宅は、精神疾患を抱えた住民が問題を起こし、コミュニティ活動が停滞している。その住民の相手をさせられるということで、自治会役員にもなり手がいない
- ・岡田山住宅は、ひろばが住民の動線から外れているので、住宅の状況が把握しにくい。

課題

- ・甲子園口六丁目はいい方向に進んでいるが、岡田山の支援はうまくいかない。
- ・西宮市において、ひろばはモデル的な取り組みであるが、財政的にもこれをそのまま全市で実施することは困難。ひろばの終わり方を考えながら、一般施策の中にひろばの仕組みのエッセンスをどう残していくか考える必要がある。

伊丹市の取り組み

1 対象住宅の概要

伊丹市営新田中野住宅の取り組み状況について、伊丹市職員、ひろばスタッフからの現場報告を実施

新田中野住宅（1号館）	
住宅の概要	伊丹市中野東2丁目92番地の1
	高齢化率 56.3%（48人 / 87人） 単身高齢世帯率 32.6%（16世帯 / 48世帯）
ひろばの概要	運営：伊丹市・伊丹市シルバー人材センター
	設置場所：304号室
	【見守り】 対象世帯 11世帯
	【健康づくり】 まちの保健室2ヶ月に1回、保健士による健康相談2ヶ月に1回（交互に実施）
	【コミュニティ支援】 歌声ふれあい喫茶、季節の行事等
【プラットフォーム】 ボランティアとの連絡調整	

2 実施概要

<実施年月日> 平成22年3月23日（金）

<出席者>

高齢者自立支援専門委員 6名

行政関係 12名

（防災企画局長・復興支援課長・伊丹市高年福祉課）

<伊丹市の取り組みの特徴>

平成18年度から、1か所のひろばを開設し、当初、住宅課で対応していたが、平成21年度からは高年福祉課に移管。

- スタッフとして介護福祉士の資格を有する嘱託員を市が雇用。コミュニティ支援や困難事例への対応を行っている。見守りについては、伊丹市シルバー人材センターに委託している。

<対象住宅の取り組み状況>

ひろばの設置効果

- ・コミュニティ支援事業に住民等からボランティアの参加が増えてきた。
- ・ひろばが早期に課題を抱えた高齢者を発見し、細やかな対応をしたことで、高齢者の生活状況が大幅に改善した事例が見られる。
- ・住宅課から高年福祉課に移管されたことにより、地域包括支援センターなどの一般の福祉施策との連携がようやく始まったところである。

課 題

- ・災害復興公営住宅の棟と立替により従来の入居者が入っている棟が混在している。自治会の有無などのコミュニティの状況の相違や住民感情などにより、一体的なコミュニティ支援が困難となっている。
- ・ひろばスタッフが幅広い課題を受けすぎ、適切な専門機関等に繋がっていない状況が見られる。
- ・個人情報保護法への意識が強く、専門職間でも生活課題を抱える住民の情報の共有が難しいことも大きな課題である。

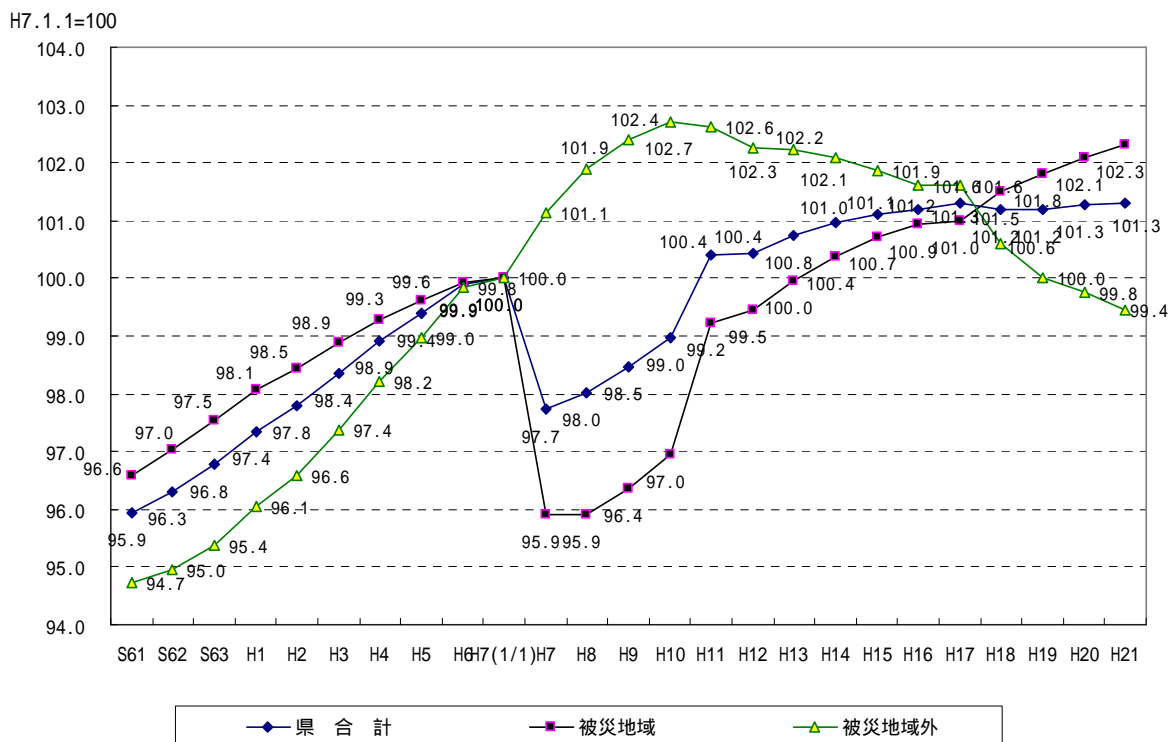
まちのにぎわいづくり専門委員会

1 まちのにぎわいを取り巻く現状

まちのにぎわいを取り巻く現状について、統計指標のデータ等をもとに整理した。

(1) 人口の状況

震災の影響により、県内人口、とりわけ被災地域の人口は大きく減少したが、兵庫県全体では平成11年、被災地全体では平成13年に震災前の水準に回復しその後も増加傾向にあるが、一方、平成21年10月時点において、神戸市兵庫区、長田区、須磨区、垂水区、尼崎市、淡路島3市では、人口の回復が進んでおらず、地域差が鮮明になってきている。



(2) 復興市街地整備事業の状況

被災市街地復興推進地域における面的整備事業（復興市街地再開発事業・復興土地区画整理事業）は、概ね順調に進捗しているものの、一部の地区では事業が現在も継続中である。

被災市街地復興推進地域における面的整備事業の進捗状況

事業名	被災市街地復興推進地域数 (面積)	事業地区数	事業		管理処分決定率 仮換地指定率 (敷地面積比)
			事業中	完了	
市街地再開発事業	6 (33.4ha)	15	6 ¹	9	88%
土地区画整理事業	13 (255.9ha)	20	1 ²	19	99%
計	19 (289.3ha)	35	7	28	-

1 新長田駅南6地区

2 新長田駅北地区

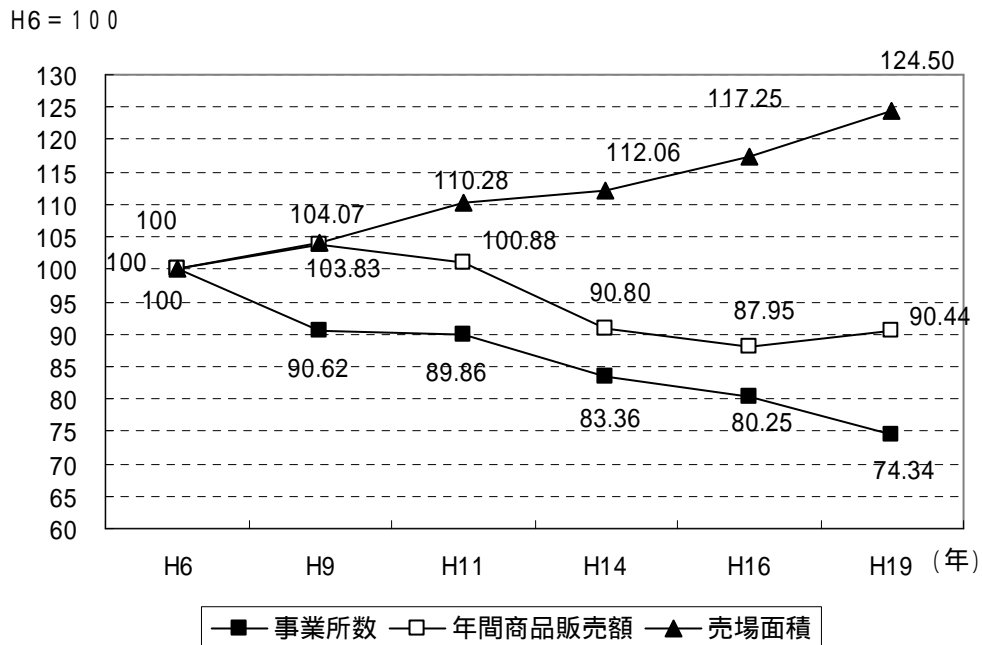
(平成22年2月現在・兵庫県県土整備部市街地整備課調べ)

(3) 商業の状況

兵庫県の小売業の事業所数、年間商品販売額、売場面積の推移をみると、事業所数及び年間商品販売額は震災前の数値を下回っているのに対し、売場面積は、震災前に比べ20%以上も上回っている。また、平成19年の小売業全体に占める大規模小売店舗内の事業所数は16%であるが、年間販売額は39%、売場面積は56%を大規模小売店舗が占めており、資本力のある全国展開を行う大型チェーン店の進出等により店舗の大型店化が進んでいる。

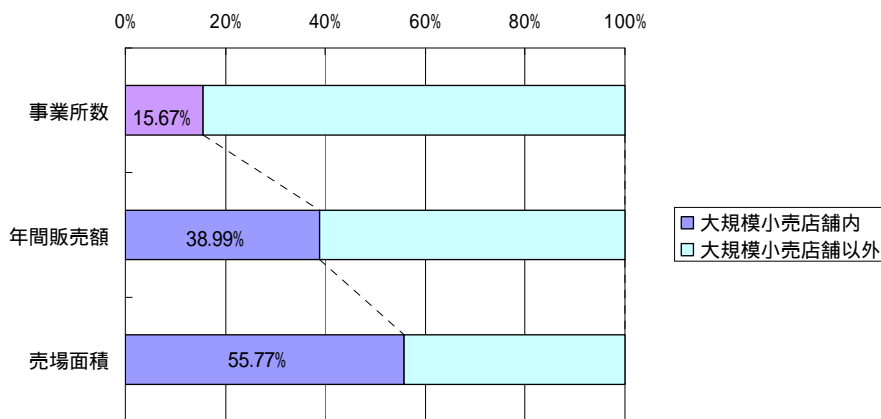
特に、阪神間においては、JR尼崎駅北側の尼崎緑遊新都心に大型商業施設「COCOE」がH21.10に開設したのをはじめ、阪急西宮北口駅の西宮球場跡地にはH20.11に阪急西宮ガーデンズがオープンし、これらの大型商業施設にはたくさんの来場者が訪れている。

兵庫県の小売業における事業所数、年間商品販売額、売場面積の指数推移



出典：商業統計（経済産業省）

平成19年の兵庫県における小売業全体に対する大規模小売店舗の占める割合



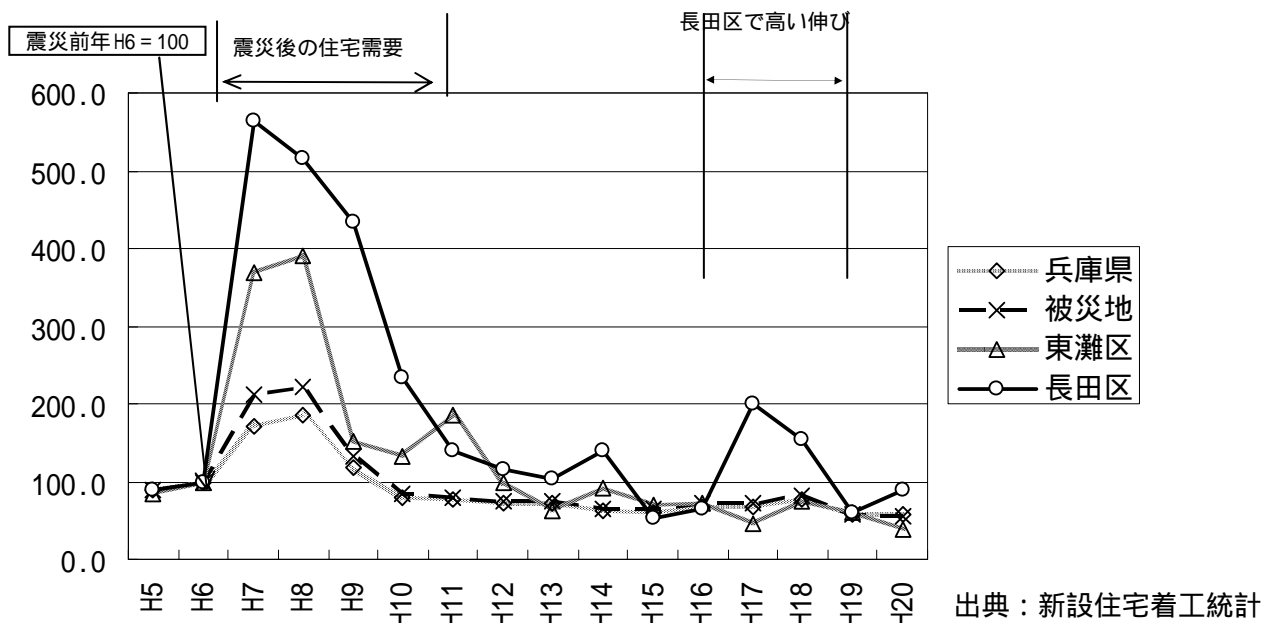
出典：商業統計（経済産業省）

(4) 新設住宅着工戸数の状況

被災地における新設住宅着工戸数では、震災前の平成6年度を100としたとき、震災発生により住宅建設需要が高まり、平成7、8年度には2倍以上の件数(約100,000戸前後)となり、その後減少した。

長田区においては、震災後、平成15、16年度を除き、震災前を上回る着工件数が続いており、特に平成17、18年度においては高い伸びを示した後下落傾向にあったが平成20年度は上向きに転じた。兵庫県全体では平成20年度は着工戸数が前年度に引き続き減少傾向にある。

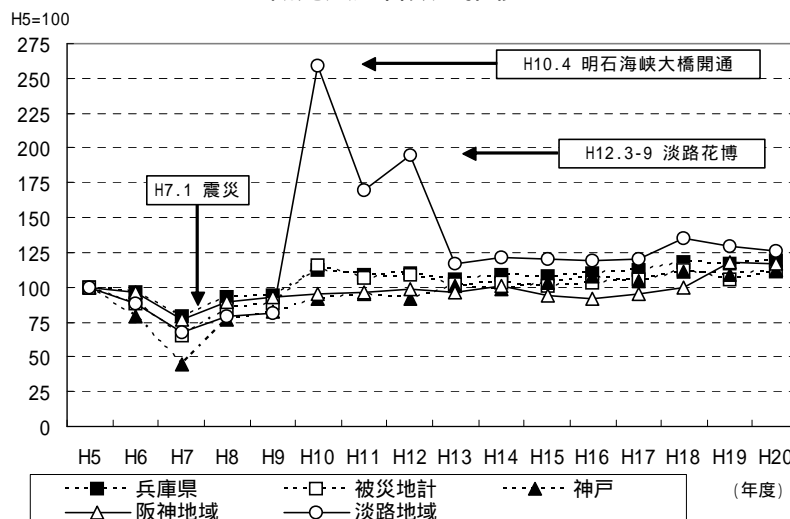
被災地の新設住宅着工戸数の推移



(5) 観光・ツーリズムの状況

観光入込客数の推移でみると、被災直後の平成7年度は、被災地で観光入込客数が大きく減少したが、平成8～10年度にかけて回復し、平成10年度以降は、震災前の水準を概ね上回っている。

観光入込客数の推移



(6) 地域再生・地域活性化に係る最近の動向

被災地に限らず、地方都市は、人口が減少に転じ、高齢化が急速に進行する中で、店舗等利便施設や市役所等公共公益施設の郊外移転による暮らしの利便性の低下や、地元経済活動の低迷等による地域産業の弱体化、中心市街地の居住人口・小売店販売額の減少に代表される都市機能の衰退や市街地の空洞化が進行していると指摘されている。

こうした状況を踏まえ、国は「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」(以下、「地域商店街活性化法」という。)を成立させ、商店街が「地域コミュニティの担い手」として、地域住民の生活の利便性を高める試みを支援することにより、地域と一体となったコミュニティづくりを促進するため、商店街への支援を行うこととしている。

また、平成20年度に引き続き、地方再生に対する政府の一体的な支援として「地方の元気再生事業」を実施し、中心市街地活性化法などいわゆる「まちづくり3法」の改正による地方再生・地域活性化の取り組みを引き続き推進している。

国では、空洞化する中心市街地の商店街に対し、不動産の所有と経営の分離による再生手法の推進を図っている。

被災地においても神戸市の取り組みが「地方の元気再生事業」に継続採択されるとともに、宝塚市、神戸市新長田地区、尼崎市、伊丹市において認定された中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地のまちのにぎわい創出への取り組みが進められており、とりわけ神戸市新長田地区においては、新長田駅南側の若松公園内に鉄人28号の高さ18メートルにもなる巨大モニュメントが平成21年10月に完成し、連日そのモニュメントを見に来る観光客等により地域のにぎわいが生まれている。

地方の元気再生事業

持続可能な地方再生の取り組みを進めるため、地方公共団体やNPO等が行う地域活性化プロジェクトを立ち上がり段階から包括的・総合的に支援する地域提案型の内閣府が実施する事業で、平成21年度は前年度からの継続事業として全国で96事業が採択されるとともに、新規事業については191件が採択された。

< 兵庫県内の平成21年度採択事業 >

種別	事業名	対象地域	事業額
継続	ユニバーサルツーリズム事業の振興と障がい当事者の一般就労機会の創出による地域活性化プロジェクト	神戸市	19百万円
新規	島内空き家のゲストハウス化プロジェクト - 漁村滞在型観光を通じた離島振興	姫路市・家島地区	8百万円
新規	柳田國男生誕地福崎発民俗学を旅のツールとする「旅の学校フォークロアン講座」と「もちむぎぱすた」のまちづくり	神崎郡福崎町・辻川地区	15百万円
新規	負担が重くのしかかる、かつての花形施設(ロッジなど)を活用した集客交流事業「バーチャル田舎生活・奥米地ルーラルライフ倶楽部」	養父市奥米地	12百万円

中心市街地活性化基本計画の認定状況

平成19年2月に富山市・青森市が中心市街地活性化基本計画の認定を受けてから、平成22年2月現在、90市町92の中心市街地活性化基本計画が認定を受けており、補助金などの優遇措置を受けることが可能となっている。

兵庫県内では、宝塚市、神戸市(新長田地区)、尼崎市、伊丹市の被災4市に加え、丹波市、姫路市の合計6計画が認定を受け、各市においてその計画に基づき、中心市街地の活性化への取り組みがなされている。

不動産の所有と経営の分離による商店街再生への動き

中心市街地の商店街は、各店主によって土地・建物の所有権が細分されていることが多く、商店街が一体となって集客力向上のための抜本的な改築等を実施することが難しい状況にある。そのため、国では、平成21年度に「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」として、空洞化が生じている中心街をまちづくり会社が不動産の所有と利用の分離を促進して再生する事業に対して、経済産業大臣がその事業計画を特別に認定し、重点枠を設けて支援する等、不動産の所有と経営の分離の推進に力を入れている。

2 県の取り組み

(1) これまでの取り組み

緊急・応急対応期の支援

商店街等が事業の早期再開のために設置する共同仮設店舗の建設費を補助する「商店街・小売市場共同仮設店舗緊急対策事業」を実施した。

復旧期の支援

商店街の集客力向上のために設置するポケットパークやギャラリー等コミュニティ形成に寄与する事業経費を補助する「被災商店街コミュニティ形成支援事業」やにぎわいを取り戻すために実施するイベント経費に対して補助を行い、にぎわいづくりへの支援を行った。

復興期の支援

被災市街地復興推進地域において実施された市街地再開発事業において整備された商業床の保留床への入居を促進するため、利子補給や家賃補助を実施するとともに、復興土地区画整理事業地域内での住宅・事業所等の建築費にかかる利子補給を行うことにより、面的整備地域のにぎわい再生への支援を行っている。

(2) 取り組み状況

これまでの取り組みを受け、復興3カ年推進方策において、被災地の残された大きな課題の1つとして、「まちのにぎわいづくり」に取り組み、震災により失ったまちのにぎわいづくりを取り戻すための取り組みを支援してきた。

<具体的な取り組み施策>

復興まちづくり支援事業

地域づくり活動応援事業

大学と連携したまちづくりの推進等

商店街・小売市場復興イベント開催支援事業

先導的活性化事業、空き店舗活用支援事業、地域連携イベント事業

復興市街地再開発商業施設等入居促進事業

復興市街地再開発地域事業所開設支援事業

被災市街地復興土地区画整理事業地区内土地利用促進事業

復興土地区画整理事業等融資利子補給

上記の取り組み施策とあわせて、地域住民の自発的で主体的なまちのにぎわいづくりへの意欲を最大限に生かし、地域の特性に応じた多彩な取り組みを包括的に支援する仕組みとして、復興フォローアップ委員会の提言を踏まえ、「まちのにぎわいづくり一括助成事業」を平成18年度に創設し、地域のにぎわいづくりの取り組みを全国に先駆けてブロック・グラント方式による助成制度により支援してきた。

まちのにぎわいづくり一括助成事業の概要

ア 補助対象者

団体の組織が明確であり意思決定が適切に行われ、会計・経理に関する事務を適切に行えるなど、本事業を適切に実施できる体制が整っており、かつ、地域住民等の意思を反映しながら、地区の「まちのにぎわいづくり」を主体的かつ持続的に推進できる団体

イ 補助対象地域

被災市内において、震災の影響を受け、まちのにぎわいづくりを推進する必要があると認められる地域

ウ 補助対象事業

地域の特色に応じたまちのにぎわいづくりにつながる新しい取り組みで、＜対象事業項目＞のいずれかにあたる事業

＜対象事業項目＞

	地域内の複数の団体が連携し、地域全体を巻き込んで実施される事業
	大学との連携、企業等の協賛が見込まれる事業
	地域の将来を考え、現状を変革するきっかけとなるような事業
	少子・高齢化や環境問題等、地域の抱える課題の解決が期待できる事業
	地域資源を掘り起こし、それを活用して地域の再生を図ろうとする事業

工 補助限度額 10,000 千円（特認分は最高 5,000 千円上乘せ）

オ 補助対象期間 交付決定より最長 2 年間

採択・実施状況

平成 18 年度の取り組み状況

申請件数 27 件に対し、13 件を採択し、全事業が終了（ゴシック表示）している。

<1,000 万円補助：6 件>

- ・新長田駅北地区東部まちづくり協議会連合会（神戸市長田区）
- ・大正筋商店街振興組合（神戸市長田区）
- ・西宮中央商店街振興組合（西宮市）
- ・大日通周辺地区まちづくりを考える会（神戸市中央区）
- ・水道筋商店街協同組合（神戸市灘区）
- ・六間道商店街振興組合（神戸市長田区）

<500 万円補助：7 件>

- ・真野地区まちづくり推進会（神戸市長田区）
- ・プレ「よさこい甲子園」実行委員会（西宮市）
- ・新開地周辺地区まちづくり協議会（神戸市兵庫区）
- ・川西能勢口振興開発株式会社（川西市）
- ・西北活性化連絡協議会（西宮市）
- ・伊丹ターミナルデパート商業協同組合（伊丹市）
- ・西宮商工会議所（西宮市）

西宮商工会議所については 230 万円を補助

平成19年度の取り組み状況

申請件数15件に対し、11件を採択し、全事業が終了（ゴシック表示）している。

<1,000万円補助：6件>

- ・長田神社地域活性化協議会 (神戸市長田区)
- ・くにうみ神話のまちづくり実行委員会 (淡路市)
- ・松本地区まちづくり協議会 (神戸市兵庫区)
- ・社団法人 有馬温泉観光協会 (神戸市北区)
- ・六甲摩耶観光推進協議会 (神戸市灘区)
- ・西明石南町活性化委員会 (明石市)

西明石南町活性化委員会については5,164千円を補助

<500万円補助：5件>

- ・六甲アイランド20年記念事業実行委員会 (神戸市東灘区)
- ・花のみち商店会 (宝塚市)
- ・湊川五連合会 (神戸市兵庫区)
- ・三ノ宮南まちづくり協議会 (神戸市中央区)
- ・野田北ふるさとネット (神戸市長田区)

平成20年度の取り組み状況

申請件数12件に対し8件の事業を採択し、2団体については事業を終了（ゴシック表示）しており、それ以外は現在事業を展開中である。

<1,000万円補助：4件>

- ・伊丹市中心市街地活性化協議会 (伊丹市)
- ・長田神社おみこし再興委員会 (神戸市長田区)
- ・神戸とニューオリンズのジャズ交流実行委員会 (神戸市灘区・中央区・兵庫区・長田区)
- ・神戸鉄人プロジェクト実行委員会 (神戸市長田区)

<500万円補助：4件>

- ・下町レトロに首っ丈の会 (神戸市兵庫区・長田区)
- ・三宮駅南・光のデッキ回廊委員会 (神戸市中央区)
- ・神戸商工会議所 (神戸市全域)
- ・東浦地域活性化実行委員会 (淡路市)

平成21年度の取り組み状況

申請件数9件に対し7件の事業を採択し、現在事業を展開中である。

<1,000万円補助：2件>

- ・岡本商店街振興組合 (神戸市東灘区)
- ・みなと元町タウン協議会 (神戸市中央区)

<500万円補助：5件>

- ・芦屋中央地区にぎわい創生プロジェクト実行委員会 (芦屋市)
- ・団地博覧会実行委員会 (神戸市垂水区)
- ・「よさこい甲子園」実行委員会 (西宮市)
- ・五色町商工会青年部 (洲本市)
- ・おのころまちづくり実行委員会 (淡路市)

制度の募集要件等の一部見直し

これまでの採択団体の事業実施状況を見ると、イベント中心に事業が進められ、イベント自身が目的となっている事業があったことを踏まえ、平成20年度の新規提案事業の募集から対象事業項目について5つの抽象的な事業項目を設け、より斬新な提案事業が応募されることを期待して応募要件を変更した。

<制度見直し部分>

新規募集における補助対象事業を以下のとおりとした。

地域の特色に応じたまちのにぎわいづくりにつながる新しい取り組みで、<対象事業項目>のいずれかにあたる事業

<対象事業項目>

地域内の複数の団体が連携し、地域全体を巻き込んで実施される事業
大学との連携、企業等の協賛が見込まれる事業
地域の将来を考え、現状を変革するきっかけとなるような事業
少子・高齢化や環境問題等、地域の抱える課題の解決が期待できる事業
地域資源を掘り起こし、それを活用して地域の再生を図ろうとする事業

あわせて、採択事業の審査のポイントを明確にするとともに、提案事業が何を目的にどのような手段で事業を行い、どのような成果が上がるのかを申請時に明示してもらい、提案事業の目的 手段 成果をトータルで審査できるよう、様式の一部変更を行った。

< 制度見直し部分 >

新規募集における募集要項において審査のポイントを明示した。

審査のポイント

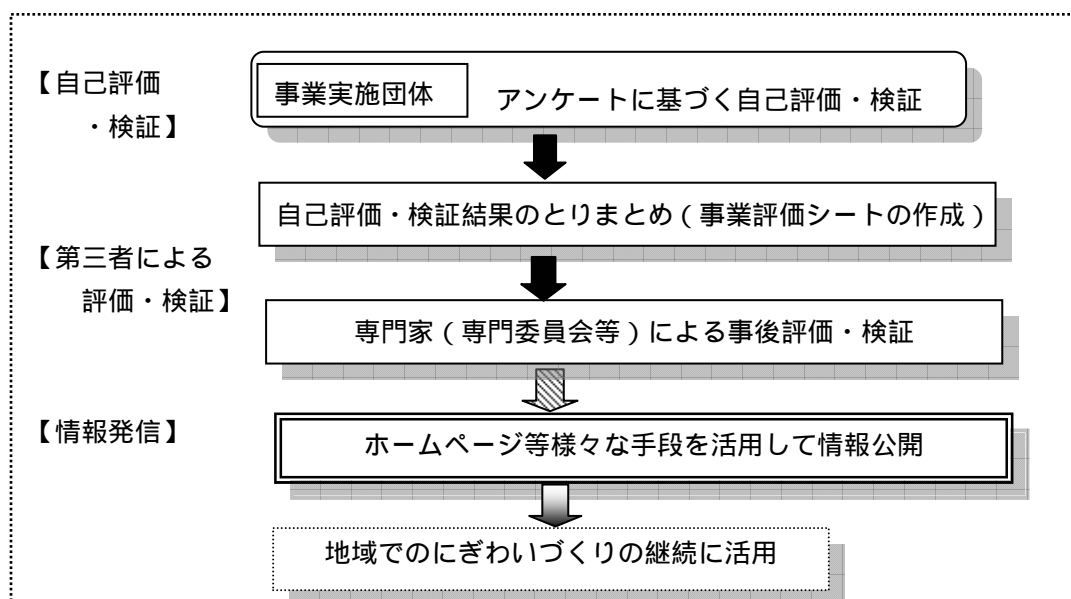
- | | |
|-------------------------|-----------------|
| 事業の目的、地域の将来像は明確であるか。 | 目的達成のための手法は的確か。 |
| 事業成果を評価する指標は明確であるか。 | 事業計画は的確かつ具体的か。 |
| 事業効果が継続的に地域で持続するものであるか。 | |

評価・検証手法

各団体が実施した事業について、実施団体自身による自己の評価・検証を行うため、団体へのアンケート調査を実施するとともに、第三者からの客観的な評価・検証として「まちなにぎわいづくり一括助成事業評価・検証委員会」による総合的な評価・検証を実施することとし、終了した事業から順次、評価・検証を行っている。

その結果については、様々な方法で広く一般にも公開し、事業実施団体だけでなく、今後まちづくり活動を展開する人に参考にしてもらう。

< 各事業の評価・検証の流れ >



情報発信及びフォローアップ

一括助成事業の採択結果、各事業の実施状況及び事業終了後の評価・検証結果については、兵庫県ホームページにおいて一般に公開し、広く情報発信を行っている。また、事業実施団体においても実施した事業の実施状況等をホームページに公開する等により、事業の透明性の確保に努めている。

阪神・淡路大震災復興フォーラム（平成 21 年 12 月 21 日開催）において、一括助成事業採択団体である長田神社地域活性化委員会から事業報告を行うとともに、今後のにぎわいづくりについて議論し、一般市民のにぎわいづくりに対する理解を深めた。

事業実施団体同士の横のつながりを構築するため、採択団体交流会を平成 19 年 11 月に実施し、採択団体が一堂に会して情報交換を行う場を提供した。今後も採択団体同士が情報交換できる場の提供を検討する等まちのにぎわいづくり活動が継続できるようフォローアップを行う。

（３）一括助成事業の充実への取り組み

「まちのにぎわいづくり一括助成事業」に対しての本委員会の提言を踏まえ、事業の充実を図っている。

平成 18 年度の提言要旨と対応状況

< 提言 1 >

採択事業の実施状況等の公開による「開かれた取組み」の確保
各採択事業の実施状況等に関する情報をホームページにて公開するなどにより、透明性を向上し、「開かれた取組み」を確保。

< 提言 1 への対応状況 >

県のホームページに採択状況を評価点数まで公開するとともに、個別事業の実施状況を掲載し、定期的の更新し、情報公開に努めており、事業実施団体においても、ホームページ等で事業の実施状況等を公開するよう指導しており、事業の透明性を高めるよう努めている。

< 提言 2 >

相談・支援体制の充実
事業の実施過程で採択団体が直面する課題に対応するため、専門家等を含めた相談・支援体制を充実。

< 提言 2 への対応状況 >

まちのにぎわいづくり専門委員会の開催にあわせて、現地調査を実施しているが、その際に団体との意見交換を通じて、助言等を適宜行うとともに、復興支援課においても、事業実施における課題について、個別に相談等に応じた。

< 提言 3 >

情報を交換する交流の「場」の提供
採択団体同士が、それぞれの事業を実施するうえでの課題や実施状況について報告し、情報を交換する交流の「場」を提供。

< 提言 3 への対応状況 >

平成 19 年 11 月 12 日に平成 18 年度に採択した事業を実施する団体を集め、交流会を実施した。

平成 19 年度の提言要旨と対応状況

< 提言 1 >

事業評価の実施

ブロック・グラント型包括支援制度という日本では先導的な取り組みを今後も定着化させていくために、事業評価は不可避である。

事業実施によるにぎわい創出効果が、地域経済やコミュニティ再生に対して、どのような影響を与えたかを整理・分析する必要がある。

評価の実施主体は、有識者等により構成される外部評価委員会等を組織し、公平・中立的な立場から客観的な判断するような仕組みづくりを検討する必要がある。

< 提言 1 への対応状況 >

一括助成事業を終了した事業について、事業実施団体自身において事業実施によるにぎわい創出効果が、地域経済等に対して、どのような影響を与えたかを整理・分析してもらうよう、アンケート調査をし、自己分析を行ってもらうとともに、第三者の専門家による評価・検証の仕組みを確立した。

< 提言 2 >

情報発信による「開かれた取組み」

採択団体相互の「知恵と工夫」を共有するために実施した「採択団体交流会」は各団体にとって一定の成果があったと認められるが、普段まちづくり活動には携わっていない一般市民の理解が深まるよう、より一層開かれた形で議論していくよう検討する必要がある。

取組内容を「事例集」としてとりまとめ、事業実施の結果を広く発信していくツールとして利用することを検討すべきである。

< 提言 2 への対応状況 >

これまで採択した事業がすべて終了した段階で、事例集として取りまとめる予定にしており、これまでもホームページにおいて採択団体の事業実施状況を公開し、定期的にその情報の更新も行い、情報を必要とする人がその情報を得ることができるよう、情報発信を行っている。

< 提言 3 >

事業の成果を定着させるための継続的支援の実施

事業の成果をしっかりと定着させるために、これまで採択団体に対して実施してきた専門委員会による現地調査や採択団体交流会の開催など、引き続き、継続した支援をしていくことにより、きめこまやかなフォローアップに努める必要がある。

事業終了後、各団体の取り組みについて引き続き注視するとともに、にぎわいを継続できるよう後継者の育成や商業の活性化等の新たな支援等を検討すべき。

< 提言 3 への対応状況 >

平成 20 年度の新規募集から、一過性に止まらず継続して実施できるような事業を採択するよう、5 つのテーマを設定するとともに、事業の目的・手段・効果を申請者に明確にしてもらう等の一括助成事業の募集のしかたの見直しを行った。

平成 20 年度の提言要旨と対応状況

< 提言 1 >

まちのにぎわい活動を担う新しい人材の発掘とその人材の育成への支援

新たな人材の発掘とその人材の育成については、事業を継続していく上で大きな課題となっているケースが多く、まちのにぎわい活動を担う新しい人材の育成に対して支援を行っていく必要がある。

一括助成事業の制度改善にあたっては、事業実施の中で新しい人材育成にもつながるような制度となるよう、制度見直しの検討を進める必要がある。

< 提言 1 への対応状況 >

新制度の検討にあたって、事業実施の中で人材発掘や人材育成にもつながるような制度を検討するとともに、個別の事業終了後に実施する評価・検証においても、人材発掘や人材育成の観点からも評価・検証を行った。

< 提言 2 >

ノウハウを共有するための横断的なネットワーク構築への支援

採択団体相互の「知恵と工夫」等のノウハウを共有し、団体同士のつながりを構築し、まちのにぎわいづくり活動を継続していくために、「採択団体交流会」を引き続き実施していく必要がある。

団体にとって、他の地域でまちのにぎわい活動を行っている団体との連携は、お互いのノウハウを交えるという相乗効果により、考えていた以上の効果が生まれることもあるので、横のつながりを作るためのネットワークの構築が求められる。

< 提言 2 への対応状況 >

今後これまでに採択した 39 団体が一堂に会した交流会の実施を検討する。

< 提言 3 >

事業の透明性の確保と情報の有効活用のために情報発信

事業の評価・検証の結果を広く情報発信することにより、事業実施結果が多くの人々の目に触れることになるので、事業の透明性を確保することにつながる。

事業の評価・検証の結果を今後の実施団体の活動に活かしてもらうとともに、その結果はそれ以外の団体にも有用な情報であるので、インターネットで情報発信するだけでなく、様々な手段を活用して、広く情報発信を行っていく必要がある。

取り組み内容を「事例集」としてとりまとめ、その事例を必要とする人がいつでもその情報を得ることができるようにしておく必要がある。

< 提言 3 への対応状況 >

評価・検証委員会において順次、評価・検証を進めるとともに、県のホームページに採択結果や個別事業の実施状況を掲載し、情報公開に努めており、事業の透明性の確保を図っている。

また、これまで採択した事業がすべて終了した段階で、事例集として取りまとめる予定であり、また、評価・検証の結果等は出来次第順次ホームページに掲載していく。

(4) まちのにぎわいづくり一括助成事業の成果と課題

【成果】

包括支援という仕組みにより、実施団体にとって使い勝手のいい補助制度であるという評価を得るとともに、地域としてやりたい事業を実施することができ、事業実施状況に満足している団体が多かった。

事業当初には考えもしなかった波及効果が生まれる等事業終了後には新しい展開を切り開くことができた事業もあった。

大型補助を実施することにより、地域を活性化させていく取り組みのきっかけとなり、事業終了後も地域のまちづくりを定期的に議論する場が継続している。地域団体同士や地域の学校との連携等新しいつながりが生まれるとともに、地域資源を掘り起こすことによって地域を活性化していこうという取り組みが各地で生まれ、すぐには目に見える効果は現れていないものの、長い目で見て効果が期待できる事業が進められている。

【問題点・課題】

申請団体が年々減少しており、大型補助を適切に使いこなし、実行できるような団体は既に申請している感がある。

地域の求める事業が提案されておらず、中心人物やその周辺の人で計画された事業となり、地域をうまく巻き込めない事例が見受けられる。

イベント中心の一過性の事業の申請が多く、地域を大きく変革させることにつながるケースが少なかった。

地域ごとに事情が異なるため、「まちのにぎわいづくり」のはっきりとした定義を示すことができなかった。

イベントの単なる組み合わせにとどまり、ブロック・グラント方式の事業の相乗効果が発揮されないケースが見られた。

申請された提案事業について一部不履行等になるケースが見られた。

まちのにぎわいづくりという取り組みの性格上、短期間では目に見える成果が上がっていないケースがある。

隣り合う商店街がそれぞれに別々の企画が申請されるなど、地域の面的な広がりや連携がなされずに、申請されるケースが見受けられた。

3 「まちのにぎわいづくり」の課題

まちのにぎわいづくり専門委員会及びその現地調査において意見交換を行い、その中で以下のような課題が浮かび上がった。

まちのにぎわいの地域間格差のひろがり

民間による大規模投資がなされ商業施設等が立地している地域では、その地域全体として見ると、にぎわいが生まれつつあり、地域が活性化されている地域も見られるのに対して、にぎわいを取り戻せないその他の地域との格差がひろがりつつある。

阪神間を中心に大型商業施設等が次々と立地し、それらの施設への客足は概ね好調な状況となっており、その地域全体をマクロ的に見ると、地域内に様々な課題はあるものの、概ねにぎわいを取り戻しつつあるのに対して、従来の中心市街地に存する既存店舗では、客足を大型商業施設に奪われ、厳しい商業環境におかれる等、にぎわいの面において、民間活力を活かしてにぎわいを取り戻しつつある地域とにぎわいを取り戻せていない地域の格差が広がる傾向にある。

まちのにぎわいづくり活動に対する包括的支援制度の再構築

一括助成事業の成果や課題を踏まえ、ブロック・グラント方式による事業の相乗効果が最大限発揮されるよう、制度を検討する必要がある。

一括助成事業を平成18年度から事業を実施してきて、地域としてやりたい事業を実施することができ、事業実施状況に満足している団体が多かった反面、イベントの単なる組み合わせにとどまり、ブロック・グラント方式の事業の相乗効果が発揮されないケースが見られるなど、先導的な包括的支援制度として取り組んだ一括助成事業において、様々な課題が浮き彫りとなった。

現在の経済環境や社会情勢を考えれば、包括的に事業に取り組むことにより、効率性を発揮していく必要があるが、包括的支援制度という概念については今後さらに推進を図って行く必要があるが、一括助成事業により見えた成果や課題を踏まえ、次のステップとして、より効果的な事業として制度を再構築していく必要がある。

地域の社会的基盤である商店街の衰退傾向

近年の厳しい経済状況や住民の生活スタイルの変化等により、衰退傾向にある商店街が増えているが、商店街という空間は地域の重要な社会的基盤であることから、地域の商店街の存在意義を再度見つめ直す必要がある。

震災により喪失したにぎわいを十分取り戻せないまま、経済状況の悪化、大規模資本による大型店舗の立地、住民の生活スタイルの変化等様々な要因により衰退傾向にある商店街が増えている。

しかしながら、まちのにぎわいづくりに果たす商店街の役割は大きく、商店街の活性化と同時に、地域の社会的基盤として再度認識し、地域活性化につなげることが必要である。

有効活用されていない空き地や空き床等の地域資源の存在

被災地内には更地等のままになっている空き地や商業施設等内の空き床が未だに多数存在し、それらの存在がその地域のまちのにぎわいづくりにとってマイナスの影響を与えている。

被災地には、多数の更地や駐車場など低・未利用地や商業施設等の空き床が存在しており、これらの存在は、地域のにぎわいづくりを行っていくうえで、地域の連続性を損なうなど支障を来しているだけでなく、防犯上からも悪影響を与えることがある。

そのため、低・未利用の土地や商業施設等の空き床の有効活用は、地域として大きな課題であると認識し、地域としてその解消に取り組んで行く必要がある。

4 22年度以降のまちのにぎわいづくり施策の取り組み方針についての提言

上記課題を踏まえ、今後以下の取り組みを行うよう提言する。

提言要旨

- 1 被災したことに起因してまちのにぎわいを失った地域で、未だに地域が活性化していない地域が被災地内には多く存在していることから、引き続きまちを活性化させるためのまちのにぎわいづくりへの取り組みに対して、継続して支援を行っていく必要がある。
- 2 特に、社会が大きく変革している状況においては、地域住民のニーズにあった、地域を構造的かつ抜本的に変革する取り組みや仕組みづくりに対して、包括支援制度により、積極的に支援していく必要がある。
- 3 あわせて、商店街の社会的基盤として果たす役割の重要性を再認識し、商店街活性化を図ることにより、地域活性化につなげていくことが求められる。
- 4 また、被災地内には、未だに空き地や商業施設等の空き床が多数存在し、有効活用されていないことから、それらの地域資源を有効活用できるよう支援していくことも求められる。

提言1 < 活性化していない地域への継続支援 >

地域を活性化させるためのまちのにぎわいづくり活動に対して引き続き支援が必要

被災したことにより、まちのにぎわいを失い、その後のにぎわいを取り戻せていない地域に対して、これまでの取り組み状況を踏まえて、より効果的な方法で、引き続き支援を行って行く必要がある。

地域を活性化させにぎわいを取り戻すためには、地域の継続的な取り組みが必要であり、地域が積極的ににぎわいづくりに取り組めるよう、地元の市や経済団体をはじめとする行政等のフォローアップが必要である。

提言2 < 地域ニーズに応じたまちづくりへの包括支援制度の再構築 >

地域のニーズを反映した「まちづくり」活動に対して、一括助成事業の成果や課題を踏まえ、一括助成事業を抜本的に見直し、ブロック・グラント方式による事業の相乗効果が最大限発揮されるよう、包括支援制度を再構築し支援していくことが必要。

包括支援制度の必要性

現在の経済環境や社会情勢を考えれば、包括的に事業に取り組むことにより、効率性を発揮していく必要があり、包括支援制度の継続が求められる。一括助成事業の成果及び課題を踏まえ、次のステップとして一括助成事業を抜本的に見直し、効果的かつ包括的な支援制度を再構築して、まちのにぎわいづくりを継続的に支援していく必要がある。

まちのにぎわいづくりの多様化と活動の広がり

ライフスタイルが大きく変化している状況において、「まちのにぎわい」活動として、何を目指していくかを再度見つめ直し、まちづくり活動を地域のニーズにあった取り組みにしていく必要があり、安全・安心・防犯・環境等地域住民が快適に楽しく生活できるようにするための多様な「まちづくり」活動に対して支援していく必要がある。

高齢化やコミュニティ活動の希薄化等、地域の抱える問題はそれぞれの地域に特有であり、その課題は年々深くなりつつある。従って、まちのにぎわいづくりの取り組みにおいても、他分野との横断的な取り組みが求められるとともに、より広域的な地域での展開等「活動の広がり」が求められる。

多様なニーズに対応する支援制度の必要性

地元地域が相当の覚悟をもって、住民、地域団体、商店街、NPO、コンサルタント等が連携し一丸となって、地域のあり方から抜本的に変えていく大規模な取り組みに対して、包括的に支援していく必要があり、一括助成事業を大幅に見直し、拡充していく必要がある。

< 一括助成事業拡充の方向性 >

- ・ 補助対象事業を地域のあり方を抜本的に変える大規模な取り組みに限定
(例) 資金の地域内循環の仕組みづくり、外部から資金を導入する仕掛けづくり、地域の抱える問題を解決するための大規模社会実験等
- ・ 補助対象地域を地元市の推薦を受けた地域に見直し、本当ににぎわいの支援が必要な地域への支援
- ・ 事業計画策定ステージ、事業開始ステージ、事業継続・発展ステージの各段階で評価・検証し、その結果に応じて助成を行う段階助成方式の導入
- ・ 補助額上限の引き上げ
- ・ 事業実施期間の延長

これまでも取り組まれてきた地域のつながりを深めるために実施されるイベント等が地域活性化、地域コミュニティの再生のきっかけになることを改めて認識し、地域の住民、地域団体、商店街等が実施するような小規模な取り組みも引き続き支援していくことが求められる。

提言3 < 社会的基盤である商店街の活性化への支援の必要性 >

人々が楽しく集い、憩いの場でもある商店街を活性化させることが地域の活性化にも大きく寄与することから、引き続き商店街活性化のための支援を行っていく必要がある。

地域における商店街は、社会的基盤として市民生活の憩いの場のような重要な役割を果たしており、また、商店街は地域の顔としての側面もあり、その商店街を活力ある空間にすることが、地域の活性化にもつながることから、商店街の活性化を図るため、支援を行っていくべきである。

提言4 < 低・未利用の空き地・空き床等の有効活用の促進 >

被災地内に未だ数多く存在している空き地や空き床等について、それらを有効な地域資源であると認識し、その地域資源を有効活用することにより、地域のにぎわいをさらに高めていくことが求められる。

低・未利用の空き地・空き床等は有効に活用すれば、地域の貴重な資源となるものであり、これまでの概念にとらわれることなく、地域資源の有効活用を促進していく必要がある。

まちのにぎわいづくり専門委員会 現地調査の実施状況

まちのにぎわいづくり一括助成事業の実施状況について、「まちのにぎわいづくり一括助成事業」採択団体の現地調査（視察・ヒアリング等）を行い、前年度から引き続き「現場」の視点から見た課題の抽出を行った。

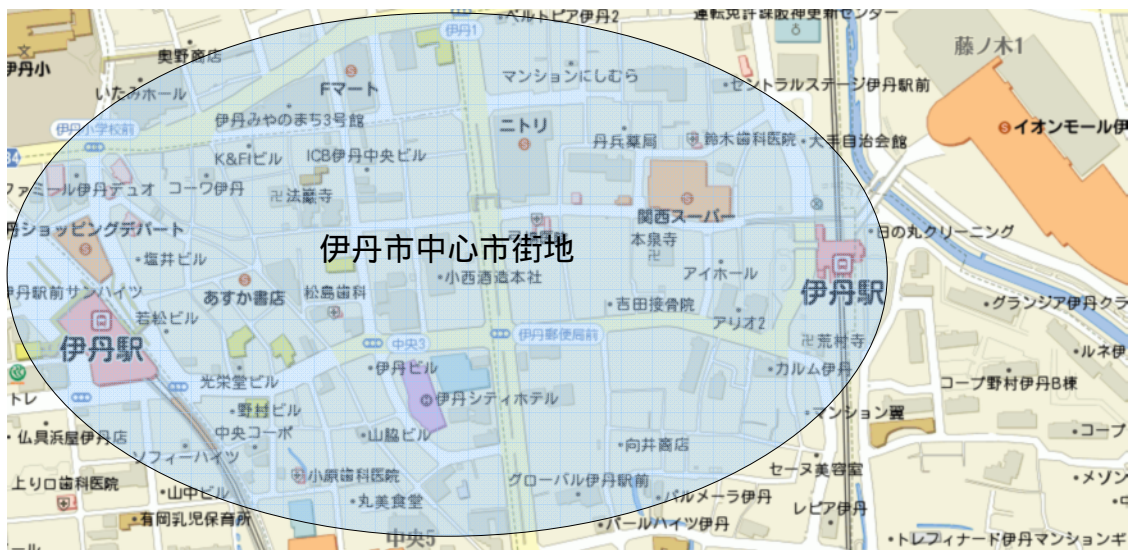
第1回調査

1 調査対象地区

伊丹市中心市街地

<対象地区の概要>

伊丹市は、神戸市から約20km、大阪市から約10kmの圏域にあり、JR福知山線及び阪急伊丹線を利用することにより、神戸、大阪方面へもアクセス性は高く、また、大阪国際空港のあるまちとして、知られている。伊丹市の中心市街地は「伊丹郷町」と称され、江戸時代から「酒造りのまち」として栄えたが、JR伊丹駅前に超大型商業施設ができたこともあり、中心市街地の歩行者数の減少や空き店舗数が増加する等厳しい状況であることから、伊丹独自の地域資源を活用したまちなかの活性化に取り組んでいる。



2 調査の概要

<調査日時等>

日 時：平成21年7月31日（金）

出席者：まちのにぎわいづくり専門委員 9名

県関係者 11名

（防災企画局長、県民生活課長、復興支援課長、復興支援課参事ほか）



現地調査

< 調査対象団体の取り組み概要 >

伊丹市中心市街地活性化協議会

酒文化が溢れるまちなか・伊丹ブランドの再構築

「清酒発祥の地」として酒文化の継承に取り組み、酒ブランドの新たな商品開発・販売、各種イベント事業の開催に加え、酒蔵などが残る街並み景観形成による「場の価値」をコラボレーションさせてまちなかを酒文化溢れるテーマパークとして再生させる。

酒関連企業と連携して酒スイーツなどの商品開発を行い、空き店舗での実験販売を実施。

「酒（樽）夜市」及び「利き酒オリンピック」の開催
西宮・灘・伏見と連携した「酒文化フォーラム」の開催
酒蔵コンサートの開催
まち歩き（散策）の定期開催及び「ウォーキングマップ」の作成
中心市街地の飲酒店舗と連携したクーポン券（発行）事業の実施



伊丹酒蔵通



三軒寺前広場



伊丹郷町長屋

< 現地調査内容 >

伊丹の中心市街地が酒文化発祥の地であり、歴史のあるまちなみが残っていることをもっと発信して、取り組んでいるイベント等に会場してもらおうようにしていく必要がある。

一括助成事業の実施を通じて、伊丹のキーマン・担い手とのコミュニケーションの向上が図られた。商業者の中で今まで気にはなっていたが話をするきっかけがなかった商業者同士が事業を通じてコミュニケーションの機会が生まれ、まちづくりに積極的にかかわってくれるようになった。

クーポン券発行事業である「伊丹まちなかバル」においては、積極的に商業者に参加してもらい、商業者の実利も満たしつつ、事業に参加することで伊丹のまちのにぎわいにもつながるといい形になっている。

昆陽池や荒牧バラ園などから中心市街地に自転車等のサイクリングコース等を設定してはどうか。

第2回調査

1 調査対象地区

新長田駅南地区

< 対象地区の概要 >

新長田南地区は、神戸市が20.1haにわたる大規模な震災復興市街地再開発事業によりハード面での住機能・商業機能の量的回復を図るとともに、神戸ながたTMOや各商店街が中心となり、数多くのイベントが開催され、震災前の活気あるまちを目指してきたが、恒常的なにぎわいにはつながっていなかった。平成20年7月に中心市街地活性化基本計画が国に認定され、恒常的なにぎわいを創出するため、漫画家横山光輝氏の作品である「鉄人28号」や「三国志」のモニュメントを整備し、この地域への観光客を誘引するとともに、地域の回遊性を向上させる取り組みを行っている。



2 調査の概要

< 調査日時等 >

日時：平成21年10月28日（水）

出席者：まちのにぎわいづくり専門委員
県関係者

7名
15名

（防災企画局長、復興支援課長、復興支援課参事ほか）



現地調査

< 調査対象団体の取り組み概要 >

神戸鉄人プロジェクト実行委員会

KOBE 鉄人 PROJECT の活用による街の回遊性向上事業

復興のシンボルとして整備する「鉄人28号」の実物大モニュメントの整備により多数の来街者が見込めることから、その来街者を国道2号線以南に誘導し、地域全体へのにぎわいづくりに波及させる仕組みをつくるため、三国志武将のオブジェの整備や関連イベントを実施し、まちのイメージ形成を図る。

三国志の人物オブジェを商店街の適所に設置し、回遊性の向上を図る。新しい街のイメージPRするため、三国志アートコンテストを実施。インフォメーションカウンター整備及びスタンプラリー等まち歩きの実施



鉄人28号モニュメント



三国志英雄モニュメント



インフォメーションカウンター

< 現地調査内容 >

鉄人28号モニュメントの完成後、40日間で約40万人の来街者数の増加につながっている。地元も盛り上がり、店主らが「なりきり隊」と称して仮装し、パレードや寸劇を行うなど地域住民も積極的に取り組んでいる。観光客の構成比は50%が神戸市内、5%強が近畿以外からである。旅行会社もルミネリエとのパッケージ商品を販売しているが、観光インフラ（観光バス駐車場等）が少ないことが問題点で、観光バスの滞在時間も非常に短い。リピート需要をどうつくっていくかがポイントで、鉄人のインパクトは大きい。次の展開を考えないと行けない。活性化基本計画は観光とものづくりが二本柱だが、ケミカルやマッチ産業が落ち込んでおり、それにかわる産業で新長田を底上げしていく必要がある。新長田は空洞化しつつある街であり、街の構造を根本的にかえなければいけない。この地域の資源は「空き」であり、資源を活用して観光をはじめとして何でも受け入れ、取り組んで行く。商店街にお客が来るようになったこの時期をとらえ、商店街の売上アップにつなげ、地域活性化につながるよう、タウンマネージャー等がフォローしていくことが必要なのではないか。

阪神・淡路大震災復興フォローアップ委員会提言

- 震災の経験と教訓が息づく新しい兵庫づくりをめざして -

平成22年3月

阪神・淡路大震災復興フォローアップ委員会

1 趣 旨

阪神・淡路大震災から15年が経過した被災地には、震災に起因する課題と社会・経済情勢などに起因する課題が複雑に絡み合って存在しており、震災の影響部分を切り分けることは困難となりつつある。

そのような中であっても、災害復興公営住宅等の高い高齢化率、面的整備事業が完了していない地区の存在など、被災地固有の課題は残されており、特別な支援が必要な状況が続いている。

被災地が主体的に歩みを進める、真の意味での自立の実現を図るため、円滑に一般施策につないでいくことが求められる。

また、東南海・南海地震など、大規模災害の危険性が指摘されるなか、大震災の経験の風化も懸念される。

このような被災地の現状をふまえ、震災15年の節目に当たり、今後の復興施策のあり方について提言する。

2 現状認識

(1) 震災の影響が強く残る分野の存在

被災地全体で見ると、兵庫県の人口や経済は震災前の水準を回復しており、創造的復興への努力の上に、新しい兵庫づくりをめざして歩みを進める段階に達したと考えられる。

しかしながら、災害復興公営住宅における高い高齢化率、面的整備事業が終了していない地域の存在など、一部には震災の影響が強く残っている。

(2) 震災を知らない住民の増加

住民の異動等により神戸市民の3分の1が震災の経験がない住民となるなど、阪神・淡路大震災の被災地において、震災後の15年間に構造的な変化が進行しているなか、「1.17は忘れない」ための取り組みや、防災教育の実践など、震災の経験と教訓を伝える努力が続けられている。

(3) 大震災発生の危険性増大

今世紀前半における発生が懸念されている東南海・南海地震、それに前後して発生すると言われている内陸直下地震など、大地震の発生危険性はますます高まっており、阪神・淡路大震災の経験と教訓の、これまで以上に積極的な発信と活用が求められている。

3 復興施策に対する評価

(1) 被災地固有の個別課題への対応

高齢者の自立支援

災害復興公営住宅は、高齢化率や単身高齢者の割合が極めて高く、閉じこもりや孤独死、コミュニティの形成・維持の困難など、今後我が国が高齢化社会で直面するであろう課題が一足先に顕在化している。

これに対し、民生委員・児童委員による見守り、地域包括支援センターなどの一般施策と、SCS、高齢者自立支援ひろばなどの復興施策が連携した見守り体制が構築され、定着しつつある。

一方、深刻な生活課題を抱える高齢者が増え、コミュニティの疲弊も年々進んでおり、対応が追いついていない状況も見られる。

まちのにぎわいづくり

面的整備事業の一部は現在も未完了であり、人口や経済活動の面で震災前の状況まで回復していない地域が残っている。

イベント開催支援事業、まちのにぎわいづくり一括助成事業等の施策により、住民主体の持続的な活動が根付こうとしているが、地域全体への効果の波及や、福祉、防災、環境などの周辺分野との連携が十分とは言えない。

(2) 復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展

県民ボランティア活動、「新しい働き方への支援」などの「復興の過程で生まれた先導的取り組み」は、これからの社会経済に不可欠なしくみとして全県展開されている。今後も全県的な課題解決に向け、定着・発展を図るべきである。

一方、「高齢者の自立支援」「まちのにぎわいづくり」に関する取り組みは、試行錯誤が続いており、一般的、継続的な枠組みを確立するには至っていない状況にある。

< 全県的な課題解決に向けて定着・発展を図るべき取り組みの例 >

参画と協働による取り組み

ユニバーサル社会づくり

高齢者のエンパワーメント（能力向上）の支援

高齢者の知識やノウハウの社会での活用

多様な主体が参画した「まちのにぎわい創出」の支援

まちづくり協議会を核としたまちづくり

地域団体・NPO等によるまちのにぎわい創出

大学・学生との協働によるまちづくり

まちの保健室の定着・発展

シルバーハウジング、コレクティブハウジング等新しい住まいづくりの推進

こころのケア対策の推進

県民ボランティア活動の推進

男女が協働した取り組みの推進や家族のきずなの再確認

コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方への支援

中高年のしごとへの支援

総合的な減災対策の推進

(3) 震災の経験と教訓の継承・発信

広島は、戦後60年が経過しても世界にその経験を発信し続けている。それは、広島が単に過去の原爆体験を発信しているだけでなく、人類共通の願いである核兵器廃絶運動の先頭に立ち、現在も行動し続けているからである。

兵庫県は、「1月17日は忘れない」ための取り組みを進めるとともに、防災力強化のための県民運動、「兵庫の防災教育」を推進するなど、震災の経験と教訓を継承し、発信する努力を続けている。これらの活動は、長期的な継続が求められる。

4 22年度以降の復興施策のあり方

(1) 施策展開の方向

3つの課題への取り組みと復興基金での対応

「高齢者の自立支援」「まちのにぎわいづくり」については、まだ課題が残されており、今後も被災地に対して特別な配慮が必要である。また、阪神・淡路大震災

の被災地の責務として、経験と教訓の発信、減災対策の実行が求められている。

そのため、「高齢者の自立支援」「まちのにぎわいづくり」「伝える・備える」の3つの課題について、引き続き積極的な取り組みが望まれる。

復興に大きな役割を果たしてきた復興基金についても、これらの課題解決に向けた対応が期待される。

地域の自立をめざした施策展開

マクロで見た被災地は、震災前の状態におおむね回復したものの、全国平均から見ると経済面などで大きく立ち後れている。震災前の状態から更にステップアップするには、行政の特別な支援を受けた復興から脱却し、地域が自らの力で課題解決に取り組むことが重要である。

そのため、これからの復興施策は、住民が主体性を発揮し、地域社会が自立できる状況に導くことが最大の課題であり、一般施策へのソフトランディングに向け、計画的に推進されるべきである。

< 具体的な方策 >

被災地の自立に向けた施策の重点化、包括化

(包括助成制度の維持)

被災地自立に向けた計画的な施策推進

(ポスト3か年推進方策の策定・公表、推進体制の確保、第三者機関の関与)

復興施策の評価と成果の活用

阪神・淡路大震災における復興課題の多くは、将来我が国社会が直面する課題が先行して急激に表出したものである。

私たちは、復興に向けた取り組みの過程で、未経験の課題に対する柔軟な行政対応、参画と協働による取り組み、地域の担い手の多様化など、課題の解決方策を示唆する貴重な経験を得た。

これまでの復興施策で生まれた先導的なしくみやノウハウは、全県的な課題の解決に向けて活用を図るべきである。

また、これからの復興施策は、将来の社会や地域のあり方を見据えて企画、実施、評価することにより、被災地に生まれた新しい芽を伸ばし、優れた取り組みを被災地外へ積極的に展開していくことが重要である。

< 具体的な方策 >

被災地を対象とした事業の全県展開の推進

復興の成果の継承

復興の過程で生まれた先導的取り組みは、現在、兵庫県において全県的に展開されている。これらの新しい取り組みは、震災の経験・教訓とともに、行政の制度や施策、県民の生活にも深く根付くことにより、次なる災害に対応するための基礎体力となるものである。

行政が率先して復興の成果の継承に努め、時の流れにも絶えることなく社会に脈々と生き続ける「新しい災害文化」を確立することにより、「安全で安心な兵庫」の実現を図るべきである。

総合的取り組みの促進

まちのにぎわいづくり一括助成事業では、行政の縦割りを排除し、柔軟に資源を活用することにより成果を上げてきた。

復興施策だけでなく、一般施策、国の施策なども積極的に活用し、総合的に取り組むことが重要である。

また、継続的な地域活動の中で、分野横断的に地域課題の解決を図る工夫が求められる。

<具体的な方策>

まちのにぎわいづくり関連施策と高齢者自立支援関連施策との融合

復興の過程で経験を積んだ専門人材のノウハウを生かした地域活動支援の充実
復興の過程では、被災者支援やまちづくりに多くの専門家が参画し、力を尽くした。

これら専門人材の蓄積を生かすしくみを構築することにより、成果の全県への拡大を図るべきである。

<具体的な方策>

復興の過程で経験を積んだ専門人材を生かす取り組みの推進

(2) 残された課題への具体的対応

高齢者の自立支援

ア 専門職との連携による、高齢者が抱える問題への対応

災害復興公営住宅等の高齢者は、高齢化による身体的な弱体化、認知症の発症など、高齢者特有の問題に加え、アルコール依存や精神疾患、経済的困窮や社会的孤立など様々な問題を複合的に抱えているケースが多くなっている。

これらの高齢者には、介護保険サービス、精神保健、権利擁護等の様々な専門職と連携して対応していくことが必要である。

<具体的な方策>

高齢者自立支援ひろばとまちの保健室の連携強化

介護保険制度、生活保護、民生委員・児童委員による支援など、一般施策への円滑な移行促進

介護保険サービスの公営住宅への導入検討

イ 高齢者が安心して生活できるコミュニティの形成・維持

一部の災害復興公営住宅では、住民の高齢化により自治会活動、支え合い活動の維持が困難になるケースが生じている。

また、入居者の高齢化による身体的な弱体化、認知症・精神疾患の発生など、住民だけで解決が困難な課題が顕在化している。

そのため、地域コミュニティの状況を慎重に見極めつつ、地域に関わる様々な施策を「高齢者自立支援ひろば」を核に連携させ、高齢者の家族はもちろん、地域住民、L S A や民生委員・児童委員等の公的支援者、N P O やボランティア等が力をあわせて高齢者を支えるコミュニティの形成・維持を図る必要がある。

最終的には、行政の特別な支援なしで、一般施策による支援を受けながら、高

高齢者がコミュニティの一員として安心して生活できる環境を実現することが望まれる。

< 具体的な方策 >

高齢者自立支援ひろばを中心としたコミュニティ支援の充実
新しいコミュニティの担い手発掘
コミュニティ支援に対する、専門家による指導・援助
自治会機能の維持を支援するしくみの検討
災害復興公営住宅と周辺地域コミュニティの連携促進

まちのにぎわいづくり

ア 復興まちづくりの加速

被災地では、復興土地区画整理事業、復興市街地再開発事業の一部に遅れが生じているほか、人口構成や土地利用等の地域構造の変化などから、市街地に有効に活用されていない空き地や空き床が多く残されており、にぎわい回復の妨げとなっている。

そのため、復興土地区画整理事業、復興市街地再開発事業の完成を急ぐとともに、事業完了後の入居促進、商業機能再生への支援を図る必要がある。

< 具体的な方策 >

復興土地区画整理事業、復興市街地再開発事業の促進
空き地、空き床への入居、活用の促進

イ 多様な地域ニーズに対応するまちづくり支援の実現

震災後15年間に生じた都市構造やライフスタイルの変化、現下の厳しい経済情勢を考えると、震災前の「まちのにぎわい」をそのまま取り戻すことは困難である。商店街、住宅系市街地など、地域の特性に応じた「まちのにぎわい」の目標と質を地域で十分に議論し、共有した上で事業に取り組むべきである。

< 具体的な方策 >

地域を取り巻く防災・防犯・環境等の課題の解決に活用できる、柔軟な支援制度の創設

ウ 連携を重視した商店街や地域への支援の実施

商店街は、まちのにぎわいの核となるものであるが、その存続と繁栄には、地域住民の支持と利用が不可欠である。

そのため、域外からの交流人口の導入や、他地域・大規模店舗との競争力確保によって商店街の生き残りを図るだけでなく、地域における商店街の存在意義を改めて見つめ直し、周辺のまちづくりや地域活動との連携促進による持続的な活性化を図るべきである。

< 具体的な方策 >

商店街とその周辺地域のコミュニティとの連携、複数商店街の共同事業など広域的な展開、高齢者の自立支援などの他分野との横断的な取り組み等、より幅広いまちづくり活動の推進
社会環境の変化に対応するための施設整備に必要な支援の実施

エ 地域活動の担い手の育成支援

まちのにぎわいづくりには、住民が主体性を発揮し、地域の課題に自ら取り組むこと求められるが、自治会が機能しなくなり、地域の総意を集める機能を持った団体が失われつつある。

そのため、研修機会の提供による人材育成や、課題解決のための専門家派遣などの支援が必要である。

< 具体的な方策 >

まちづくり専門家の派遣
地域活動への支援
元気な高齢者の発掘、能力発揮の場の提供

オ 戦略的投資の必要性

「まちのにぎわいづくり一括助成事業」をはじめとするまちづくり支援施策の実施に当たっては、事業の重点化や地域内循環のしくみの重視、外部からの資金導入を図る仕掛けなど、被災地外の地域と対等に競争し、全国平均との差を縮める視点での、戦略的な投資も検討すべきである。

< 具体的な方策 >

地域構造の変革まで視野に入れた、より大規模な取り組みに対応できる支援制度の創設
地域と行政との協働による事業目標の明確化、共有化
専門家の支援、行政からの助言・参画に加え、十分な検討期間・助成期間の設定により、企画内容の質と助成終了後の事業継続性を確保

「伝える・備える」 - 安全安心をめざす運動の展開

ア 実践と行動による「伝える・備える」活動の実施

震災の経験や教訓の風化を抑えるという消極的な発想では、情報発信を続けても人々のところに響かず、長く継承していくことは困難である。

安全で安心な社会をつくる決意のもと、「1月17日は忘れない」ための取り組みや防災学習、減災対策などの取り組みを継続することにより、「被災地ひょうご」が安全・安心を重視している自治体であることをアピールしていくことが重要である。

また、現在及び未来の防災・減災に役立つ教訓は、長くその輝きを失わない。経験と教訓を社会システムの中に生かす視点を持ち続けることが求められる。

< 具体的な方策 >

「1月17日は忘れない」ための取り組みの継続
防災学習、人材育成の推進
住まいの耐震化の推進
給付金支払いの迅速化、家財等への対象拡大検討等、住宅再建共済制度の制度改善と加入促進
震災の経験と教訓を生かした被災地支援の実施
国際防災協力の推進

イ 経験と教訓を伝える人材の発掘・育成

人と防災未来センターの語り部や、追悼行事を実施している団体の構成員など、経験と教訓を伝えてきた人たちの高齢化が進んでいる。

また、震災当時、対策の中核を担った県市の職員も退職する年齢を迎えつつあり、強い思いを持って経験・教訓の継承・発信を進める人材の減少が懸念される。そのため、震災の経験と教訓を伝える人材の発掘・育成に努める必要がある。

<具体的な方策>

新しい語り部の発掘・登録

語り部の紹介、「語り」の録画・貸し出し等、より幅広い、柔軟な継承方法の検討・実施

新任職員研修における人と防災未来センターの訪問等、県市職員や教職員研修における防災学習の充実・継続

自主防災組織のリーダー等防災を担う人材や、まちの専門家等復興を支える人材を育てるための総合的な取り組みの推進

ウ 次代を担う子供たちへの経験・教訓の継承

震災直後、被災地においては、フラッシュバックなど被災した子供への影響を懸念して、人と防災未来センターの訪問など、震災体験の継承を控える場合が見られた。

しかしながら、この4月で小学生、中学生は全員震災を経験したことのない子供たちになることから、被災地の子供たちへの経験・教訓の継承のあり方を再考する必要がある。

<具体的な方策>

学校における防災学習の促進

人と防災未来センターの校外学習での活用促進

家庭での子、孫への語り継ぎのきっかけづくり

エ 中長期的な課題への取り組みと発信

東海地方、首都圏など、大規模な震災の発生が懸念されている地域では、災害への備えが進められているが、被災者の生活復興を図るためには、現在阪神・淡路大震災の被災地が直面している、中長期的で困難な課題に対する認識が不可欠である。

そのため、高齢者自立支援、まちのにぎわいづくりを中心とする課題と取り組みを整理し、その成果を積極的に発信する必要がある。

また、各種貸付金の償還対策などの課題への取り組みを進めるとともに、震災障害者や震災遺児・孤児など、15年間で十分フォローできていなかった事象についても、把握に努めるべきである。

<具体的な方策>

災害復興公営住宅における高齢化に伴う課題と取り組みの発信

まちのにぎわいづくり一括助成事業の評価と成果の発信

震災障害者の把握

震災孤児・遺児のフォロー

5 国に対する提案

(1) 復興基金の制度化

阪神・淡路大震災の復興においては、復興基金により、早期復興のための取り組みを補完し、被災地のニーズに沿って長期・安定的、機動的に対策を進めることができ、その有効性が証明された。

しかしながら、設置には国との協議が不可欠で、相当の期間を要するため、機動的に対応できるよう、その枠組みを法的に用意しておくべきである。

(2) 住宅再建共済制度の全国制度化

自然災害被災者の住宅の再建を促すためには、給付水準や適用要件等の面から公的支援には限界がある。

そのため、住宅所有者が災害時に備えて、平時から住宅再建資金を寄せ合う相互扶助のしくみとして、兵庫県が平成17年9月から実施している「住宅再建共済制度」を全国制度として創設するべきである。

(3) 住宅再建支援制度の総合的な見直し

災害救助法では、住宅応急修理の支援措置の対象が半壊世帯となっているなど、被災者生活再建支援法との整合性が図られておらず、複雑になっていることなどから、住宅再建支援に係る制度について、被災者にとってわかりやすく効果的な支援となるよう、立法論的な検討も含め、総合的に見直すべきである。

(4) 復興財源のしくみ

阪神・淡路大震災からの復興には既存の制度や財政の拡張的運用で対応できたが、今後、阪神・淡路大震災を上回る規模の広域的大災害に対しては、国家的、抜本的な災害復興財政が必要となる。

このため、震災復興を重要な課題と位置付け、国と地方が連携した被災地主体の復興を財政的に保障する枠組みを確立すべきである。

(5) 災害援護資金貸付金の償還に対する支援

阪神・淡路大震災の被災者の生活再建支援策として貸付を行った、災害援護資金貸付について、償還期限を再延長するとともに、徴収困難な未償還金への償還免除等の措置を実施すべきである。

震災障害者及び震災遺児・孤児の実態調査について

1 調査の必要性

阪神・淡路大震災で負傷した人の中には、PTSDなどで後遺症が残る人もあることから、将来の災害に備え、阪神・淡路大震災に起因する障害者の、発生状況等の把握に努めるべきである。

災害による遺児・孤児は自立するまでサポートすることが必要であることから、阪神・淡路大震災での取り組みの成果をまとめ、将来の災害対応の参考とするべきである。

2 調査方法等

(1) 専門家の助言

調査の企画、実施、結果の評価にあたっては、専門家に助言、支援を求めるべきである。

(2) 公的資料に基づく把握

対象者の把握は、既存の公的資料に基づいて行うべきである。

(3) 教訓の抽出に向けた調査の実施

調査にあたっては、震災と障害発生との因果関係、障害発生時の状況や、復興過程、現状等を調査し、将来の災害対応に役立つ教訓の抽出を図るべきである。

(4) 関係団体等との連携

調査の実施にあたっては、神戸市や関係団体との連携を図るべきである。

趣旨

災害復興公営住宅等の高い高齢化率、面的整備事業の未完了など、被災地固有の課題は残されており、特別な支援が必要な状況が続いている。被災地が主体的に歩みを進める、真の意味での自立の実現に向け、円滑に一般施策につないでいくことが求められる。

現状認識

- 1 震災の影響が強く残る分野の存在
 - 被災地全体で見ると、兵庫県の人口や経済は震災前の水準を回復。
 - 災害復興公営住宅における高い高齢化率、面的整備事業が終了していない地域の存在など、一部には震災の影響が強く残っている。
- 2 震災を知らない住民が増加
- 3 大震災発生の危険性増大

復興施策に対する評価

- 1 被災地固有の個別課題への対応
 - 高齢者の自立支援**
災害復興公営住宅は高齢化率や単身高齢者の割合が極めて高く、今後我が国社会が直面する課題が一足先に顕在化。一般施策と復興施策が連携した見守り体制が構築され、定着しつつある。深刻な生活課題を抱える高齢者が増え、コミュニティの疲弊も年々進展。
 - まちなぎわいづくり**
面的整備事業が一部未完了、人口や経済活動が震災前の状況まで回復していない地域が存在。住民主体の持続的な活動が根付こうとしている。地域全体への効果の波及や、福祉、防災、環境などの周辺分野との連携が不十分。
- 2 復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展
県民ボランティア活動等「復興の過程で生まれた先導的取り組み」は全県展開されている。今後も全県的な課題解決に向け、定着・発展を図るべき。「高齢者の自立支援」「まちなぎわいづくり」は、一般的、継続的な枠組みが未確立。
- 3 震災の経験と教訓の継承・発信
「1月17日は忘れない」ための取り組み、防災力強化県民運動、兵庫の防災教育等を推進。震災の経験と教訓を継承し、発信する努力の長期的な継続が求められる。

22年度以降の復興施策のあり方

【施策展開の方向】

3つの課題への取り組みと復興基金での対応
「高齢者の自立支援」「まちなぎわいづくり」「伝える・備える」の3つの課題については、引き続き積極的な取り組みが望まれる。

地域の自立をめざした施策展開
住民が主体性を発揮し、地域社会が自立できる状況に導くことが最大の課題。着地点をめざした計画的推進

復興の成果の活用
復興施策の一般施策化

復興の成果の継承

総合的取り組みの促進

復興の過程で経験を積んだ専門人材のノウハウを生かした地域活動支援の充実

【残された課題への具体的対応】

< 高齢者の自立支援 >
専門職との連携による、高齢者が抱える問題への対応
高齢者が安心して生活できるコミュニティの形成・維持

< まちなぎわいづくり >
復興まちづくりの加速
多様な地域ニーズに対応するまちづくり支援の実現
連携を重視した商店街や地域への支援の実施
地域活動の担い手の育成支援
戦略的投資の必要性

< 「伝える・備える」 - 安全安心をめざす運動の展開 >
実践と行動による「伝える・備える」活動の実施
経験と教訓を伝える人材の発掘・育成
次代を担う子供たちへの経験・教訓の継承
中長期的な課題への取り組みと発信
震災障害者の把握 震災孤児・遺児のフォロー

< 国に対する提案 >

復興基金の制度化 住宅再建共済制度の全国制度化 住宅再建支援制度の総合的な見直し 復興財源の確保 災害援護資金貸付金の償還に対する支援

震災障害者及び震災遺児・孤児の実態調査について（案）

1 調査の必要性

阪神・淡路大震災で負傷した人の中には、PTSDなどで後遺症が残る人もあることから、将来の災害に備え、阪神・淡路大震災に起因する障害者の、発生状況等の把握に努めるべきである。

災害による遺児・孤児は自立するまでサポートすることが必要であることから、阪神・淡路大震災での取り組みの成果をまとめ、将来の災害対応の参考とするべきである。

2 調査方法等

(1) 専門家の助言

調査の企画、実施、結果の評価にあたっては、専門家に助言、支援を求めるべきである。

(2) 公的資料に基づく把握

対象者の把握は、既存の公的資料に基づいて行うべきである。

(3) 教訓の抽出に向けた調査の実施

調査にあたっては、震災と障害発生との因果関係、障害発生時の状況や、復興過程、現状等を調査し、将来の災害対応に役立つ教訓の抽出を図るべきである。

(4) 関係団体等との連携

調査の実施にあたっては、神戸市や関係団体との連携を図るべきである。

平成 22 年度の復興の取り組み（案）

1 施策展開の基本方針

(1) 復興施策の推進

「復興の成果を県政に生かす 3 か年推進方策」の総括や、復興フォローアップ委員会提言を踏まえ、復興施策を「高齢者の自立支援」「まちのにぎわいづくり」「伝える・備える」の 3 つの柱に再整理して継続的に推進するとともに、「復興フォローアップ委員会」で推進状況等を引き続きフォローする。

(2) ポスト 3 か年推進方策の策定

震災復興 15 年後の復興施策推進にあたり、3 か年推進方策に続く推進方策等を策定公表する。

策定にあたっては、復興フォローアップ委員会の意見等を踏まえる。

〔策定期期〕 平成 22 年度前半

〔期 間〕 平成 22～24 年度（3 年間）

(3) 平成 22 年度復興施策の展開方針（施策体系）の作成

当面、平成 22 年度の復興施策を整理した施策体系を作成し、その推進状況等をフォローする。

2 復興フォローアップ委員会の設置・運営

従前どおり、復興フォローアップ委員会を設置し、その下に、高齢者自立支援専門委員会及びまちのにぎわいづくり専門委員会を設置する。

3 復興関連調査の実施、講演会の開催等

震災障害者及び震災遺児・孤児実態調査の実施

将来の大災害に備え、阪神・淡路大震災に起因する身体障害者の実態や、震災による遺児・孤児の現状を調査する。

震災教訓講演会の開催

震災の経験と教訓を伝える講演会を実施する。

その他

(参考)

平成22年度 復興施策体系表(素案)
(計59事業、2,458,825千円)

	予算額 (単位:千円)	担当課室
高齢者の自立支援に関する施策(16事業)	423,985	
専門職との連携による高齢者の課題への対応(9事業)	392,870	
高齢者自立支援ひろば設置事業[復興基金]	312,610	(復興支援課)
まちの保健室設置事業[復興基金]	17,600	(健康増進課)
ガスメーター等を活用した高齢者見守りシステムの普及促進事業[復興基金]	7,500	(復興支援課)
夜間・休日「安心ほっとダイヤル」開設事業[復興基金]	7,820	(復興支援課)
地域コミュニティ支援事業(コミュニティサポート連携促進事業)[復興基金]	2,727	(復興支援課)
地域コミュニティ支援事業(いきいき仕事塾(地域型)の開設)[復興基金]	9,655	(復興支援課)
ひょうごカムバックコール&メール事業[復興基金]	2,818	(復興支援課)
被災高齢者自立生活支援事業	15,405	(高齢社会課)
地域コミュニティ支援事業(コミュニティ支援アドバイザー設置事業)	16,735	(復興支援課)
高齢者が安心して生活できるコミュニティの形成・維持への支援(7事業)	31,115	
高齢者自立支援ひろば設置事業[復興基金]	(再掲)	(復興支援課)
地域コミュニティ支援事業(コミュニティサポート連携促進事業)[復興基金]	(再掲)	(復興支援課)
地域コミュニティ支援事業(いきいき仕事塾(地域型)の開設)[復興基金]	(再掲)	(復興支援課)
地域コミュニティ支援事業(コミュニティ支援アドバイザー設置事業)	(再掲)	(復興支援課)
被災高齢者自立生活支援事業	(再掲)	(復興支援課)
LSA活動強化事業	665	(高齢社会課)
いきいき県住推進員の設置	30,450	(住宅管理課)
まちのにぎわいづくりに関する施策(33事業)	622,549	
復興まちづくりの推進(14事業)	230,817	
復興市街地再開発商業施設等入居促進事業[復興基金]	112,585	(復興支援課)
復興市街地再開発地域事業所開設支援事業[復興基金]	37,420	(復興支援課)
復興市街地再開発事業(特定建築者施行)商業・業務施設立地促進事業[復興基金]	-	(復興支援課)
個店等の出店・開業支援[復興基金]	9,000	(経営商業課)
地域交流促進等施設設置・運営支援事業[復興基金]	3,000	(経営商業課)
商店街・まち再生プランづくり事業[復興基金]	17,400	(経営商業課)
商店街・まち再生整備事業[復興基金]	22,000	(経営商業課)
被災者住宅購入支援事業補助[復興基金]	5,109	(住宅政策課)
被災者住宅再建支援事業補助[復興基金]	3,754	(住宅政策課)
住宅債務償還特別対策[復興基金]	10,539	(住宅政策課)
高齢者住宅再建支援事業補助[復興基金]	1,140	(住宅政策課)
復興土地区画整理事業等融資利子補給[復興基金]	8,870	(復興支援課)
復興土地区画整理事業	-	(市街地整備課)
復興市街地再開発事業	-	(市街地整備課)
多様なニーズに対応するまちづくり支援(2事業)	130,672	
まちのにぎわいづくり一括助成事業[復興基金]	80,992	(復興支援課)
復興まちづくり支援事業[復興基金]	49,680	(都市政策課)
連携を重視した商店街や地域への支援(10事業)	226,800	
まちのにぎわいづくり一括助成事業[復興基金]	(再掲)	(復興支援課)
商店街・まち再生プランづくり事業[復興基金]	(再掲)	(経営商業課)
地域交流促進等施設設置・運営事業[復興基金]	(再掲)	(経営商業課)
被災商店街にぎわい支援事業[復興基金]	90,000	(経営商業課)
商店街・小売市場共同施設建設費助成事業[復興基金]	30,000	(経営商業課)
商業施設魅力アップ支援事業[復興基金]	5,000	(経営商業課)
商店街共同施設撤去支援事業[復興基金]	10,000	(経営商業課)
商店街・まち再生整備事業[復興基金]	(再掲)	(経営商業課)
商店街活性化事業	41,000	(経営商業課)
地域づくり活動応援事業	50,800	(地域協働課)
地域活動の担い手の育成支援(5事業)	24,260	
復興まちづくり支援事業[復興基金]	(再掲)	(都市政策課)
まちのにぎわいづくり一括助成事業[復興基金]	(再掲)	(復興支援課)
地域コミュニティ支援事業(いきいき仕事塾(地域型)の開設)[復興基金]	(再掲)	(復興支援課)
地域づくり活動応援事業	(再掲)	(地域協働課)
地域づくり活動サポーター設置事業	24,260	(地域協働課)
戦略的投資の実施(2事業)	10,000	
まちのにぎわいづくり一括助成事業[復興基金]	(再掲)	(復興支援課)
新産業立地促進賃料補助[復興基金]	10,000	(新産業立地課)

	予算額 (単位:千円)	担当課室
「伝える・備える」ための施策(31事業)	1,412,291	
実践と行動による「伝える・備える」活動の実施(19事業)	1,403,290	
震災の教訓を語り継ぎ、生かす兵庫の防災教育推進事業[復興基金]	5,185	(教育企画課)
震災の経験・教訓発信事業[復興基金]	10,000	(防災企画課)
ひょうご安全の日推進事業	10,191	(復興支援課)
「1.17防災未来賞」選奨事業	4,000	(防災企画課)
ひょうご安全の日推進事業[21世紀研究機構補助金]	81,900	(防災企画課)
災害メモリアルkobeの開催	1,383	(防災企画課)
兵庫の防災教育の推進	1,170	(教育企画課)
震災・学校支援チーム(EARTH)の運営		
防災力強化県民運動の推進	2,570	(防災企画課)
防災力強化による地域子育て支援事業	9,000	(防災企画課)
わが家の耐震改修の促進	467,190	(建築指導課)
〔 わが家の耐震改修促進事業 住宅耐震改修支援事業[復興基金] 〕		
簡易耐震診断推進事業	37,125	(建築指導課)
住宅再建共済制度の推進	159,165	(復興支援課)
人と防災未来センターの取り組みの充実	558,175	(防災企画課)
阪神・淡路大震災復旧・復興資料整理事業	6,974	(防災企画課)
国内外の被災地への応援職員の派遣	-	
国際防災復興協力機構への支援	27,138	(防災企画課)
国際防災・人道支援協議会への支援	476	(防災企画課)
国際防災研修センターへの支援	21,648	(防災企画課)
経験と教訓を伝える人材の発掘・育成(2事業)	1,062	
人と防災未来センターの取り組みの充実	(再掲)	(防災企画課)
ひょうご防災リーダーの養成	1,062	(防災計画室)
次代を担う子どもたちへの経験・教訓の継承(6事業)		
震災の教訓を語り継ぎ、生かす兵庫の防災教育推進事業[復興基金]	(再掲)	(教育企画課)
兵庫の防災教育の推進	(再掲)	(教育企画課)
震災・学校支援チーム(EARTH)の運営	(再掲)	(教育企画課)
人と防災未来センターの取り組みの充実	(再掲)	(防災企画課)
防災力強化県民運動の推進	(再掲)	(防災企画課)
防災力強化による地域子育て支援事業	(再掲)	(防災企画課)
中長期的な課題の整理と取り組みの発信(4事業)	7,939	
高齢者自立支援専門委員会における課題の把握と対応の検討	7,939	(復興支援課)
まちのにぎわいづくり専門委員会における課題の把握と対応の検討		
インターネットを活用した情報発信		
震災障害者・震災遺児・孤児実態調査		

復興の成果を県政に生かす3か年推進方策の総括

(案)

平成 2 2 年 3 月

兵 庫 県

目 次

第 章	3か年推進方策の総括の趣旨	1
第 章	3か年推進方策の総括	2
	被災地の現状	2
	復興関連施策の現状	6
第 章	3か年推進方策の点検整理票	15
	被災地固有の個別課題への対応	
推進方策 1	復興施策と一般施策が連携した高齢者の自立支援	17
推進方策 2	災害復興公営住宅等における自治会等の地域活動の崩壊対策	19
推進方策 3	単身高齢者対策	20
推進方策 4	公営住宅の高齢化対策	22
推進方策 5	県営住宅のバリアフリー化	23
推進方策 6	住宅や生活に関わる悪質業者対策	24
推進方策 7	公共交通のバリアフリー化などユニバーサル社会づくり	26
推進方策 8	高齢者のエンパワーメント（能力向上）の支援	28
推進方策 9	高齢者の知識やノウハウの社会での活用	29
推進方策 10	持続可能な住民主体のにぎわいづくり	30
推進方策 11	まちづくり協議会を核としたまちづくり	32
推進方策 12	地域団体・NPO等によるまちのにぎわい創出	33
推進方策 13	大学・学生との協働によるまちづくり	34
推進方策 14	被災商店街のにぎわい回復	35
推進方策 15	特色ある商店街づくり	36
推進方策 16	残存空地の活用	37
推進方策 17	地域景観の形成	38
推進方策 18	復興市街地整備事業等の早期完成	40
推進方策 19	復興市街地における住宅再建や商業機能の再生	41
推進方策 20	中心市街地の活性化	42
推進方策 21	県外居住被災者の帰県支援	43
推進方策 22	災害援護資金の償還対策	44
推進方策 23	生活福祉資金の償還対策	45
推進方策 24	中小企業緊急災害復旧資金の償還対策	46
推進方策 25	生活復興資金の償還対策	47

推進方策 26	災害復興公営住宅の家賃対策	48
推進方策 27	震災特例住宅税制の優遇措置による支援	49
推進方策 28	被災自治体の震災関連地方債の償還対策	50

復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展

推進方策 29	まちの保健室の定着・発展	51
推進方策 30	シルバーハウジングやコレクティブハウジング等の推進	52
推進方策 31	こころのケア対策の推進	54
推進方策 32	心のケア担当教員の取り組みを継承した教育相談体制の充実	55
推進方策 33	震災を機に広がった県民ボランティア活動の推進	57
推進方策 34	文化を活かした個性ある地域づくり	59
推進方策 35	青少年の体験・交流の機会づくりの推進	61
推進方策 36	男女が協働した取り組みの推進や家族の絆の再認識	62
推進方策 37	コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方への支援	64
推進方策 38	ひょうご・しごと情報広場 地域労働相談・しごと情報広場の運営	66
推進方策 39	シニアしごと倶楽部等による中高年のしごとへの支援	68
推進方策 40	震災ツーリズム等地域の特色を生かしたツーリズムの振興	69
推進方策 41	潮芦屋の整備推進	70
推進方策 42	「尼崎 21 世紀の森」の推進	71
推進方策 43	明舞団地等オールドニュータウンの再生	73

震災の経験と教訓の継承・発信

推進方策 44	「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進	74
推進方策 45	被災者生活再建支援制度（支援法）の充実	76
推進方策 46	住宅再建共済制度の推進	78
推進方策 47	地震保険制度の改善	79
推進方策 48	住宅の耐震化	80
推進方策 49	公共施設等の耐震化	81
推進方策 50	総合的な減災対策の推進	82
推進方策 51	災害時における情報発信の充実	83
推進方策 52	家屋被害認定士の養成	84
推進方策 53	被災建築物応急危険度判定制度の推進	85
推進方策 54	自主防災組織の活性化	86
推進方策 55	災害ボランティアへの活動支援	87

推進方策 56	災害時要援護者への支援	89
推進方策 57	災害時の広域避難者への支援	90
推進方策 58	災害救助法に基づく救助の見直し等	91
推進方策 59	災害時における警察活動の推進	92
推進方策 60	災害救急医療の取り組み	94
推進方策 61	「兵庫の防災教育」の推進	95
推進方策 62	震災・学校支援チーム（EARTH）の取り組みの推進	96
推進方策 63	人と防災未来センターの積極的な活用	97
推進方策 64	国際防災復興協力機構（IRP）への運営支援	98
推進方策 65	国際防災・人道支援協議会に対する支援	99
推進方策 66	国際防災研修センターへの支援	100
推進方策 67	三木総合防災公園、地域防災公園等の整備	101
推進方策 68	大阪湾岸道路西伸部の推進	102
推進方策 69	六甲山系グリーンベルト整備事業の推進	103
推進方策 70	阪神疏水構想の推進	104
推進方策 71	災害時における食料の安定供給等	105
（参考）3か年推進方策関連事業の体系表及び事業概要		107

第 章 3 年推進方策の総括の趣旨

本県では、高齢者の自立支援やまちのにぎわいづくりなど被災地固有の課題解決を加速するとともに、復興の成果を県政に反映させることにより、震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりを推進するため、平成 19 年 2 月に、平成 19 年度から 21 年度の 3 年を計画期間とする「復興の成果を県政に生かす 3 年推進方策」を策定した。

3 年推進方策では、震災復興全般にわたって 71 課題を整理。これに基づき、

被災地固有の個別課題への対応（28 項目）

復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展（15 項目）

震災の経験と教訓の継承・発信（28 項目）

について、これまで全庁的なフォローアップを行ってきた。

震災 15 年となる平成 21 年度が 3 年推進方策の終期となることから、3 年推進方策に掲げる 71 課題に対する取り組みの達成状況について、これを総括することとした。

復興の成果を県政に生かす 3 年推進方策の総括の構成

第 章 3 年推進方策の総括の趣旨	
第 章 取り組みの成果と課題	人口や総生産、有効求人倍率、災害復興公営住宅の高齢化率の現状、面的整備事業の現状等のデータをもとに被災地の現状を示した。 この 3 年間の復興の取り組みを評価し、その成果と課題を整理した。
第 章 3 年推進方策の点検整理票	3 年推進方策に掲げる 71 課題について、課題ごとに現状を分析し、課題を明確化するとともに、取り組みの総合評価を行い、22 年度以降の施策の方向性を示した。

第 3 章 3 年推進方策の総括

被災地の現状

(現状認識)

震災後 15 年間の創造的復興への努力の積み重ねの上に、新しい兵庫づくりを目指して歩みを進める段階に達した。

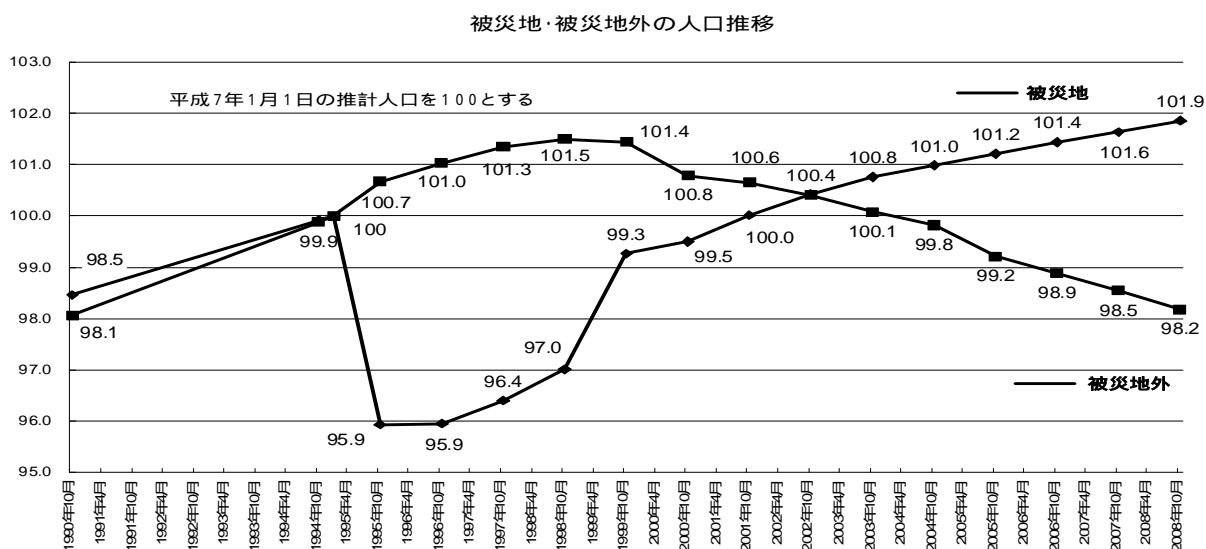
被災地全体としては、人口や総生産、有効求人倍率等の主な経済指標はおおむね震災前の水準まで回復している。

【人口の推移】

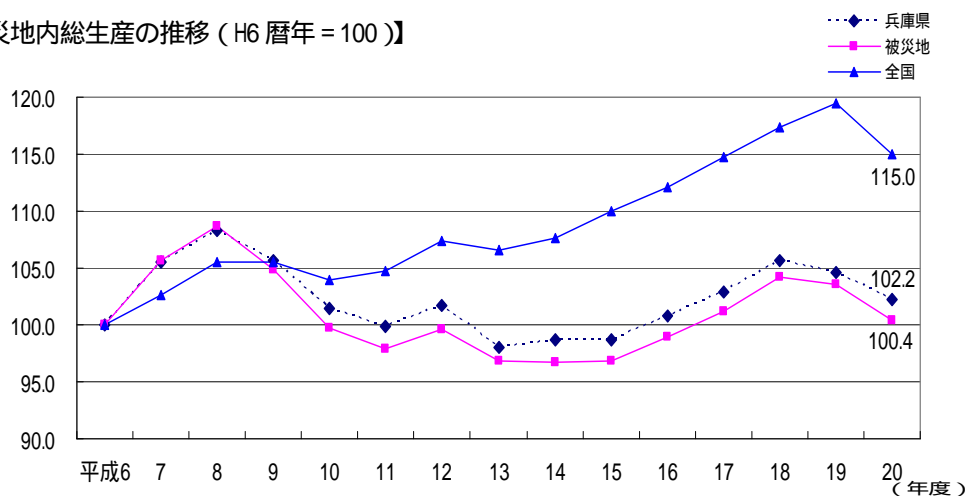
(単位：人)

	H7.1.1	H7.10.1	H9.10.1	H11.10.1	H12.10.1	H13.10.1	H15.10.1	H17.10.1	H22.1.1
被災地	3,589,126 (100)	3,442,310 (95.9)	3,458,286 (96.4)	3,500,472 (97.5)	3,569,392 (99.5)	3,587,605 (99.9)	3,614,742 (100.7)	3,631,252 (101.2)	3,674,158 (102.4)
兵庫県	5,526,689 (100)	5,401,877 (97.7)	5,442,131 (98.5)	5,494,441 (99.4)	5,550,574 (100.4)	5,568,305 (100.8)	5,588,268 (101.1)	5,590,601 (101.2)	5,599,549 (101.3)

()内は対震災前比(%)。H7.10.1、H12.10.1、H17.10.1は国勢調査人口、その他は推計人口

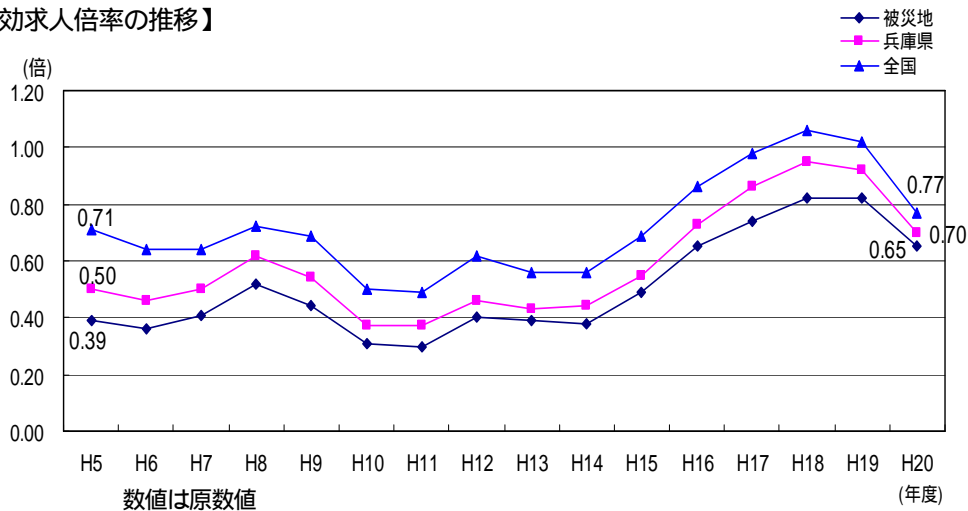


【県・被災地内総生産の推移 (H6 暦年 = 100)】



(兵庫県統計課「兵庫県民経済計算」,「市町民経済計算」,内閣府「国民経済計算年報」)

【有効求人倍率の推移】

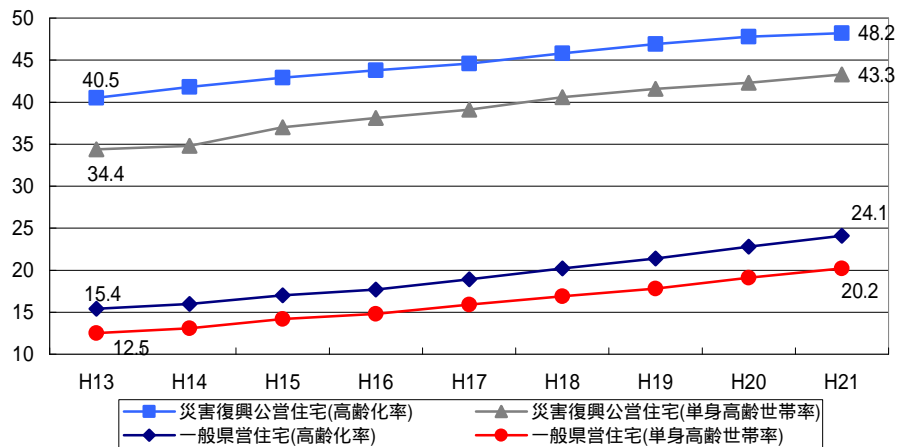


分野別に見ると、一部に震災の影響が強く残っている部分がある。

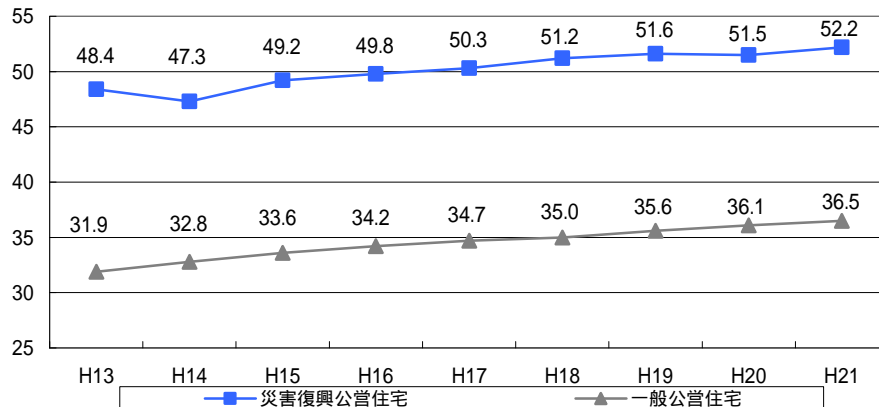
1 災害復興公営住宅の高齢化

災害復興公営住宅では、一般の公営住宅と比べても高齢化率が非常に高い。時間の経過により、ますます高齢化率が高まっており、一部でコミュニティ等の自立が困難な事例が生じている。今後の加齢とともに問題の深刻化が懸念される。

【災害復興公営住宅の高齢化率及び単身高齢世帯数】



【高齢者に占める独り暮らしの高齢者数の率】



資料：兵庫県情報事務センター「厚生統計情報」、兵庫県復興支援課調べ

2 面的整備事業の継続

被災地で計画された 35 事業地区のうち 7 事業地区が未だ事業継続中である。

【被災市街地復興推進地域における面的整備事業の進捗状況】

事業名	被災市街地復興推進地域数 (面積)	事業地区数	進捗状況		管理処分決定率 仮換地指定率 (敷地面積比)
			事業中	完了	
市街地再開発事業	6 (33.4ha)	15	6 ¹	9	88%
土地区画整理事業	13 (255.9ha)	20	1 ²	19	99%
計	19 (289.3ha)	35	7	28	-

1 新長田駅南 6 地区 2 新長田駅北地区
(平成 22 年 1 月 1 日現在・兵庫県県土整備部市街地整備課調べ)

3 人口が戻っていない地区の存在

人口が震災前の状態に戻っていない地域の全てが被災地となっている。

【人口が震災前の状態に戻っていない地域
(全ての地域が被災地)】

市区町名	対震災前比	市区町名	対震災前比
兵庫区	92.3%	尼崎市	93.9%
長田区	78.0%	洲本市	89.6%
須磨区	89.1%	南あわじ市	88.2%
垂水区	92.6%	淡路市	87.3%

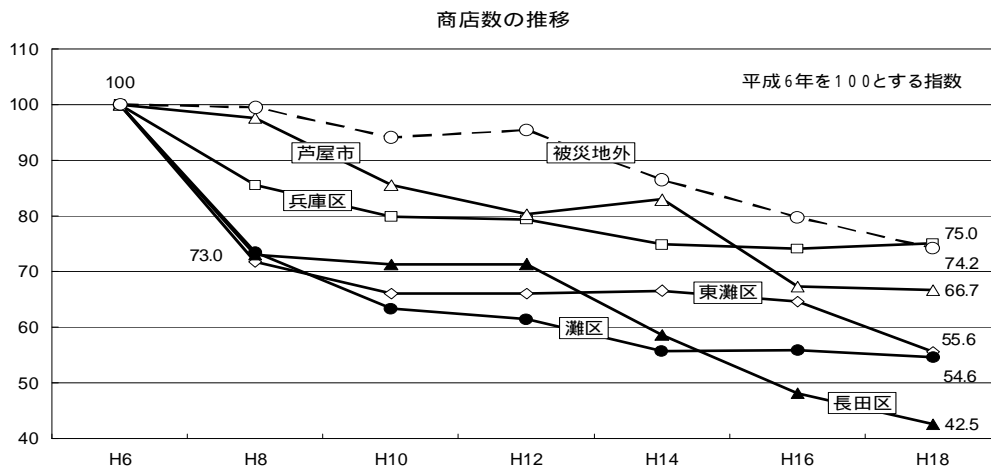
H7.1.1 推計人口と H22.1.1 推計人口との比較

【上記以外の地域の状況】

市区町名	対震災前比	市区町名	対震災前比
神戸市	101.1%	西宮市	113.4%
東灘区	109.0%	芦屋市	107.6%
灘区	105.3%	伊丹市	103.2%
中央区	110.4%	宝塚市	108.9%
北区	104.5%	三木市	105.7%
西区	123.8%	川西市	110.1%
明石市	103.4%		

H7.1.1 推計人口と H22.1.1 推計人口との比較

4 商店街の衰退

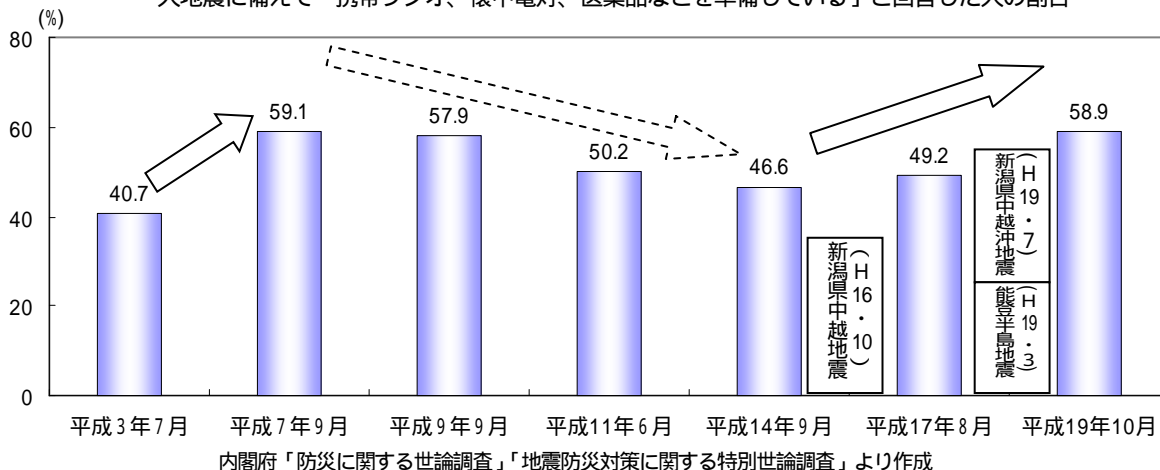


震災の経験と教訓の風化が懸念されている。

5 大地震への意識の状況

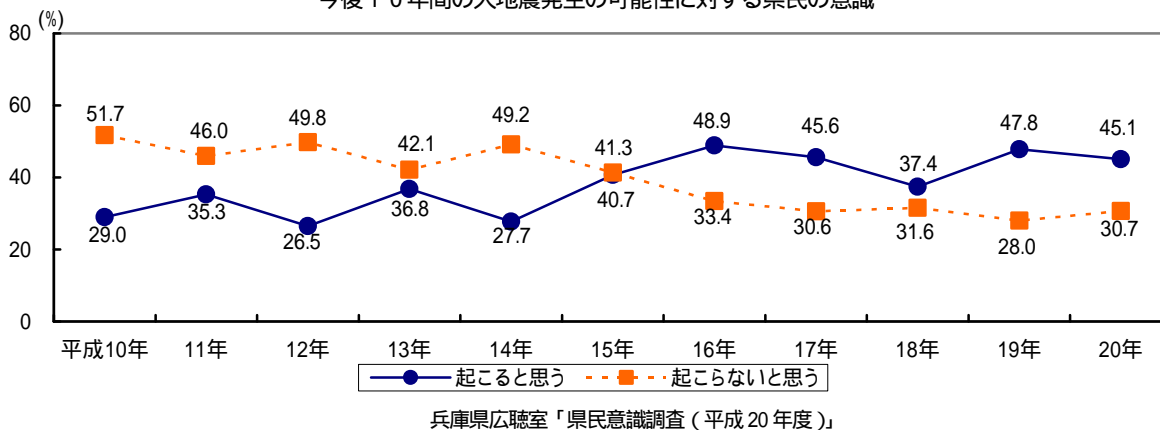
近年、大規模地震が国内外で多発しており、地震直後は防災意識が高まるものの時間の経過とともに薄れていく傾向がみられる。

大地震に備えて「携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品などを準備している」と回答した人の割合



今後10年くらいの間に大地震が「起こると思う」県民は前年度より減少し、「起こらないと思う」県民は前年度より増加している。

今後10年間の大地震発生の可能性に対する県民の意識



震災を知らない住民が神戸市民の3分の1に達した。

区別の震災直前の居住地別構成比(平成21年11月1日現在)

	移動無し	同一区内	市内他区	市外	出生
神戸市	38.5	14.3	11.1	26.3	9.8
東灘区	31.0	14.5	7.5	37.3	9.7
灘区	30.8	15.4	12.9	31.3	9.5
中央区	29.1	12.7	14.2	37.0	7.0
兵庫区	36.7	16.6	14.7	23.3	8.7
北区	44.5	13.7	7.8	23.5	10.5
長田区	41.6	19.3	13.4	16.8	8.9
須磨区	44.7	14.7	12.2	18.5	9.9
垂水区	42.6	16.5	8.8	22.0	10.2
西区	39.4	9.9	13.1	26.4	11.1

0% 20% 40% 60% 80% 100%

平成21年11月1日現在の神戸市民が、震災前(平成7年1月16日)にどこに居住していたかについて、住民基本台帳と外国人登録のデータに基づき集計。

- 移動無し 平成7年1月16日から居住を変えていない市民の割合。
- 同一区内 平成7年1月17日以降、同一区内から転居してきた市民の割合。
- 市内他区 " 以降、市内他区から転居してきた市民の割合。
- 市外 " 以降、市外から転居してきた市民の割合。
- 出生 " 以降、出生した市民の割合。

そのため、震災後に、被災地区である芦屋、西ノ宮等から神戸市に転入した人は、震災を経験していない市民に含まれる。

取り組みの成果と課題

1 被災地固有の個別課題への対応

(1) 高齢者の自立支援（推進方策1～9）

ア 成果

高齢者自立支援ひろばを中心に見守り体制が充実

災害復興公営住宅の高齢化の現状を踏まえ、巡回型のSCSから常駐型の高齢者自立支援ひろばに移行し、見守りをはじめ健康づくりやコミュニティづくりなど充実した支援を行っているほか、LSAや地域包括支援センター、まちの保健室看護師、民生委員など多様な主体による支援体制が定着しつつある。

高齢者自立支援ひろばについては、住宅施策と福祉施策が連携し、災害復興公営住宅の中に見守り拠点を配置し、高齢者の見守りを行う仕組みの先進性について、各方面から高い評価を受けている。

高齢者を支えるための地域コミュニティづくりが定着

高齢者自立支援ひろばが地域に拠点を設け、見守りやコミュニティ支援を行うなかで、高齢者が地域で安心して生活していくためには地域コミュニティで細やかに支えていくことが必要であり、また、高齢者自身が地域コミュニティの担い手として活躍していくことが高齢者自身の生きがいになるという認識が定着した。

そして周辺地域の住民を巻き込んだコミュニティづくりや、子育てなど高齢化以外の地域課題に対する支援との連携などの取り組みが始まっている。

イ 課題

個人の生活課題の深刻化とコミュニティの疲弊

高齢化の進展により、認知症や生活動作の低下が深刻化するだけでなく、閉じこもり、精神疾患、権利擁護等の複合的な生活課題を抱える高齢者が増加している。こういった複雑化する問題に対しては、高齢者自立支援ひろばや地域コミュニティだけでは対応が困難な状況も生じている。また、地域コミュニティ自体も、自治会の担い手不足などにより、夏祭りなどの地域行事や、清掃などの管理業務ができなくなるなど、疲弊が深刻化している。

ウ 今後の取り組みの方向性

専門家や周辺地域など多様な主体を巻き込んだコミュニティづくりが必要

複雑化する課題に対しては、その分野の専門家に対応することが必要である。

また、今後、高齢者の年齢がさらに高くなる災害復興公営住宅においてコミュニティとしての機能を維持していくためには、周辺地域の住民と一体となったコミュニティづくりが必要である。

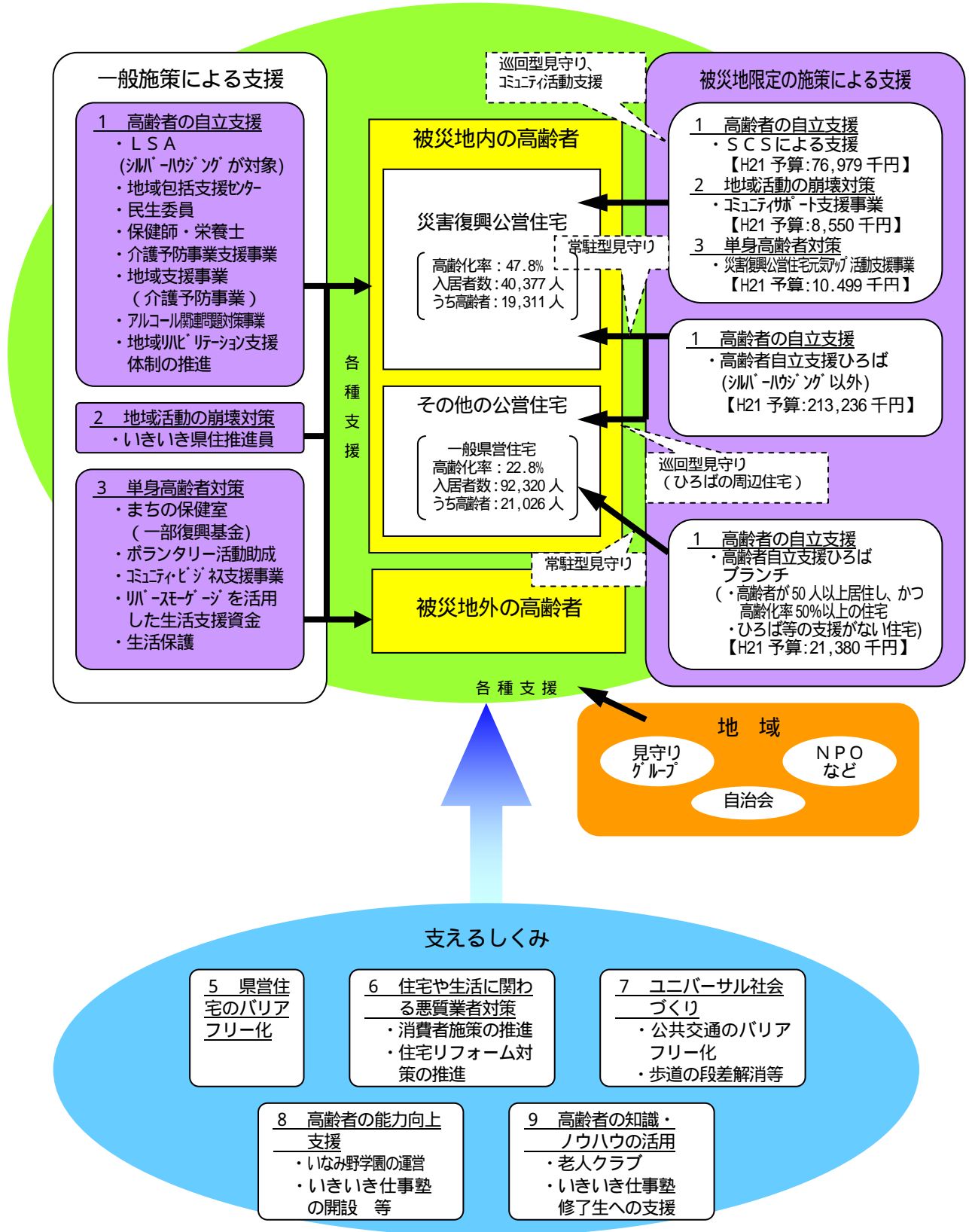
そして、専門家や周辺地域の住民が繋がり、新しい担い手として課題を抱えた高齢者を総合的に支えていく、より幅広いコミュニティづくりが求められている。

超高齢社会に対応した継続可能な支援システムづくりが必要

被災地における対策は、復興基金による被災地限定の施策に頼っているのが現状であり、中長期的には財源や担い手も含めた持続可能な支援システムの構築が求められる。

また、超高齢社会における、高齢者の安心・安全の確保のため、住宅・公共交通のバリアフリー化や悪質業者対策、生きがいづくり等、高齢社会全体を支える仕組みは全県的に推進していくことが必要である。

【支援体制の現状】



番号は推進方策の番号を示す。

(2) まちのにぎわいづくり（推進方策 10～20）

ア 成果

地域におけるにぎわいづくりに向けた動きの高まり

地域におけるまちのにぎわいづくりに向けた動きは高まっている。

まちのにぎわいづくり一括助成事業では、補助事業終了後もそれぞれが様々な形で取り組みが継続されている。

復興まちづくり支援事業により、被災地内に多くのまちづくり協議会が設立された。また、商店街では、地域資源の活用や地産地消の取り組み、自治会や婦人会等との連携など、地域ぐるみににぎわい創出への取り組みが行われている。

さらに、改正中心市街地活性化法に基づき、市町が地域住民、事業者等の参画を得て、中心市街地の活性化のために策定する中心市街地活性化基本計画については、県下で認定を受けた6市のうち4市が被災地（神戸市、尼崎市、伊丹市、宝塚市）となっている。

地域団体やNPO等によるまちづくり活動、地域景観の形成などの取り組みも進められている。

イ 課題

面的整備事業の継続と商店街を取り巻く厳しい環境

復興市街地再開発事業では、15事業地区のうち新長田駅南の6事業地区が、復興土地区画整理事業では20事業地区のうち、新長田駅北地区が現在も事業進行中となっている。

商業施設等の空床に関しては、「復興市街地再開発商業施設等入居促進事業」の家賃補助等によりランニングコストの軽減を図ることができるため、当該制度が決め手となり入居を決めた案件もある。

その結果、新長田駅南再開発エリアでは商業施設の入居率は約87%となったが、厳しい経済状況もあいまって、空床の解消が完全には図られていない状況である。

また、商圏内の人口が震災前の水準に戻っていないこと、消費スタイルの変化や消費者購買力の低下、大型店の進出などにより、商店街は厳しい環境におかれている。

ウ 今後の取り組みの方向性

面的整備事業の早期完成と多様な主体が参画した「まちのにぎわい創出」の推進

近年の厳しい経済情勢を考慮すると、まちのにぎわいに対する震災の影響を分離・明示することは困難となっているが、被災地では面的整備事業の未完成による商業活性化の遅れ、人口が震災前の水準に回復していない（長田区では震災前比78.3%）など、震災の被害から回復できていない地域も残っていることから、復興市街地再開発事業・復興土地区画整理事業の早期完成を図るとともに、被災地における多様な主体が参画した「まちのにぎわい創出」への支援を継続する必要がある。

面的整備

一般施策	18 復興市街地再開発事業 市街地再開発	対象エリア		実績(H20) 15 地区中 8 地区完了
		被災地	その他 x	
一般施策	18 復興土地区画整理事業 区画整理	対象エリア		実績(H20) 20 地区中 18 地区完了
		被災地	その他 x	
復興基金	19 復興市街地再開発商業 施設等入居促進事業 家賃補助等	対象エリア		実績(H20) 交付決定 32 件
		被災地	その他 x	
復興基金	19 被災市街地土地区画整 理事業地区内土地利用促進 事業 利子補給	対象エリア		実績(H20) 交付決定 133 件
		被災地	その他 x	

商店街活性化

復興基金	14 商店街・小売市場復興 イベント開催支援事業 イベント開催支援	対象エリア		実績(H20) 64 件/年
		被災地	その他 x	
復興基金	14 商店街・小売市場共同 施設建設費助成事業 ハード整備	対象エリア		実績(H20) 26 件/年
		被災地	その他 x	
一般施策	10 まちなか商業再活性化 事業(大型店出店対策事業) 商店街、まちづくり対策事業等	対象エリア		実績(H20) 大型店出店策 を行う3市に支援
		被災地	その他	
一般施策	10 商人塾実施事業 事例研究等	対象エリア		実績(H20) 4 商工会議所 で実施
		被災地	その他	

多様な主体が参画したまちづくり

復興基金	10 まちのにぎわいづくり 一括助成 にぎわいづくりにつながる外事 業、関連する施設整備等	対象エリア		実績(H20) 採択団体 32 団体 (累計)
		被災地	その他 x	
復興基金	11 復興まちづくり支援 事業 専門家派遣、活動助成	対象エリア		実績(H20) 助成件数 36 地区など
		被災地	その他 x	
一般施策	11 まちづくり支援事業 専門家派遣、活動助成	対象エリア		実績(H20) 助成件数 38 市町(累計)
		被災地	その他	
一般施策	12 地域づくり活動応援 事業 地域社会の共同利益の実現を図 るための取り組みを支援	対象エリア		実績(H20) 315 団体/年
		被災地	その他	
一般施策	20 改正法に基づく中心 市街地活性化計画策定 国の認定により各種支援が受けられる。	対象エリア		実績(H20) 5 市(うち4市 が被災地)
		被災地	その他	

景観形成

復興基金	16 被災地空地の緑化推進 助成事業 空地の緑化支援	対象エリア		実績(H20) 55 件(累計)
		被災地	その他 x	
一般施策	17 県民まちなみ緑化事業 緑化助成、緑化指導	対象エリア		実績(H20) 都市地域の緑化率 28.3% 等
		被災地	その他	

(3) その他個別課題の状況について（推進方策 21～28）

ア 成果

県外居住被災者への支援や災害復興公営住宅の家賃対策などを実施

県外居住被災者には、電話訪問相談員による相談・情報提供や県営住宅の募集要項の送付などの帰県支援を実施。電話相談では、相談や悩みの打ち明けなどの比重が大きく、兵庫県とのつながりを持つことが心の支えになっている人もいる。

ひょうごカムバックコール&メール事業の開始以降(H12.7開始)、872人の県外居住被災者が登録を終了し、現在(H22.2現在)の登録者は98人となっている。登録終了者のうち、帰県が理由だった者は255人(29.2%)である。また、県営住宅の募集にあたっては、県外居住被災者の優先枠を設けているが、近年、応募が減少している（募集95戸、応募12世帯）。

このほか、災害復興公営住宅の家賃対策として、後期特別減免の適用期間を平成22年度末までとしている。平成18年10月より順次終了し、一般減免への円滑な移行が進められている。

イ 課題

貸付金の償還対策などの課題が残る

災害援護資金は、1,057億円(83.0%)の償還がなされており、少額償還者が多く、毎年微増で推移している（貸付額1,309億円）。

生活福祉資金については、債務者の死亡、自己破産、生活保護支給など償還が困難なケースが多く、償還額は、59億円（償還率57%）となっている（貸付総額103億円）。

中小企業緊急災害復旧資金については、条件変更や借換貸付の活用により、2,933億円が償還された。（貸付総額:3,040億円）

震災関連地方債の償還対策については、国の予算編成に対する提案において、財政状況が悪化する被災市に対し、震災に係る既発債の償還延長、もしくは繰上償還に伴う補償金についての特段の配慮及び借換債の発行など、実質的に償還期間を延長し、公債費負担の平準化を図るための特例措置を求めたが、未だ実現していない。

ウ 今後の取り組みの方向性

きめ細かな対応の継続が必要

県外居住被災者については、県外優先枠の利用が少ないことや、「希望の住宅がない」ということが帰県できない理由で多く見られることから、住宅に対する選好が高まっていることが伺える。また、高齢や病気などの問題や、仕事や学校などの事情を抱えた人も多い。そのため、生活状況やニーズの把握や、きめ細かな相談対応などが一層重要となっている。

また、貸付金の償還対策については、災害援護資金の履行期限の再延長などの国への要望と償還努力を継続していくことが必要である。

2 復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展

ア 成果

先導的取り組みが全県施策として定着・発展

まちの保健室、こころのケアセンターの活動、県民ボランタリー活動、コミュニティビジネスへの支援など震災復興の過程を通じて生まれた先導的取り組みの多くは、全県施策として定着・発展が図られている。

イ 課題

先導的取り組みを一層浸透させることが必要

先導的取り組みを一層浸透させるため、コレクティブハウジングの新しい住まい方としての定着、団塊世代等シニア層の地域づくり活動への参加促進、コミュニティ・ビジネスのさらなる認知と理解の促進などの取り組みが必要である。

ウ 今後の取り組みの方向性

先導的取り組みのさらなる定着・発展のため、積極的な施策の展開が重要

これまでの先導的取り組みの成果を、今後の成熟社会を切り開くための全県施策としてさらに定着・発展させていくためには、今後も積極的に施策の展開を図り、新たな災害文化として継続・発展させることが重要である。

3 震災の経験と教訓の継承・発信

ア 成果

「1月17日は忘れない」ための世代を超えた取り組みの展開

ひょうご安全の日推進県民会議が核となり防災力強化のための県民運動を展開するとともに、「1月17日は忘れない」をテーマに「ひょうご安全の日のつどい」や「1.17は忘れない地域防災訓練」などの関連事業を実施し、参加者数が増加するなど「1月17日は忘れない」ための取り組みが進展している。

また、人と防災未来センターでは、平成14年度の開館以降、展示内容の充実や情報発信機能の強化に努め、翌年の平成15年度から毎年度50万人を越える来場者が訪れ、震災の展示や映像、語り部による語り継ぎなど幅広いツールを活用し、大人から子どもまで幅広い層に震災の経験と教訓の発信が行われている。

震災を知らない子どもが増加していることを背景に、「防災教育推進連絡会議」において、学校における防災教育実施上の課題等について議論が行われているほか、平成20年3月には、神戸学院大学と県立舞子高等学校が防災教育に関する「教育提携協定」を締結し、高大連携で実践教育に取り組むなど「兵庫の防災教育」が進展している。

国内外へ震災の経験と教訓を発信

人と防災未来センターでは、平成19年度の新潟県中越沖地震、平成20年度の岩手・宮城内陸地震、中国・四川大地震、平成21年度の兵庫県台風第9号災害被災地へも研究員を派遣し、復旧復興に向けた調査や助言を行うなど、震災で得た災害への対応に関する知識を国内外で生かす努力を続けている。また、国際防災復興協力機構(IRP)などで構成する国際防災・人道支援協議会(DRA)が行うシンポジウムやフォーラムなどの取り組みに対する支援や、国際防災研修センターの設立・支援など国際防災協力を積極的に取り組んでいる。

さらに、災害時の学校再開を支援する「震災・学校支援チーム（EARTH）〔教職員で組織〕」も、新潟県中越沖地震被災地や中国・四川大地震被災地への派遣や各種研修活動への指導助言を行うなど、国内外を問わず震災の経験と教訓を発信している。

イ 課題

震災の経験と教訓の風化が進展

震災を知らない住民が神戸市民の3分の1に達したことや、震災前に誕生した子どもが21年度に義務教育を修了し、震災を知らない子どもが増加していることから、震災の経験と教訓を将来にわたって持続的に継承・発信していく仕組みを検討する時期に来ている。

ウ 今後の取り組みの方向性

震災の経験と教訓を後世に伝え、定着させることが重要

震災を知らない住民や子ども達が増加していることや、国内外で大規模災害が多発し、どの地域も被災地となる可能性がある状況の中、震災で得た経験と教訓を、世代や地域、国境を越えて継承・発信し、また、防災教育や語り継ぎなどの機会を通じ、災害に対応できる人材を育成することにより後世に伝えていくことは、今後起こりうる災害による被害を軽減するために欠かせない取り組みであり、今後も全県的に取り組んでいくことが重要である。

参 考

1 全県展開されている推進方策

以下の推進方策は、復興の過程で生まれた先導的な取り組みが被災地外の地域でも展開されているもので、県政の中で定着を図るべき施策群である。

番号	推進方策名
4	公営住宅の高齢化対策
5	県営住宅のバリアフリー化
6	住宅や生活に関わる悪質業者対策
7	公共交通のバリアフリー化などユニバーサル社会づくり
8	高齢者のエンパワーメント（能力向上）の支援
9	高齢者の知識やノウハウの社会での活用
12	地域団体・NPO等によるまちのにぎわい創出
15	特色ある商店街づくり
17	地域景観の形成
20	中心市街地の活性化
22	災害援護資金の償還対策（未償還金の償還対策）
23	生活福祉資金の償還対策
24	中小企業緊急災害復旧資金の償還対策
26	災害復興公営住宅の家賃対策
29	まちの保健室の定着・発展
30	シルバーハウジング、コレクティブハウジング等の推進
31	こころのケア対策の推進
32	心のケア担当教員の取り組みを継承した教育相談体制の充実
33	震災を機に広がった県民ボランティア活動の推進
34	文化を活かした個性ある地域づくり

35	青少年の体験・交流の機会づくりの推進
36	男女が協働した取り組みの推進や家族の絆の再認識
37	コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方への支援
38	ひょうご・しごと情報広場、地域労働相談・しごと情報広場の運営
39	シニアしごと倶楽部等による中高年のしごとへの支援
40	震災ツーリズム等地域の特色を生かしたツーリズム振興
41	潮芦屋の整備推進
42	「尼崎 21 世紀の森」の推進
43	明舞団地等オールドニュータウンの再生
44	「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進
46	住宅再建共済制度の推進
48	住宅の耐震化
49	公共施設等の耐震化
50	防災対策の計画的推進
51	災害時における情報発信の充実
52	家屋被害認定士の養成
53	被災建築物応急危険度判定制度の推進
54	自主防災組織の活性化
55	災害ボランティアへの活動支援
56	災害時要援護者への支援
57	災害時の広域避難者への支援
59	災害時における警察活動の推進
60	災害救急医療の取り組み
61	「兵庫の防災教育」の推進
62	震災・学校支援チーム(EARTH)の取り組みの推進
63	人と防災未来センターの積極的な活用
64	国際防災復興協力機構(IRP)への運営支援
65	国際防災・人道支援協議会に対する支援
66	国際的な防災研修専門機関の整備
67	三木総合防災公園、地域防災公園等の整備
68	大阪湾岸道路西伸部の推進
69	六甲山系グリーンベルト整備事業の推進
71	災害時における食料の安定供給等

2 国等への継続要望事項

以下の推進方策については、取り組み内容が主に国への要望であり、今後も継続して取り組むものである。

番号	推進方策名
22	災害援護資金の償還対策（償還期限の再延長等）
27	震災特例住宅税制の優遇措置による支援
28	被災自治体の震災関連地方債の償還対策
45	被災者生活再建支援制度（支援法）の充実
46	住宅再建共済制度の推進（全国制度化に向けた検討）
47	地震保険制度の改善
70	阪神疏水構想の推進

第 章 3か年推進方策の点検整理票

推進方策 1 復興施策と一般施策が連携した高齢者の自立支援

< 概要 >

- ・ 災害復興公営住宅等における高齢者の見守り体制の充実を図るため、高齢者自立支援ひろばの拡充や機能充実を進めるとともに、生活援助員（LSA）や地域包括支援センター等の高齢者支援を進めるなど、高齢者の見守り体制の構築を推進する。
- ・ 被災地における高齢者自立支援ひろばと一般の高齢者ケア施策との連携強化を進めるとともに、その成果を踏まえながら、超高齢社会に対応した高齢者自立支援の仕組みづくりを推進する。

< 点検結果 >

〔現 状〕

- ・ 災害復興公営住宅は、高齢者が集中し、一般公営住宅に比べ高齢化率や単身高齢者の割合が高く、認知症や精神疾患、閉じこもりの高齢者などが増加していった。さらに、担い手不足等により、自治会などのコミュニティも疲弊している。また、災害復興公営住宅だけでなく、被災地内には、深刻な高齢化により同様の課題を抱える公営住宅も多い。
 高齢化率・・・災害復興公営住宅 48.2%、一般県営住宅 24.1%
 単身高齢者の割合・・・災害復興公営住宅 52.2、一般県営住宅 36.5%（以上H21.11）
- ・ 高齢者自立支援ひろば及び同ランチ開設の進捗にあわせてSCSは順次縮小している。
- ・ ひろばスタッフの目的意識の共有やスキル向上を図るための研修を実施し、周辺の地域も巻き込んだコミュニティづくりや、支援者や専門家等とのネットワークづくりに取り組んでいる。

【施策目標・取組目標】

施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
高齢者自立支援ひろばの開設	11か所 (累計)	20か所	30か所	40か所
		18か所	27か所	42か所
SCS(高齢世帯生活援助員)による支援	102人	75人	55人	28人
		74人	55人	39人
LSAをすべての県営高齢者向け特定目的住宅に配置	123人 (累計)	140人	150人	160人
		123人	123人	123人
総合的なマネジメント拠点となる地域包括支援センターの設置	331か所 (累計)	317か所	321か所	-
		340か所	343か所	314か所
高齢者自立支援ひろばと一般の高齢者ケア施策が連携した高齢者自立支援の仕組みづくりの推進	高齢者自立支援ひろばの周知と各市等の取組について情報交換を行う「キックオフ・フォーラム」を開催(H19.2)	ひろば開設市における市の一般高齢者ケア施策との連携(神戸市におけるひろばと地域包括支援センターの連携)	・ 高齢者自立支援ひろば機能の全県施策化等について検討 ・ 国への提案 等	
		神戸市において、高齢者自立支援ひろばを地域包括支援センターのブランチに位置づけ、一体的な運営がなされた。	・ 国が推進する住宅施策と福祉施策が連携する「安心住空間創出プロジェクト」の調査対象となった。	

〔課題〕

- ・ 個別支援を行うSCSとコミュニティ支援などを行うひろばの高齢者自立支援に対する考え方の違いや、支援方法の切り替えに戸惑いを感じているひろばスタッフも見られる。
- ・ 高齢者の生活課題は、高齢化による認知症や生活動作の低下だけではなく、経済的困窮、権利擁護、精神疾患など多岐にわたっており、担い手不足によるコミュニティの疲弊も深刻となっている。そのため、様々な課題に関する専門家との連携や新しいコミュニティの担い手の発掘・育成などの重要性は高まっているが、現在の高齢者自立支援ひろばだけではこれらを担いきれない状況も生じており、高齢者自立支援ひろば事業の強化が求められる。

〔総合評価〕

- ・ SCSが見守り活動の中で身につけたノウハウがひろばに継承されるとともに、LSAや地域包括支援センター、民生委員、まちの保健室等との連携が進み、復興施策と一般施策の連携が進んでいる。
- ・ 災害復興公営住宅の中に高齢者の見守り拠点を配置し、高齢者の見守りを行うという、高齢者自立支援ひろば事業の先進性について、各方面から高い評価を受けている。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・ コミュニティで高齢者を支えることができる自立した地域を目指して、財源や担い手も含めた持続的な高齢者の自立支援システムの構築を図る。

推進方策 2	災害復興公営住宅等における自治会等の地域活動の崩壊対策			
<p>< 概要 ></p> <p>災害復興公営住宅等における自治会活動等の対応困難事例への支援など、自治会や見守り活動グループの取り組みを支援するため、災害復興公営住宅等におけるコミュニティづくりを推進する。</p>				
<p>< 点検結果 ></p> <p>〔現 状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化が進む災害復興公営住宅においては、住民だけではコミュニティを維持することが困難となっており、周辺地域の住民や様々な課題に対する専門家と一体となったコミュニティの再構築が求められている。 ・ いきいき県住推進員を配置し、自治会の運営支援などを行うとともに、行政やL S Aなど支援者との連絡調整、地域との交流事業への支援などを行い、コミュニティの形成に力を入れている。 				
【施策目標・取組目標の達成状況】				
施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
いきいき県住推進員の配置	30人	30人 ----- 30人	27人 ----- 27人	27人 ----- 27人
見守りグループ等との意見交換会の実施等	意見交換の場としてサカサカひろばの実施	意見交換会の実施等 ----- 県・市研究会 2回 超高齢コミュニティ広域支援促進事業 4団地実施 超高齢コミュニティ広域支援促進事業 4団地実施		
コミュニティサポート支援事業の実施		コミュニティサポート支援事業の実施 ----- 269事業 251事業 63事業		
<p>〔課 題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の高齢化等により、自治会活動が困難となっている住宅が生じている。 				
<p>〔総合評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SCSにコミュニティサポート支援事業を付随させ、交流事業等の実施による災害復興公営住宅のコミュニティづくりへの支援を行ってきた。また、いきいき県住推進員を配置し、自治会の運営支援などを行うとともに、行政やL S Aなど支援者との連絡調整、地域との交流事業への支援などを行い、コミュニティの形成に力を入れている。 <p>しかしながら、必ずしも周辺地域と良好な関係ができていないところや、専門家の関与が必要な課題も多く発生していることから、高齢者自立支援ひろば等が積極的に関与し、周辺地域との関係を構築していく必要がある。</p>				
<p>< 22年度以降の施策の方向性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き高齢者自立支援ひろば事業を継続していくとともに、介護保険サービスの誘致やアドバイザーの配置等により、ひろばのコミュニティ支援機能を強化し、より広い地域住民や専門家が関わった高齢者を支えるコミュニティづくりを推進する。 				

推進方策 3	単身高齢者対策			
<p>< 概要 > 災害復興公営住宅における単身高齢者等の閉じこもり対策を進めるため、高齢者の元気づくりのためのふれあい交流事業等への支援の取り組みを推進する。 また、単身高齢者等の生活支援を図るため、LSA等による単身高齢者への支援やボランティア活動、コミュニティ・ビジネスへの助成などの取り組みを推進するとともに、個々の状況に応じて、リバースモーゲージ(逆抵当融資)を活用した生活資金や生活保護の適用等による支援を推進する。</p>				
<p>< 点検結果 > [現 状] ・ 災害復興公営住宅は、高齢者が集中し、一般公営住宅に比べ高齢化率や単身高齢者の割合が高く、認知症や精神疾患、閉じこもりの高齢者などが増加していった。さらに、担い手不足等により、自治会などのコミュニティも疲弊している。また、災害復興公営住宅だけでなく、被災地内には、深刻な高齢化により同様の課題を抱える公営住宅も多い。 高齢化率・・・災害復興公営住宅 48.2%、一般県営住宅 24.1% 単身高齢者の割合・・・災害復興公営住宅 52.2、一般県営住宅 36.5% (以上H21.11) ・ 常駐型高齢者自立支援ひろば及び同ブランチ開設の進捗にあわせて、SCSは順次縮小している。 ・ ひろばスタッフの目的意識の共有やスキル向上を図るための研修を実施し、周辺の地域も巻き込んだコミュニティづくりや、支援者や専門家等とのネットワークづくりに取り組んでいる。</p>				
【施策目標・取組目標】				
施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
単身高齢者の閉じこもり対策の推進	4件	災害復興公営住宅元気アップ活動支援事業		
		6件	4件	5件
単身高齢者等の生活支援【高齢者自立支援ひろばの開設】	11か所 (累計)	高齢者自立支援ひろばの開設		
		18か所	27か所	31か所
単身高齢者等の生活支援【LSAの配置、地域包括支援センターの設置】	LSA123人 センター331か所	LSAの配置、地域包括支援センターの設置		
		LSA123人 センター340か所	LSA123人 センター343か所	LSA123人 センター314か所
単身高齢者等の生活支援【まちの保健室看護ボランティアによる訪問】	まちの保健室キャパハン隊としてSCS等と協力し、看護師等による訪問活動を実施(171件)	まちの保健室看護ボランティアによる訪問		
		194件	221件	95件 (H21.10現在)
単身高齢者等の生活支援【ボランティア活動助成、コミュニティ・ビジネス支援事業の実施】	県民ボランティア活動助成(2,833件)、NPOコミュニティ・ビジネス等活動応援貸付(3件)、コミュニティ・ビジネス創出・支援事業(21件)	ボランティア活動助成、コミュニティ・ビジネス支援事業の実施		
		・県民ボランティア活動助成 3,107件 ・NPOコミュニティ・ビジネス等活動応援貸付 3件 ・コミュニティ・ビジネス離陸応援事業 21件	・県民ボランティア活動助成 3,310件 ・NPOコミュニティ・ビジネス等活動応援貸付 2件 ・コミュニティ・ビジネス離陸応援事業 18件	・県民ボランティア活動助成 3,478件 ・NPOコミュニティ・ビジネス等活動応援貸付 3件 ・コミュニティ・ビジネス離陸応援事業 13件

施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
単身高齢者等の生活支援 【個々の状況に応じたリバースモーゲージを活用した生活資金支援】	長期生活支援資金(7件)、要保護世帯向け長期生活支援資金の貸付(1件)	リバースモーゲージを活用した生活資金支援(長期生活支援資金、要保護世帯向け長期生活支援資金等)等や生活保護の適用 長期生活支援資金(10件)、要保護世帯向け長期生活支援資金の貸付(1件)	長期生活支援資金(13件)、要保護世帯向け長期生活支援資金(17件)の貸付	・H21.10～生活福祉資金貸付制度の見直し：生活資金不動産担保型生活資金 ・長期生活支援資金(14件)、要保護世帯向け長期生活支援資金(22件)の貸付

〔課題〕

- ・ 災害復興公営住宅をはじめ、今後の一層の高齢化の進展により、閉じこもりの高齢者の増加やコミュニティの問題などの深刻化が懸念されることから、財源や担い手も含めた持続的な高齢者の自立支援システムの構築が必要である。
- ・ 個別支援を行うSCSとコミュニティ支援などを行うひろばの高齢者自立支援に対する考え方の違いや、支援方法の切り替えに戸惑いを感じているひろばスタッフも見られる。
- ・ 高齢者の生活課題は、高齢化による認知症や生活動作の低下だけではなく、経済的困窮、権利擁護、精神疾患など、多岐にわたっており、担い手不足によるコミュニティの疲弊も深刻となっている。そのため、様々な課題に関する専門家との連携や新しいコミュニティの担い手の発掘・育成などの重要性は高まっているが、現在の高齢者自立支援ひろばだけではこれらを担いきれない状況も生じており、高齢者自立支援ひろば事業の強化が求められる。

〔総合評価〕

- ・ LSAや高齢者自立支援ひろば、地域包括支援センター、まちの保健室看護ボランティアのほか民生委員など、地域の多様な見守り主体による支援が行われており、高齢者からは「待ってるよ」「訪問してもらい独りではないことを感じました。」という声もある。生活資金の面でも、リバースモーゲージを活用した生活資金支援についても、平成21年12月末で36件(累計)の実績が出ている。
- ・ 災害復興公営住宅の中に高齢者の見守り拠点を配置し、高齢者の見守りを行うという、高齢者自立支援ひろば事業の先進性について、各方面から高い評価を受けている。

<22年度以降の施策の方向性>

- ・ 高齢者自立支援ひろば事業を継続するとともに、介護保険サービスの誘致やアドバイザーの配置等により、ひろばのコミュニティ支援機能を強化し、より広い地域住民や専門家が関わった高齢者を支えるコミュニティづくりを推進する。

推進方策 4	公営住宅の高齢化対策																			
<p>< 概要 ></p> <p>公営住宅における高齢化対策を進めるため、新婚世帯・子育て世帯の優先入居枠の拡大などを図る。</p>																				
<p>< 点検評価 ></p> <p>〔現 状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化が進む公営住宅では、高齢者自立支援ひろばをはじめとする高齢者支援のほか、入居者の募集にあたって、新婚・子育て世帯の優先入居枠を設けるなど高齢化対策に取り組んでいる。 <p>【施策目標・取組目標の達成状況】</p> <table border="1" data-bbox="177 689 1422 947"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施策目標・取組目標</th> <th rowspan="2">H18実績</th> <th colspan="3">年度別計画(上段計画、下段実績)</th> </tr> <tr> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新婚世帯・子育て世帯の優先入居枠の拡大</td> <td rowspan="2">37戸 (累計)</td> <td>40戸</td> <td>60戸</td> <td>80戸</td> </tr> <tr> <td>198戸</td> <td>359戸</td> <td>527戸 (H22.2現在)</td> </tr> </tbody> </table>					施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)			H19	H20	H21	新婚世帯・子育て世帯の優先入居枠の拡大	37戸 (累計)	40戸	60戸	80戸	198戸	359戸	527戸 (H22.2現在)
施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)																		
		H19	H20	H21																
新婚世帯・子育て世帯の優先入居枠の拡大	37戸 (累計)	40戸	60戸	80戸																
		198戸	359戸	527戸 (H22.2現在)																
<p>〔課 題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅は所得等の入居条件について、自治体の自由度が小さいため、若年者の入居を大幅に増やすことは困難である。 																				
<p>〔総合評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県営住宅において、全県的に実施されている。 ・ 入居者の募集にあたっては、募集枠を上回る多くの応募があり、制度が有効に活用され、県営住宅の高齢化緩和の一助となっている。 																				
<p>< 22年度以降の施策の方向性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、一層の高齢化の進展により、閉じこもりの高齢者の増加やコミュニティの問題などの深刻化が懸念されることから、新婚・子育て世帯の優先入居など高齢化を緩和する取り組みを継続する。 																				

推進方策 5	県営住宅のバリアフリー化			
<p>< 概要 ></p> <p>県営住宅におけるバリアフリー化を進めるため、県営住宅の高齢者向け改修等のバリアフリー化などを推進する。</p>				
<p>< 点検結果 ></p> <p>〔現 状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県営住宅のバリアフリー化は計画どおり実施されている。 ・ 「ひょうご21世紀県営住宅・管理計画」に掲げる27年度末までにバリアフリー化率を49%とするという目標に対して、20年度末で38%となっており、県営住宅のバリアフリー化は円滑な進捗が図られている。 				
【施策目標・取組目標の達成状況】				
施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
県営住宅のバリアフリー化の推進	1,751戸 (累計)	3,250戸	2,911戸	3,461戸
		2,870戸	2,911戸	3,460戸
<p>〔課 題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害復興公営住宅などでも高齢化が進む中、高齢者にとって安全で安心して暮らせる住環境の整備が求められている。 				
<p>〔総合評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県営住宅のバリアフリー化は全県的に進められている。 ・ 県営住宅の高齢化対策として大きな役割を果たしている。 				
<p>< 22年度以降の施策の方向性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者にとって安全で安心して暮らせる環境づくりは、被災地だけでなく全県で求められる課題であることから、今後も計画的に進めていく。 				

推進方策 6	住宅や生活に関わる悪質業者対策
--------	-----------------

< 概要 >

住宅改修や消費生活に関わる悪質業者対策を進めるため、生活科学センター等での消費生活相談等や地域での声かけ運動を実施するとともに、住宅改修業者登録制度の運用や住宅リフォーム相談などを実施する。

< 点検結果 >

〔現 状〕

- ・ 震災当時、被災者の弱みにつけ込んで法外な価格で生活用品等を販売したり、被災家屋の修理を行う業者が見られたほか、虚偽の事実を告げて屋根修理を行う業者も見られた。
こうした経験も踏まえ、現在、県内の生活科学センターを中心に、消費者相談の実施や高齢者などへの声かけ運動による注意喚起、また、悪質業者に対する指導や積極的な行政処分を行うなど積極的な対策が講じられている。
- ・ 住宅改修に関しても、インターネットなどによる登録住宅改修業者の情報提供やリフォーム相談の実施、アドバイザー派遣など県民の安全・安心な暮らしを確保するための取り組みが進展している。

【施策目標・取組目標】

施策目標 ・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
消費者施策の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談18,828件を受け付け、助言等を実施 ・ 不当な取引を行った事業者に対し改善指導(25件) 	生活科学センター等での消費生活相談の実施、事業者指導		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談19,546件を受け付け、助言等を実施 ・ 不当な取引を行った事業者に対し改善指導(25件) 行政処分(6件)を行い、事業者名を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談13,262件を受け付け、助言等を実施 ・ 不当な取引を行った事業者に対し改善指導(28件) 行政処分(1件)を行い、事業者名を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談6,633件を受け付け、助言等を実施 ・ 不当な取引を行った事業者に対し改善指導(17件) 行政処分(1件)を行い、事業者名を公表(H21.12現在)
	地域住民への声かけ運動の実施を各生活科学センター等から1,076団体に依頼	地域での声かけ運動実施団体を平成22年度までに1,000団体に拡大		
		地域住民への声かけ運動の実施を各生活科学センター等から381団体に依頼(H19末時点で1,457団体で実施)	地域住民への声かけ運動の実施を各生活科学センター等から498団体に依頼(H20末時点で1,955団体で実施)	地域住民への声かけ運動の実施を各生活科学センター等から469団体に依頼(H21.12末時点で2,424団体で実施)

施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
住宅リフォーム対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修業者登録制度登録件数 274件 ひょうご住まいサポートセンターで専門相談、アドバイザー派遣を実施 	<p>住宅改修業者登録制度の運用、リフォーム相談の実施 等</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅改修業者登録制度登録業者数：346件(H20.3末現在) 戸建て住宅補修相談実績：334件 ひょうご住まいサポートセンターで、専門相談、アドバイザー派遣を実施：10件 一部の市町で相談窓口を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修業者登録制度登録業者数：405件(H21.3末現在) 戸建て住宅補修相談実績：485件 アドバイザー派遣実績：19件 窓口設置市町数：23市町 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修業者登録制度登録業者数：427件(H22.1末現在) 戸建て住宅補修相談実績：381件(H22.1現在) アドバイザー派遣実績：15件(H22.1現在) 窓口設置市町数：26市町(H22.1現在)
<p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する相談が年々複雑化しているほか、住宅改修に関する相談についても内容が一層多様化・専門化している状況にある。 				
<p>〔総合評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の生活科学センターを中心に、消費者相談の実施や高齢者などへの声かけ運動による注意喚起、また、悪質業者に対する指導や積極的な行政処分を行うなど積極的な対策が講じられている。 住宅改修に関しても、インターネットなどによる登録住宅改修業者の情報提供やリフォーム相談の実施、アドバイザー派遣など県民の安全・安心な暮らしを確保するための取り組みが進展している。 				
<p>< 22年度以降の施策の方向性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者にとって、安全で安心して暮らせる環境づくりは、被災地だけでなく全県で求められる課題であることから、一般施策として継続していく。 				

推進方策 7	公共交通のバリアフリー化などユニバーサル社会づくり
--------	---------------------------

< 概要 >

公共交通、住宅、施設等のバリアフリー化などユニバーサル社会づくりを進めるため、実践モデル地区の整備推進、利用者の多い鉄道駅舎におけるエレベーターの設置、歩道の段差解消などを推進する。

< 点検結果 >

〔現 状〕

- ・ 阪神・淡路大震災では、避難所等の施設に段差や、視聴覚に障害がある人や外国人県民への情報伝達について配慮が不足し、また、人間関係が希薄な地域では、特別な配慮を要する人々の安否確認が遅れるなどの経験を得た。
- ・ これらの経験をもとに、県では「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針(H17.4策定)」に基づき、「ひと」「もの」「情報」「まち」「参加」を基本目標にユニバーサル社会づくりを推進している。

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
県民、地域団体、NPO、企業、市町等幅広く参加する推進会議の設置	183団体 (累計)	150団体	200団体	-
		231団体	236団体	256団体
事業所等の率先する率先行動の促進	119団体 (累計)	150事業所	200事業所	-
		171団体	236団体	256団体
利用者の多い駅舎のバリアフリー化99%作戦	141駅 (累計)	154駅	160駅	166駅
		146駅	153駅	158駅
福祉のまちづくり重点地区やあんしん歩行エリア等を重点的に歩道の段差解消	11,764か所 (累計)	32,500か所	-	-
		21,690か所	24,990か所	-
診療所や店舗など民間の生活利便施設のバリアフリー化促進	53施設 (累計)	100施設	-	-
		65施設	-	-

〔課 題〕

- ・ 駅舎のバリアフリー化では、ホーム幅が狭く現況ではエレベーター等の設置が困難なケースがある。
- ・ 歩道の段差解消や駅舎のバリアフリー化で地元関係者(地権者等)との調整に時間を要しているケースがある。

〔総合評価〕

- ・ 全県施策として推進されている。
- ・ 駅舎のバリアフリー化や歩道の段差解消、民間施設のバリアフリー化などハード面については、地権者との合意形成等調整面で課題を抱えながらも、徐々に進んできており、ソフト面においても「ひょうごユニバーサル社会づくり推進会議」に参画し、積極的な取り組みを行う企業が年々増加するなど、ユニバーサル社会づくりに向けた取り組みが浸透してきている。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・ 高齢者にとって、安全で安心して暮らせる環境づくりは、被災地だけでなく全県で求められる課題であることから、一般施策として継続していく。

推進方策 8	高齢者のエンパワーメント（能力向上）の支援			
<p>< 概要 ></p> <p>高齢者大学等による高齢者の生きがいをづくりのためのエンパワーメント（能力向上）を支援するため、兵庫県生きがい創造協会によるいなみ野学園を運営する（平成21年度に大学院修了者300人を目標）とともに、生涯学習推進体制の充実などを図る。</p>				
<p>< 点検結果 ></p> <p>〔現 状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県高齢者大学を「地域社会の橋渡し役」として位置付け、学びを通じて社会参加や地域づくり活動などにつなげていく場としての機能充実を図っている。 				
<p>【施策目標・取組目標】</p>				
<p>施策目標・取組目標</p> <p>いなみ野学園 4 年制大学に加え大学院を開設</p>	<p>H18実績</p> <p>大学院開設</p>	<p>年度別計画(上段計画、下段実績)</p>		
		<p>H19</p> <p>100人</p> <p>-----</p> <p>108人</p>	<p>H20</p> <p>200人</p> <p>-----</p> <p>171人</p>	<p>H21</p> <p>300人</p> <p>-----</p> <p>197人</p>
<p>〔課 題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すでに4年生大学部も含め地域活動グループがデータベース化されており、マッチングも行っているが、マッチングの成果が整理されていないなどの課題もある。 				
<p>〔総合評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いなみ野学園受講者の満足度は、H19の実態調査で「とても楽しい」「まあまあ楽しい」と回答した人が95%と高く、高齢者の能力の向上はもとより生きがいをづくりにも十分な成果が上がっていると考えられる。 ・ 今後、高齢者が地域社会で活躍できる場づくりの創造を進めるために、学生や修了生らでつくる地域活動グループの情報発信や地域社会とのマッチング機能を強化する必要がある。 				
<p>< 22年度以降の施策の方向性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実践を重視したカリキュラムの充実を図るとともに、学生や修了生の活動団体と地域社会とのマッチングを進める。 				

推進方策 9	高齢者の知識やノウハウの社会での活用																											
<p>< 概 要 ></p> <p>高齢者がこれまで培ったノウハウや学んだ知識の地域社会での活用を進めるため、高齢者の社会参加を支援する。</p>																												
<p>< 点検結果 ></p> <p>〔現 状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、県老人クラブ連合会をはじめ、多くの市町老人クラブ連合会に若手委員会（青年部会）が設置されている。老人クラブ連合会では、若手委員の発想を生かした活動や健康づくりなどの事業が行われているほか、県老人クラブ連合会による各市町老連の若手リーダーを集めた研修会を行うなどネットワークづくりも進められている。 <p>【施策目標・取組目標】</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施策目標・取組目標</th> <th rowspan="2">H18実績</th> <th colspan="3">年度別計画(上段計画、下段実績)</th> </tr> <tr> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県老人クラブ・市町老人クラブ連合会に青年部会の設置</td> <td rowspan="2">11か所 (累計)</td> <td>21か所</td> <td>31か所</td> <td>40か所</td> </tr> <tr> <td>21か所</td> <td>31か所</td> <td>40か所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">老人クラブ健康づくり事業の拡充</td> <td rowspan="2">13,000人 (累計)</td> <td>14,000人</td> <td>16,000人</td> <td>16,000人</td> </tr> <tr> <td>15,000人</td> <td>16,000人</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>					施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)			H19	H20	H21	県老人クラブ・市町老人クラブ連合会に青年部会の設置	11か所 (累計)	21か所	31か所	40か所	21か所	31か所	40か所	老人クラブ健康づくり事業の拡充	13,000人 (累計)	14,000人	16,000人	16,000人	15,000人	16,000人	-
施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)																										
		H19	H20	H21																								
県老人クラブ・市町老人クラブ連合会に青年部会の設置	11か所 (累計)	21か所	31か所	40か所																								
		21か所	31か所	40か所																								
老人クラブ健康づくり事業の拡充	13,000人 (累計)	14,000人	16,000人	16,000人																								
		15,000人	16,000人	-																								
<p>〔課 題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若手委員会を設置後も、一過性で終わるのではなく、引き続き、若手委員会を活用し、若手会員の活躍の場づくりや加入促進について、協議を行っていく必要がある。 ・ 老人クラブの健康づくり事業を実施している市町老人クラブ連合会は、20市町に留まっているため、多くの市町老人クラブ連合会が取り組むよう働きかける必要がある。 																												
<p>〔総合評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 老人クラブ活動の活性化と会員の健康づくり、生きがいづくりが基盤となり、社会奉仕活動や地域（子ども）見守りパトロールなど、高齢者の知識やノウハウを活用した社会貢献活動が促進されている。 																												
<p>< 22年度以降の施策の方向性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度で、県老人クラブ連合会及び県内の全市町老人クラブ連合会（神戸市、姫路市を除く）に若手委員会が設置される。引き続き、老人クラブ連合会において、若手委員会を活用し、老人クラブ活動の活性化を図っていく。 ・ 健康づくり事業については、市町と連携して、引き続き支援を行う。 																												

推進方策10	持続可能な住民主体のにぎわいづくり
--------	-------------------

< 概要 >

被災地における地域の主体的な発意による、まちのにぎわい創出を進めるため、まちのにぎわいづくり一括助成事業を実施するなど、持続可能な住民主体のにぎわいづくりや、地域商業の活性化とまちづくりとが緊密に連携した取り組みを推進する。

< 点検結果 >

〔現 状〕

- ・ まちのにぎわいづくり一括助成は、地域の主体的な発意による街のにぎわい創出を進めるために、平成18年度に創設。これまでに39団体（累計）に支援を行ってきた。
- ・ 大型店出店対策事業は21年度で終了するが、商人塾実施事業は成功事例等の研究から地域主導の勉強会、研究会の開催につながっている。
- ・ 平成20年3月に「駐車場整備計画ガイドプラン」を策定し、駐車場対策シンポジウムの開催（H20.9）などにより広く周知を図っている。

【施策目標・取組目標】

施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
まちのにぎわいづくり一括助成事業による地域の主体的な発意によるまちのにぎわいの創出	13団体 (累計)	23団体	33団体	40団体
		24団体	32団体	39団体
地域商業の活性化とまちづくりの緊密な連携によるまちのにぎわい創出	-	まちなか商業再活性化事業 (大型店出店対策事業、商人塾実施事業)		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型店出店対策事業として市を支援 ・ 4商工会議所、1商工会で商人塾を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型店出店対策事業として市を支援 ・ 4商工会議所で商人塾を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型店出店対策事業として市を支援 ・ 4商工会議所で商人塾を実施
駐車場整備ガイドラインの作成	-	駐車場整備計画ガイドプランの作成		
		ガイドプランの作成	中心市街地駐車場対策協議会、駐車場対策シンポジウムを開催	20年度で終了

〔課 題〕

- ・ 震災により社会経済状況が大きく変わったため、震災前のまちのにぎわいを回復することは困難な状況であり、それぞれの地域でまちのにぎわいづくりの目的を十分に検討し、その上でまちのにぎわいづくりに取り組んでいく必要がある。

〔総合評価〕

- ・ まちのにぎわいづくり一括助成により実施された事業は、補助事業終了後もそれぞれ様々な方法で継続しており、住民主体の持続的なまちのにぎわいづくりが根付こうとしている。
- ・ 大型店出店対策事業や商人塾実施事業により、中心市街地等まちなかのにぎわいの維持・向上に向けた取り組みが行われるようになった。
- ・ 一方、人口の回復の遅れや商店数の減少が続いている地域が残っている。

<22年度以降の施策の方向性>

- ・ 地域ニーズに合った「まちのにぎわい」づくりの活動を支援するしくみとしてまちのにぎわいづくり一括助成事業を拡充して事業を展開していく。

推進方策11	まちづくり協議会を核としたまちづくり			
<p>< 概要 ></p> <p>まちづくり協議会を核とした復興まちづくりの取り組みを進めるため、復興まちづくり支援事業を引き続き実施するとともに、一般施策においても、まちづくり協議会等に対する専門家派遣やまちづくり情報バンクの構築・運営などを行い、地域における住民主体のまちづくり活動を支援する。</p>				
<p>< 点検結果 ></p> <p>〔現状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 「復興まちづくり支援事業」は、平成7年度に創設し、まちづくり協議会を核とした復興まちづくりの取り組みを進めるため、被災地でまちづくり活動を行う住民団体等にアドバイザーやコンサルタント派遣、活動助成などを支援している。 平成11年度から実施された「まちづくり支援事業」は全県を対象に実施され、20年度をもって、同事業は終了した。 <p>【施策目標・取組目標】</p>				
施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
復興まちづくり支援事業を活用したまちづくり協議会等のまちづくり活動への支援		復興まちづくり支援事業の実施		
		<ul style="list-style-type: none"> まちづくりアドバイザー-派遣 8地区71回 まちづくりコンサルタント派遣 8地区 まちづくり活動助成 43地区 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりアドバイザー-派遣 8地区71回 まちづくりコンサルタント派遣 8地区 まちづくり活動助成 36地区 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりアドバイザー-派遣 4地区22回 まちづくりコンサルタント派遣 11地区 まちづくり活動助成 31地区
まちづくり協議会等の持続的な発展を通じたまちづくりの推進 ・まちづくり支援事業の実施	38市町 (累計)	38市町	39市町	40市町
		38市町	38市町	事業終了
<p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくり協議会等の自律的な活動の継続 				
<p>〔総合評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 「復興まちづくり支援事業」により、多くのまちづくり協議会が設立され(196件(累計))、行政と地域が協力して地区計画を策定するなどまちづくりの進展に成果を上げている。 平成11年度から実施された「まちづくり支援事業」により、多くの市町で同様のまちづくり支援制度が創設されるなど、全県に展開されている。 				
<p>< 22年度以降の施策の方向性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくり計画策定に向けて活動中の団体も多いため、支援を継続する。 				

推進方策12	地域団体・NPO等によるまちのにぎわい創出
--------	-----------------------

< 概要 >

自治会、婦人会等の地域団体やNPO等によるまちづくり活動を通じたまちのにぎわい創出を図るため、地域団体・NPO等による取り組みを支援する。

< 点検結果 >

〔現状〕

- ・ 地域づくり活動サポーターによる指導、助言、情報提供等を行うとともに、自治会、婦人会等の地域団体の、地域をよりよくするための様々な取り組みを支援している。

既存の中間支援組織の広域的な取り組みを支援するとともに、広域的な活動を行う中間支援組織になる可能性のある団体も併せて支援している。

【施策目標・取組目標】

施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
地域づくり活動応援事業の実施	1,901団体 (累計)	2,430団体(累計)	240団体/年	240団体/年
		2,308団体(累計)	314団体/年	256団体/年

〔課題〕

- ・ より一層地域づくり活動の活性化につながるよう、地域の実情を踏まえつつ、地域づくり活動応援事業の事業内容や進め方等について適時見直しを行っていく必要がある。
- ・ 地域団体等の創意工夫による自律的な活動をさらに広げるため、助成後の地域団体等の活動継続、地域づくりを支える中間支援組織の育成により、自律的な活動を広げ、持続的なまちのにぎわいづくりにつなげることが必要である。

〔総合評価〕

- ・ 事業の実施結果から、メンバー同士が知恵を出しあい、工夫を重ねながら、活動を継続している。活動に広がりや深まりを生み、地域が抱える課題の解決につながっている。住民同士や世代間の交流が図られた。行政との関わりが深まるとともに、団体活動の認知度が高まり、活動の発展につながった。地域資源を再発見することができ、活かす方法を検討する良い機会となった。などの意見・成果等が表されている。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・ 事業内容や進め方等について検討しながら、継続して事業を実施する。

推進方策13	大学・学生との協働によるまちづくり			
<p>< 概要 ></p> <p>子どもたちや学生など若者の元気による、まちのにぎわい創出を図るため、神戸大学等の大学との「まちづくり促進の連携協力に関する協定」の締結やそれに基づく共同事業等の実施、学生による商店街の活性化への支援などを推進する。</p>				
<p>< 点検結果 ></p> <p>〔現 状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度から、「まちづくり支援事業」の「まちづくりアドバイザー派遣」のなかで、専門家派遣を希望する住民団体に大学教員を派遣し、そこに学生も参画し、まちづくりを進めてきた。 平成17年12月に県と神戸大学とでまちづくり促進の連携協力に関する協定を締結し、まちづくり活動への支援・協働に連携して取り組んでいる。 <p>【施策目標・取組目標】</p>				
施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
子どもたちや学生など若者の元気によるまちのにぎわい創出	県立大学環境人間学部とまちづくり協議会等との、まちづくり支援事業を活用した連携に5地区支援	大学と連携したまちづくりの推進等		
		県立大学環境人間学部と、まちづくり支援事業を活用した連携に5地区支援	神戸大学との「まちづくり協定」に基づく共同事業等の実施	神戸大学との「まちづくり協定」に基づく共同事業等の実施
<p>〔課 題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくり活動の自律的な継続 				
<p>〔総合評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県以外にも大学と自治体との連携協定締結（神戸学院大学と神戸市西区(H19.5)、流通科学大学と神戸市西区(H19.12)）や、商店街活性化イベントの企画・運営への学生の参画など様々な分野で大学、学生との協働が実践され、まちのにぎわい創出につながる動きが広がっている。 				
<p>< 22年度以降の施策の方向性 ></p> <p>上記協定等にもとづき、今後も大学と連携したまちづくりの諸課題解決に取り組んでいく。</p>				

推進方策14	被災商店街のにぎわい回復			
<p>< 概要 ></p> <p>震災で被災した商店街のにぎわいや活気の回復を図るため、商店街の復興イベントの開催や共同施設の整備等への助成などの支援を実施する。</p>				
<p>< 点検結果 ></p> <p>〔 現 状 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災による大きな打撃に加え、郊外型量販店の進出や商圈人口の減少、厳しい経済状況が続くなど、被災地の商店街は現在も厳しい状況が続いている。このような中でも、イベントの一環で地域特産物や加工品の販売を行うなど、地域資源の活用や地産地消の取り組みが活発に行われている。 また、ハード面の整備として、アーケード改修や防犯カメラ設置などは、商店街のイメージ向上に効果が上がっている。 				
【施策目標・取組目標】				
施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
商店街・小売市場復興イベント開催支援	77件/年	90件/年	90件/年	80件/年
		84件/年	64件/年	80件/年
商店街・小売市場共同施設建設費助成事業	19件/年	25件/年	20件/年	20件/年
		20件/年	26件/年	35件/年
<p>〔 課 題 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災復興の過程で、まちそのもの(商圈)が変化してしまっているため、新たなまちづくりの中で商店街の活性化を推進していく必要がある。 				
<p>〔 総合評価 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> イベントの一環で地域特産物の加工品の販売を行うなど、地域資源の活用や地産地消の取り組み、地域住民を巻き込んだにぎわい創出など、一定の成果を上げている。 				
<p>< 22年度以降の施策の方向性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、まちづくり(コミュニティの強化等)と一体となった取り組みを支援していく。 				

推進方策15	特色ある商店街づくり																			
<p>< 概要 ></p> <p>被災地における特色ある商店街づくりを進めるため、商店街がその活性化をめざして実施する先導的な取り組みを支援する。</p>																				
<p>< 点検結果 ></p> <p>〔現 状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネットを通じた空き店舗情報の提供や、商店街等の不足業種・業態の解消による商業集積の魅力向上のための商店街等の取り組みに対して支援している。 商店街の自由な発想で地域の課題解決を図る取り組みや、創意工夫による特色ある取り組みで、社会的ニーズに対応し、継続的に実施する事業に対して支援している。 																				
【施策目標・取組目標】																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施策目標・取組目標</th> <th rowspan="2">H18実績</th> <th colspan="3">年度別計画(上段計画、下段実績)</th> </tr> <tr> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">元気アップ事業の展開</td> <td rowspan="2">651件 (累計)</td> <td>700件</td> <td>1,000件</td> <td>1,200件</td> </tr> <tr> <td>937件</td> <td>1,201件</td> <td>1,360件</td> </tr> </tbody> </table>					施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)			H19	H20	H21	元気アップ事業の展開	651件 (累計)	700件	1,000件	1,200件	937件	1,201件	1,360件
施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)																		
		H19	H20	H21																
元気アップ事業の展開	651件 (累計)	700件	1,000件	1,200件																
		937件	1,201件	1,360件																
<p>〔課 題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者ニーズの多様化、大型店の郊外出店の増加など、中小小売商業を取り巻く環境が厳しい中、商圈特性や地域資源に着目した取り組みや少子高齢化対策など、まちづくりと一体となった商店街活性化に向けた取り組みを支援することが必要になっている。 																				
<p>〔総合評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域サポーターを結成し、地域コミュニティの醸成と併せて周辺商店街の活性化に取り組んだり、地域資源をもとに四季折々の催事を婦人団体や自治会などと連携を図りながら地域ぐるみで魅力ある商店街づくりを推進するなど、地域特性を生かし、持続可能な住民主体のにぎわいづくりが推進されている。 																				
<p>< 22年度以降の施策の方向性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 魅力ある個店の創業・開業の促進、やる気ある若手経営者の育成等を促進しながら、地域や商圈の特性にあった取り組みを誘導していく。 																				

推進方策16	残存空地の活用																			
<p>< 概要 ></p> <p>被災市街地における空き地の緑化等によるにぎわいづくりを推進するため、被災地空地の緑化推進助成事業を通じて、市街地における残存空地の活用を促進する。</p>																				
<p>< 点検結果 ></p> <p>[現 状]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度から「被災地空地の緑化推進助成事業」として、住民団体等が行う緑化活動に必要な地盤整備や資材に係る経費等を支援し、これまで約60件の空地緑化を実施した。 <p>【施策目標・取組目標】</p> <table border="1" data-bbox="177 696 1422 925"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施策目標・取組目標</th> <th rowspan="2">H18実績</th> <th colspan="3">年度別計画(上段計画、下段実績)</th> </tr> <tr> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">被災地空地の緑化推進助成事業の実施</td> <td rowspan="2">47件 (累計)</td> <td>60件</td> <td>70件</td> <td>80件</td> </tr> <tr> <td>52件</td> <td>55件</td> <td>62件</td> </tr> </tbody> </table>					施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)			H19	H20	H21	被災地空地の緑化推進助成事業の実施	47件 (累計)	60件	70件	80件	52件	55件	62件
施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)																		
		H19	H20	H21																
被災地空地の緑化推進助成事業の実施	47件 (累計)	60件	70件	80件																
		52件	55件	62件																
<p>[課 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災後14年が経過し、申請数は年々減少傾向しており、被災地内の緑化を要する空地が減少しているものと考えられる。 <p>事業実績</p> <table border="1" data-bbox="277 1160 1125 1245"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14件</td> <td>8件</td> <td>7件</td> <td>5件</td> <td>3件</td> <td>7件</td> </tr> </tbody> </table>					16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	14件	8件	7件	5件	3件	7件				
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度															
14件	8件	7件	5件	3件	7件															
<p>[総合評価]</p> <ul style="list-style-type: none"> 累計約60件の空地の緑化を実施することにより、被災地の景観の向上等に寄与した。 																				
<p>< 22年度以降の施策の方向性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業は終了し、一般施策の県民まちなみ緑化事業により、都市部の緑化活動を支援していく。 																				

推進方策17	地域景観の形成			
<p>< 概要 ></p> <p>住民の参画による景観まちづくりを進めるため、景観形成地区の指定や道路や街路、河川、都市公園等における緑化、県民緑税を活用した県民まちなみ緑化事業の実施などにより、魅力ある地域景観の形成を推進する。</p>				
<p>< 点検結果 ></p> <p>〔現 状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 「景観の形成等に関する条例」に基づき、景観形成地区の指定を行う市町数は、年度別計画に掲げる計画どおりには推移していないものの、年々広がりを見せている（24市町、28市町、30市町）。 緑化に関しては都市部の限られたスペースで更なる緑化を進めるためには、公有地だけでなく私有地でも緑化に関する取り組みが必要であるとの認識のもと、緑化を実施する住民団体等に対する、苗の提供や人材育成など幅広い支援を行い住民の参画による緑化活動を推進している。 <p>【施策目標・取組目標】</p>				
施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
景観形成等基本方針改定	<ul style="list-style-type: none"> 景観形成等基本方針改定 地域景観形成等基本計画を条例化 	景観条例による魅力ある景観の創造・保全		
		景観形成等基本方針を改定し、西播磨・丹波地域において地域景観形成等基本計画案を作成	景観形成等基本方針に基づき策定した地域景観形成等基本計画を示し、参画と協働による景観形成を推進	
景観形成地区等の指定	24市町 (累計)	32市町 ----- 28市町	38市町 ----- 33市町	41市町 ----- 35市町
都市地域の緑化率30%	27.9%	21% ----- 28.1%	22% ----- 28.3%	24% ----- -
都市部のまちなみ植樹数	20万本 (累計)	40万本 ----- 42万本	60万本 ----- 67万本	80万本 ----- -
全県花いっぱい運動の展開	各地域に住民団体等が形成され、住民主体による取り組みが行われた。	人材・組織の育成による全県花いっぱい運動の展開		
		持続型花壇への転換が行われるとともに、住民団体の活動状況にあわせた自主的な花緑活動が行われた。	<ul style="list-style-type: none"> 持続型花壇への転換が行われるとともに、それぞれの住民団体の活動状況にあわせた自主的な活動が行われた。 中間支援団体が育成されつつある。 	
県下の花・緑活動団体数	2,000団体 (累計)	2,100団体 ----- 2,100団体	2,200団体 ----- 2,200団体	2,300団体 ----- 2,300団体

〔課 題〕

- ・ 優れた景観の保全・創造は一朝一夕にできるものではなく、いきの長い住民への啓発が必要である。

〔総合評価〕

- ・ 「景観の形成等に関する条例」に基づき、全県的に取り組みが進められている。
- ・ これまでの緑化の取り組みにより、都市地域の緑化率は27年度に30%の目標に対し、20年度末で28.3%に達するとともに、県下の花・緑団体数も22年度に2,400団体の目標に対し、20年度に2,200団体となるなど、住民参画による地域景観の形成が進展している。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・ 住民への啓発や住民団体の参画と協働による運動を今後も実施していく。

推進方策18	復興市街地整備事業等の早期完成			
<p>< 概要 ></p> <p>復興市街地再開発事業・復興土地区画整理事業の早期完成に向け、新長田駅南地区など未完了の復興市街地整備事業の完成を目指した取り組みを推進する。</p>				
<p>< 点検結果 ></p> <p>〔現 状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興市街地再開発事業については、現在、新長田駅南地区（7事業地区）以外の地区は全て工事が完了している。新長田駅南地区では、建築工事が順次完成しており、21年度末をもって終了する予定だったが、現在も事業計画や管理処分計画が未決定の区域が一部あるため、平成25年度末まで事業を延長することとなっている。 復興土地区画整理事業については、平成20年度に西宮北口駅北東地区、平成21年度に富島地区（淡路市）が完了し、残るは新長田駅北地区のみとなっている。 				
【施策目標・取組目標】				
施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
復興市街地再開発事業の早期完成に向けた取り組みの推進	新長田駅南地区（市街地再開発事業）事業推進	<p>新長田南地区（市街地再開発）の事業推進</p> <hr/> <p>新長田駅南地区で3棟が工事完了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新長田駅南地区2棟完成 ・大橋第4地区工事完了 <p>新長田駅南地区で2棟が工事中</p>		
復興土地区画整理事業の早期完成に向けた取り組みの推進	西宮北口駅北東・富島地区等（土地区画整理事業）事業推進	<p>西宮北口駅北東・富島地区等の事業推進</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・鷹取東第二地区、築地地区の換地処分完了 <p>西宮北口駅北東地区で換地処分を実施</p> <p>富島地区で換地処分を実施（H21.10.30）</p>		
<p>〔課 題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興市街地再開発事業の一部地域（新長田駅南地区）で事業計画、管理処分計画が未決定。 復興土地区画整理事業の一部地域（新長田駅北地区）で仮換地指定が遅れている。 				
<p>〔総合評価〕</p> <p>一部区域で権利者等との調整が難航しているところも見られるものの事業の進捗は図られている。</p>				
<p>< 22年度以降の施策の方向性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地では面的整備事業の未完了による商業活性化の遅れ、人口の震災前水準への未回復（長田区では震災前比78.3%）などの影響があるため、復興市街地再開発事業・復興土地区画整理事業の早期完成を目指す。 				

推進方策19	復興市街地における住宅再建や商業機能の再生
--------	-----------------------

< 概要 >

復興市街地整備事業地区等における空地・空床の利用促進を図るため、復興市街地再開発商業施設等入居促進事業等を活用した住宅再建や商業機能の再生への支援を推進する。

< 点検結果 >

〔現状〕

- 市街地再開発事業によって建設される施設建築物の店舗、事業所等の保留床について、利子補給や家賃補助等を行う「復興市街地再開商業施設等入居促進事業」では19年度32件、20年度33件、21年度36件の交付決定を行った。また、土地区画整理事業地区内で融資を受けて住宅を建設・購入する者などに利子補給を行い、初期負担の軽減を図る「被災市街地復興土地区画整理事業地区内土地利用促進事業」では19年度133件、20年度206件、21年度29件の交付決定を行った。
- 新長田駅南の再開発エリアでは再開発事業により、商業施設が新たに整備され、新長田駅南再開発エリアでの商業施設の入居率は約87%となっている。しかし、近年の厳しい経済環境もあいまって、商業施設の空床の解消が完全には図られていない状況となっている。

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標 ・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
復興市街地整備事業地区等における空地・空床の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 復興市街地再開発商業施設等入居促進事業：交付決定23件 被災市街地土地区画整理事業地区内土地利用促進事業：交付決定94件 	復興市街地再開発商業施設等入居促進事業等の実施		
		<ul style="list-style-type: none"> 復興市街地再開発商業施設等入居促進事業：交付決定32件 被災市街地土地区画整理事業地区内土地利用促進事業：交付決定133件 	<ul style="list-style-type: none"> 復興市街地再開発商業施設等入居促進事業：交付決定33件 被災市街地土地区画整理事業地区内土地利用促進事業：交付決定206件 	<ul style="list-style-type: none"> 復興市街地再開発商業施設等入居促進事業：交付決定36件 被災市街地土地区画整理事業地区内土地利用促進事業：交付決定29件

〔課題〕

- 近年の厳しい経済環境もあいまって、商業施設の空床の解消が完全には図られていない状況となっている。

〔総合評価〕

- 商業施設等の空床に関して、「復興市街地再開発商業施設等入居促進事業」で、家賃補助等により、ランニングコストの軽減を図れるため、当該制度が決め手となり入居を決めた案件もあるなど一定の役割を果たしている。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- 被災地では面的整備事業の未完成による商業活性化の遅れ、人口の震災前水準への未回復（長田区では震災前比78.3%）など、震災の被害から回復できていない地域も残っている。このため、復興市街地再開発事業・復興土地区画整理事業の対象地域の空地・空床対策を継続する。

推進方策20	中心市街地の活性化			
<p>< 概要 > 被災市街地の活性化を進めるため、広域土地利用プログラムの策定を進めるとともに、改正法に基づく中心市街地活性化基本計画や商業施設等の土地利用ゾーニングの策定、大規模集客施設の立地調整など、中心市街地活性化の取り組みを推進する。</p>				
<p>< 点検結果 > 〔現 状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地の郊外への拡散を抑制し、まちの機能を中心市街地に集中させるコンパクトシティの考え方により、平成18年5月に「まちづくり三法」が改正された。これに基づき、被災地をはじめとする地域において中心市街地の活性化に向けた取り組みが行われている。 県が広域的な土地利用の観点から、大規模店舗の立地に対する誘導・抑制の方策として策定する「広域土地利用プログラム」また、市町が大型商業施設の乱立を防ぐために策定する商業施設等の土地利用ゾーニングについては、被災地をはじめとする地域において策定が進んでいる。 <p>【施策目標・取組目標の達成状況】</p>				
施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
広域土地利用プログラムの策定	阪神間、東中播臨海部を策定(H18.9)	広域土地利用プログラム(東播内陸部、中播内陸部策定)	-	-
		阪神間で一部ゾーニング変更を実施	東中播内陸部策定	
改正法に基づく中心市街地活性化基本計画策定済み箇所数	0箇所(累計)	6箇所	5箇所	6箇所
		1箇所	5箇所	6箇所
商業施設等の土地利用ゾーニング策定市町数	2市町	5市	8市	11市
		14市町	14市町	14市町
大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例に基づく届出件数	18件/年	毎年度30件の届出		
		27件/年	24件/年	12件/年
<p>〔課題〕 特になし</p>				
<p>〔総合評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地活性化法に基づく基本計画策定については、認定が非常に難しい状況となっている中、県下では6市が認定を受け、そのうちの4市(神戸市、尼崎市、伊丹市、宝塚市)が被災市であり、さらに大臣認定を目指している3市のうち2市(川西市、明石市)が被災市となっているなど、被災地をはじめとする地域で中心市街地の活性化に向けた積極的な動きがなされている。 				
<p>< 22年度以降の施策の方向性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 全県施策として、引き続き県下の中心市街地の活性化に取り組む。 				

推進方策21	県外居住被災者の帰県支援
--------	--------------

< 概要 >

県外居住被災者の帰県を支援するため、県外居住被災者向けの県営住宅優先入居枠の確保や、電話訪問相談員による情報提供・相談等を実施する。

< 点検結果 >

〔現 状〕

- ・ 県外居住被災者に対して、兵庫県に戻るための取り組みを支援することを目的として、電話訪問相談員による相談・情報の提供や県営住宅の募集要項の送付等を行っている。
- ・ ピーク時の登録者数1,576人(11年度)に対し、21年度で99人(H22.2現在)まで減少してきている。
- ・ 県営住宅募集において、県外居住被災者の優先枠を設定し、記者発表等により広く一般公募を実施した。

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標 ・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
県外居住被災者の帰県の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ ｶﾞﾊﾞｯｸｺｰﾙ&ﾒｰﾙ登録者：178人 ・ 県営住宅優先入居枠を80戸設定 	県営住宅優先入居枠の確保 県外居住被災者への情報提供等		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ ｶﾞﾊﾞｯｸｺｰﾙ&ﾒｰﾙ登録者：147人 ・ 県営住宅優先入居枠を106戸設定 (県外被災者応募数17世帯、うち当選者4世帯) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ｶﾞﾊﾞｯｸｺｰﾙ&ﾒｰﾙ登録者：113人 ・ 県外被災者優先入居枠を95戸設定 (県外被災者応募数12世帯、うち当選者6世帯) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ｶﾞﾊﾞｯｸｺｰﾙ&ﾒｰﾙ登録者：98人(H22.2現在) ・ 県外被災者優先入居枠を22戸設定 (県外被災者応募数6世帯、うち当選者6世帯)

〔課 題〕

- ・ 本人が帰県を希望しても、親族や知人が反対したり、また、家族の疾病により速やかな引っ越しが困難となるなど、様々な理由で県外生活が長期化している。
- ・ 県外での生活が長期化する中で、生活がある程度安定し、条件が合う住宅が見つければ帰県したいというように、切迫した帰県の意思を持っていない県外居住被災者も存在する。

〔総合評価〕

- ・ 登録者数でみると、帰県希望者は大幅に減少している。
- ・ 県営住宅の優先入居枠にも毎年応募があり、効果があがっているが、応募実績は減少している。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・ 県外居住被災者が帰県できない理由は様々であることから、今後も電話訪問等でニーズを把握しながら、細やかな対応を継続する。

推進方策22	災害援護資金の償還対策			
<p>< 概要 ></p> <p>災害援護資金に係る未償還金の円滑な償還対策を進めるため、市町における未償還金の償還を引き続き促進するとともに、国に対する免除要件の拡大、償還期限の再延長などの要望を行う。</p> <p>災害援護資金...世帯主の負傷、住居が損傷した世帯への貸付 (根拠：災害弔慰金法 負担割合：国2/3、県・神戸市1/3)</p>				
<p>< 点検結果 ></p> <p>〔現 状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付実績：5.6万件・1,309億円 (うち県関係分：2.5万件・532億円 神戸市分：3.2万件・777億円) 償還実績：4.0万件・1,057億円・83.0%(償還免除を除く) (うち県関係分：1,8万件・444億円・84.7%(償還免除を除く) 神戸市分：2.2万件・613億円・81.8%(償還免除を除く)) 国は平成18年1月に施行令を改正し、5年間の償還期限の延長が認められた。 (県 国：平成19年度 24年度) <p>【施策目標・取組目標の達成状況】</p>				
施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
未償還金の償還促進	償還率 78.7%	市町における未償還金の償還事務の促進		
		80.4%	81.8%	83.0%
償還期限延長の5年経過後を見据えた取り組みの推進	国に対し、徴収困難な未償還金に係る免除要件の拡大、償還期限5年延長後の再延長を要望	<ul style="list-style-type: none"> 国への免除要件拡大等の要望継続 償還期限の再延長など5年経過後を見据えた対応方針の検討 <p>国に対し、徴収困難な未償還金に係る免除要件の拡大、償還期限5年延長後の再延長について要望</p>		
<p>〔課 題〕</p> <p>償還期限までに未償還金を全額償還することは困難な状況である。</p>				
<p>〔総合評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 償還率は微増で推移しており(県関係、神戸市分の計、免除額含む)、徐々にではあるが進捗している。 				
<p>< 22年度以降の施策の方向性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 未償還金について、償還期限に県・市が国へ全額立替償還することは困難であることから、免除要件の拡大、償還期限の再延長等を国に働きかける。 				

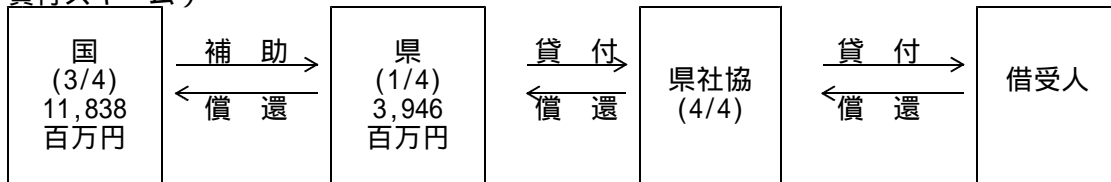
推進方策23 生活福祉資金の償還対策

< 概要 >

生活福祉資金に係る未償還金の円滑な償還対策を進めるため、兵庫県社会福祉協議会における未償還金の償還を引き続き促進する。

生活福祉資金...小口資金貸付、災害援護資金貸付、転宅資金貸付からなる。

- ・小口資金貸付 ...被災により生活に困窮している世帯であって、緊急に必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯への貸付
- ・災害援護資金貸付...災害弔慰金法の貸付対象とならない世帯への貸付
- ・転宅資金貸付 ...仮設住宅等の仮住まいから恒久住宅への転宅資金を低所得者に貸付(貸付スキーム)



< 点検結果 >

〔現状〕

- ・貸付実績：59,116件、103億円
- ・実施主体である県社会福祉協議会に8名の償還指導員を配置し、債権回収に努めているが、死亡、自己破産、生活保護受給など償還が困難なケースが多く、償還率は低い水準で推移している。

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
未償還金の償還の促進等	<ul style="list-style-type: none"> ・償還免除の取り扱い等を国と協議 ・県が住民票等の発行を市町に依頼し、所在不明者の調査に協力 	未償還金の償還の促進等		
		<ul style="list-style-type: none"> ・償還免除の取り扱い等を国と協議 ・償還努力の継続及び通常の免除要件に対応した債権の整理 	平成21年3月30日付けの国通知により償還免除の基準が示された。	<ul style="list-style-type: none"> ・免除要件該当債権として債権分類を進めた。 ・平成21年9月末現在で、貸付額の57.6%、約59億円が償還され、未償還は約44億円 ・「貸付金の返還の免除に関する条例」の一部改正により免除規定を整備(予定)

〔課題〕

- ・償還率の大幅な向上が見込めない中、さらなる償還努力が必要である。

〔総合評価〕

- ・償還率は18年度 55.2%、19年度56.2%、20年度 57%と徐々にではあるが進捗している。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・震災後15年を経て、貸付金の迅速な処理を促進するため、原資として県が県社協に貸し付けた貸付金の免除規定を整備。ただし、免除要件に該当しないケースについては、引き続き償還努力を継続していく。

推進方策24	中小企業緊急災害復旧資金の償還対策						
<p>< 概要 ></p> <p>中小企業緊急災害復旧資金に係る未償還金について、未償還企業に対する相談、融資条件の変更、借換貸付の活用などにより、円滑な償還を促進する。</p> <p>中小企業緊急災害復旧資金...被災中小企業の資金需要に応えるための兵庫県・神戸市・国の協調融資</p>							
<p>< 点検結果 ></p> <p>〔現 状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付実績23,443件3,040億円のうち21,981件2,933億円が償還された。(償還率97%) 未償還企業に対して、融資条件の変更、借換貸付の活用等の相談を実施。 <p>【施策目標・取組目標の達成状況】</p>							
<p>未償還企業に対する相談、融資条件の変更や借換貸付の活用等による円滑な償還の促進等</p>	<p>H18実績</p> <p>貸付： 23,443件 3,040億円</p> <p>償還： 21,292件 2,876億円</p> <p>残： 2,151件 164億円</p>	年度別計画(上段計画、下段実績)					
		H19	H20	H21			
<p>未償還金の償還の促進等</p> <hr/> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="721 922 938 1205"> <p>貸付： 23,443件 3,040億円</p> <p>償還： 21,674件 2,907億円</p> <p>残： 1,769件 133億円</p> </td> <td data-bbox="944 922 1177 1205"> <p>貸付： 23,443件 3,040億円</p> <p>償還： 21,981件 2,933億円</p> <p>残： 1,462件 107億円</p> </td> <td data-bbox="1184 922 1428 1205"> <p>貸付： 23,443件 3,040億円</p> <p>償還： 22,194件 2,948億円</p> <p>残： 1,249件 92億円</p> </td> </tr> </table>					<p>貸付： 23,443件 3,040億円</p> <p>償還： 21,674件 2,907億円</p> <p>残： 1,769件 133億円</p>	<p>貸付： 23,443件 3,040億円</p> <p>償還： 21,981件 2,933億円</p> <p>残： 1,462件 107億円</p>	<p>貸付： 23,443件 3,040億円</p> <p>償還： 22,194件 2,948億円</p> <p>残： 1,249件 92億円</p>
<p>貸付： 23,443件 3,040億円</p> <p>償還： 21,674件 2,907億円</p> <p>残： 1,769件 133億円</p>	<p>貸付： 23,443件 3,040億円</p> <p>償還： 21,981件 2,933億円</p> <p>残： 1,462件 107億円</p>	<p>貸付： 23,443件 3,040億円</p> <p>償還： 22,194件 2,948億円</p> <p>残： 1,249件 92億円</p>					
<p>〔課 題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 1,249件92億円が未償還となっている。 							
<p>〔総合評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 条件変更や借換貸付の活用により、平成24年6月の最大延長期日までの完済に向けて着実に未償還債権を減らしている。 貸付条件変更(7,871件、685億円)、借換貸付(154件、16億円)の利用により、返済能力に応じた返済を可能とし、企業活動への負担軽減が図られている。 							
<p>< 22年度以降の施策の方向性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も未償還企業に対する、融資条件の変更、借換貸付の活用等の相談等を実施するなど、未償還金の償還努力を続ける。 							

推進方策25	生活復興資金の償還対策			
<p>【概要】</p> <p>生活復興資金について、円滑な償還を促進する。 生活復興資金...中間所得者層を対象とする貸付（復興基金が利子補給）</p>				
<p><点検結果></p> <p>〔現状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年3月末をもって、償還完了した。（貸付実績：27,582件、51,614百万円） 				
【施策目標・取組目標の達成状況】				
施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
未償還金の償還の促進等	H19.3で償還終了	<p>未償還金の償還の促進等</p> <hr/> <p>償還終了</p>		
<p>〔課題〕</p> <p style="text-align: center;">-</p>				
<p>〔総合評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年3月末をもって、償還を完了した。 				
<p><22年度以降の施策の方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年3月末をもって、償還を完了している。 				

【概要】

災害復興公営住宅家賃の特別減免終了者については、一般の低所得者対策として、一般減免への円滑な移行を進めるなど、災害復興公営住宅における適切かつ公平な家賃対策を推進する。

前期特別減免

- ・「恒久住宅への移行のための総合プログラム(H8.7策定)」に基づき、入居者が無理なく負担できるよう家賃を低減。

- ・実施期間：5年間

後期特別減免

- ・入居者に高齢者や低所得者が多い現状を踏まえ、5年間の前期特別減免後、一般減免への移行措置として実施。

<点検結果>

〔現 状〕

- ・ 「特別減免から一般減免への移行の扱いについて(H18.6)」の方針により、一般の低所得者対策として、段階的に一般減免への円滑な移行を進めている。
- ・ 災害復興公営住宅では、所得の低い世帯に配慮し、家賃の低減化を5年間実施した(前期特別減免)。さらに、入居者に高齢者や低所得者が多い現状を踏まえ、さらに5年間の後期特別減免を実施した。
- ・ 平成18年度から特別減免から一般の低所得者対策である一般減免への移行を進めている。
- ・ 特別減免制度(後期特別減免)が終了する平成22年度末までに移行を完了する。

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
災害復興公営住宅家賃の特別減免から一般減免への円滑な移行	特別減免から一般減免への移行の扱いについての方針を決定	公営住宅家賃の一般減免制度等の円滑な運用 ----- 特別減免から一般減免へ円滑に移行させている。		

〔課 題〕

- ・ 一般減免制度への円滑な移行。

〔総合評価〕

- ・ 災害復興公営住宅の家賃の特別減免制度は、従前に居住していた住宅の家賃が公営住宅の家賃を下回る低水準であった世帯など、低所得の被災者の住まいの確保に大きな役割を果たした。
- ・ 特別減免対象者に対しては、減免終了前に通知を行っており、一般減免制度への円滑な移行が進められている。

<22年度以降の施策の方向性>

- ・ 後期特別減免は適用期間を平成22年度末までとしており、平成18年10月より順次終了し、終了後は一般減免へと移行することとしている。

推進方策27	震災特例住宅税制の優遇措置による支援
--------	--------------------

【概要】

被災市街地における住宅建設等を進めるため、復興土地区画整理事業地区等における震災特例住宅税制の優遇措置を活用した住宅建設や住宅購入への支援を行う。

<点検結果>

〔現状〕

- 震災による被災者の負担を軽減するため、住宅税制の特例措置が講じられてきたが、平成17年3月の地方税法の改正により、
 総務大臣が定めた特定地区（復興土地区画整理事業6地区、復興市街地再開発事業地区6地区）は5年間（～H21）
 特定地区以外は2年間（～H19）
 の特例措置の適用期限が延長されている。

【総務大臣が定めた特定地区】

復興土地区画整理事業（6地区）
 六甲道駅北地区、新長田駅北地区、鷹取東第二地区、尼崎市築地地区、西宮北口駅北東地区
 淡路市富島地区
 復興市街地再開発事業（6地区）
 新長田駅南地区（第1区、第2-B地区、第2-C地区、第3地区、第3地区（大橋3）
 第3地区（大橋4））

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
震災特例住宅税制による被災市街地における住宅建設等への支援	震災特例税制の優遇措置による住宅建設の支援	震災特例税制による住宅建設支援		
		震災特例住宅税制（固定資産税、都市計画税、不動産取得税の被災住宅用地、代替家屋等の特例）を適用	平成16年度の制度延長で21年度まで被災市街地復興区画整理事業地区（神戸市新長田駅北地区）等での震災特例住宅税制が認められており、引き続き実施。	

〔課題〕

〔総合評価〕

- 平成17年3月の「地方税法の一部を改正する法律」の施行により、震災により滅失・損壊した家屋に代わるものとして取得した家屋等に係る固定資産税等の優遇措置を講じ税を減免、土地区画整理事業地区等での住宅再建に寄与するなど、これまで円滑な運用が図られてきた。

<22年度以降の施策の方向性>

平成21年度末までは特例措置が講じられることとなっている特定地区のうち、新長田駅北地区及び新長田南地区の一部については、平成22年度以降も土地区画整理事業等を継続するが、既に特例措置が終了している特定地区以外との公平性等を踏まえ、地元市が延長を望んでいないことから、政府税制調査会において再延長しないこととされた。

推進方策28

被災自治体の震災関連地方債の償還対策

< 概要 >

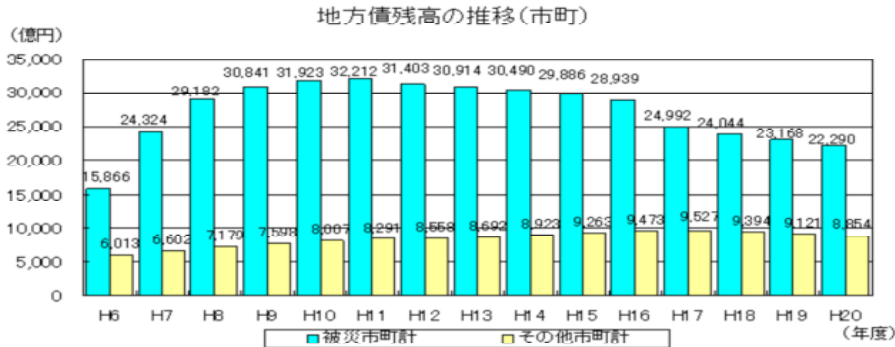
被災市町における震災関連地方債の円滑な償還を進めるため、被災市町の実情を踏まえつつ、平成11年度までに発行した既発債の償還延長等の国への要望等を継続する。

< 点検結果 >

〔 現 状 〕

・ 地方債(市町)残高(20年度)

被災市計 …22,290億円 その他市町計… 8,854億円



※H17以降のデータに含まれる三木市のデータについては、市町合併前(H16)の旧三木市(被災市町)及び旧吉川町(その他市町)のデータを用いて按分し、被災市町とその他市町の数値を計上している。

- これまで国の予算編成に対する提案において、財政状況が悪化する被災市に対し、震災に係る既発債の償還延長、もしくは繰上償還に伴う補償金についての特段の配慮及び借換債の発行など、実質的に償還期間を延長し、公債費負担の平準化を図るための特例措置を求めている。

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
被災市の実情を踏まえた既発債の償還延長等の措置への取り組み	震災に係る既発債の償還延長、もしくは実質的に償還延長と同等の効果のある財政支援を要望	償還延長等の支援を国に要望 ----- 震災に係る既発債の償還延長、もしくは実質的に償還延長と同等の効果のある財政支援を要望		

〔 課 題 〕

- 被災自治体の行財政改革の努力にもかかわらず、依然として厳しい財政状況が続いている。

〔 総合評価 〕

- 国の予算編成に対する提案において、特例措置を求めているが、まだ実現していない。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- 被災市の震災関連地方債の償還額はピークを過ぎつつあるが、依然として厳しい財政状況にあることから、引き続き、実質的に阪神・淡路大震災に係る既発債の償還延長、もしくはそれと同等の効果のある財政支援を求めていく。

推進方策29	まちの保健室の定着・発展			
<p>< 概要 ></p> <p>復興の過程で広がった「まちの保健室」の取り組みのさらなる定着・発展を図るため、事業の全県展開を進めるとともに、市町の健康づくり施策等と連携した取り組みなどを推進する。</p>				
<p>< 点検結果 ></p> <p>〔 現 状 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害復興公営住宅での健康相談や育児相談、SCSと協働で高齢者への訪問活動を実施さらに公民館やスーパーなど多くの人々が集まる場所を拠点として定例的に開設しているほか、イベント等に専門職を派遣し、健康相談に応じるなど幅広い活動を展開している。 				
【施策目標・取組目標の達成状況】				
施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
まちの保健室の全県展開の推進	351か所 (累計)	520か所	520か所	537か所
		537か所	559か所	569か所
H22以降の事業展開方策や県からの支援内容等の決定		H22以降の事業展開方策（取組内容の高度化等）や県からの支援内容等の検討		
		県看護協会「まちの保健室検討委員会」において22年度以降のあり方、財政基盤や運営方法等を検討	拠点利用調査、活動実態調査を行い、事業展開について検討委員会で協議	
<p>〔 課 題 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は、子育て、思春期、高齢者、生活習慣病など領域別の健康相談や、地域住民組織との連携による企業・関係団体からの事業受託など、多様な活動展開を検討する必要がある。 				
<p>〔 総合評価 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まちの保健室開設数は、県内全域で569か所にのぼり、県民に広く認識されるようになってきた。また、看護師のモチベーションを高める機会ともなっており、その取り組みは全県に定着・発展している。 				
<p>< 22年度以降の施策の方向性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な健康ニーズに対応した「専門まちの保健室」や、健康教育プログラム等の導入など、新たな活動展開を図る。 ・ 災害復興公営住宅での健康相談及びキャラバン隊の活動に継続的に取り組む。 				

推進方策30	シルバーハウジングやコレクティブハウジング等の推進
--------	---------------------------

< 概要 >

震災を契機としたコレクティブハウジング等の新しい住まいづくりを一層進めるため、多世代協同居住のコレクティブハウジングのモデル的实施とその検証を実施するとともに、民間事業への支援の検討などを推進する。

< 点検結果 >

〔現 状〕

- これまで県営住宅で10団地341戸のコレクティブハウジングを整備し、現在、新婚・子育て世帯の募集枠を設定、優先入居を行い、若年世帯と高齢者の混住によるコミュニティ活動、相互扶助システム等を構築する多世代共同居住をモデル的に実施している。

西宮市、伊丹市、明石市、西脇市において、県営シルバーハウジング、コレクティブハウジングを整備中である。

一方、民間については、平成9年度から16年度で実施した建設事業補助により、20件453戸の民間コレクティブハウジング等が建設されている。

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標 ・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
震災を契機としたコレクティブハウジング等の新しい住まいづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ひょうご住まいサポートセンターにおいて、民間コレクティブハウジング整備へアドバイザーを派遣 ：3件(累計) (19年度の派遣実績無し) 	<ul style="list-style-type: none"> 県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的实施等 	<ul style="list-style-type: none"> 県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的实施・検証、民間事業への支援の検討等 	
		<ul style="list-style-type: none"> 新婚・子育て世帯を募集し、多世代協同居住をモデル的に実施： 優先入居1件 ひょうご住まいサポートセンターにおいて専門家を派遣 (19年度の派遣実績無し) 	<ul style="list-style-type: none"> 新婚・子育て世帯を募集し、多世代協同居住をモデル的に実施： 優先入居2件 ひょうご住まいサポートセンターにおいて専門家を派遣 (20年度の派遣実績無し) 	<ul style="list-style-type: none"> 新婚・子育て世帯を募集し、多世代協同居住をモデル的に実施： 優先入居1件 ひょうご住まいサポートセンターにおいて専門家を派遣 (21年度の派遣実績は無い見込み)

〔課 題〕

- コレクティブハウジング等の認識が十分でなく、建設を検討する県民が少ない。

〔総合評価〕

- ・ 県営住宅においては、一部をシルバーハウジング仕様として整備を進めている。
- ・ 県営コレクティブハウジングへの新婚・子育て世帯の優先入居の募集を行ったところ募集戸数を上回る応募があった（19年秋:募集1 応募5、20年春:募集2 応募21、20年秋:募集1 応募14）。
- ・ 平成14年度からコレクティブハウジング等の建設を検討しているグループに対するアドバイザー（専門家）派遣制度を実施しているが、現在まで実績は3件に留まっており、民間では積極的に整備されているとは言えない状況である。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・ コレクティブハウジングを新しい住まい方として定着させていくため、今後も引き続き取り組んでいく。

推進方策31	こころのケア対策の推進
--------	-------------

< 概要 >

兵庫県こころのケアセンターの活動の成果を生かし、精神保健センター、健康福祉事務所が連携した、被災者を含めた県民の総合的なこころのケア対策を推進する。

< 点検結果 >

〔 現 状 〕

- ・ 平成16年にこころのケアやPTSDに関する専門拠点として「兵庫県こころのケアセンター」が設立され、研究、人材養成・研修、相談・診療、情報発信に取り組んでいるほか、大規模災害発生時には国内外を問わず支援に向かっている。19年度は新潟県中越沖地震、20年度には中国・四川大地震に職員を派遣し、支援にあたった。
- ・ 兵庫県こころのケアセンターにおけるこころのケア事業として、こころのケアに関する相談、診療、研究、研修などの活動を実施。

【 施策目標・取組目標の達成状況 】

施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
兵庫県こころのケアセンターの活動の成果を生かした総合的なこころのケア対策の推進	相談件数 1,363件 診療件数 2,593件 研修実績 21コース 延790人 受講 研究内容 短期4部門 長期4部門	兵庫県こころのケアセンターの活動の成果を生かした総合的なこころのケア対策の推進 ----- ・ 相談件数 1,379件 ・ 診療件数 2,769件 ・ 研修実績 基礎研修2回 専門研修18回 延受講生810名 ・ 研究内容 短期4部門 長期4部門	・ 相談件数 1,536件 ・ 診療件数 2,831件 ・ 研修実績 基礎研修2回 専門研修18回 延受講生675名 ・ 研究内容 短期4部門 長期4部門	・ 相談件数 件 ・ 診療件数 件 ・ 研修実績 基礎研修 回 専門研修 回 延受講生 名 ・ 研究内容 短期 部門 長期 部門

〔 課 題 〕

- ・ 心のケアに対する正しい理解を一層広めるため、今後も引き続き心のケアに関する啓発を行う必要がある。

〔 総合評価 〕

- ・ こころのケアセンターに健康福祉事務所や精神保健福祉センターにおける相談体制をあわせて、全県的に総合的なこころのケア対策が行われている。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・ 引き続きこころのケアセンターの活動成果を生かした総合的なこころのケア対策を推進する。

推進方策32	心のケア担当教員の取り組みを継承した教育相談体制の充実						
<p>< 概要 ></p> <p>心のケアを必要とする児童生徒に対する教育相談体制の充実を図るため、学校現場における心のケア担当教員、スクールカウンセラーなど専門家及び関係機関との連携による相談・支援体制の充実、教職員のカウンセリング・マインド研修の実践実施などを推進する。</p>							
<p>< 点検結果 ></p> <p>〔現 状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成7年4月からは学校長が一般教員の中から選任した教育復興担当教員（後のこころのケア担当教員）やスクールカウンセラー（外部の臨床心理士など専門家）が配置され心のケアにあたってきた。 現在、全県施策としてスクールカウンセラーの配置が推進されている。 平成22年3月をもって震災前に生まれた子どもが中学校を卒業することから、平成21年度をもって廃止することとなっている。 <p>【施策目標・取組目標の達成状況】</p>							
施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)					
		H19	H20	H21			
心のケア担当教員の配置	<ul style="list-style-type: none"> 心のケア担当教員の配置：16名 心のケア担当教員の研修会及び活動 	<p>心のケア担当教員の配置の継続（～H21）</p> <hr/> <table border="1" data-bbox="703 1122 1428 1335"> <tr> <td data-bbox="703 1122 938 1335"> <ul style="list-style-type: none"> 心のケア担当教員の配置：13名 心のケア担当教員の研修会及び活動 </td> <td data-bbox="943 1122 1177 1335"> <ul style="list-style-type: none"> 心のケア担当教員の配置：9名（神戸市立中学校8名、芦屋市立中学校1名） </td> <td data-bbox="1182 1122 1428 1335"> <ul style="list-style-type: none"> 心のケア担当教員の配置：神戸市立中学校4名 </td> </tr> </table>			<ul style="list-style-type: none"> 心のケア担当教員の配置：13名 心のケア担当教員の研修会及び活動 	<ul style="list-style-type: none"> 心のケア担当教員の配置：9名（神戸市立中学校8名、芦屋市立中学校1名） 	<ul style="list-style-type: none"> 心のケア担当教員の配置：神戸市立中学校4名
<ul style="list-style-type: none"> 心のケア担当教員の配置：13名 心のケア担当教員の研修会及び活動 	<ul style="list-style-type: none"> 心のケア担当教員の配置：9名（神戸市立中学校8名、芦屋市立中学校1名） 	<ul style="list-style-type: none"> 心のケア担当教員の配置：神戸市立中学校4名 					
スクールカウンセラーの配置	全公立中学校・中等教育学校271校、公立小学校30校へのスクールカウンセラーの配置	<p>スクールカウンセラーの全公立中学校・中等教育学校への配置の継続、小学校など配置校種の拡大等</p> <hr/> <table border="1" data-bbox="703 1442 1428 1677"> <tr> <td data-bbox="703 1442 938 1677"> <ul style="list-style-type: none"> 全公立中学校・中等教育学校271校、公立小学校30校へのスクールカウンセラーの配置 </td> <td data-bbox="943 1442 1177 1677"> <ul style="list-style-type: none"> 全公立中学校・中等教育学校へ配置 公立小学校への配置校数の拡大：60校 </td> <td data-bbox="1182 1442 1428 1677"> <ul style="list-style-type: none"> 全公立中学校・中等教育学校へ配置 公立小学校への配置校数の拡大：70校 </td> </tr> </table>			<ul style="list-style-type: none"> 全公立中学校・中等教育学校271校、公立小学校30校へのスクールカウンセラーの配置 	<ul style="list-style-type: none"> 全公立中学校・中等教育学校へ配置 公立小学校への配置校数の拡大：60校 	<ul style="list-style-type: none"> 全公立中学校・中等教育学校へ配置 公立小学校への配置校数の拡大：70校
<ul style="list-style-type: none"> 全公立中学校・中等教育学校271校、公立小学校30校へのスクールカウンセラーの配置 	<ul style="list-style-type: none"> 全公立中学校・中等教育学校へ配置 公立小学校への配置校数の拡大：60校 	<ul style="list-style-type: none"> 全公立中学校・中等教育学校へ配置 公立小学校への配置校数の拡大：70校 					
教職員のカウンセリング・マインド研修の実施	カウンセリングマインドを高めるための教員研修の実施	<p>カウンセリングマインドを高めるための教員研修の実施</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーにより、公立中学校・中等教育学校、公立小学校の教職員を対象にカウンセリング・マインド実践研修を実施 全県立高等学校でカウンセリング・マインド研修を実施 					

〔課 題〕

- ・ 暴力行為や発達障害が原因と思われる問題もあり、学校においては多面的な対応・支援が必要となっている。

〔総合評価〕

- ・ 20年度は、心のケア担当教員を対象とした研修会に、県立学校の防災教育担当者も参加することとするなど、これまでの取り組みの成果を踏まえた相談・支援体制の充実を図っている。
- ・ スクールカウンセラーについては、県下全公立中学校に配置し、公立小学校には18年度から順次配置数を増やし、19年度30校、20年度60校、21年度70校と配置を拡大している。
- ・ スクールカウンセラーなどの専門家だけでなく、子ども達と身近に接する教職員による心のケアが重要であるため、教職員を対象にカウンセリングマインド実践研修を実施し、事例研究やロールプレイングなど実践的な研修が行われている。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・ 全県の小中学校にスクールカウンセラーを配置し、子どもたちの心の相談に当たるとともに、教職員のカウンセリングマインド実践研修の実施などにより、体制充実を図る。

推進方策33	震災を機に広がった県民ボランティア活動の推進
--------	------------------------

< 概要 >

震災を契機として被災地に広がった県民ボランティア活動の一層の推進を図るため、ひょうごボランティアプラザを中心とした各種ボランティア活動への支援を実施する。

< 点検結果 >

〔現 状〕

- ・ ひょうごボランティアプラザを中心に、ひょうごボランティア基金による活動資金支援や情報提供・相談や、NPO、大学等の人材育成などが行われている。
- ・ 県内NPO等と行政が、多様な課題について定期的に協議する場として設置している「NPOと行政の協働会議」については、「NPOへの委託事業Q&A」を作成するなど、取り組みが進展している。

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
ボランティア基金による活動助成	3,006件/年	3,300件/年	3,100件/年	3,100件/年
		3,207件/年	3,366件/年	3,560件/年
NPOと行政の協働会議の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひょうごボランティアプラザによる支援事業の実施 ・ 「18年度ボランティア元気アッププログラム」の策定 	NPOと行政の協働による地域課題解決に向けての協議・情報交換等の実施		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門部会を設置 ・ 出前会議の実施：「地域を創る市民のつながり」(小野市「エクラ」) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出前会議の実施：「NPOと行政の参画と協働をめざして」(あしや市民活動センター) ・ 「NPOへの委託事業Q&A」を作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの会議の取り組みを振り返る総括会議(フォーラム)を3/18に実施 ・ ワキガグループ会議を設置し、NPO法人の中間支援体制について議論
NPO貸付制度による支援	貸付件数：3件	事業資金の貸付によりNPOの活動発展の支援		
		貸付件数：3件	貸付件数：2件	貸付件数：3件
地域を舞台とした団塊世代等シニア層の地域づくり活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひょうごボランティアプラザによる支援事業の実施 ・ 「18年度ボランティア元気アッププログラム」の策定 	団塊世代等シニア層の地域での活動による「新しい公」の担い手の創出		
		シニア層にNPOやボランティアグループ等での活動体験や交流会等の機会を提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動体験準備セミナー：109名 ・ 活動体験プログラム：110名 ・ 交流会：59名 	シニア層にNPOやボランティアグループ等での活動体験や交流会等の機会を提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動体験準備セミナー：89名 ・ 活動体験プログラム：83名 ・ 交流会：50名 	シニア層にNPOやボランティアグループ等での活動体験や交流会等の機会を提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動体験準備セミナー：152名 ・ 活動体験プログラム：90名 ・ 交流会：45名

〔課題〕

- ・ ボランティア基金による活動助成は、申請件数が下回っている助成メニューがあることから、実績やニーズを踏まえた制度の改廃や要件の緩和などを行い、使いやすいものにしていく必要がある。

〔総合評価〕

- ・ ボランティア基金による活動助成は、年度別計画を概ね達成しており、県民ボランティア活動の活発さが伺える。
- ・ NPOと行政の協働会議は、取り組みの継続等、一層の進展が見込まれている。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・ ひょうごボランティアプラザ（県社会福祉協議会運営）を中心に、県民ボランティア活動の視野拡大、財政的に脆弱なNPOへの活動支援、NPOと行政の協働の取り組みを継続する。

推進方策34	文化を活かした個性ある地域づくり
--------	------------------

< 概要 >

震災復興のシンボルでもある県立芸術文化センターや県立美術館等を活用した個性ある地域づくりを推進するため、各種文化事業の実施などの取り組みを推進する。

また、歴史文化遺産を活かしたまちづくりを促進するため、ヘリテージマネージャー（歴史文化遺産活用推進員）の養成を進める。

< 点検結果 >

〔現 状〕

- ・ 「文化復興のシンボル」として整備された県立芸術文化センターや県立美術館では、県民と一体となって芸術文化を創造・発信する全県的な拠点施設として、積極的な芸術文化振興活動を展開している。
- ・ ヘリテージマネージャー（歴史文化遺産活用推進員）の育成については、22年度までに375人を養成する見込みである。

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
芸術文化センターにおける公演の実施	269事業 384公演 (累計)	80事業 140公演	450事業 710公演	540事業 850公演
		405事業 616公演	553事業 854公演	707事業 1,081公演
県立美術館「芸術の館」の整備・充実	・ 魅力ある特別展を開催 ・ 展覧会に関連のある演奏会や映画上映の実施	特別展等魅力ある展覧会の開催		
		県立美術館活性化方策を策定	・ 5本の特別展等開催 ・ ミュージアムコンサート等を開催 ・ 学校団体等の入館者4.2万人 ・ こどもイベントや様々な融合事業を100回開催	・ 5本の特別展等開催 ・ ミュージアムコンサート等を開催 ・ 学校団体等の入館者12万人 ・ こどもイベントや様々な融合事業を123回開催
庁舎ロビー等を活用した街かどパフォーマンスの応援	15件 (累計)	27件	51件	75件
		38件	62件	-
ヘリテージマネージャー（歴史文化遺産活用推進員）の養成	48人/年	45人/年	45人/年	45人/年
		45人/年	30人/年	16人/年

〔課題〕

- ・ 県立芸術文化センターでは、経営効率を一層高めながら、質・量ともに充実したラインナップを県民に提供し続ける必要がある。
- ・ 県立美術館では、特別展の企画・運営の充実、常設展のアピールの強化とともに、学校教育及び地域との連携強化が必要である。

〔総合評価〕

- ・ 県立芸術文化センターでは、年度別計画を大幅に上回る主催事業を実施し、貸館事業と合わせて平成21年10月には4年というスピードで公演入場者数200万人を達成するほか、地域の商店街や自治会、大学生等が一体となって公演に合わせた様々なイベントにおいて、動員人数30,000人を越えるなど、地域のにぎわい創出にも寄与している。
- ・ 県立美術館では、19、20年度ともに活性化方策策定前の来館者数（43万人）を上回るなど、成果が現れている。
- ・ 街かどパフォーマンス応援事業では、県民会館やJICAのロビーでのコンサートなどを実施し、あらゆる場所を活用した芸術文化の“場”づくりが進められ、文化を活かした地域づくりが進められている。
- ・ ヘリテージマネージャーについては、養成したヘリテージマネージャーが、県内各地で文化財保護指導委員や古民家再生相談員などに委嘱され活躍するなど、歴史文化遺産を活用したまちづくりの促進に貢献している。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・ 県立芸術文化センターと県立美術館については、芸術・文化の全県拠点として引き続き積極的な活動を展開する。
- ・ ヘリテージマネージャーの活動支援を継続する。

推進方策35	青少年の体験・交流の機会づくりの推進																											
<p>< 概要 ></p> <p>青少年の生きる力を育む体験・交流の機会づくりを一層進めるため、子どもの冒険ひろば事業や若者ゆうゆう広場事業などの取り組みを推進する。</p> <p>子どもの冒険ひろば...子ども達が、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことを原則に、土・木・水などの自然の素材を使い、プレイリーダーや地域の大人が見守る中、自由な発想でいきいきと遊ぶことができる場所。(対象：主に小学生)</p> <p>若者ゆうゆう広場 ...若者が学校帰りに気軽に立ち寄り、おしゃべりなどを楽しむ「たまり場」活動をベースに、音楽やスポーツといった「サークル」活動や「ボランティア」活動など、「自分がやりたいこと」に思い切り、のびのびと取り組むことができる場所。(対象：主に中・高校生)</p>																												
<p>< 点検結果 ></p> <p>〔現 状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 「子どもの冒険ひろば事業」については、運営団体への助成（5年間）、プレイリーダー研修の実施（年20回）、情報誌「子どもの冒険ひろば通信」発行、地域で子育てに取り組む団体や市町との連携強化事業「子育て3ひろば地域交流会」の開催など事業の円滑な推進を図り、利用者数は20年度実績で約95,000人と多数の利用者がある。 「若者ゆうゆう広場事業」については、運営団体への助成（5年間）、各広場の活動状況を紹介する広報誌「ゆう-YOU通信」の発行、広場を運営する団体の相談等に対応する「若者の居場所づくり調整員（1名）」を青少年本部に配置するなど、事業の円滑な運営を図ることにより、利用者数は20年度実績で約147,000人と多数の利用がある。 <p>【施策目標・取組目標の達成状況】</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施策目標・取組目標</th> <th rowspan="2">H18実績</th> <th colspan="3">年度別計画(上段計画、下段実績)</th> </tr> <tr> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">「子どもの冒険ひろば事業」の展開</td> <td rowspan="2">295か所 (累計)</td> <td>360か所</td> <td>360か所</td> <td>430か所</td> </tr> <tr> <td>418か所</td> <td>428か所</td> <td>428か所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">「若者ゆうゆう広場事業」の展開</td> <td rowspan="2">40か所 (累計)</td> <td>50か所</td> <td>29市</td> <td>29市</td> </tr> <tr> <td>47か所</td> <td>24市</td> <td>24市</td> </tr> </tbody> </table>					施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)			H19	H20	H21	「子どもの冒険ひろば事業」の展開	295か所 (累計)	360か所	360か所	430か所	418か所	428か所	428か所	「若者ゆうゆう広場事業」の展開	40か所 (累計)	50か所	29市	29市	47か所	24市	24市
施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)																										
		H19	H20	H21																								
「子どもの冒険ひろば事業」の展開	295か所 (累計)	360か所	360か所	430か所																								
		418か所	428か所	428か所																								
「若者ゆうゆう広場事業」の展開	40か所 (累計)	50か所	29市	29市																								
		47か所	24市	24市																								
<p>〔課 題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 「子どもの冒険ひろば事業」「若者ゆうゆう広場事業」ともモデル事業として助成期間を5年と設定していることを踏まえ、各団体による一層の自主的・自立的な運営支援が必要である。 																												
<p>〔総合評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 「子どもの冒険ひろば」については、H19にすでに計画値の360か所（全中学校区）を大幅に上回る418か所で展開されている。 「若者ゆうゆう広場」については、計画値こそ達成できていないものの、自主開設数が増加している（20年度：9か所 21年度：16か所）。 																												
<p>< 22年度以降の施策の方向性 ></p> <p>「子どもの冒険ひろば」「若者ゆうゆう広場」両事業の成果を踏まえ、今後、子どもの遊び場・若者の居場所づくり活動を地域で支える機運の醸成等にも取り組み、地域に密着した運営の実現を目指していく。</p>																												

推進方策36	男女が協働した取り組みの推進や家族の絆の再認識
--------	-------------------------

< 概要 >

震災によって再認識された男女が協働した取り組みや、家族の絆の大切さを今日の多様な家族のあり方の中で尊重できる社会づくりを進めるため、「ひょうご男女共同参画プラン21後期実施計画」に基づく様々な取り組みや、県民一人ひとりが自らの家族・家庭についてのあり方等を考えたり、家族一緒に体験を共有しようとする機運醸成の取り組み等を推進する。

< 点検結果 >

〔現状〕

- ・ 男女共同参画の取り組みについては、地域及び企業・労働組合への男女共同参画推進員の設置や男女共同参画センターでのフォーラムや講座・研修の開催、相談の実施、男女共同参画の職場づくりに取り組む事業所との協定締結などに取り組んでいる。
- ・ 家庭施策についても、ひょうご家庭応援県民大会の開催、ひょうごおやじネットワーク等の活動支援、ひょうご家庭応援プログラムの推進など、家庭の力の向上のため、家庭応援施策を推進している。

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
地域及び企業・労働組合に男女共同参画推進員を設置	1,101人 (累計)	965人 ----- 1,142人	1,485人 ----- 1,687人	1,485人 ----- 1,921人
男女共同参画センターの運営	グループ活動への支援や情報収集・提供、研修会・講演会等の開催、各種相談業務を実施	グループ活動支援、研修会・講演会の開催、相談業務などの実施 ----- ・グループ活動支援、研修会・講習会の開催 ・女性問題カウンセラー相談 7,661件 ・グループ活動支援、研修会・講習会の開催 ・女性問題カウンセラー相談 9,290件 ・グループ活動支援、研修会・講習会の開催 ・女性問題カウンセラー相談 9,533件		
「ひょうご家庭応援推進協議会(仮称)」による家族の絆を深める取り組みの推進	「ひょうご家庭応援施策検討委員会」の設置、提言	・「ひょうご家庭応援県民大会」の参加者：約400名 ・「家庭応援フォーラム」の参加者：のべ1,620名	・「ひょうご家庭応援県民大会」の参加者：390名 ・第1回「家族の日」写真コンクールの応募点数：371点	・「ひょうご家庭応援県民大会」の参加者：315名 ・「家族の日」写真コンクールの応募点数：243点
男女共同参画の職場づくりに取り組む事業所との協定締結	124事業所 (累計)	125事業所 ----- 175事業所	150事業所 ----- 352事業所	175事業所 ----- 528事業所

〔課題〕

- ・ 男女共同参画推進員のうち、企業推進員については、順調に推移しているが、地域推進員については、担い手が減少しており、今後、市町や県民局との連携を一層深め、地域での更なる人材の発掘を進める必要がある。
- ・ 事業所との協定締結について、さらに広く周知を進め、幅広い業種の事業所と締結を増やしていく必要がある。

〔総合評価〕

- ・ 男女共同参画の取り組みについては、地域・企業における男女共同参画推進員の設置、男女共同参画の職場づくりに取り組む事業所との協定締結とも計画値を大幅に上回る達成度を示している。
- ・ 男女共同参画センターでのフォーラムや講座・研修の開催、相談の実施についても、講座・研修の開催回数、相談件数といった定量的指標は、それぞれ堅調に推移している。
- ・ 家庭施策についても、「ひょうご家庭応援県民大会」の参加者数など、想定した人数を動員している。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・ 家庭施策については、家族のきずなを深め、地域で家庭を支える「ひょうご家庭応援県民運動」の取り組みを支援するとともに、地域全体で多世代が交じり合い、共に支え合う「地域三世代同居」の実現をめざす取り組みを継続していく。
- ・ 男女共同参画推進員や協定事業所の主体的な活動を支援するための事業を展開していく。

推進方策37	コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方への支援
--------	-------------------------

< 概要 >

地域社会貢献と生きがいある働き方を目指す者のコミュニティ・ビジネス等での起業・就業を総合的に支援し、活力ある地域社会づくりと新たな働き方の創出を図る。

< 点検結果 >

〔現 状〕

- ・ 県内6か所に設置している「生きがいごとサポートセンター（H12開設）」において、地域住民の福祉ニーズの多様化や定年退職後の中高齢者の就業ニーズに対応するために、「団塊世代の元気推進事業」を実施し、25,000件（累計）の相談に対応している。
- ・ コミュニティ・ビジネスの起業支援としては、コミュニティ・ビジネス離陸応援事業を実施し、19年度21団体、20年度18団体、21年度13団体の支援を実施している。
- ・ コミュニティ・ビジネス離陸応援事業や生きがいごとサポートセンターによる支援、ワークシェアリング等新しい働き方への取り組みにより、7,800人（累計）の雇用を生み出している。

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
高齢者の就業支援	3,384件 (累計)	3,000件	4,000件	5,000件
		6,460件	15,530件	20,131件
コミュニティ・ビジネスの起業支援 (コミュニティ・ビジネス創出・育成 支援事業による立ち上げ支援)	21団体/年	20団体/年	20団体/年	20団体/年
		21団体/年	18団体/年	13団体/年
コミュニティ・ビジネスへの助成や政 労使によるワークシェアリングの推進 等による雇用創出	2,843人 (累計)	3,800人	5,000人	6,100人
		4,500人	6,478人	7,800人

〔課 題〕

- ・ 地域化課題を解決するコミュニティ・ビジネスやNPO等での生きがいある働き方について、団塊世代や定年退職者の理解を一層向上させる必要がある。
- ・ 地域住民に対して、コミュニティ・ビジネスやNPOについての認知と理解をさらに高めていく必要がある。
- ・ コミュニティ・ビジネス離陸応援事業の補助終了後も円滑な事業運営に関する助言などの支援が必要である。

〔総合評価〕

- ・ コミュニティ・ビジネスは、地域の人々が一定の収入を得ながら地域の課題を解決していくという新しい働き方の一つとして様々な分野を担っている。

- ・ 高齢者の就業支援、コミュニティ・ビジネス起業支援及びそれら支援事業による雇用創出数など、定量的な計画値はそれぞれ目標を大幅に上回っていることから、高齢者の就業機会の確保や地域密着型事業の創造・普及が進んでいると判断される。

<22年度以降の施策の方向性>

- ・ コミュニティ・ビジネス等による生きがいある働き方の創出や、地域における雇用機会の確保に向け、コミュニティ・ビジネス等に対する総合的な支援を継続実施していく。

推進方策38	ひょうご・しごと情報広場、地域労働相談・しごと情報広場の運営			
<p>< 概 要 ></p> <p>効果的な雇用就業対策を進めるため、ひょうご・しごと情報広場によるきめ細かなワンストップの就職支援、職業能力開発等の相談、情報提供、青少年・若者のしごと体験などを実施する。</p>				
<p>< 点検結果 ></p> <p>〔現 状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ しごと情報広場の相談件数は高い水準にある（ 6,001人/年、 5,963人/年）。 ・ 就職者数、20年度1,216人、21年度814人（12月末） ・ 地域しごと情報広場については、19年度末で事業終了し、ひょうごしごと情報広場での電話相談や、インターネットを活用した就職支援システム「ひょうご・しごとネット」により対応している。 <p>【施策目標・取組目標の達成状況】</p>				
施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
ひょうご・しごと情報広場 相談者数	5,574人/年	5,570人/年	5,620人/年	5,680人/年
		6,001人/年	5,963人/年	6,200人/年
地域しごと情報広場利用者数	2,667人/年	4,200人/年	事業終了	-
		2,436人/年	-	-
青少年・若者のしごと体験を推進	17,035人 (累計)	24,350人	30,000人	38,000人
		25,496人	33,031人	-

<p>〔課 題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談件数は年々増加傾向にあるが、就職状況は厳しい状況にある。企業の景況悪化による雇用抑制等が大きな原因と考えられるが、職種や雇用形態のミスマッチによるところも多いと考えられることから、利用者ニーズにあった支援メニューの充実ときめ細かな情報提供・相談援助を継続する必要がある。 ・ ものづくりの技術・技能の体験を通じて、青少年・若者のものづくりへの理解と関心を高めることが必要である。 				

〔総合評価〕

- ・ ハローワークと連携しながら、「ひょうご・しごと情報広場」を通じ、仕事に関する各種情報の提供や職業能力開発に関わる情報提供・相談及び訓練計画の作成支援など、きめ細かな支援をワンストップで行っている。
- ・ しごと情報広場は、相談窓口で個人のレベルに応じた相談・情報提供を行うなど、きめ細かな対応を行うことにより、求職者等の就職支援の充実につながっている。
- ・ 青少年・若年層のしごと体験等は、若年者のフリーター化や無業化を防止し、安定した就労に移行させることについて効果をあげている。また、しごと情報広場等の就職支援機関を通じた就業の促進にも貢献している。

<22年度以降の施策の方向性>

- ・ しごと情報広場については、引き続き、求職者に対して就業経験や能力の内容・程度に応じたきめ細かな支援を行い、早期の就業を促進していく。
- ・ 引き続き、ものづくりの技術・技能の体験を通じて、青少年・若者のものづくりへの理解と関心を高める。

推進方策39	シニアしごと倶楽部等による中高年のしごとへの支援			
<p>< 概要 ></p> <p>震災や不況等により厳しい状況に置かれている中高年の就業機会の創出を図るため、シニアしごと倶楽部による中高年層の再就職支援、シルバー人材センターによる生きがい就業への支援などを推進する。</p>				
<p>< 点検結果 ></p> <p>〔現 状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用情勢が非常に厳しい中で、中高年齢者の就職は、さらに厳しい状況となっている。 ・ シニアしごと倶楽部の相談件数は、年度別計画値を上回っている。 ・ シルバー人材センターの会員登録者数も計画値に達していないものの、着実に増加している。 				
【施策目標・取組目標の達成状況】				
施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
50歳代シニアの就業支援など一貫した中高年就業支援対策	885人/年	「シニアしごと倶楽部」の運営(相談件数600人/年)		
		917人/年	647人/年	561人/年 (H22.1現在)
シルバー人材センターを通じた高齢者の	42,007人 (累計)	47,000人	49,000人	50,000人
		42,920人	43,719人	46,000人
<p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若年者の雇用情勢が非常に厳しい中で、中高年者の就職へのマッチングはさらに厳しい状況となっている。 ・ シルバー人材センターの会員登録については、65歳までの継続雇用確保措置等により、伸び率が鈍化している。 				
<p>〔総合評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シニアしごと倶楽部では、就職相談や情報提供、面接相談会などを実施し、最近3ヵ年で59人(就職率:10.1%)が就職しており、着実な成果を挙げている。 ・ シルバー人材センターの高齢者就業支援については、会員登録者は着実に増加しており、会員の78~79%が就業している。高い就業率を維持するためにスタッフやコーディネーターに対する研究会、研修会も実施するなど効果的な取り組みが行われている。 				
<p>< 22年度以降の施策の方向性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、中高年齢者の持つ技術能力を踏まえたマッチングを行う。 ・ 高齢者の能力向上とその活用を図れるよう、総合相談体制を整備し、情報共有を推進する。 				

推進方策40	震災ツーリズム等地域の特色を生かしたツーリズムの振興			
<p>< 概要 ></p> <p>被災地における震災ツーリズムなど地域の特色や個性を生かしたツーリズムの振興を進めるため、人と防災未来センターなどを活用した各種の観光・集客の取り組みを推進する。</p>				
<p>< 点検結果 ></p> <p>〔現 状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 20年度のツーリズム人口は、対前年横ばいであったが、被災地の観光客入込み数は震災前後と比較すると増大している（72,561千人(100)、76,507千人(105.4)、81,235千人(112.0)、80,767千人(111.3)、81,022千人(111.7)）。 人と防災未来センターには、県内外から多くの人々が訪れている（来館者数：520,016人、525,624人、513,092人）。 <p>【施策目標・取組目標の達成状況】</p>				
施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
ツーリズム人口	1億3,327万人/年	1億3,700万人/年	1億4,300万人/年	1億5,000万人/年
		1億3,213万人/年	1億3,456万人/年	-
<p>〔課 題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 21年度のツーリズム人口の目標実現に向け、時代や環境、ニーズの変化に迅速に対応した施策の展開を図る必要がある。 				
<p>〔総合評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光客入込数について、震災前後の平成5～7年度をそれぞれ100とした指数を見ると、兵庫県全体では、$\frac{\quad}{\quad} = 119\%$、$\frac{\quad}{\quad} = 124\%$、$\frac{\quad}{\quad} = 151\%$となっており、すでに震災後の水準を上回っている。 神戸市について同様の比較をすると、$\frac{\quad}{\quad} = 112\%$、$\frac{\quad}{\quad} = 139\%$、$\frac{\quad}{\quad} = 251\%$と震災前の水準に回復したことが判る。 21年度は「あいたい兵庫デスティネーションキャンペーン」を実施するなど、被災地を含め各地域の個性的な資源に磨きをかけるとともに、兵庫県の魅力を全国に発信している。（当キャンペーンのガイドブックに、人と防災未来センターや北淡震災記念公園/野島断層保存館も紹介されている。） 				
<p>< 22年度以降の施策の方向性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 23年度以降の新たなツーリズムビジョンを策定し、その新ビジョンにしたがって、各種施策に取り組んでいく。 				

推進方策41	潮芦屋の整備推進
--------	----------

< 概要 >

南芦屋浜において、マリーナ周辺ゾーンの整備や水質向上、県産木材を活用した住宅の導入など、ユニバーサルデザインを基本とした、ウォーターフロントを活かしたまちづくりを推進する。

< 点検結果 >

〔現 状〕

- ・ 復興計画により、面的整備事業等に伴う代替住宅等を供給する支援拠点ともなる南芦屋浜地区に、防災、福祉、環境等に配慮した21世紀型都市を建設することとなった。
- ・ 「南芦屋浜土地利用基本計画(H8.1策定)」に基づき整備が進められ、19年度以降はマリーナと一体となった賑わいを創出するため、「10周年記念潮芦屋フェスティバル(H20.3)」を開催するとともに、センターゾーン 期事業として商業・生活利便施設を整備しており、平成22年3月にオープン予定である。

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
潮芦屋におけるユニバーサルデザインを基本とした安全・安心なまちづくり、ウォーターフロントを活かした魅力あるまちづくりの推進 (潮芦屋における住宅分譲戸数)	381戸(累計) ・マリーナ周辺ゾーンの整備 ・マリーナ水質向上のためのマイクロバブルの試験施工の実施 ・潮芦屋県産木材使用住宅事業提案協賛の実施 ・まちびらき10周年イベント実施に向けた検討・準備	500戸	531戸	646戸
		479戸 ・マリーナ周辺ゾーンの整備 ・「平成19年度潮芦屋センターゾーン 期事業提案競技」を実施し事業者を決定 ・10周年記念潮芦屋フェスティバルを実施	503戸 ・センターゾーン 期の整備に係る事業者との調整	530戸 (H22.1現在) ・センターゾーン 期着工・オープン

〔課 題〕

- ・ 住宅分譲について、深刻な景気悪化により不動産の買い控え等が生じている。

〔総合評価〕

- ・ 28年度の計画(1,245戸)達成に向けて着実に分譲戸数を伸ばしている。
- ・ 昨今の景気悪化により分譲戸数の伸びが鈍化しているため、より一層の分譲推進に取り組む。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・ 引き続き民間活力の導入を図りながら、ユニバーサルデザインを基本とした安全・安心でウォーターフロントを活かした住宅街区やマリーナ等の機能を持つ魅力的なまちづくりを推進する。
- ・ また、インセンティブ制度や商業・生活利便施設等の開業による付加価値の高まりを活かした段階的・効果的な分譲を推進する。

推進方策42	「尼崎21世紀の森」の推進
--------	---------------

< 概要 >

21世紀の都市再生のモデルとなる「尼崎21世紀の森」づくりを推進するため、サポーターづくりやスポーツ健康増進施設の運営を図るとともに、中央緑地の整備を進める。

< 点検結果 >

〔現状〕

- ・ 「尼崎の森中央緑地」では、平成18年度に第1工区のスポーツ健康増進施設が開園し、運営等に関して民間の資金、経営能力、技術を活用するPFI事業として適切な維持管理運営が行われている。これまで、スポーツ健康増進施設のメインプールが北京オリンピックの事前合宿に利用されたほか、イベントの開催も積極的に行っており、年間利用者数は19年度に39.8万人/年、20年度は43万人/年、累計では100万人を突破するなど着実に利用者数を伸ばしている。
- ・ 尼崎の森中央緑地の整備進捗率は19年度に42%、20年度は47%となっており計画的な事業推進が図られている。今後、第2工区、第3工区についても計画的な整備を進めていくこととしている。
- ・ このほか、市民を施設のアルバイトとして雇用するなど地元雇用の活性化にも貢献するなど、21世紀の都市再生のモデルとなる「尼崎21世紀の森」づくりは円滑な推進が図られている。

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
尼崎21世紀の森づくりサポーター数	260人 (累計)	270人	280人	290人
		270人	280人	290人
尼崎の森中央緑地整備進捗率	35%	42%	47%	49%
		42%	47%	68%
尼崎の森中央緑地年間利用者	一部供用開始	20万人/年	20万人/年	20万人/年
		39.8万人/年	43万人/年	43万人/年
尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設の運営	尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設の開設	PFI手法による施設の運営		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者数 367,298人 ・ 尼崎21世紀の森づくり協議会等へ参加呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北京オリンピックの事前合宿地として使用 ・ 100万人記念大感謝祭開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Fリーグ公式戦で50mプールを使用

〔課題〕

- ・ 尼崎の森中央緑地第2工区の整備に伴い、植栽可能な面積が増えることから、生物多様性に配慮した郷土の森づくりに、さらに多くの県民・企業等の参画が得られるよう、仕組みづくりを継続する必要がある。

- ・ 尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設の運営については、県下初のPFI事業として整備し、維持管理運営に移行してから4年目を迎えており、今後利用者の視点は厳しくなることから、更なる利用者増加に向けて新しいプログラム等を実施していく必要がある。

〔総合評価〕

- ・ 事業は「立ち上げ」段階から「本格推進」段階に移行しており、さらに多様な主体の参画と協働が求められている。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・ 尼崎の森中央緑地第2工区整備着手を契機に、さらに多様な主体の参画と協働による森づくりを推進する。
- ・ 新たなプログラムづくり等により、尼崎の森中央緑地の利用者増加を図る。

推進方策43	明舞団地等オールドニュータウンの再生
--------	--------------------

< 概要 >

高齢化や住宅の老朽化が進んでいる明舞団地をモデルとしたオールドニュータウンの再生を進めるため、明舞団地における若年世帯と高齢者世帯との円滑な住み替えシステムづくりなどを推進する。

< 点検結果 >

〔現 状〕

- ・ 高齢者世帯が団地内のバリアフリー化した住宅へ円滑に住み替え、その持ち家へ子育て世帯が入居することによるミックスコミュニティ化を促進し、コミュニティ活力の維持、共助による生活サービスの提供等に取り組むため、平成19年度からモデル事業を実施している。
- ・ 現在住み替えシステムの受け皿となる公社賃貸住宅等を整備中である。

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
若年世帯と高齢者世帯との円滑な住み替えシステムの検討	「明舞団地再生コンペ」の実施 (H18.8)	住み替えシステムの検討 ----- 明舞団地で、「住み替え促進モデル事業」として以下の事業を実施 ・住み替え意向等のアンケート調査 ・住み替えセミナー相談会の実施 ・住民をモデルとした住み替えモデルプランの作成	モデル事業の実施 ----- 移住・住み替え支援機構や兵庫県住宅供給公社と協議を行い、連携に向けた方策を検討した。	
			移住・住み替え支援機構や兵庫県住宅供給公社と連携し、住み替えに係る情報提供を実施した。	

〔課 題〕

- ・ 住宅の借り上げを行う移住・住み替え支援機構や団地内に事務所を持つ兵庫県住宅供給公社等と連携した住み替えシステムの充実が必要である。

〔総合評価〕

- ・ 受け皿となる公社賃貸住宅等の整備中のため、モデル事業による具体的な住み替えの実績は出ていないが、セミナー・相談会の実施、簡易耐震診断、自宅の価格査定、ファイナンシャルプランの作成、住み替え先のシュミレーションやアンケート調査などを実施するとともに、県住宅供給公社等との連携により移住・住み替え機構が行う住み替え事業の広報等に取り組んでいる。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・ 県住宅供給公社等との連携により、移住・住み替え機構が行う住み替え事業の広報等に努め、住み替え実績の積み上げに取り組む。
- ・ NPO等、新たな業態の誘致やセンター地区再生事業の推進など、ソフト・ハードを含めた再生への取り組みを継続する。

推進方策44	「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進
--------	------------------------

< 概要 >

震災の経験と教訓を継承・発信する取り組みを一層進めるため、防災力強化のための県民運動を展開するとともに、「1月17日は忘れない」をテーマにひょうご安全の日の取り組みを推進する。

< 点検結果 >

〔現 状〕

- ・ 住民の異動等により、震災を知らない住民が神戸市民の3分の1に達し、震災前に誕生した子どもが今年度義務教育を修了することなど、震災の風化がますます懸念されている。
- ・ 兵庫県では、阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承するとともに、いつまでも忘れることなく、安心で安全な社会づくりを期する日として、1月17日を「ひょうご安全の日」と条例で定め、129団体・個人で構成する「ひょうご安全の日推進県民会議」を組織して、その趣旨にふさわしい取り組みを積極的に推進している。

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
震災の経験と教訓を継承・発信する「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進	「ひょうご安全の日推進プログラム」の策定 ひょうご安全の日のつどい、「1.17防災未来賞」選奨事業、防災訓練など関連事業の実施	防災力強化県民運動の展開		
		運動内容の理解の促進	実践活動の展開	活動のフォロー
		<ul style="list-style-type: none"> ・「ひょうご安全の日推進プログラム」の策定 ・ひょうご安全の日のつどい、「1.17防災未来賞」選奨事業、防災訓練など関連事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災力強化県民運動の展開 ・「ひょうご安全の日のつどい」の実施(6,000人参加) ・「ひょうご安全の日推進事業」の実施(対象事業数：164件) ・「1.17は忘れない地域防災訓練」の実施(実施件数：918件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災力強化県民運動の展開 ・「ひょうご安全の日のつどい」の実施(12,900人参加) ・「阪神・淡路大震災15周年記念事業」の実施(対象事業数：266件) ・「1.17は忘れない地域防災訓練」の実施

〔課題〕

- ・ 被災地の責務として震災の経験と教訓を国内外に持続的に発信し続けるしくみが不可欠である。
- ・ 震災を経験していない住民が増加するなか、被災地においても経験と教訓を語り継ぎ地域防災に貢献できる人材の育成が必要である。

〔総合評価〕

- ・ 「ひょうご安全の日を定める条例」を制定し、推進組織を組織するなど、施策を持続する制度的な枠組みが用意されている。
- ・ ひょうご安全の日のつどいの参加者数の増加（ 4,900人 6,000人）や1.17は忘れない地域防災訓練の実施件数が増加する（ 870件 918件）など、震災の経験と教訓を災害文化として発信・定着させ、次の災害への備えとするための取り組みが進んでいる。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・ 震災の経験や教訓の風化が懸念されることから、「ひょうご安全の日推進県民会議」推進母体として、震災の経験と教訓を国内外、次世代に発信する努力を継続する。

推進方策45	被災者生活再建支援制度（支援法）の充実
--------	---------------------

< 概要 >

阪神・淡路大震災の経験を踏まえ創設された被災者生活再建支援法は、「自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者」に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することにより住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

平成16年の法改正により、国において創設された「居住安定支援制度」は、住宅の建築費本体を対象としていない、年齢・年収要件があるなど、複雑で被災者にとっても使い勝手がよいものではないため、同制度の改善など、被災者生活再建支援法の見直しに向けて国への提案を行う。

また、法改正により「居住安定支援制度」が改善されるまでの間、県と市町が共同して補完する事業を実施する。

< 点検結果 >

〔現 状〕

- ・平成19年12月に被災者生活再建支援法が改正され、支援金の支給方法が用途を限定しない定額渡し切り方式に見直され、手続きの簡素化、住宅本体へ建築費等への充当が可能となったほか、年齢・年収要件の撤廃など、本県が主張してきた改善点がほぼ見直された。
- ・今後さらに制度の見直しなど総合的な検討が加えられ、再度の法改正も予定されていることから、全国知事会でも、災害対策特別委員会専門部会に検討会を設置し、法改正に向けた制度の見直しの検討を進めており、本県も検討会メンバーとして参画している。

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
被災者生活再建支援法の充実に向けた取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援法の円滑な運用 ・支援法の見直しに向けた国への提案 ・居住安定支援制度補完事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国知事会との協議、国への提案 ・被災者生活再建支援法の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正支援法の運用 ・全国知事会等と連携しながら、住宅再建支援に係る制度の総合的な見直しに向けた取り組みを推進 	
		居住安定支援制度補完事業の実施 （法改正により改善されるまで）		

〔課 題〕

- ・災害救助法では、住宅応急修理の支援措置は半壊世帯及び大規模半壊を対象とするが全壊世帯は対象外で、年齢・年収要件による制限もあるなど、法律間の整合性が図られておらず、複雑になっていることなどから、住宅再建支援に係る制度について、被災者にとってわかりやすく効果的な支援となるよう、立法論も含めて検討する必要がある。

〔総合評価〕

- ・ 目標としていた制度改正を実現することができた。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・ 被災者生活再建支援法は、衆・参両院で「法施行後4年を目途として、支援金の支給限度額、国の補助割合を含めた制度の見直しなど総合的な検討を加えること」等の附帯決議がなされており、平成23年12月を目途に改正される予定である。

法改正に向け、災害対策特別委員会専門部会の検討会に参画し、引き続き制度の充実を求めていく。

推進方策46	住宅再建共済制度の推進
--------	-------------

< 概要 >

自助努力や公的支援だけでは住宅再建は困難であることを踏まえ、共助の仕組みとして、阪神・淡路大震災で学んだ“助け合い、支え合うことの大切さ”を将来の被害への備えに生かす「兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）」を平成17年9月から開始した。

この制度の加入促進を進めるとともに、全国制度化に向けた検討などを推進する。

< 点検結果 >

〔現状〕

- ・平成19年10月には、マンション共用部分について管理組合の管理者等が加入できる制度を設け、加入促進を図っている。
- ・平成21年3月からフェニックス共済加入促進員14名を県民局に配置し、制度の普及と加入者獲得のための活動を行っている。
- ・平成21年台風第9号災害において、初めて給付金を支給した。
- ・全国制度化については、県単独の要望だけではなく、近畿ブロック、全国知事会の要望事項として採択されており、地方自治体全体の要望として国への働きかけを継続している。

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
フェニックス共済加入率	5.9%	15%	15%	15%
		6.7%	7.3%	7.6%
全国制度化に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> ・県単、近畿ブロック知事会議、全国知事会を通じた全国制度化の提案 ・全国知事会内に研究会を設けて討議 	全国制度化の検討 (全国知事会、国との協議等)		
		<ul style="list-style-type: none"> ・全国知事会災害対策特別委員会専門部会での制度概要等の説明、意見交換 ・県単、近畿ブロック、全国知事会を通じた全国制度化の国要望実施 	県単要望、近プロ要望、全国知事会要望	

〔課題〕

- ・共済の認知度が低く、制度の趣旨が十分に理解されていない。
- ・住宅総戸数の多い都市部で借家、共同住宅の占める割合が高いことから、加入率が低迷している。
- ・県民の自然災害に備える意識が高いとは言えない。
- ・台風第9号災害時に家財の被害が大きかったことから、共済制度の充実を図る必要がある。

〔総合評価〕

- ・加入率は、目標を達成できていないものの、毎年度向上している（H19:6.7% H21:7.6%）。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・台風第9号災害で実際に役立ったことなどを広く県民等にアピールしていく。
- ・フェニックス共済加入促進員を通じて自治会等への働きかけを強化する。
- ・被災者の生活基盤の早期回復を一層促進するため、平成22年8月より住宅再建共済制度に、家財を対象とした家財共済給付金を新設する。（予定）
- ・「全国知事会災害対策特別委員会専門部会被災者再建支援基金に関する検討会」を通じて全国制度化に向けた理解を広めていく。

推進方策47	地震保険制度の改善		
<p>< 概 要 ></p> <p>地震保険制度の一層の改善を進めるため、地震保険に係る附帯要件の撤廃等に向けた国への働きかけ等を推進する。</p>			
<p>< 点検結果 ></p> <p>〔現 状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震保険へ加入するには火災保険に加入する必要がある。 兵庫県が実施する住宅再建共済制度等、地方公共団体が条例に基づき実施する共済については、税控除の対象とされていない。 <p>【施策目標・取組目標の達成状況】</p>			
施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)	
		H19	H20
附帯要件の撤廃など地震保険制度の改善に向けた取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> 地震保険料の改定（本県は最大52%引き下げ） 附帯要件の撤廃等の国要望 	<p>附帯要件の撤廃等の国要望</p> <hr/> <p>地震保険の附帯要件の撤廃等を国へ提案</p>	
<p>〔課 題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> より加入しやすい地震保険となるよう附帯要件の撤廃等、制度の改善を国に提案しているが、実現には至っていない。 			
<p>〔総合評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 今のところ国に制度改正の動きがない。 			
<p>< 22年度以降の施策の方向性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き制度改善を国に提案していく。 			

推進方策48	住宅の耐震化
--------	--------

< 概要 >

震災では、建物倒壊等による死者数は「直接死」の死者数の約80%を占め、地震による人的被害の軽減には住宅の耐震化が最も効果があると考えられることから、住宅の耐震化を図るため、住宅の耐震診断や耐震改修への支援を進める。

< 点検結果 >

〔現状〕

- ・ 平成19年3月に「兵庫県耐震改修促進計画」を策定し、住宅の現況(H15)耐震化率78%をH27に97%とするとともに、地震危険住宅45.3万戸を27年度に6.5万戸とすることを目標としている。
- ・ 簡易耐震診断実施戸数については、目標戸数を達成できなかったものの、19年度49,844戸から20年度52,978戸に増加している。
- ・ 21年度から1戸あたり最大20万円を工事費補助に加算して耐震化の加速を図っている。また、一定の強度を有する木造戸建て住宅について、部分改修型工事を補助対象に追加し、手続の簡素化を図っている。

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
地震に対し危険な住宅を半減	-	24.4万戸	20万戸	17.8万戸

21年度に結果が出る住宅土地統計調査で実績把握				
新耐震基準適合率	-	88%	90%	91%

21年度に結果が出る住宅土地統計調査で実績把握				
耐震改修済み戸数	-	6,800戸	10,000戸	11,000戸

21年度に結果が出る住宅土地統計調査で実績把握				
簡易耐震診断実施戸数	7,671戸 (累計)	49,500戸	55,000戸	60,500戸

49,844戸				

〔課題〕

- ・ 住民の66%が耐震化の予定がない(内閣府「地震防災対策に関する特別世論調査」平成21年12月)という状況にあることから、「わが家の耐震改修促進事業」等の支援策のPRなどにより、耐震化に対する県民の意識醸成を図ること必要である。

〔総合評価〕

- ・ 耐震化率等の現状は、21年度末に公表される「平成20年住宅土地統計調査(総務省統計局)」の結果を踏まえ把握するため、現時点での評価は困難である。
簡易耐震診断実施戸数のみで総合評価を記載した。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・ 兵庫県耐震改修促進計画に沿って耐震化の促進を継続する。

推進方策49	公共施設等の耐震化
--------	-----------

< 概要 >

多数の地域住民が利用したり、災害時に被災者の救護所、避難所となる県有施設や県立学校、県営住宅等の公共施設の計画的な耐震化を推進する。

< 点検結果 >

〔現状〕

- ・ 公共施設等は災害時には避難所や応急・復旧対策の活動拠点にもなるため、耐震化は喫緊の課題となっている。
- ・ 県有施設については、工事中の仮設庁舎用地が施設周辺で確保できないため、事業実施できない施設がある。
- ・ 県立学校については、27年度末までにの校舎等の耐震化率95%達成（Is値0.75以上）を目標に、現在までに914棟（61%）が完了している。なお、耐震強度が極めて低いs値0.3未満の建物については、22年度までに着工することとしている。
- ・ 県営住宅については、27年度末までに90%（6,198戸）の耐震化率を確保することを目標としている。19年度に422戸、20年度に512戸の耐震化を図り、累計で2,570戸となっている。

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
県有施設の耐震化推進	29施設 (累計) (65%)	37施設(71%)	40施設(77%)	43施設(83%)
		30施設(68%)	33施設(75%)	37施設(84%)
県立学校耐震化10か年作戦	12校 (累計)	27校(29%)	27校(20%) (955棟(64%))	27校(20%) (955棟(64%))
		19校(21%)	26校(19%) (914棟(61%))	26校(19%) (964棟(65%))
県営住宅耐震改修	34棟 (累計)	54棟	2,698戸	2,948戸
		51棟	2,570戸	2,814戸

〔課題〕

- ・ 耐震化率は年々伸びているものの、約6割にとどまっており（全国65.8%、兵庫県67.1%(H20消防庁調べ)）、さらなる耐震化の推進が求められている。

〔総合評価〕

- ・ 計画を下回っているものの、年々耐震化が進められている。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・ 引き続き耐震化を推進する。

推進方策50	総合的な減災対策の推進			
<p>< 概 要 ></p> <p>地域防災計画に基づく防災対策や、減災に向けた計画的、戦略的な推進方策の検討・策定などを推進する。</p>				
<p>< 点検結果 ></p> <p>〔現 状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画に基づく減災対策の計画的な推進を図っている。 「ひょうご地震防災戦略プログラム」については、「兵庫県における地震被害軽減のための目標」として、平成21年4月に策定し公表した。 <p>【施策目標・取組目標の達成状況】</p>				
施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
震災の経験を踏まえた防災対策の計画的推進	兵庫県地域防災計画の地震災害対策、風水害等対策計画、大規模事故災害対策計画を修正	兵庫県地域防災計画等に基づく総合的な防災対策の推進 ひょうご震災復興ガイドライン等の検討 「ひょうご地震防災戦略プログラム」の検討	兵庫県における地震被害軽減のための目標の作成・公表	
<p>〔課 題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央防災会議が中部圏・近畿圏直下地震の被害想定を発表し、中部圏・近畿圏直下地震対策大綱を作成するなど、新たな動きがあるため、これらに対応した対策を講じる必要がある。 				
<p>〔総合評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね計画どおりに進捗している。 				
<p>< 22年度以降の施策の方向性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 県の地震被害想定の見直し及びそれに伴う地域防災計画の修正に取り組む。 災害時の教訓を随時地域防災計画に反映させ、次の災害に備える。 				

推進方策51	災害時における情報発信の充実
--------	----------------

< 概要 >

フェニックス防災システム、兵庫衛星通信ネットワーク、ひょうご防災ネットの運用による災害時における情報収集・発信機能の充実などを推進する。

< 点検結果 >

〔現 状〕

- ・ 大規模災害時においては、被害の全容を迅速に把握し、人命救助等の対策を実施するため、フェニックス防災システムを運用するとともに、ヘリコプターテレビ電送システムの運用(H20)、津波監視カメラの配備(H19)などを行った。
- ・ 県民への情報提供の仕組みとして、携帯電話のメールを活用した「ひょうご防災ネット」の運用を行っており、現在、28市町が参画している。

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
災害時における被害の全体像を早期に把握する仕組みの検討	ひょうご防災ネットの運用 (25市町が参画)	ひょうご防災ネット等の充実		
		26市町	26市町	28市町
災害時における被害の全体像を早期に把握する仕組みの検討(フェニックス防災システム、兵庫衛星通信ネットワーク、消防防災ヘリコプターテレビ電送システムの充実)	<ul style="list-style-type: none"> ・フェニックス防災システムの運用 ・消防防災ヘリコプターテレビ電送システムの構築 ・兵庫衛星通信ネットワークの運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・フェニックス防災システムの運用 ・南あわじ市に津波監視カメラを配備 ・地域衛星通信ネットワーク映像伝送のデジタル化移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・フェニックス防災システム、兵庫衛星通信ネットワーク等の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・フェニックス防災システムの運用 ・兵庫衛星通信ネットワークの運用

〔課 題〕

- ・ ひょうご防災ネットについては、6市7町が未加入となっているため、このうち独自システムを持っている市町とは相互連携の検討を行うとともに、そのほかの市町に対しては積極的な参加の呼びかけを継続する必要がある。

〔総合評価〕

- ・ 概ね順調に進捗している。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・ フェニックス防災システム、ひょうご防災ネットは、有効な情報発信ツールであり、今後とも継続する。
- ・ 訓練で積極的に活用し、災害時の運用に備える。

推進方策52	家屋被害認定士の養成			
<p>< 概要 ></p> <p>災害時に迅速・公平な家屋被害認定を行うため、災害時の家屋の被害程度を認定する専門的人材を育成する。</p>				
<p>< 点検結果 ></p> <p>〔現 状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 住家の被害認定は、り災証明の発行に必要となるなど、各種被災者支援の基本となっている。県内で398人(累計)の認定士を養成し、目標を越えている。 登録済の認定士に対しては、講習会の開催など、家屋被害認定業務に係る応援体制の整備が図られている。 <p>【施策目標・取組目標の達成状況】</p>				
施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
家屋被害認定士の養成の推進	174人 (累計)	家屋被害認定士の養成目標達成360人	家屋被害認定制度の円滑な運用	
		398人	半日程度の講習を開催	549人 (H22.2現在)
<p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修会の開催等により、認定士の技量の維持に努める必要がある。 認定士の数が1～2人と少ない市町があることから、さらに、活動可能な認定士を一定人数確保する必要がある。 人事異動で認定士として活動が困難となる人が出るなどにより、実質的に認定士として活動できる人数が減少している。 				
<p>〔総合評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年台風第9号等災害において、県、市町家屋被害認定士を被災地に派遣し、迅速、公平な被害認定に大きな効果があった。 				
<p>< 22年度以降の施策の方向性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年台風第9号災害の派遣実績により認定士の不足が明らかとなったため、平成22年度以降さらに360人の養成を行うこととした。 全国制度化に向けた働きかけを継続する。 				

推進方策53	被災建築物応急危険度判定制度の推進
--------	-------------------

< 概要 >

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士を養成する。

< 点検結果 >

〔現 状〕

- ・ 新規認定希望者、登録更新者を対象に被災建築物応急危険度判定士認定講習会を毎年実施している。
- ・ 登録判定士に対しては、Eディフェンス等での判定訓練を実施するとともに、19年度に発生した新潟県中越沖地震の被災地に県・市の判定士を派遣するなど、制度の適切な運用が図られている。

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
被災建築物応急危険度判定士の養成の推進	1,992人	被災建築物応急危険度判定士の養成 (目標2,500人)		
		1,892人	1,884人	1,902人

〔課 題〕

- ・ 近年、登録判定士の高齢化が進んでおり、体力的な問題等から更新しない判定士が増加するなど（H20更新率63%）、登録者数は20年度1,884人に減少している（21年度1,902人）。

〔総合評価〕

- ・ 新潟県中越沖地震で実際に活動するなど一定の成果があがっている。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・ 被災建築物応急危険度判定の体制を維持するため、引き続き判定士の養成・登録を実施する。

推進方策54	自主防災組織の活性化
--------	------------

< 概要 >

震災後、組織率が飛躍的に伸びた自主防災組織の一層の活性化を図るため、自主防災活動の活性化への支援を推進する。

< 点検結果 >

〔現状〕

- ・ 自主防災組織の組織率は95.8%で全国第3位(H21.4現在)となっており、県内のほぼ全域で結成されている。
- ・ 自主防災組織の活性化を図るため、市町と連携し、リーダー養成のための研修会や、先進的な活動を展開している自主防災組織に対する知事表彰及び地域防災活性化啓発冊子の配布などの啓発事業を実施している。

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標 ・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
自主防災組織の育成 ・活性化への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織組織率 95.1% ・結成された自主防災組織の防災活動の取り組みに対する支援・活性化 	自主防災組織の育成・活性化への支援		
		<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織組織率：95.7% ・自主防災活性化事業により、自主防災組織の活動を活性化させるための取り組みを支援 ・活動率：58.7% 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織組織率：95.7% ・自主防災活性化事業により、自主防災組織の活動を活性化させるための取り組みを支援 ・活動率：72.0% 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織組織率：95.8% ・市町と自主防災組織の活性化に向けた意見交換会を実施 ・市町等に対し、実戦的な訓練の実施について指導するよう要請

〔課題〕

- ・ 年1回以上訓練を実施している自主防災組織が、全組織の68.7%（平成21年4月現在）に留まることや、活動内容が形式的になっている場合が見られる。

〔総合評価〕

- ・ 自主防災組織の評価の重点を組織率から活動率に移し、支援が行われている。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・ 市町と自主防災組織の活性化に向けた意見交換会を実施するとともに、各自主防災組織で少なくとも年1回以上の実戦的訓練が実施されるよう要請するほか、婦人防火クラブや幼少年消防クラブ、企業の自衛消防隊など、地域の様々な団体による活動に対する支援を継続する。

推進方策55	災害ボランティアへの活動支援
--------	----------------

< 概要 >

災害時におけるボランティア活動への支援の一層の充実を図るため、災害ボランティア活動の支援体制の整備や平常時からのネットワーク強化などを推進する。

< 点検結果 >

〔現 状〕

- ・ 平成16年台風第23号災害時の教訓なども加えて大幅に改訂した「兵庫県災害ボランティア活動支援指針」、新たに作成した「災害ボランティア活動支援市町モデルマニュアル」に基づき、ひょうごボランティアプラザを中心に、災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議の設置、市町マニュアルの整備促進、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練実施などが進められている。
- ・ 専門的な知識・技能を有するボランティアを分野別に登録し、県内外で大きな災害や事故が発生した場合に被災地に派遣する「災害救援専門ボランティア制度」を運用している。

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
災害ボランティア支援関係機関のネットワーク化など災害ボランティアへの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救援ボランティアへの活動支援 ・ 「災害ボランティア活動支援指針」の改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害ボランティア活動の支援体制の整備 ・ 平常時からの災害救援ボランティアネットワークの強化 ・ ひょうごボランティアプラザによる市町社協ボランティアセンターの機能強化支援 ・ 災害救援専門ボランティア制度の見直し 	災害ボランティアへの活動支援の充実	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「災害ボランティア活動支援指針」等の市町への説明会実施 ・ 災害ボランティア支援マニュアルを15市町で策定 ・ 市町との連携による災害ボランティアセンター立ち上げ、運営訓練の実施 ・ 「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」への参画 	災害救援マニュアルの策定市町数 : 16市町	災害救援マニュアルの策定市町数 : 18市町

〔課 題〕

- ・ 災害救援専門ボランティアについては、平成16年10月の台風第23号災害以降派遣実績がない。

〔総合評価〕

- ・ 災害ボランティア受け入れのノウハウの蓄積・普及が進み、災害ボランティアの活動条件は大幅に進化した。
- ・ 平成21年台風第9号等災害において被災した佐用町、宍粟市に災害ボランティアセンターが設置され、多数のボランティアをスムーズに受け入れることができた。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・ 引き続き市町への働きかけを行い、ボランタリープラザを中心とした支援体制の維持を図る。

推進方策56	災害時要援護者への支援
--------	-------------

< 概要 >

高齢者や障害者など災害時における要援護者への支援の充実を図るため、市町における災害時要援護者避難支援体制の整備促進を図るほか、障害者、外国人県民に対する災害情報の提供を行う。

< 点検結果 >

〔現状〕

- ・ 平成19年3月に大幅に改訂した「災害時要援護者支援指針」に基づき、災害時要援護者に対する情報提供や避難支援体制の整備など、県内市町における取り組みの促進を図っている。その結果、18市町で災害時要援護者支援マニュアル等が策定された。
- ・ 要援護者への情報提供に関しては、聴覚障害者に対する「緊急時情報通信システム」の登録者拡大を図っており、20年度末994人に増加した。
- ・ 外国人に対する災害時の緊急情報提供については、FM CO・CO・LOにより、14言語で放送することができるようになっているほか、携帯電話のメールを活用した「ひょうごEネット」で災害時等での緊急情報の提供を行っている。

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
災害時の緊急情報発信システムの構築	548人 (累計)	880人	1,170人	1,470人
		748人	994人	1,186人 (H21.12現在)
災害時の緊急情報の14言語での提供	720人 (累計)	3,600人	6,000人	-
		1,009人	1,172人	1,220人

〔課題〕

- ・ 市町の避難支援マニュアルの整備はまだ十分とは言えない。
- ・ 聴覚障害者向け情報発信については、県内聴覚障害者の数が約17,000人に対して登録者数が少なく、外国人についても登録目標を大きく下回っている。

〔総合評価〕

- ・ 市町の災害時要援護者対策は、この3年間で着実な進展がみられた。
- ・ 情報提供システム及び運用体制は整備されており、登録者数も徐々にではあるが増加しつつある。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・ 引き続き市町における支援体制の整備を働きかけるとともに、情報提供システムの普及に努める。

推進方策57	災害時の広域避難者への支援			
<p>< 概要 ></p> <p>災害時における広域避難者への支援の仕組みづくりを進めるため、全国自治体と連携した広域避難者の所在把握の仕組みの構築を推進する。</p>				
<p>< 点検結果 ></p> <p>〔現 状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近畿2府7県のほか、岡山県、鳥取県、新潟県と災害時等の相互応援協定を締結しており、全国知事会の協定も締結されているが、広域避難者への具体的な支援内容までは決まっていない。 ・ 国民保護法では、府県域を越えた避難が予定されており、総務省消防庁が避難者の安否情報システムを整備している。 ・ 設立が計画されている関西広域連合（仮称）において、広域的な応援のあり方を検討することとしている。 <p>【施策目標・取組目標の達成状況】</p>				
施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
全国自治体と連携した広域避難者の所在把握の仕組みの構築	「ひょうご防災ネット」を利用した広域避難者への情報発信方法の検討	他府県との相互応援協定の締結の働きかけなど広域避難者の所在把握の仕組みの検討 ----- 「ひょうご防災ネット」を利用した広域避難者への情報発信方法の検討		
<p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難先の都道府県、市町村の協力が不可欠であり、実態を把握し、情報を提供するルール作りを検討する必要がある。 				
<p>〔総合評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の相互応援協定（個別自治体間協定）については、近畿2府7県のほか、岡山県、鳥取県、新潟県と締結しており、相互に情報交換・連携できる基盤を整えている（全国知事会として、全国都道府県における災害時における広域応援に関する協定が別に締結済み）。 ・ 国民保護を目的とする安否情報システムが全国レベルで整備済みであり、これを自然災害でも利用することが可能である。 				
<p>< 22年度以降の施策の方向性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、災害時の相互応援協定などを基盤に、広域避難者の所在を把握する具体的な仕組みを検討・構築していく必要がある。 				

推進方策58	災害救助法に基づく救助の見直し等
--------	------------------

< 概要 >
 災害救助法の適用に係る知事の裁量幅の拡大や災害救助のあり方を見直しを国に要望する。
 また、防災に係る基本的事項の共有化・標準化に取り組む。

< 点検結果 >
 [現 状]

災害救助法に基づく救助の見直し

- ・ 災害救助法の適用に係る知事の裁量幅の拡大や、災害救助のあり方については、特別基準の弾力的運用により、柔軟な取り扱いがなされるようになってきているほか、福祉避難所の設置や応急仮設住宅の建設に代えた民間賃貸住宅の借り上げが可能になるなど、漸進的に改善されている。
 - ・ 知事の裁量についても、地方分権一括法(H12.4)の施行により主務大臣協議が不要となり、その後の災害での実例の積み重ねにより、国との協議も円滑に進むようになってきている。
- 防災に係る基本的事項の共有化・標準化
- ・ 震災後、消火栓の口金の規格統一が図られたほか、避難所や津波の絵表示の標準化等が進められている。
 - ・ 兵庫県においては、地域防災計画作成時におけるチェックリストでの指導などに取り組んでいる。

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
災害救助法の適用に係る知事の裁量幅の拡大や災害救助のあり方を見直し	災害救助法に係る国への要望を実施	災害救助法に係る国への要望等 ----- 災害救助法に係る国への要望を実施。 救助の内容は漸進的に改善されてきている。		
防災に係る基本的事項の共有化・標準化の推進	-	県内自治体間での防災体制や資機材の規格等の標準化を検討 ----- 県内自治体間での防災体制や資機材の規格等の標準化の検討に着手		

[課 題]

- ・ 自宅敷地内における応急仮設住宅の設置等、実現されていない救助が残されている。
- ・ 防災体制や資機材の規格等の標準化について、具体化を図るため、引き続き検討が必要。

[総合評価]

- ・ 救助については、震災時に課題となった問題の多くは解決されている。
- ・ 防災に係る基本事項の標準化・共通化については、一部で進展しているものの、米国の防災システムに見られるような、対策組織の構造や名称等の統一までには至っていない。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・ 災害救助法の適用にあたっては、実態に即した弾力的な運用が行われるよう、要望を続ける。
- ・ 防災に係る基本事項の標準化・共通化については、より広範囲の具体化の可能性について、引き続き検討を行う。

推進方策59	災害時における警察活動の推進
--------	----------------

< 概要 >

災害時における円滑な警察活動の推進を図るため、都市型駐在所や災害モニターの設置、災害時等警察活動協力員制度の運用などを実施する。

< 点検結果 >

〔現 状〕

- ・ 震災の教訓を生かし、災害発生時における被害状況把握のための「災害モニター」(災害危険箇所付近に居住または勤務する住民を委嘱し、危険箇所の情報提供を受ける。)を平成8年から運用している。
- ・ 大規模災害時、警察官の出動により不在となった交番で、警察活動の協力を行う「災害時等警察活動協力員」を平成8年から運用している。
- ・ 災害復興公営住宅では、3か所(キャナルタウン、HAT神戸灘の浜、南芦屋浜)に都市型駐在所を設置し、勤務員が住民とともに居住して、高齢者宅等への立ち寄り活動などを実施している。

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標 ・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
都市型駐在所の設置など災害時における警察活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・都市型駐在所の運用(HAT神戸等3か所) ・災害モニター(354人) 災害時等警察活動協力員(652人)の委嘱 	都市型駐在所の運営、災害モニター等の活用等		
		<ul style="list-style-type: none"> ・災害モニター-352人に委嘱し、1,865件の通報を受け、通行規制等の現場対応も実施 ・災害時等警察活動協力員を637人に委嘱し、4回訓練を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害モニターを335人に委嘱し、1,894件の通報を受け、4件の現場対応も実施 ・災害時等警察活動協力員を559人に委嘱し、8回訓練を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害モニターを335人に委嘱し、1,650件の通報を受け、10件の現場対応も実施 ・災害時等警察活動協力員を558人に委嘱し、5回訓練を実施

〔課 題〕

- ・ 年々、都市型駐在所管内の被災者の高齢化が進んでおり、高齢者に対する立ち寄り等の支援活動の重要性が増している。

〔総合評価〕

- ・ 気象警報発表時に、災害モニターから危険箇所の情報 提供を受け、災害警備活動に反映するなど具体的な成果を上げている。
- ・ 災害時警察活動協力員は、訓練等により危機意識の醸成を図っている。
- ・ 災害復興公営住宅では、3か所に都市型駐在所を設置し、住民の安心感の醸成に努めており、住民とのふれあい活動の実施や防犯指導等の活動を行ったことに対し、地域住民から謝意表明がなされている。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・ 災害モニターからの情報は、大規模災害発生時において、早期に被害状況、危険箇所等を把握するため不可欠なものであることから事業を継続する。
- ・ 大規模災害発生時は、警察の通常業務に大きな支障が出ることが予測されるため、災害時警察活動協力員による交番等における各種願い届出等の取り次ぎ、防犯上の助言等の支援は極めて重要であるため事業を継続することが必要である。
- ・ 都市型駐在所管内でも、今後高齢化がさらに進むことから、支援活動の重要性が増してくる。また、入居者の入れ替わりで、被災者の把握が年々難しくなっている。このため、高齢者保護や被災者の把握、住民に対する支援を行うことが必要であり、事業を継続する必要がある。

推進方策60	災害救急医療の取り組み			
<p>< 概要 ></p> <p>兵庫県災害医療センターを核とした災害救急医療の取り組みを推進するとともに、兵庫県版DMAT（災害救急医療チーム）を運用する。</p>				
<p>< 点検結果 ></p> <p>〔現 状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救急医療システム(H15.4構築)により、災害救急医療の取り組みを推進している。 ・ 災害派遣医療チーム（DMAT）の体制整備のための研修を実施している。 <p>【施策目標・取組目標の達成状況】</p>				
<p>施策目標 ・取組目標</p> <p>兵庫県災害医療センターを核とした災害救急医療の取り組みの推進</p>	<p>H18実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救急医療システムによる災害救急医療の取り組みの実施 ・ 兵庫県版DMATの体制整備 	<p>年度別計画(上段計画、下段実績)</p>		
		<p>H19</p>	<p>H20</p>	<p>H21</p>
<p>災害医療センターを核とした災害救急医療の取り組みの充実</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 兵庫県災害救急医療システム運営協議会の開催等 ・ DMATの体制整備のための研修の実施（8病院、15チームが受講済み） <ul style="list-style-type: none"> ・ 兵庫県災害救急医療システム運営協議会の開催等 ・ DMATの体制整備のための研修の実施（12病院、21チームが受講済み） <ul style="list-style-type: none"> ・ 兵庫県災害救急医療システム運営協議会の開催等 ・ DMATの体制整備のための研修の実施（13病院、22チームが受講済み） 				
<p>〔課 題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チームを有する病院の中には医師不足等により現在のマンパワーでは災害直後に他圏域や他府県での対応を行うことは困難と考える病院があり、対応可能な病院が所在する圏域に偏りがある。 				
<p>〔総合評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救急医療システムにより、災害救急医療の取り組みが進められ、災害救急医療に関する調査研究や研修、兵庫県広域災害・救急医療情報システムの運用、訓練などが実施されている。 <p>平成19年度の新潟県中越沖地震では、兵庫県災害医療センターが被災地への医療チーム派遣を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DMATについては、県内15の災害拠点病院のうち12病院に計21チームが編成されるなど取り組みが進んでいる。 				
<p>< 22年度以降の施策の方向性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これらの取り組みを継続し、災害医療の提供体制を維持する。 				

推進方策61	「兵庫の防災教育」の推進
--------	--------------

< 概要 >

震災の教訓を生かした「兵庫の防災教育」の一層の推進を図る。

< 点検結果 >

〔現 状〕

- ・ 震災のみならず、様々な自然災害に対応する「兵庫の防災教育」を推進するため、全県的な推進体制として「防災教育推進連絡会議」を開催している。
- ・ 「防災教育推進連絡会議」は、全体会議と地区別会議があり、教育委員会、防災部局、学校関係者、関係団体等の参画のもと、それぞれ年1～2回開催され、学校における防災教育の進行管理、実施上の課題について議論を行っている（例：地域と連携した防災訓練等）。
- ・ 学校における防災体制や防災教育副読本を活用した教育実践などの防災教育研修会を実施している。
- ・ 学校における防災体制の整備、防災教育副読本や地域素材等を活用した研修を防災教育担当教員を対象に年2回程度開催し、19年度延べ1,905人、20年度延べ1,263人の参加者を集めている。

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
阪神・淡路大震災の教訓を生かした「兵庫の防災教育」の推進	防災教育推進連絡会議(全体会議2回、地区別会議各地区1回)、研修会(2回)の実施	防災教育推進連絡会議、防災教育研修会の実施、学校等における防災教育の充実		
		防災教育推進連絡会議(全体会議2回、地区別会議各地区1回)、研修会(2回)の実施	防災教育推進連絡会議(全体会議1回、地区別会議各地区1回開催)、防災教育研修会(2回)の実施	防災教育推進連絡会議(全体会議1回、地区別会議各地区1回開催)、防災教育研修会(2回)の実施

〔課 題〕

- ・ 学校と地域が連携した防災訓練の実施

〔総合評価〕

- ・ 全県的に防災教育が定着しており、平成20年3月には、神戸学院大学と県立舞子高等学校が防災教育に関する「教育提携協定」を締結し、高大連携でより充実した実践教育に取り組むなど、「兵庫の防災教育」が進展している。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・ 被災地においても21年度をもって震災を経験した小中学生がいなくなることから、子どもに対する経験と教訓の継承が今まで以上に重要となっている。そのため、震災から学んだ教訓を踏まえた防災教育を一層推進していく。

推進方策62	震災・学校支援チーム（EARTH）の取り組みの推進			
<p>< 概要 ></p> <p>防災の専門知識と実戦的対応に関する研修を積んだ教職員による組織「震災・学校支援チーム(EARTH)」の取り組みを一層進める。</p>				
<p>< 点検結果 ></p> <p>〔現状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 155名(21年度)のEARTH員が、被災地の学校の教育復興、被災児童・生徒の心のケアなどの支援に加え、地域の防災訓練や講演会にも多数派遣されている。 <p>【施策目標・取組目標の達成状況】</p>				
<p>施策目標・取組目標</p> <p>EARTHによる災害被災地への支援活動や各種研修活動等への指導助言の推進</p>	<p>H18実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害被災地への調査(スマトラ島沖地震) 各種研修活動等への指導助言 	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
<p>EARTHの運営(災害被災地への支援、各種研修活動等への指導助言)</p>				
<p>-----</p>				
<p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> EARTH員の専門的知識と実践的対応力を高める訓練・研修の実施 新任のEARTH員の育成・指導 				
<p>-----</p>				
<p>〔総合評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度には、新潟県中越沖地震被災地への派遣(2名)、20年度は中国・四川大地震被災地への派遣(1名)など国内外を問わず活躍している。また、各種研修活動等への指導助言も増加している。 19年度には「防災まちづくり賞(総務大臣賞)」を受賞している。 20年度には「平成20年度防災功労者内閣総理大臣表彰(防災体制の整備)」を受賞している。 				
<p>< 22年度以降の施策の方向性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 21年度で震災を経験した小・中学生はいなくなることから、子どもに対する経験と教訓の継承が今まで以上に重要となっている。そのため、EARTHの取り組みを今後も継続していく。 				

推進方策63	人と防災未来センターの積極的な活用
--------	-------------------

< 概要 >

人と防災未来センターによる専門家派遣等の被災地支援を実施するとともに、情報発信・展示、調査研究、研修、語り継ぎなどの取り組みを展開する。また、同センターの展示内容をリニューアルし、情報発信機能の充実を図る。

< 点検結果 >

〔現 状〕

- ・ 人と防災未来センターは、震災で得られた教訓を世界に発信し、防災・減災に取り組む拠点として平成14年4月に開設。来館者数は、15年度から毎年度50万人超で推移している（525,624人、513,092人）。
- ・ 19年度の新潟県中越沖地震や20年度の岩手・宮城内陸地震、中国・四川大地震、21年度の兵庫県台風第9号災害の被災地へも研究員を派遣し、震災の経験と教訓に基づいた助言等を行っている。

派遣実績

- ・ 19年度 新潟県中越沖地震 : 専任研究員 5 名
- ・ 20年度 中国四川大地震 : 研究調査員 1 名、センター長等 7 名
- 岩手・宮城内陸地震 : 専任研究員 6 名
- ・ 21年度 兵庫県台風第 9 号災害 : センター長、専任研究員等 4 名
- 駿河湾地震 : 専任研究員 3 名
- 台湾88水災 : 専任研究員 6 名
- インドネシア・スマトラ西部地震 : 専任研究員等 3 名
- サモア諸島沖地震 : 専任研究員等 3 名

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標 ・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
人と防災未来センターによる震災の経験と教訓の継承・発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人と防災未来センターの運営： H18来館者数 520,016人 ・ 災害被災地への専門家派遣： 鹿児島県北部豪雨災害、石川県能登半島地震 	<p>人と防災未来センターの運営、災害被災地への専門家派遣</p> <p>人と防災未来センターの展示リニューアルの検討・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H19来館者数 525,624人 ・ 災害被災地への専門家派遣：新潟県中越沖地震 (H19.7.16~17, 5名) ・ 展示リニューアルの実施 (H20.1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H20来館者数 513,092人 ・ 災害被災地への専門家派遣：中国・四川省大地震(H20.5.2 5~20, 1名)・H21.3. 7~12, 7名)、岩手・宮城内陸地震 (H20.6.15~16, 6名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災展示の充実 ・ 災害被災地への専門家派遣：兵庫県台風第9号災害 (H21.8.20, 4名)、駿河湾地震(H21.8.11, 3名)、台湾88水災(H21.9.17~24, 6名)、インドネシア・スマトラ島西部地震(H21.10.4~8, 3名)、サモア諸島沖地震(H21.10.5~11, 3名)

〔課 題〕

- ・ 来館者数の増

〔総合評価〕

- ・ 人と防災未来センターは、阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し、発信する中核的な施設となっている。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・ 人と防災未来センターは、阪神・淡路大震災の経験と教訓を内外に発信するための拠点であることから、今後も積極的な活用を図っていく。

推進方策64	国際防災復興協力機構（IRP）への運営支援		
<p>< 概要 > 国内外の災害被災地への支援活動を展開する国際防災復興協力機構(IRP)の運営支援を行う。</p>			
<p>< 点検結果 > 〔現 状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際防災復興協力機構(IRP)は、平成17年、復興期における国際支援の窓口機関として、国連開発計画(UNDP)、国連国際防災戦略事務局(UN/ISDR)、国連人道問題調整事務所(UN/OCHA)などの国際機関により開設され、兵庫県は運営に対する支援を行っている。 具体的には、国連機関と連携し、被災国の災害経験やそこから得た教訓、復興過程における将来の災害に備えた取り組みについて、情報共有や知見の交換を行う国際復興フォーラムを、県との共同事業として開催し、IRPの国際的な認知度向上を図った。 			
【施策目標・取組目標の達成状況】			
施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)	
国内外の災害へのIRPによる支援活動の推進	IRP運営に対する支援を実施(パナマ等への専門家派遣など調査研究、セミナーの開催)	H19	H20
		IRPによる国内外の災害被災地への支援	
		IRPの運営に対する支援を実施(パナマ等への専門家派遣など調査研究、セミナーの開催)	国際防災協力機構(IRP:H17.5設置)の運営に対する支援を実施(インドネシア等への専門家の派遣、フォーラムの開催)
<p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> IRPは、復興期における被災国支援の窓口機関として設立されたが、世界における認知度がまだ低い。 			
<p>〔総合評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年開催する国際シンポジウムに国連高官や各国政府閣僚クラスの参加があるなど、IRPの認知度は向上しつつある。 			
<p>< 22年度以降の施策の方向性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、国内外で大規模な災害が多発していることから、阪神・淡路大震災の被災地から世界の被災地への支援活動を行う国際防災復興機構（IRP）の活動が円滑に行えるよう支援していく必要がある。 IRPは、阪神・淡路大震災の教訓を世界に発信する重要な窓口の一つであることから、IRPが国際社会においてより一層認知され、災害復興期における被災国支援に貢献できるよう国(内閣府)等との役割分担のもと引き続き支援を行う。 			

推進方策65	国際防災・人道支援協議会に対する支援		
<p>< 概要 ></p> <p>国際防災・人道支援拠点の形成に向け、国際防災・人道支援協議会（神戸東部新都心を中心に立地している防災関係機関で構成）が行う連携事業等への支援を行う。</p>			
<p>< 点検結果 ></p> <p>〔 現 状 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸東部新都心を中心に立地している国際防災関係機関は、「国際防災・人道支援協議会」を組織し、国際的な防災・人道支援活動に資する取り組みを推進している。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【国際防災・人道支援協議会の主な機関】</p> <p>アジア防災センター、人と防災未来センター、地震防災フロンティア研究センター、兵庫県耐震工学研究センター、兵庫県災害医療センター、兵庫県こころのケアセンター、国際防災復興協力機構(IRP)、国際協力機構(JICA)兵庫国際センター（国際防災研修センター(DRLC)）、日本赤十字社兵庫県支部、国際連合地域開発センター(UNCRD)防災計画兵庫事務所、(財)ひょうご震災記念21世紀研究機構</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> これに対し、兵庫県はフォーラム等の連携事業等への支援を実施した。 <p>【施策目標・取組目標の達成状況】</p>			
<p>施策目標・取組目標</p> <p>国際防災・人道支援拠点の形成に向けた取り組みの推進</p>	<p>H18実績</p> <p>D R AフォーラムやD R Aワークショップへの支援を実施。</p>	<p>年度別計画(上段計画、下段実績)</p>	
		<p>H19</p>	<p>H20</p>
		<p>国際防災・人道支援協議会による取り組みの推進</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>D R Aフォーラムの開催やD R Aワークショップへの支援を実施。</p>	
<p>〔 課 題 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際防災・人道支援協議会に対する継続的な支援 			
<p>〔 総合評価 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 当初の目標は「国際防災・人道支援協議会」の設立により達成された。 協議会メンバーの活動を通じて、阪神・淡路大震災の経験と教訓を世界に発信し、世界の減災対策に貢献することが可能となっている。 			
<p>< 22年度以降の施策の方向性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、国内外で大規模な災害が多発していることから、国際防災・人道支援協議会に対する支援を引き続き行い、世界の減災対策への貢献を図る。 			

推進方策67	三木総合防災公園、地域防災公園等の整備
--------	---------------------

< 概要 >

広域的な救援・復旧のための拠点となる広域防災拠点、全県拠点となる三木総合防災公園、地域の防災活動拠点の核となる地域防災公園の整備を推進する。

< 点検結果 >

〔現 状〕

- ・ 広域防災拠点は、平成20年4月の阪神南広域防災拠点の完成をもって、整備が完了した。
- ・ 三木総合防災公園は、災害時には広域防災センターと一体となって全県域の広域防災拠点となるとともに、平常時は県民のスポーツ・レクリエーションの拠点となる施設であり、平成22年の春に全園開園する見込みである。
- ・ 地域防災公園については、167か所の指定箇所のうち、160箇所の整備が完了している。

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
広域防災拠点、三木総合防災公園、地域防災公園の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三木総合防災公園の屋内防災施設(テニスコート)完成(H19.3) ・ 淡路広域防災拠点完成(H19.1) 	広域防災拠点、三木総合防災公園、地域防災公園等の整備		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 三木総合防災公園、屋内防災施設(テニスコート)を含む8.7haを追加開園(H19.11) ・ 阪神南広域防災拠点完成(H20.3) ・ 地域防災計画等に位置づけられた市町立都市公園を都市防災公園として整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三木総合防災公園の整備推進(進捗率:99%) ・ 阪神南広域防災拠点完成(H20.4) ・ 地域防災公園の整備推進(広域避難地、一次避難地)(指定箇所167箇所、整備済160箇所、進捗率:95.8%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三木総合防災公園の整備推進 ・ 地域防災公園の整備推進(広域避難地、一次避難地)(指定箇所167箇所、整備済160箇所、進捗率:95.8%)

〔課 題〕

- ・ 三木総合防災公園の早期全面開園
- ・ 災害時の広域避難地、一次避難地となる都市公園の早期整備

〔総合評価〕

- ・ 県内5箇所の広域防災(ブロック)拠点)の整備を完了した。
- ・ 三木総合防災公園については、平成22年の春に全園開園する予定である。
- ・ 地域防災公園については、21年度末で95.8%まで整備が進んでいる。
- ・ 平成21年台風第9号等災害において、広域防災拠点を活用した救援を実施するなど、期待どおりの機能を発揮している。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・ 市町地域防災計画で、広域避難地、一次避難地に位置づけられた防災公園のうち、未着手のものを早期に整備する必要がある。
- ・ 未整備の地域防災公園について、市町の財政状況に合わせて計画的に整備を行っていく。

推進方策68	大阪湾岸道路西伸部の推進
--------	--------------

< 概要 >

緊急時における代替性を備えた高速道路ネットワークの形成を図るため、大阪湾岸道路西伸部(六甲アイランド～駒ヶ林南)の環境影響評価及び都市計画決定手続を進めるなど、早期事業化に向けた取り組みを推進する。

< 点検結果 >

〔現 状〕

- ・ 平成21年3月に六甲アイランド～駒ヶ林南の環境影響評価及び都市計画決定手続きを完了した。(全線の都市計画決定完了)
- ・ 直轄事業と阪神高速有料道路事業の合併施行による平成22年度事業化、直轄事業については新直轄事業(国費率3/4)のような国費率の高い方式を国に提案した。
- ・ H22予算政府案では「原則として道路の新規事業は行わない」とされている。

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標 ・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
大阪湾岸道路西伸部(六甲アイランド～名谷JCT)の早期事業化に向けた取り組みの推進	六甲アイランド～駒ヶ林南の環境影響評価及び都市計画決定手続等	都市計画決定・環境影響評価手続・事業化		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 六甲アイランド～駒ヶ林南間はH19.11～12に環境影響評価準備書及び都市計画案を縦覧するとともに住民説明会を実施。 ・ 早期事業化や国費率の高い事業手法の検討を国に要望。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 六甲アイランド～駒ヶ林南の都市計画決定完了 ・ 直轄事業と阪神高速有料道路事業の合併施行による平成21年度事業化、直轄事業は新直轄のような国費率の高い方式を国に提案。 	直轄事業と阪神高速有料道路事業の合併施行による平成22年度事業化、直轄事業は新直轄のような国費率の高い方式を国に提案。

〔課 題〕

- ・ 早期事業化、さらには早期供用に向けた取り組みの推進。

〔総合評価〕

- ・ 20年度に全線の都市計画決定が完了したことにより、緊急時における代替性を備えた高速道路ネットワークの形成に向けて大きく前進した。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・ 大阪湾岸道路西伸部は既存市街地が被災した場合における移動困難などに対応する緊急インフラとして重要な道路であることから、引き続き早期事業化、さらには早期供用に向けた取り組みを推進する。

推進方策69	六甲山系グリーンベルト整備事業の推進																			
<p>< 概要 ></p> <p>表六甲山麓を土砂災害から守るグリーンベルト（緩衝緑地空間）の整備を進めるため、防災樹林帯の整備などを推進する。</p>																				
<p>< 点検結果 ></p> <p>〔現 状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、計画面積1,598haのうち977ha（20年度計画943ha）が公有地化されており、進捗率は61%となっている。併せて、樹林整備や山腹工などの整備を進めている。 ・ グリーンベルト整備事業により公有地化した区域は、地域住民や登山者等による活発な利活用がなされている区域だけでなく、危険なため立入を禁止すべき区域など様々な形態があることから、公有地化した区域の適正な管理のあり方を明確にする「六甲山系グリーンベルト管理要領」を平成19年度に作成、平成20年度には、その要領に基づき現地調査を実施した。 <p>【施策目標・取組目標の達成状況】</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施策目標・取組目標</th> <th rowspan="2">H18実績</th> <th colspan="3">年度別計画(上段計画、下段実績)</th> </tr> <tr> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">六甲山系グリーンベルト整備事業の実施（延べ公有地化面積）</td> <td rowspan="2">927ha （累計）</td> <td>918ha</td> <td>943ha</td> <td>968ha</td> </tr> <tr> <td>957ha</td> <td>977ha</td> <td>1,004ha</td> </tr> </tbody> </table>					施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)			H19	H20	H21	六甲山系グリーンベルト整備事業の実施（延べ公有地化面積）	927ha （累計）	918ha	943ha	968ha	957ha	977ha	1,004ha
施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)																		
		H19	H20	H21																
六甲山系グリーンベルト整備事業の実施（延べ公有地化面積）	927ha （累計）	918ha	943ha	968ha																
		957ha	977ha	1,004ha																
<p>〔課 題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入禁止区域での注意喚起看板やフェンス等の設置。 ・ 県民に対する六甲山系グリーンベルト整備事業の認知拡大。 																				
<p>〔総合評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業は計画どおり順調に進捗している。 ・ 「六甲山麓フェニックスの森づくり」により、住民主体の管理も行われており、整備区域の有効活用が図られている。 <p>ハイキング行事等で実施しているアンケートの結果によると、グリーンベルト事業を知っている人が参加者の約3割、名前を聞いたことのある人が約4割となっており、徐々に県民に浸透しつつあると考えられる。</p>																				
<p>< 22年度以降の施策の方向性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体の整備計画において残事業があるため、引き続き事業を推進する。 																				

推進方策70	阪神疏水構想の推進		
<p>< 概要 ></p> <p>淀川水系から阪神地域の河川へ導水し、災害時の「防災用水」、平常時の「環境用水」を確保する「阪神疏水構想」に取り組む。</p>			
<p>< 点検結果 ></p> <p>〔現 状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の予算編成等に伴う提案・要望等を継続して実施している。 <p>【施策目標・取組目標の達成状況】</p>			
施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)	
		H19	H20
河川、公園、緑地等が連携する水と緑のネットワークの整備	水源確保の見通しが不確定な状況	<p>中長期的な課題として対応</p> <p>-----</p> <p>国の予算編成等に伴う提案・要望等を継続実施</p>	
<p>〔課 題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水源の確保、 地域の合意形成、 事業評価・環境への影響の把握 			
<p>〔総合評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の動向を見ながら対応することとしているが、「淀川水系水資源開発基本方針(H21.4)」「淀川河川整備計画(H21.3)」にも位置づけされず、国として具体的な動きがない。 			
<p>< 22年度以降の施策の方向性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今のところ国には具体化に向けた動きはないが、都市部の安全確保に効果が大きいことから、長期的な課題として取り組む。 			

推進方策71	災害時における食料の安定供給等
--------	-----------------

< 概要 >

災害時における食料の安定供給等を図るため、食料の安定供給体制の整備や、警戒ため池の解消、海岸保全施設の整備による災害に強い漁港づくりなどを推進する。

< 点検結果 >

〔現 状〕

警戒ため池の解消

- ・ 県や市町が事業主体となって漏水等のあるため池（警戒ため池）を改修するとともに、未改修の警戒ため池についてはパトロールの実施や水防体制の確立を進めている。

改修実績

19年度：県営64地区、1,936,120千円、市町営15地区、144,130千円

20年度：県営66地区、1,999,290千円、市町営10地区、194,980千円

21年度：県営67地区、2,596,934千円、市町営13地区、270,360千円

海岸保全施設の整備

- ・ 19年度、妻鹿地区（姫路市）丸山地区（南あわじ市）の2地区の整備を完了した。妻鹿地区では、護岸の高上げ等の整備、丸山地区では胸壁等の整備を実施した。
- ・ 20年度、富島地区（淡路市）の整備を完了した。富島地区では胸壁等の整備を実施した。

【施策目標・取組目標の達成状況】

施策目標・取組目標	H18実績	年度別計画(上段計画、下段実績)		
		H19	H20	H21
農地等の保全 警戒ため池の解消	156箇所 (累計)	133か所	93か所	63か所
		140か所	103か所	86か所
災害に強い漁村づくり 海岸保全施設の整備完了	2地区 (累計)	4地区	5地区	6地区
		4地区	5地区	5地区

〔課 題〕

- ・ 警戒ため池の改修については、ため池管理者である農家の負担を要するが、農家の減少や高齢化などの影響で、農家が工事費を負担できず、改修困難となっているため池が増えている。

〔総合評価〕

- ・ 災害時の農地・農村への被害減少、農業用水の安定供給確保につながる取り組みが実施されている。
- ・ 漁港については、着実に海岸保全施設の整備が進められており、これにより津波や高潮等の災害に強い漁村の形成を図られている。

< 22年度以降の施策の方向性 >

- ・ 警戒ため池については、22年度以降も残ることや、現時点で問題のないため池でも経年劣化等により漏水が発生し、新たな警戒ため池となりうることから、事業を継続する。
- ・ 海岸保全施設については、復興事業として実施した成果を継承し、ひょうご農林水産ビジョン等によりさらなる推進を図る。

(参考) 3 年推進方策関連事業の体系表及び事業概要

復興の成果を県政に生かす3か年推進方策 平成21年度予算

全186事業、58,020,144千円

[H21予算額：千円]

・ は、H21新規・拡充事業
・ 既定経費対応等の事業は
(-) で表示

1. 被災地固有の個別課題への対応 (89事業、19,815,002千円)

(1) 高齢者の自立支援

復興施策と一般施策が連携した高齢者の自立支援 推進方策1

— 高齢者自立支援ひろばの開設[復興基金] (拡充)	(234,616)	[復興支援課]
— SCS (高齢世帯生活援助員) による支援[復興基金]	(76,979)	[復興支援課]
— LSA (生活援助員) による支援	(-)	[高齢社会課] [公営住宅課]
— LSA (生活援助員) 活動強化事業	(696)	[高齢社会課]
— 民生委員・児童委員による支援	(298,392)	[社会援護課]
— 保健師・栄養士による支援	(-)	[健康増進課]
— 地域包括支援センターの運営支援	(1,180,183)	[高齢社会課]
— 介護予防事業支援事業	(3,413)	[高齢社会課]
— 地域支援事業(介護予防事業)	(423,875)	[高齢社会課]
— アルコール関連問題対策事業	(900)	[障害福祉課]
— 老人クラブによる健康づくり活動支援事業	(15,047)	[高齢社会課]
— 地域リハビリテーション支援体制の推進	(10,873)	[高齢社会課]

高齢者を包み込むコミュニティづくり

ア 災害復興公営住宅等における自治会等の地域活動の崩壊対策 推進方策2

— コミュニティサポート支援事業[復興基金]	(8,550)	[復興支援課]
— いきいき県住推進員による支援	(45,332)	[住宅管理課]
— 地域づくり活動応援事業	(56,611)	[地域協働課]
— 地域づくり活動サポーター設置事業	(25,809)	[地域協働課]

イ 単身高齢者対策 推進方策3

— 夜間・休日「安心ほっとダイヤル」の開設[復興基金]	(22,176)	[復興支援課]
— ガスメーター等を活用した見守りシステムの普及促進 [復興基金]	(21,800)	[復興支援課]
— 災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業[復興基金]	(10,499)	[復興支援課]
— 所有不動産を担保とした貸付の実施	(3,651)	[社会援護課]
— コミュニティ・ビジネス等総合支援事業	(75,112)	[しごと支援課]
— 生きがいしごとサポートセンターによる就職促進事業 [緊急雇用就業機会創出基金](新規)	(34,323)	[しごと支援課]
— NPOコミュニティ・ビジネス等活動応援貸付事業	(34,788)	[地域協働課]
— 被災高齢者自立生活支援事業	(16,777)	[高齢社会課]
— 県民ボランティア活動助成[ボランティア基金]	(90,000)	[地域協働課]
— 高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅の登録	(-)	[住宅政策課]

ウ 公営住宅の高齢化対策 推進方策4

— 新婚世帯・子育て世帯に対する県営住宅への優先入居	(-)	[住宅管理課]
— 特定公共賃貸住宅への入居支援	(-)	[住宅管理課]
— 県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル 的实施	(-)	[住宅管理課]

高齢者に優しい環境づくり

ア	県営住宅のバリアフリー化 推進方策5		
	└ 建替・新型改修等バリアフリー化の推進	(4,773,998)	〔公営住宅課〕
イ	住宅や生活に関わる悪質業者対策 推進方策6		
	└ 住宅改修業者登録制度の推進	(570)	〔住宅政策課〕
	└ 住宅リフォーム相談体制等の整備	(2,507)	〔住宅政策課〕
	└ 暮らしの安全・安心サポート体制の強化	(23,842)	〔消費生活課〕
	└ 地域の暮らし安全強化対策事業(拡充)	(4,575)	〔消費生活課〕
	└ 消費生活相談中核機能強化事業(拡充)	(4,410)	〔消費生活課〕
	└ 消費生活特別巡回相談の実施(新規)	(4,227)	〔消費生活課〕
	└ 暮らしの安全・安心啓発事業(新規)	(2,997)	〔消費生活課〕
ウ	公共交通のバリアフリー化などユニバーサル社会づくり 推進方策7		
	└ ユニバーサル社会づくり実践モデル地区整備の推進	(750)	〔都市政策課〕
	└ 公共交通のバリアフリー化の促進	(741,203)	〔都市政策課〕
	└ ユニバーサル社会づくり兵庫県率先行動計画の推進(拡充)	(1,556)	〔障害者支援課〕
	└ ユニバーサル社会づくり情報発信事業	(586)	〔障害者支援課〕
	└ 人生80年いきいき住宅改造助成事業	(268,820)	〔都市政策課〕
	└ 歩道の段差解消	(1,030,000)	〔道路保全課〕

高齢者の生きがいづくりのための能力向上、社会参加の支援

ア	高齢者のエンパワーメント(能力向上)の支援 推進方策8		
	└ いきいき仕事塾の開設[復興基金]	(11,443)	〔復興支援課〕
	└ いなみ野学園大学院の運営	(3,361)	〔県民生活課〕
	└ いなみ野学園の運営	(43,250)	〔県民生活課〕
	└ 阪神シニアカレッジの運営	(43,155)	〔県民生活課〕
	└ 阪神シニアカレッジコミュニティ講座の開設(新規)	(10,135)	〔県民生活課〕
	└ 地域高齢者大学の運営	(7,399)	〔県民生活課〕
	└ 生涯学習情報プラザの運営	(25,168)	〔県民生活課〕
イ	高齢者の知識やノウハウの社会での活用 推進方策9		
	└ いきいき仕事塾修了生への支援[復興基金]	(1,071)	〔復興支援課〕
	└ 団塊世代等地域デビュー支援事業(新規)	(1,000)	〔地域協働課〕
	└ 団塊世代等地域づくり活動きっかけづくり支援事業 〔ボランティア基金〕	(3,000)	〔地域協働課〕
	└ 産業施策連携職業紹介・シニアしごと倶楽部事業	(12,499)	〔しごと支援課〕
	└ 老人クラブ活動強化推進事業	(195,488)	〔高齢社会課〕
	└ 老人クラブ助成事業	(118,304)	〔高齢社会課〕
	└ シルバー人材センター事業	(18,726)	〔しごと支援課〕

(2) まちのにぎわいづくり

多様な主体が参画した「まちのにぎわい創出」の支援

ア	持続可能な住民主体のにぎわいづくり 推進方策10		
	└ まちのにぎわいづくり一括助成事業[復興基金]	(62,492)	〔復興支援課〕
	└ まちなか商業再活性化事業	(15,500)	〔経営商業課〕
イ	まちづくり協議会を核としたまちづくり 推進方策11		
	└ 復興まちづくり支援事業[復興基金]	(40,594)	〔都市政策課〕
ウ	地域団体・NPO等によるまちのにぎわい創出 推進方策12		
	└ 団塊世代等地域づくり活動きっかけづくり支援事業 〔ボランティア基金〕	(再掲)	〔地域協働課〕
	└ 地域づくり活動応援事業	(再掲)	〔地域協働課〕
	└ 県民ボランティア活動助成[ボランティア基金]	(再掲)	〔地域協働課〕
	└ 行政・NPO協働事業助成[ボランティア基金]	(18,600)	〔地域協働課〕
エ	大学・学生との協働によるまちづくり 推進方策13		
	└ 大学との連携によるまちづくりの推進	(-)	〔都市政策課〕

商店街によるまちのにぎわい創出

ア	被災商店街のにぎわい回復 推進方策14		
	└ 商店街・小売市場復興イベント開催支援事業補助[復興基金]	(116,000)	[経営商業課]
	└ 商店街・小売市場共同施設建設費助成事業[復興基金]	(60,000)	[経営商業課]
	└ 小規模事業者事業再開支援事業補助[復興基金]	(1,000)	[経営商業課]
イ	特色ある商店街づくり 推進方策15		
	└ 先導的活性化事業	(22,812)	[経営商業課]
	└ 空き店舗を活用した多様な事業展開による商店街の活性化	(31,170)	[経営商業課]
地域の景観の保全・創造や空き地等の活用			
ア	残存空地の活用 推進方策16		
	└ 被災地空地の緑化推進助成事業[復興基金]	(3,000)	[都市政策課]
イ	地域景観の形成 推進方策17		
	└ 持続型花緑活動応援事業	(35,610)	[都市政策課]
	└ 景観形成支援事業	(32,720)	[都市政策課景観形成室]
	└ 県民まちなみ緑化事業	(560,000)	[都市政策課]
復興市街地整備事業の早期完成とにぎわい再生			
ア	復興市街地整備事業等の早期完成 推進方策18		
	└ 復興市街地再開発事業	(-)	[市街地整備課]
	└ 復興土地区画整理事業	(-)	[市街地整備課]
イ	復興市街地における住宅再建や商業機能の再生 推進方策19		
	└ 復興市街地再開発商業施設等入居促進事業[復興基金]	(339,783)	[復興支援課]
	└ 被災市街地復興土地区画整理事業地区内土地利用促進事業[復興基金]	(139,488)	[復興支援課]
	└ 被災者住宅再建・購入支援事業補助[復興基金]	(24,472)	[住宅政策課]
	└ 住宅債務償還特別対策[復興基金]	(46,114)	[住宅政策課]
	└ 高齢者住宅再建支援事業補助[復興基金]	(9,040)	[住宅政策課]
	└ 被災マンション建替支援利子補給[復興基金]	(61,983)	[住宅政策課]
ウ	中心市街地の活性化 推進方策20		
	└ 広域土地利用プログラムによる大規模集客施設の立地の誘導・抑制	(-)	[都市計画課開発調整室]
(3) その他の個別課題への対応			
	県外居住被災者の帰県支援 推進方策21		
	└ 県外居住被災者に対する支援[復興基金]	(2,818)	[復興支援課]
	└ 県外居住被災者の県営住宅優先入居枠の確保	(-)	[住宅管理課]
未償還の貸付金等対策			
ア	災害援護資金の償還対策 推進方策22	(11,790)	[社会援護課]
イ	生活福祉資金の償還対策 推進方策23	(9,340)	[社会援護課]
ウ	中小企業緊急災害復旧資金の償還対策 推進方策24	(7,894,730)	[経営商業課地域金融室]
エ	生活復興資金の償還対策 推進方策25	(231,504)	[復興支援課]
災害復興公営住宅の家賃対策 推進方策26			
	└ 被災者に対する公営住宅家賃の一般減免制度への移行	(-)	[住宅管理課]
震災特例住宅税制の優遇措置による支援 推進方策27			
	└ 被災地市街地の震災特例税制の取扱い	(-)	[住宅政策課]
被災自治体の震災関連地方債の償還対策 推進方策28			
	└ 既発債の償還延長等の国への要望	(-)	[市町振興課]

2. 復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展
 (今後の成熟社会を切り拓くための先導的取り組みの定着・発展)

(37事業、10,044,962千円)

(1) まちの保健室の定着・発展	推進方策29		
└ 「まちの保健室」事業・「まちの保健室」キャラバン隊訪問事業[復興基金]		(18,500)	[健康増進課]
└ 「まちの保健室」推進事業の実施		(5,440)	[健康増進課]
(2) シルバーハウジング、コレクティブハウジング等の推進	推進方策30		
└ 県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的实施		(再掲)	[住宅管理課]
└ ひょうご住まいサポートセンター住まいづくりの支援事業による民間コレクティブハウジング建設の支援		(450)	[住宅政策課]
└ 県営シルバーハウジング、コレクティブハウジングの推進		(-)	[公営住宅課]
(3) こころのケアの推進			
こころのケア対策の推進	推進方策31		
└ こころのケア相談室の設置		(11,088)	[障害福祉課]
└ こころのケアセンターの運営		(186,191)	[障害福祉課]
心のケア担当教員の取り組みを継承した教育相談体制の充実	推進方策32		
└ 心のケア担当教員の配置		(-)	[教育企画課]
└ スクールカウンセラーの配置(拡充)		(423,891)	[義務教育課]
└ 教職員のカウンセリング・マインド研修の実施		(-)	[義務教育課] [高校教育課]
(4) ボランティア活動や芸術文化活動などへの支援			
震災を機に広がった県民ボランティア活動の推進	推進方策33		
└ ボランティア活動支援の推進		(113,049)	[地域協働課]
└ ・ボランティア活動資源マッチングシステムの運営 ・ひょうごボランティアプラザの運営等		等	
└ 市町ボランティア活動支援事業の実施		(60,000)	[福祉法人課]
└ ひょうご勤労者ボランティアシステムの推進(拡充)		(22,220)	[労政福祉課]
└ のじぎくボランティアネットの運営		(112)	[地域協働課]
文化を活かした個性ある地域づくり	推進方策34		
└ 芸術文化センターの運営		(1,504,875)	[芸術文化課]
└ ・創造・公演事業の展開 ・兵庫芸術文化センター管弦楽団の運営			
└ 地域アーティスト情報発信支援事業		(4,300)	[芸術文化課]
└ 青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～の実施		(130,538)	[義務教育課]
└ 芸術文化活動支援事業		(35,585)	[芸術文化課]
└ 県立美術館“芸術の館”の運営		(884,208)	[社会教育課]
└ 尼崎青少年創造劇場・ピッコロ劇団の運営		(331,024)	[芸術文化課]
└ 歴史文化遺産活用活性化事業の実施		(481)	[文化財室]
青少年の体験・交流の機会づくりの推進	推進方策35		
└ 子どもの冒険ひろば事業		(23,220)	[青少年課]
└ 若者ゆうゆう広場事業		(6,008)	[青少年課]
└ まちの子育てひろば事業		(60,380)	[少子対策課]
男女が協働した取り組みの推進や家族の絆の再認識	推進方策36		
└ 男女共同参画社会づくりの推進		(85,632)	[青少年課男女家庭室]
└ 家庭応援施策の推進		(3,593)	[青少年課男女家庭室]

(5) 新しい働き方や雇用就業への支援

コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方への支援 **推進方策37**

- └ コミュニティ・ビジネス等総合支援事業 (再掲) [しごと支援課]
- └ 生きがいしごとサポートセンターによる就職促進事業
[緊急雇用就業機会創出基金](新規) (再掲) [しごと支援課]
- └ 「ひょうご仕事と生活センター」(仮称)事業(新規) (49,423) [しごと支援課]

ひょうご・しごと情報広場等による雇用就業対策の推進

ア ひょうご・しごと情報広場、地域労働相談・しごと情報広場の運営 **推進方策38**

- └ ひょうご・しごと情報広場の運営 (89,792) [しごと支援課]
 - ・就職・職業能力開発に関する情報提供、相談、セミナーの実施
 - ・就職活動実践プログラムの実施
 - ・出張方式の就職支援セミナーの実施
 - ・産業施策連携職業紹介事業
 - ・若者しごと倶楽部の運営

イ シニアしごと倶楽部等による中高年のしごとへの支援 **推進方策39**

- └ 産業施策連携職業紹介・シニアしごと倶楽部事業 (再掲) [しごと支援課]
- └ 団塊世代雇用就業支援ネットワークの構築 (-) [しごと支援課]

(6) ツーリズム振興と新しい都市づくり

震災ツーリズム等地域の特色を生かしたツーリズム振興 **推進方策40**

- └ 観光地活性化・旅行商品造成支援事業(拡充) (16,547) [観光振興室]
- └ 兵庫県大型観光交流キャンペーンの実施 (32,000) [観光振興室]
- └ あいたい兵庫キャンペーン(仮称)実施事業(新規) (10,000) [観光振興室]
- └ ファッションイベントの開催 (8,000) [工業振興課]
- └ 神戸ルミナリエの開催支援 (25,000) [神戸県民局]
- └ 人と防災未来センターの活用 (再掲) [防災企画課]
- └ 人と防災未来センターの改修(新規) (再掲) [防災企画課]
- └ 国際フロンティア産業メッセの開催 (8,000) [科学振興課]

被災地における新都市づくり

ア 潮芦屋の整備推進 **推進方策41**

- └ 阪神地域整備事業による潮芦屋の整備推進 (5,868,497の内数) [臨海整備課]
 - ・マリーナ周辺ゾーンの整備
 - ・まちの付加価値の高まりを活かした良好な住宅分譲の推進

イ 「尼崎21世紀の森」の推進 **推進方策42**

- └ 「尼崎21世紀の森」の推進 (26,918) [公園緑地課21世紀の森室]
 - ・尼崎21世紀の森づくり協議会の運営
 - ・尼崎21世紀の森拠点地区バス対策費補助
 - ・尼崎の森中央緑地植栽事業助成

ウ 明舞団地等オールドニュータウンの再生 **推進方策43**

- └ 明舞団地再生推進事業 (-) [住宅政策課]
 - ・円滑な住み替えシステムの検討

3. 震災の経験と教訓の継承・発信

(60事業、28,160,180千円)

(今後の大規模災害に備えた減災・復興の仕組みづくりの推進)

(1) 「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進 **推進方策44**

└ 防災力強化県民運動の充実(拡充)	(2,570)	[防災企画課]
└ ひょうご安全の日推進県民会議の運営	(735)	[防災企画課]
└ 「ひょうご安全の日宣言」の発信	(-)	[防災企画課]
└ 災害メモリアルkobeの開催	(1,383)	[防災企画課]
└ 「1.17は忘れない」地域防災訓練等の実施	(8,165)	[災害対策課]
└ 「1.17防災未来賞」選奨事業の実施[21世紀研究機構]	(4,000)	[防災企画課]
└ ひょうご安全の日推進事業の実施[21世紀研究機構補助金]	(69,300)	[防災企画課]
└ 教訓出前講座の実施(新規)	(693)	[復興支援課]
└ 震災教訓ホームページの作成(新規)	(2,079)	[復興支援課]
└ 阪神・淡路大震災15周年事業の実施(新規)	(314,000)	[防災企画課]
└ ・ひょうご安全の日のつどい		
└ ・大震災教訓発信事業		
└ ・阪神・淡路大震災15周年記念事業の推進		

(2) 自助・公助・共助が一体となった住宅再建への支援

被災者生活再建支援制度(支援法)の充実 **推進方策45**

└ 住宅再建支援の総合的な見直し	(-)	[復興支援課]
------------------	-----	---------

住宅再建共済制度の推進 **推進方策46**

└ 兵庫県住宅再建共済制度の推進	(66,796)	[復興支援課]
└ フェニックス共済加入促進員配置事業 [緊急雇用就業機会創出基金](新規)	(33,953)	[復興支援課]

地震保険制度の改善 **推進方策47**

└ 地震保険制度の改善	(-)	[復興支援課]
-------------	-----	---------

(3) 住宅や公共施設等の耐震化の推進

住宅の耐震化 **推進方策48**

└ 宅地耐震化の推進	(6,750)	[都市計画課開発調整室]
└ わが家の耐震改修の促進(拡充)	(396,315)	[建築指導課]
└ ・わが家の耐震改修促進事業		
└ ・わが家の耐震改修支援事業(仮称)[復興基金]		
└ ・簡易耐震診断推進事業		
└ 住宅耐震改修支援事業	(8,649)	[住宅政策課]
└ 構造計算適合性判定経費	(17,807)	[建築指導課]

公共施設等の耐震化 **推進方策49**

└ 県有施設耐震化の推進	(2,129,274)	[災害対策課]
└ 県立学校施設の耐震化の推進(拡充)	(17,407,168)	[財務課]
└ 学校、病院、福祉施設(民間)に対する耐震診断助成	(10,000)	[建築指導課]

(4) 総合的な減災対策の推進

防災対策の計画的推進 **推進方策50**

└ 地域防災計画の推進	(2,429)	[防災計画室]
└ 津波重点対策の推進	(323,000)	[港湾課]
└ E-ディフェンスを活用した減災対策の研究	(7,614)	[防災計画室]
└ 防災訓練の実施	(11,700)	[災害対策課]
└ ・総合防災訓練の実施		
└ ・「1.17は忘れない」地域防災訓練の実施		
└ 地震被害想定の見直し(新規)	(21,262)	[防災計画室]
└ 孤立集落防災体制の強化(新規)	(14,470)	[防災計画室]

災害時における情報発信の充実 推進方策51		
└ ひょうご防災ネットの運営等（拡充）	(14,626)	〔災害対策課〕
└ フェニックス防災システムの運営等（拡充）	(215,092)	〔災害対策課防災情報室〕
└ 兵庫衛星通信ネットワークの運営	(101,058)	〔災害対策課防災情報室〕

防災に係る専門人材の養成

ア 家屋被害認定士の養成 推進方策52		
└ 家屋被害認定士制度の実施	(-)	〔災害対策課〕

イ 被災建築物応急危険度判定制度の推進 推進方策53		
└ 被災建築物の応急危険度判定制度の推進	(1,207)	〔建築指導課〕
┌ ・被災建築物応急危険度判定士の養成		
┌ ・実施体制の整備		
┌ ・広域支援体制及び判定基準等の整備		
┌ ・研修会、訓練等の実施		

自主防災組織の活性化 推進方策54		
└ 自主防災活性化事業の推進	(824)	〔消防課〕

災害ボランティアへの活動支援 推進方策55		
└ 災害ボランティアへの活動支援		
┌ ・災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議の運営	(271)	〔地域協働課〕
┌ ・災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施	(-)	〔防災計画室〕
┌ ・災害救援専門ボランティア制度の運営	(630)	〔防災企画課〕

災害時要援護者への支援 推進方策56		
└ 聴覚障害者災害等緊急時情報発信システムの運用	(1,260)	〔障害者支援課〕
└ 災害時要援護者避難支援システムの運営（新規）	(1,813)	〔防災計画室〕

災害時の広域避難者への支援 推進方策57		
└ 災害時の広域避難者への支援	(-)	〔災害対策課〕

災害救助法に基づく救助の見直し等 推進方策58		
└ 災害救助法に基づく救助の見直し	(965,600)	〔災害対策課〕
└ 防災に係る基本的事項の共有化・標準化の推進	(-)	〔防災計画室〕

災害時における警察活動の推進 推進方策59		
└ 都市型駐在所の設置・運用	(-)	〔県警・地域企画課〕
└ 災害モニターの委嘱	(-)	〔県警・災害対策課〕
└ 災害時等警察活動協力員の委嘱	(-)	〔県警・災害対策課〕

災害救急医療の取り組み 推進方策60		
└ D M A T（災害派遣医療チーム）の体制整備	(-)	〔医務課〕
└ ・西日本地区D M A T研修事業		
└ 救急医療体制の整備	(279,306)	〔医務課〕
┌ ・救命救急センター運営費補助		
┌ ・救急医療機関等確保事業		
┌ ・広域災害・救急医療情報システム、災害医療システムの運営		
└ 救急業務の高度化	(96,195)	〔消防課〕

(5) 「兵庫の防災教育」の推進と、人と防災未来センターの積極的な活用
新たな防災教育と学校防災体制の充実

ア 「兵庫の防災教育」の推進 推進方策61		
└ 兵庫の防災教育の推進	(617)	〔教育企画課〕
┌ ・防災教育推進連絡会議の開催		
┌ ・防災教育専門推進員の配置		
┌ ・防災教育研修会の開催		
┌ ・防災教育推進指導員養成講座の実施		
┌ ・阪神・淡路大震災に係る心のケア担当教員研修会の開催		

イ	震災・学校支援チーム（EARTH）の取り組みの推進	推進方策62		
	└ 震災・学校支援チーム（EARTH）の運営		（883）	〔教育企画課〕
	人と防災未来センターの積極的な活用	推進方策63		
	└ 人と防災未来センターの活用		（558,453）	〔防災企画課〕
	└ 人と防災未来センターの改修（新規）		（133,540）	〔防災企画課〕
	└ 阪神・淡路大震災復旧・復興資料整理事業 〔緊急雇用就業機会創出基金〕（新規）		（6,787）	〔防災企画課〕
(6)	国際防災協力の推進			
	国際防災・人道支援拠点の形成の推進			
ア	国際防災復興協力機構（IRP）への運営支援	推進方策64		
	└ 国際防災復興協力機構への支援		（28,202）	〔防災企画課〕
イ	国際防災・人道支援協議会に対する支援	推進方策65		
	└ 国際防災・人道支援拠点構想の推進		（540）	〔防災企画課〕
	国際的な防災研修専門機関の整備	推進方策66		
	└ 国際防災研修センターへの支援		（24,600）	〔防災企画課〕
(7)	災害に強い基盤整備等の推進			
	三木総合防災公園、地域防災公園等の整備	推進方策67		
	└ 三木総合防災公園の整備		（122,000）	〔公園緑地課〕
	└ 地域防災公園の整備		（978,000）	〔公園緑地課〕
	大阪湾岸道路西伸部の推進	推進方策68		
	└ 大阪湾岸道路西伸部の推進		（ - ）	〔道路計画課〕
	六甲山「水と緑の回廊」構想の推進			
ア	六甲山系グリーンベルト整備事業の推進	推進方策69		
	└ 六甲山系グリーンベルト整備事業		（1,122,500）	〔砂防課〕
イ	阪神疏水構想の推進	推進方策70		
	└ 阪神疏水構想の推進		（ - ）	〔河川計画室〕
	災害時における食料の安定供給等	推進方策71		
	└ ため池保全機能の強化		（2,639,699）	〔農地整備課〕
	└ 〔 ・警戒ため池の早期整備（県営・団体営）の推進 ・ため池等改修事業の受託実施 農村ボランティア活動支援の実施		（6,365）	〔総合農政課〕

復興の成果を県政に生かす3か年推進方策 関連事業の22年度以降の取り組み方向

番号	推進方策名	事業名 (担当課室)	事業目的	事業内容	22年度以降の取組方向
1	復興施策と一般施策が連携した高齢者の自立支援	高齢者自立支援ひろばの開設 (復興支援課)	災害復興公営住宅の高齢化の状況を踏まえ、コミュニティプラザや住戸等を地域の社会資源として活用し、常駐型の見守りと多様なサービスの提供からなる地域主体の新しい支援システムを構築することにより、高齢者の自立を支援していく。	災害復興公営住宅の空き住戸やコミュニティプラザに次の機能を持つ常駐型の拠点である「高齢者自立支援ひろば」を設置する。 [ひろばの機能] 見守り機能 健康づくり機能 コミュニティ支援機能 プラットフォーム機能	復興施策として継続
		SCS(高齢世帯生活援助員)による支援 (復興支援課)	災害復興公営住宅等に居住する高齢者の安否確認やコミュニティづくりの支援を行う「高齢世帯生活援助員(SCS)」を設置し、災害復興公営住宅等における高齢者の支援体制の充実を図る。	災害復興公営住宅に居住する高齢者等に対し、巡回訪問及び電話訪問等により次の業務を行う。 安否確認、生活指導・相談 一時的な家事援助 関係機関等との連絡調整 その他、日常生活上必要な援助 コミュニティ支援	復興施策として継続
		LSA(生活援助員)による支援 (高齢社会課)	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)に居住する高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、LSA(生活援助員)を派遣し在宅生活を支援する。	・シルバーハウジングに居住している高齢者に対し、LSAが生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等を行う。 ・県営住宅の建替に際してコミュニティプラザにLSA事務室を設置した。(公営住宅課)	一般施策として継続
		LSA(生活援助員)活動強化事業 (高齢社会課)	LSAは、一人職場であることによる孤立化や、複雑・多岐化する相談への対応等多くの課題を抱えている。 LSAの活動支援のため、専門相談会や研修・交流会を実施して資質の向上を図り、シルバーハウジング等に入居する高齢者の生活支援に資する。	市町単位では実施が困難な専門的な相談会や、コミュニティ形成に関する講義のほか、ボランティア等地域資源との連携強化に向けた研修を行う。 また、一人職場で孤立しがちなLSAを支援するため、LSA同士や他の職種との交流会を開催する。	復興施策として継続
		民生委員・児童委員による支援 (社会援護課)	民生委員・児童委員の相談・支援活動、研修等に要する費用の一部を支援することにより、民生委員・児童委員活動を促進し、地域福祉の増進を図る。	民生委員・児童委員の活動を促進するため、活動に要する経費を市町に補助する。	一般施策として継続
		保健師・栄養士による支援 (健康増進課)	健康課題を抱えた高齢者等の健康づくりに必要な施策を市町、保健医療福祉関係機関や地域組織と連携を図りながら展開することで、閉じこもりを予防し、高齢者の自立支援につなげる。	・市町、保健医療福祉関係機関や地域組織が実施する既存の事業、サービスを有効に活用し、高齢者等の健康づくりに取り組む。 ・高齢者自立支援ひろばや民生委員、SCS、NPO等と連携し、要支援者を早期に把握し、関係機関や住民と協力して、問題解決を図る。	一般施策として継続
		地域包括支援センターの運営支援 (高齢社会課)	要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。	介護保険法に定められた県の負担割合(20%)に応じて、保険者である市町に交付し、包括的支援事業、任意事業の実施の財政的支援を行う。	一般施策として継続
		介護予防事業支援事業 (高齢社会課)	効果的な予防給付及び地域支援事業の実施を支援するため、県において市町等の現状を調査し、検証した結果をフィードバックする。	・介護予防事業支援委員会を設置し、事業評価、市町への支援の検討、関連事業の効果的な運営の検討を行う。 ・地域包括支援センター運営支援委員会を設置し、運営に関する評価、効果的な運営の検討を行う。	一般施策として継続
		地域支援事業(介護予防事業) (高齢社会課)	要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。	介護保険法に定められた県の負担割合(12.5%)に応じて、保険者である市町に交付し、介護予防事業の実施の財政的支援を行う。	一般施策として継続
		アルコール関連問題対策事業 (障害福祉課)	酒害者及びその家族に対する電話等による相談を積極的に推進することにより、アルコール関連問題に対する正しい理解を深め、酒害者等に対する早期の相談・支援体制を構築し、もって地域の精神保健福祉の向上を図る。	酒害に悩む本人及び家族に対する電話等での相談業務 問題飲酒者の早期発見及び支援体制の構築 保健医療、福祉関係者等からの照会対応 冊子やホームページを活用した情報発信及び普及啓発等を実施 NPO法人兵庫県断酒会に委託	一般施策として継続
		老人クラブによる健康づくり活動支援事業 (高齢社会課)	老人クラブは、地域を基盤とする最大の高齢者当事者組織であり、「生活を豊かにする楽しい活動」や「地域を豊かにする社会活動」を通じて、高齢者の健康と生きがいづくりを行っている。介護保険制度を円滑に実施するには、元気な高齢者がいつまでも健康を保持し、生きがいをもって生活することが重要であることから、老人クラブが行う健康づくり・介護予防支援活動を支援する。	市町老人クラブ連合会(指定都市、中核市は除く)や県老人クラブ連合会が取り組む健康づくり・介護予防に関する活動に対し、補助する。 (負担割合) ・市町老連:国1/3、県1/3、市町1/3 ・県老連:国1/2、県1/2	一般施策として継続
		地域リハビリテーション支援体制の推進 (高齢社会課)	障害者や高齢者が、急性期・回復期・維持期へと移行する全過程を通じて、住み慣れた地域で、状況に応じた適切なリハビリテーションを受けることができるシステムを確立する。	・全県リハビリテーション支援センターによる、圏域リハビリテーション支援センターへの支援等 ・圏域リハビリテーション支援センターでは、各圏域でリハビリ実施機関・施設等が連携して適切なリハビリテーションが実施出来るよう支援。	一般施策として継続

番号	推進方策名	事業名 (担当課室)	事業目的	事業内容	22年度以降の取組方向
2	災害復興公営住宅における自治会等の地域活動の崩壊対策	コミュニティサポート支援事業 (復興支援課)	災害復興公営住宅等における、小地域での見守り体制を構築するため、被災高齢者の見守りに関する仲間づくり・生きがいづくりにつながる事業を実施する。	1 対象住宅 SCS等が見守り活動を行っている災害復興公営住宅等 2 交流事業等の内容 被災高齢者の交流会・セミナーや趣味の講座の開催、住民等によるボランティア活動のPRチラシの作成、見守りプログラムの作成支援、複数自治会による交流事業の開催 3 実施方法 SCS等が、自治会や住民相互の見守り活動グループ等と協力しながら実施する。	復興施策として継続
		いきいき県推進員による支援 (住宅管理課)	災害復興公営住宅における自治会や高齢者見守りグループ等への支援	災害復興公営住宅における自治会等の運営支援、各種支援者との連絡調整、住民への啓蒙、啓発を行うためにいきいき県推進員を設置する。	復興施策として継続
		地域づくり活動応援事業 (地域協働課)	地域団体の活動力を高め、地域の課題解決に自ら取り組む契機となることを目的に、地域団体の創意工夫による、地域をよりよくし、活性化するためのさまざまな取り組みや、地域団体の連合組織等による広域的な取り組みなどに対して助成を行う。	地域社会の共同利益の実現を図るため、地域団体(自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会等)等が提案する、地域をよりよくする様々な取り組みの企画に対して、各県民局ブロックごとにそれぞれの地域特性に応じて助成を行う。 なお、事業の実施にあたっては、県民局が、各地域における地域団体のネットワーク組織であるところ豊かな美しい地域推進会議等に補助し、同会議が募集、助成決定、交流・報告会の開催等を行う。	復興施策として継続
		地域づくり活動サポーター設置事業 (地域協働課)	県民の様々な地域づくり活動を効果的に支援するための身近なアドバイザーとして、また、県民局域で活動する各種推進員の連携の推進役として、「地域づくり活動サポーター」を設置し、県民局における参画協働の機能充実を図る。	各県民局毎に地域づくり活動サポーターを設置し、地域づくり活動の情報発信、相談・アドバイス、サポーターズネットの構築(地域づくり活動キーパーソン・コーディネーター情報交流会等の開催)を実施する。	復興施策として継続
3	単身高齢者対策	夜間・休日「安心ほっとダイヤル」の開設 (復興支援課)	災害復興公営住宅等に居住する見守りが必要な高齢者について、LSA、ひろばスタッフ及びSCSは、平日・昼間の対応が原則であるため、夜間・休日に対応できる当事業を実施し、高齢者の見守り体制のさらなる充実を図る。	専用電話(フリーダイヤル)へかかってきた対象者からの相談に対応する。相談内容等により、必要と認められる場合は、翌朝等に相談者を担当するLSA、SCS等へも連絡する。	復興施策として継続
		ガスメーター等を活用した見守りシステムの普及促進 (復興支援課)	災害復興公営住宅等に居住する見守りが必要な高齢者について、高齢世帯生活援助員等の支援者の見守り活動を補完・強化し、より効果的な見守りを行うためのツールとして、ガスメーター等ITを活用した当システムを普及促進する。	ガスメーターを活用した高齢者見守りシステム電気センサーを活用した高齢者見守りシステム緊急通報装置を活用した高齢者見守りシステムの整備を促進するための事業補助を行う。	復興施策として継続
		災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業 (復興支援課)	被災地に住む高齢者の元気アップのため、また高齢化が著しい災害復興公営住宅等でコミュニティ機能の維持が困難な公営住宅については、地域で連携してコミュニティ活動を行っていただけるように支援する。	NPO等が災害復興公営住宅で行うふれあい交流事業への補助 社会福祉協議会等が行う復興公営住宅等と地域住民とが連携したふれあい交流事業への補助(超高齢住宅コミュニティ広域支援促進事業)	復興施策として継続
		所有不動産を担保とした貸付の実施 (社会援護課)	長期生活支援資金 所有している居住用不動産を担保として資金を貸し付けることにより、住み慣れた地域において、将来にわたり安定した生活を送ることを支援する。 要保護世帯向け長期生活支援資金 居住用不動産を所有している方で、将来にわたり住み続けることを希望される要保護の高齢者世帯の方に、不動産を担保として資金を貸し付け、住み慣れた自宅での自立した生活を送ることを支援する。	長期生活支援資金 低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 要保護世帯向け長期生活支援資金 要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活費を貸し付ける資金 上記及びは平成21年10月より、「不動産担保型生活資金」へ名称変更	一般施策として継続
		コミュニティ・ビジネス等総合支援事業 (しごと支援課)	地域社会貢献と生きがいある働き方を目指す者のコミュニティ・ビジネス等での起業・就業を総合的に支援し、活力ある地域社会づくりと新たな働き方の創出を図る。	・生きがいしごとサポートセンター事業 コミュニティ・ビジネス等での起業・就業を支援する中間支援組織が設置運営する「生きがいしごとサポートセンター」の事業に必要な経費を補助する。 ・コミュニティ・ビジネス離陸応援事業 コミュニティ・ビジネスを新たに起こそうとする団体等に対して立ちあげ経費の一部を補助する。	一般施策として継続
		生きがいしごとサポートセンターによる就職促進事業 (しごと支援課)	神戸・阪神・播磨地域でコミュニティ・ビジネス等の無料職業紹介事業を実施している生きがいしごとサポートセンターが積極的に求人開拓を実施し、CB起業団体等と失業者の就業マッチングを行うことで、失業者の雇用の確保を図る。	求人開拓員を生きがいしごとサポートセンターに配置し、神戸・阪神・播磨地域のCB起業団体等の求人を積極的に開拓し、失業者との就業マッチングを行う。	一般施策として継続
		NPOコミュニティ・ビジネス等活動応援貸付事業 (地域協働課)	NPO法人等が事業を実施するための設備投資や、補助金・委託料の入金までのつなぎ資金等に対する資金需要に対応するため、低利で貸付け、コミュニティ・ビジネスをはじめとした様々なボランティア活動の活性化を図る。	対象： 県内に主たる事務所を置き、1年以上継続して県内で活動しているNPO法人 ・貸付額：50万円以上600万円以下 ・利率：年利1.75%	一般施策として継続

番号	推進方策名	事業名 (担当課室)	事業目的	事業内容	22年度以降の取組方向
		被災高齢者自立生活支援事業 (高齢社会課)	復興住宅の入居高齢者に対し、LSA(生活援助員)が、生きがい交流事業や近隣住民との連携等を通じ、良好なコミュニティを形成するとともに、生活相談や安否の確認等を行うことにより、被災高齢者が生きがいをもって安心して自立生活ができるよう支援する。	LSAを災害復興公営住宅に派遣し、住宅内集会所等を拠点として次の業務を行う。 ・各種生きがい交流事業の実施 ・老人クラブ、ボランティア、地域住民等との連携による支援体制づくり ・自治意識の向上など近隣関係づくりに関する助言、援助 ・生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助等 ・その他入居者の自立生活に関する援助	復興施策として継続
		県民ボランティア活動助成 (地域協働課)	県民の地域活動への主体的な参加を促し、ボランティア活動の裾野を拡大するとともに、県民自らが行うボランティア活動の支援を通じて、活動の安定的かつ継続的な発展を図ることを目的としています。	助成額: 1グループ・団体あたり 30千円 (1/2助成)	一般施策として継続
		高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用住宅の登録 (住宅政策課)	高齢者の入居を受け入れる賃貸住宅を登録するとともに、登録された情報を広く提供する等、高齢者が安心して生活できる居住環境の整備を推進していく。	・高齢者円滑入居賃貸住宅 ・高齢者の入居を拒まない賃貸住宅として、賃貸住宅の貸主が知事に、高齢者が安心・円滑に入居できる(高齢者の入居を拒まない)賃貸住宅の登録を行う。 ・高齢者専用賃貸住宅 「高齢者円滑入居賃貸住宅」のうち、専ら高齢者を賃借人とする賃貸住宅	一般施策として継続
4	公営住宅の高齢化対策	新婚・子育て世帯に対する県営住宅への優先入居 (住宅管理課)	公営住宅の高齢化対策の一環として、新婚・子育て世帯の優先入居を実施する。	公営住宅の募集時に、新婚・子育て世帯を対象に、定期借家制度や優先入居枠を設定した優先入居を実施している。	一般施策として継続
		特定公共賃貸住宅への入居支援 (住宅管理課)	特定公共賃貸住宅(338戸)について、新婚・子育て世帯の優先入居や家賃減免を実施する。	特定公共賃貸住宅の管理戸数の概ね1/5を、新婚・子育て世帯の優先入居とするとともに、収入の低い世帯については減免を適用する。	一般施策として継続
		県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的实施 (住宅管理課)	県営コレクティブハウジングにおける新しい共同生活のモデルを検討する。	県営コレクティブハウジングの一部住宅に、新婚・子育て世帯を優先入居させることにより、多世代共同同居住へのモデル的实施を検証する。	一般施策として継続
5	県営住宅のバリアフリー化	建替・新型改修等バリアフリー化の推進 (公営住宅課)	長期活用を行う県営住宅に対しバリアフリー化を推進する	建替住宅についてはバリアフリー仕様とし、他の住宅は新型改修により手すりの設置等を行う	一般施策として継続
6	住宅や生活に関わる悪質業者対策	住宅改修業者登録制度の推進 (住宅政策課)	県民が安心して住宅改修業者を選択することができる環境を整備するとともに、住宅改修業者の資質の向上を図り、「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度の推進を図る。	一定の要件を満たす住宅リフォーム業者を登録し、住宅リフォーム工事の請負の実績その他の登録情報をインターネット等で広く県民に公開している。	一般施策として継続
		住宅リフォーム相談体制等の整備 (住宅政策課)	住宅のリフォームに関する相談窓口の設置等により県民が安心して適切なリフォームを推進する。	ひょうご住まいサポートセンターにおいて、電話等による一般相談のほか建築士による専門相談を実施するとともに、必要に応じて現地に県民が既存住宅の種類・状況やニーズに応じた適切な住宅改修等を実施できるようアドバイスを行う「安心・安全リフォームアドバイザー(H19.7より実施)」を派遣する。 リフォーム相談窓口を設置していない市町にその設置を促す。また、設置済の市町には住宅リフォームに関する資料等を提供する。	一般施策として継続
		くらしの安全・安心サポート体制の強化 (消費生活課)	県民の安全・安心な暮らしを確保するため、各生活科学センター等に消費生活相談員を設置し、消費者トラブルの迅速な解決と未然防止を図る。	・消費生活相談員の設置	一般施策として継続
		地域のくらし安全強化対策事業 (消費生活課)	高齢者、若者を中心に深刻な苦情相談が増加していることから、地域で活動するくらしのクリエイターや消費者団体など各種団体・グループによるネットワークを活用して、消費者トラブルの未然防止を図る。	くらしのクリエイターや地域団体との協働により、悪質商法に関する情報提供や地域住民(特に高齢者)への声かけ運動等を展開する。	一般施策として継続
		消費生活相談中核機能強化事業 (消費生活課)	県民が最も身近な場所で容易に相談が受けられるよう市町相談体制の支援を行う。	消費生活専門指導員及び消費生活支援専門家の設置	一般施策として継続
		消費生活特別巡回相談の実施 (消費生活課)	専門家の少ない地域に弁護士などの専門家による巡回相談を実施することにより、法律・技術分野などの高い専門知識を必要とする消費生活相談への迅速・適切な問題解決を図る。	高い専門知識を有する消費生活相談を解決するため、弁護士や司法書士、建築士などの専門家に助言を得る。	一般施策として継続
		くらしの安全・安心啓発事業 (消費生活課)	重点的に消費者啓発事業の強化・充実を図ることにより、地域見守り運動の担い手の育成強化、消費者問題に対する意識高揚を図り、消費者被害の未然防止、拡大防止を図る。	・民生委員や福祉関係事業者等を対象とした研修会 ・高齢者見守り活動推進出前講座の実施	一般施策として継続

番号	推進方策名	事業名 (担当課室)	事業目的	事業内容	22年度以降の取組方向
7	公共交通のバリアフリー化などユニバーサル社会づくり	ユニバーサル社会づくり実践モデル地区整備の推進 (都市政策課)	「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」の目指すべき社会像を実現するため、県が指定する「ユニバーサル社会づくり実践モデル地区」において、市町が住民や企業・団体等と協働して、ハード・ソフト両面からのまちづくりを総合的に実践する取り組みに対し、重点的な支援を行いユニバーサル社会の早期実現を図る。	モデル地区内の民間施設のバリアフリー化を市町とともに補助 (補助率:県1/4、市町1/4、事業者1/2)	一般施策として継続
		公共交通のバリアフリー化の促進 (都市政策課)	高齢者や障害者を含むすべての人々の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を図り、誰もが安心して生活できるユニバーサル社会にふさわしい福祉のまちづくりを実現する。	鉄道駅舎エレベーター等設置補助 ・ノンステップバス等購入費補助	一般施策として継続
		ユニバーサル社会づくり兵庫県率先行動計画の推進 (障害者支援課)	ユニバーサルの視点に立った県民サービス・施設整備・事業展開を改善しながら継続していくユニバーサル県庁の確立をめざす。	ハード・ソフトの両面から行政サービス水準の維持・向上を図る「ユニバーサル社会づくり第3次兵庫県率先行動計画」の取組を全庁的に行う。	一般施策として継続
		ユニバーサル社会づくり情報発信事業 (障害者支援課)	年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず、県民だれもが地域社会の一員として支え合う中で、安心して暮らし、持てる力を発揮して元気に活動できる「ユニバーサル社会」づくりを推進するため、理念の普及や実践活動の展開に向けての先導的な情報の発信を行う。	ホームページ「ユニバーサルひょうご」により、ユニバーサル社会づくりに関する総合的な情報提供を行う。	一般施策として継続
		人生80年いきいき住宅改築助成事業 (都市政策課)	高齢者等をはじめとするすべての人々が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができるよう、高齢者等対応住宅のストックを充実することで、高齢社会に対応した人々にやさしい住まいづくりを推進する。	既存住宅のバリアフリー化工事に対する助成 【区分・対象世帯】 住宅改築・一般型 高齢者、身体障害者と同居世帯等 住宅改築・特別型 要介護認定を受けた被保険者がいる世帯等 増改築型 共同住宅(分譲)共用型 H14.9.30以前に建築された分譲共同住宅の管理組合	一般施策として継続
		歩道の段差解消 (道路保全課)	ユニバーサル社会づくりに向けて、誰もが安心して利用できる歩行空間の整備を行う。	既設歩道の段差を解消し、バリアフリー化を図る。	一般施策として継続
8	高齢者のエンパワーメント(能力向上)の支援	いきいき仕事塾の開設 (復興支援課)	被災各地域において、高齢者の生きがいづくり・仲間づくりにつながる講座を開設する。	概ね55歳以上の方を対象として、被災各地域において講座を開設。	復興施策として継続
		いなみ野学園大学院の運営 (県民生活課)	より専門性の高い実践的な学習を通じて、人生を深め、地域社会の課題解決を支えるリーダーとしての活躍が期待できる人材を育成する。	・学習年限:2年 ・学習内容: 地域づくり研究科(5分野) 生きがい創造研究科(4分野) ・学年定員:100人(合計200人)	一般施策として継続
		いなみ野学園の運営 (県民生活課)	高齢者が自ら仲間づくりの輪を広げ、生涯学習を通して教養を高めるとともに、自己の新しい生き方を創造し、地域社会に発展寄与できるよう、総合的、体系的な学習機会を提供する。	4年制大学講座 ・学習年限:4年 ・学科:園芸学科、文化学科、健康福祉学科、陶芸学科 ・学年定員:440人(合計1,760人) 地域活動指導者養成講座 ・学習年限:2年 ・学系:健康福祉系、地域環境系 ・学年定員:100人(合計200人)	一般施策として継続
		阪神シニアカレッジの運営 (県民生活課)	阪神地域の特性や課題に対応した地域活動やボランティア活動などの社会貢献に必要な知識や技能を修得できる総合的、体系的な学習機会を提供する。	4年制大学講座 ・学習年限:4年 ・学科:園芸学科、健康福祉学科、国際理解学科 ・学年定員:150人(合計600人) 地域活動実践講座 ・学習年限:2年 ・学年定員:30人	一般施策として継続
		阪神シニアカレッジコミュニティ講座の開設 (県民生活課)	団塊世代をはじめとする高齢者が阪神地域の魅力や課題、地域社会における人間関係のあり方等を学ぶことにより、地域の様々な活動に参画し、自己の生きがいづくりにつなげるプログラムを提供する。	・学習年限:2年 ・学年定員:30人	一般施策として継続
		地域高齢者大学の運営 (県民生活課)	地域で暮らす高齢者に総合的・体系的な学習の機会と生きがいある充実した生活基盤を確立するための学習の場を提供する。	4年制大学講座 ・学習年限:4年 ・学年定員:60人 ・実施箇所: 但馬文教府、西播磨・淡路文化会館、丹波の森公苑、嬉野台生涯教育センター 地域活動実践講座 ・学習年限:2年 ・学習定員:30人 ・実施箇所: 但馬文教府、西播磨・淡路文化会館、丹波の森公苑、嬉野台生涯教育センター	一般施策として継続
		生涯学習情報プラザの運営 (県民生活課)	県内の学習機関の連携のもとで、県民への学習情報の提供や学習相談などのアドバイス機能のほか、学習グループや学習指導者の育成機能など学習支援機能を有する「生涯学習情報プラザ」を運営する。	・ひょうごインターキャンパスの運営 ・生涯学習アドバイザーの配置	一般施策として継続

番号	推進方策名	事業名 (担当課室)	事業目的	事業内容	22年度以降の取組方向
9	高齢者の知識やノウハウの社会での活用	いきいき仕事塾修了生への支援 (復興支援課)	いきいき仕事塾修了生の自主的活動を支援する。	・いきいきネットワークへの登録 修了生のうちボランティア活動等を希望するものを登録し、活動グループを編成。 ・ネットワーク交流会の開催 「いきいきネットワーク全体交流会」、「いきいきネットワーク手芸交流会」を開催 ・ひょうご安全の日における炊き出し	復興施策として継続
		団塊世代等地域デビュー支援事業 (地域協働課)	多くの団塊世代が再雇用等により企業にとどまっており、今後、順次退職時期を迎えることから、企業と協働して、退職予定者が地域社会へスムーズに入っていけるための意識啓発を企業と「団塊世代等支援ネット」がともに進める。	「団塊世代等地域デビュー応援ガイドブック」の作成、企業等と協働した退職予定者向け意識啓発(「地域デビュー・座・だんかい」等)の実施。	復興施策として継続
		団塊世代等地域づくり活動きっかけづくり支援事業 (地域協働課)	定年退職の時期を迎えた団塊世代等シニア層については、その技能・経験等を活かし、又は新たなライフスタイルのあり方の一つとして、地域づくり活動の新たな担い手となることが求められているが、活動したいという意欲はあっても、きっかけがつかめず、具体的にどう関わっていけばいいかわからない場合も少なくない。 このため、団塊世代等シニア層を主たる対象として、地域づくり活動の実践のきっかけを提供する。	団塊世代等シニア層を主たる対象として、地域づくり活動の実践へのきっかけづくりに関し、NPOと行政が協働し、事業を実施。 参加者が地域づくり活動を実践する体験プログラム のほか、応募団体の創意工夫をこらした、団塊世代等を地域づくり活動に誘導するための事業 ・助成額:1団体あたり300千円を上限	復興施策として継続
		産業施策連携職業紹介・シニアしごと倶楽部事業 (しごと支援課)	求人企業及び求職者のニーズを踏まえた職業紹介を実施することにより、ミスマッチ解消等による人材の確保と就業の促進を図る。	企業訪問による求人開拓や人材紹介など、求人企業と求職者双方のニーズへのきめ細かな対応と人材紹介による直接的なマッチングを実施する。	一般施策として継続
		老人クラブ活動強化推進事業 (高齢社会課)	少子・高齢社会の急速な進展や、県民の参画と協働の推進に取り組む中、高齢者の知識・経験を生かした社会参加活動への期待が一層高まっている。そこで、老人クラブが取り組む子育て支援や見守り活動を支援し、老人クラブ活動の充実に資する。	・単位老人クラブが取り組む 子育て支援活動 地域における見守り活動 に対し、市町を通じて補助する(指定都市、中核市を含む) ・負担割合:県2/3、市町1/3	一般施策として継続
		老人クラブ助成事業 (高齢社会課)	老後の生活を健全で豊かにするため、単位老人クラブと市町老人クラブ連合会が実施する会員の生きがいと健康づくりのための諸活動に対して支援を行う。	・単位老人クラブや市町老人クラブ連合会が行う各種活動に対し、市町を通じて補助する(指定都市、中核市は除く)。 ・負担割合:国1/3、県1/3、市町1/3	一般施策として継続
		シルバー人材センター事業 (しごと支援課)	県内全域でシルバー人材センター事業を推進する(社)兵庫県シルバー人材センター協会の運営を支援し、高齢者の就業ニーズに対応した臨時的・短期的な就業機会の拡充を図るとともに、高齢者の生きがいづくりや社会参画を推進する。	(社)兵庫県シルバー人材センター協会への助成を通じ、シルバー人材センター事業の推進を図り、会員の新規登録を推進する。	一般施策として継続
10	持続可能な住民主体のにぎわいづくり	まちなかにぎわいづくり一括助成事業 (復興支援課)	被災し、にぎわいを失ったまちの再生に向け、地域団体が主体的な発意に基づき、地域の実情や特性に応じた、継続可能な特色あるにぎわいづくり事業に対し一括助成し、にぎわいの再生を図る。	補助対象者 まちづくり協議会、商店街振興組合、TMOなど 対象事業 まちの賑わいに繋がるリト事業及び関連施設整備 補助限度額 10,000千円/事業 補助対象期間 交付決定から2年間	復興施策として継続
		まちなか商業再活性化事業 (経営商業課)	にぎわいが失われ、魅力が相対的に低下してきつつある中心市街地等まちなかの既存商店街等において、商業施策のみならず、まちづくりと一体となった施策を展開し、再活性化を図る。	・大型店出店対策 大型店の出店に伴い影響を受けると認められる中心的な商業地の商店街における大型店出店対策プランづくりやその具体的な事業に対し、市町とともに支援を行う。	事業終了
11	まちづくり協議会を核としたまちづくり	復興まちづくり支援事業 (都市政策課)	市街地復興のまちづくり活動を行う住民団体等に、まちづくり専門家の派遣やまちづくり活動に要する経費の助成などを行い、市街地の健全な復興を推進する。	まちづくり協議会を核とした復興まちづくりの取り組みを進めるため、被災地でまちづくり活動を行う住民団体等に、まちづくり専門家の派遣やまちづくり活動に要する経費の助成などの支援を行う。	復興施策として継続
12	地域団体・NPO等によるまちなかにぎわい創出	団塊世代等地域づくり活動きっかけづくり支援事業 (再掲) (地域協働課)	定年退職の時期を迎えた団塊世代等シニア層については、その技能・経験等を活かし、又は新たなライフスタイルのあり方の一つとして、地域づくり活動の新たな担い手となることが求められているが、活動したいという意欲はあっても、きっかけがつかめず、具体的にどう関わっていけばいいかわからない場合も少なくない。 このため、団塊世代等シニア層を主たる対象として、地域づくり活動の実践のきっかけを提供する。	団塊世代等シニア層を主たる対象として、地域づくり活動の実践へのきっかけづくりに関し、NPOと行政が協働し、事業を実施。 参加者が地域づくり活動を実践する体験プログラム のほか、応募団体の創意工夫をこらした、団塊世代等を地域づくり活動に誘導するための事業 ・助成額: 1団体あたり300千円を上限	復興施策として継続
		地域づくり活動応援事業 (再掲) (地域協働課)	地域団体の活動力を高め、地域の課題解決に自ら取り組む契機となることを目的に、地域団体の創意工夫による、地域をよりよくし、活性化するためのさまざまな取り組みや、地域団体の連合組織等による広域的な取り組みなどに対して助成を行う。	地域社会の共同利益の実現を図るため、地域団体(自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会等)等が提案する、地域をよりよくする様々な取り組みの企画に対して、各県民局ブロックごとにそれぞれの地域特性に応じて助成を行う。 なお、事業の実施にあたっては、県民局が、各地域における地域団体のネットワーク組織であるこころ豊かな美しい地域推進会議等(以下「地域推進会議」という)に補助し、同会議が募集、助成決定、交流・報告会の開催等を行う。	復興施策として継続

番号	推進方策名	事業名 (担当課室)	事業目的	事業内容	22年度以降の取組方向
		県民ボランティア活動 助成 (再掲) (地域協働課)	県民の地域活動への主体的な参加を促し、ボランティア活動の裾野を拡大するとともに、県民自らが行うボランティア活動の支援を通じて、活動の安定的かつ継続的な発展を図ることを目的としています。	・助成額: 1グループ・団体あたり 30千円(1/2助成)	一般施策として継続
		行政・NPO協働事業 助成 (地域協働課)	地域の課題解決や活性化に向け、行政とNPOの協働を通じて、高い効果を得ることができる事業を推進する。	・NPO提案型 行政とNPOの協働について、NPOの企画の事業化支援 ・行政提案型<特別事業> 「団塊世代等地域づくり活動きっかけづくり支援事業」を県とNPOの協働により実施 ・企業・NPO協働奨励 企業とNPOの協働を奨励	一般施策として継続
13	大学・学生との協働 によるまちづくり	大学との連携によるまちづくりの推進 (都市政策課)	様々なまちづくりに関する課題について神戸大学と県とで情報交換や協力をを行い、連携して取り組む。	神戸大学と「まちづくり促進の連携協力に関する協定」をH17.12に締結(H20.12更新)、地域の歴史資源の活用、優れた景観の形成などを通じたまちづくりに関する研究や県民が取り組むまちづくり活動への支援・協力を連携して取り組む。	一般施策として継続
14	被災商店街のにぎわい 回復	商店街・小売市場復興 イベント開催支援事業 補助 (経営商業課)	被災地内の商店街が復興をアピールし、来街者の増加を図るために開催する復興イベント経費の一部を補助することにより、被災地商店街等の復興を推進するとともに、地域商業の活性化に資する。	・一般分: 被災地の商店街・小売市場が開催する復興イベントへの補助 補助率:2/3以内 補助限度額:2,000千円 ・広域連携事業: 被災地の商店街・小売市場が広域的に連携し、一体的に取り組む魅力ある事業への補助 補助率:1/2以内 補助限度額:5,000千円 ・被災地にぎわい創出事業: 被災地の商店街等が、地域コミュニティの再生と集客力や賑わいの回復のため継続して開催する事業への補助 補助率:定額 補助限度額:3,000千円	復興施策として継続
		商店街・小売市場共同 施設建設費助成事業 (経営商業課)	阪神・淡路大震災により多大な影響を受けている商店街・小売市場が建設する共同施設に対して、その経費の一部を補助することにより、それらが抱えている課題に対応することを目的とする。	アーケード・街路灯等の共同施設建設事業 ・補助率 1/3以内 ・補助限度額 8,000千円	復興施策として継続
		小規模事業者事業再開 支援事業補助 (経営商業課)	震災により大きな被害を受けた商業集積・産地の回復を促進し、地域産業の活性化を図るため、未だ事業再開を果たしていない小規模事業者が外的要因により復興が遅れている地域・業種で事業再開をする場合に要する店舗・事業所等の賃借経費の一部を助成する。	家賃・地代、店舗内装設備工事費への補助 補助率:1/2以内 ・補助期間:1年間 ・補助限度額:1,000千円	事業終了
15	特色ある商店街づくり	先導的活性化事業 (経営商業課)	まちづくりの観点から実施する先導的な複数の取り組み等に対し支援し、商店街のにぎわい創出、魅力づくり、地域コミュニティ機能向上を一体的に促進する。	・一般枠: 商店街の自由な発想で地域の課題解決を図る取組み(例:地域連携のしくみづくり等) 補助率:1/2以内 補助限度額:3,000千円/年(2年) ・特色枠: 創意工夫による特色ある取組みで社会的ニーズに対応し継続的に実施する事業(例:子育てや高齢者にやさしい商店街づくり等) 補助率:1/2以内 補助限度額:3,000千円/年(3年)	復興施策として継続
		空き店舗を活用した 多様な事業展開による 商店街の活性化 (経営商業課)	商店街等における新規開業が進まない状況の中、インターネットを通じた空き店舗情報の提供や、商店街等の不足業種・業態の解消による商業集積の魅力の向上のための商店街等の取り組み等に対して支援し、商店街等における新陳代謝を促進し、活性化を図る。	空き店舗需給マッチングシステム事業 空き店舗の譲渡・賃貸情報をウェブサイトに掲載し、空き店舗と開業希望者を広範囲に結びつけるシステムを運営 活力あるまちなか商店街づくり事業補助 ・新規出店促進計画策定事業 ・新規出店支援事業 ・商店継承支援事業 ・活性化支援事業	復興施策として継続
16	残存空地の活用	被災地空地の緑化推進 助成事業 (都市政策課)	「被災地“花・緑いっぱい”推進事業」のひとつとして、住民団体等が地区に存在する空地等に花を植え緑化を行う活動を支援し、被災地のまちの景観を向上させ賑わいを取り戻す。	団体からの要請により、空地の緑化活動に要する費用の一部を助成する。	事業終了
17	地域景観の形成	持続型花緑活動応援 事業 (都市政策課)	団体の自立、活動の継続のため、多年草と低木による持続型花壇づくりを支援する。	19年度持続型花緑活動支援事業実施箇所及び20年度持続型花緑活動応援事業により転換した花壇の維持及び質の向上に対して支援を実施 ・支援対象:住民団体等 ・支援内容:多年草、低木、肥料等の配布 ・事業期間:H20~22	一般施策として継続
		景観形成支援事業 (都市政策課)	「景観の形成等に関する条例」に基づく景観形成地区及び景観形成重要建造物等の指定制度とあわせ、兵庫県まちづくり技術センターの景観基金を活用した修景事業に対する助成制度を実施することにより、全県にわたる良好な景観形成の推進を図る。	新築・改築等に対する修景助成事業に加え、景観アドバイザーの派遣等により住民の景観資源の保全意識等の醸成を図る。	一般施策として継続

番号	推進方策名	事業名 (担当課室)	事業目的	事業内容	22年度以降の取組方向
		県民まちなみ緑化事業 (都市政策課)	森林の荒廃や都市の緑の喪失が進むなか、県民共通の財産である緑の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組むため、平成18年度に導入された県民緑税を活用して、緑の保全・再生に関する事業を早期・計画的に推進する。	都市の防災性の向上や環境の改善等を目的として、市町の緑化計画に基づき、住民団体等によって実施される樹木を中心とした緑化活動に対して支援を行う。	一般施策として継続
18	復興市街地整備事業等の早期完成	復興市街地再開発事業 (市街地整備課)	震災により被災した市街地において、道路・公園等の公共施設の整備や中高層の不燃共同建築物の建設を行うことにより、快適・健全で防災性の高い都市環境を整備し迅速な復興を図る。	被災市街地復興推進地域の指定を行い、これらの地域内で6地区の復興市街地再開発事業を推進した。そのうち、5地区で事業完了している。 ・現在、新長田駅南地区で事業を実施中。	復興施策として継続
		復興土地区画整理事業 (市街地整備課)	震災の被災地域の多くは、道路や公園等の生活基盤が未整備な状態であり、住宅の再建すら不可能であった。このため復興のまちづくりを災害や戦災からの市街地復興事業として効果をあげている土地区画整理事業により行うこととした。	被災市街地復興推進地域の指定を行い、これらの地域内で20地区の土地区画整理事業を推進した。 ・現在、神戸市新長田駅北地区、淡路市富島地区で事業を実施中。	復興施策として継続
19	復興市街地における住宅再建や商業機能の再生	復興市街地再開発商業施設等入居促進事業 (復興支援課)	復興市街地再開発事業によって建設される施設建築物の住宅以外の店舗、事務所等の保留床について利子補給、家賃補助やその他支援を行うことにより、空き店舗等への入居を促進する。	・利子補給:3.0%以下、5年間 ・家賃補助:補助単価1,000円/㎡・月 入居後3年間 ・地域活動支援、進出調査支援、事業所等開設支援	復興施策として継続
		復興市街地再開発地域事業所開設支援事業 (復興支援課)	新長田駅周辺地区ではいまだに完成した再開発ビルの保留床に空き区画が発生し、またその周辺の商店街等にも空き店舗が発生している。これらの空き区画や空き店舗を解消し、さらなるまちの活性化を図る必要があることから、神戸市が同地域において展開する中心市街地活性化計画の推進にあわせ、入居促進を図る。	・対象事業:事業所開設経費 (内装・設備工事費) ・補助率:1/2以内 (上限:3,000千円)	復興施策として継続
		被災市街地復興土地区画整理事業地区内土地利用促進事業 (復興支援課)	被災市街地復興土地区画整理事業地区内において、銀行等の融資を受けて自ら居住する新築住宅を建設・購入する者、または賃貸住宅、店舗・事業所を建設する者に対して利子補給を行い、初期負担の軽減を図る。	・利子補給率:1.7%以下 (融資利率が利子補給率を下回る場合には、当該融資利率が上限) ・利子補給期間:5年間	事業終了
		被災者住宅再建・購入支援事業補助 (住宅政策課)	被災者の住宅の建設・購入に係る負担を軽減するとともに、公的事業主体による面的整備事業を円滑に促進する。	被災者向け住宅融資を受けて、建築制限地域内で、新たに住宅を建設購入する被災者に、利子補給を行う。 ・利子補給率:2.5%以内 ・利子補給期間:5年 ・利子補給対象限度額:1,140万円	復興施策として継続
		住宅債務償還特別対策 (住宅政策課)	既住宅債務の償還を行いながら、住宅金融支援機構の災害復興住宅資金融資等を利用して県内に住宅を建設・購入・補修しようとする被災県民を助成することで、負担の軽減を図る。	既住宅債務の未償還残高に、年収区分に従い補助対象割合及び補助率を乗じて得た金額、新債務の償還条件により算出した助成金の交付期間中の借入残高にそれぞれ年3%の率を乗じて得た金額の合計により算定される金額のいずれか低い金額(助成限度額300万円) ・補助期間:5年間 借入6~10年目	復興施策として継続
		高齢者住宅再建支援事業補助 (住宅政策課)	住宅再建にあたり、高齢のために融資等が受けられずに、自己資金を取り崩して、自らが居住するための住宅を建設・購入または補修した被災者を支援し住宅復興を促進する。	・補助金額: 建設購入または補修に要した費用100万円につき5万円の割合により算出した額 ・補助対象限度額: 建設・購入の場合 1,140万円 補修の場合 830万円	復興施策として継続
		被災マンション建替支援利子補給 (住宅政策課)	被災した分譲マンションの区分所有者の再建意欲を喚起し、市街地環境の整備改善を促進する。	被災者向け住宅融資を受けて、被災した分譲マンションを再建する区分所有者及び住宅供給会社等が建て替えを代行したマンションを購入する被災者に、利子補給を行う。(4マンションのみ) ・利子補給率:2.5%以内 ・利子補給期間:10年 ・利子補給対象限度額:1,140万円	復興施策として継続
		20	中心市街地の活性化	広域土地利用プログラムによる大規模集客施設の立地の誘導・抑制 (都市計画課開発調)	広域土地利用の観点から、都市構造に対して、広域的に影響を与える大規模店舗の立地に対する誘導・抑制する。
中心市街地活性化基本計画の策定 衰退する中心市街地について、国、地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な関係を図りながら、地域が自主的かつ自立的に活性化事業に取り組み、総合的かつ一体的に中心市街地の活性化を図る。	・中心市街地活性化基本計画の策定 衰退する中心市街地について、国、地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な関係を図りながら、地域が自主的かつ自立的に活性化事業に取り組み、総合的かつ一体的に中心市街地の活性化を図る。				一般施策として継続
商業施設等の土地利用ゾーニング策定 阪神間及び東中播の臨海部、内陸部において、一定規模以上の商業施設を立地誘導・許容する市街地の範囲を「広域商業ゾーン」、「準広域商業ゾーン」、「地域商業ゾーン」として設定。	・商業施設等の土地利用ゾーニング策定 阪神間及び東中播の臨海部、内陸部において、一定規模以上の商業施設を立地誘導・許容する市街地の範囲を「広域商業ゾーン」、「準広域商業ゾーン」、「地域商業ゾーン」として設定。				-

番号	推進方策名	事業名 (担当課室)	事業目的	事業内容	22年度以降の取組方向
				・大規模集客施設条例 新たな交通渋滞等、都市機能に影響を与える大規模集客施設の立地について、立地計画早期の段階で事業者に届出を行わせ、県等の関連部署と協議することにより、周辺環境における都市機能との調和を図る。	—
21	県外居住被災者の帰県支援	県外居住被災者に対する支援 (復興支援課)	県外被災者に対して、電話や手紙等によるきめ細かな相談、情報提供等を行うことにより、兵庫 県に戻るための取り組みを支援する。	電話訪問相談員の設置、県営住宅等の募集情報の送付等を行う「ひょうごカムバックコール&メール事業」を実施する。	復興施策として継続
		県外居住被災者の県営住宅優先入居枠の確保 (住宅管理課)	県外居住被災者の帰県を支援する。	県外居住被災者の帰県を支援するため、県営住宅の優先入居枠を設定する。	復興施策として継続
22	災害援護資金の償還対策	災害援護資金の償還対策 (社会援護課)	被災者に対して貸し付けた災害援護資金について、市に償還指導員を設置し、滞納者等に対する償還指導、償還能力の調査及び行方不明者の所在確認等を行うことにより、貸付金の円滑な回収及び適正な管理を行うことを目的とする。	各市に非常勤嘱託等の償還指導員を設置し、滞納者等に対して災害援護資金の償還指導を行う。 償還金の収納事務に関すること 滞納者等に対する督促に関すること 所在不明者等の追跡調査、居所確認に関すること 滞納者等の償還能力の調査に関すること 滞納者等からの返済相談等の対応に関すること等	一般施策として継続
23	生活福祉資金の償還対策	生活福祉資金の償還対策 (社会援護課)	被災者に対して貸し付けた生活福祉資金の特例貸付について、社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)に償還指導員を設置し、滞納者等に対する償還指導、償還能力の調査及び行方不明者の所在確認等を行うことにより、貸付金の円滑な回収並びに適正な管理を行うことを目的とする。	県社協に償還指導員を8名設置し、滞納者等に対して生活福祉資金(震災特例貸付)の償還指導等を行なっている。償還指導員の職務は次のとおり。 償還金の収納事務に関すること 滞納者等に対する督促に関すること 所在不明者の追跡調査、居所確認に関すること 滞納者等の償還能力の調査に関すること 滞納者等からの返済相談等の対応に関すること等	一般施策として継続
24	中小企業緊急災害復旧資金の償還対策	中小企業緊急災害復旧資金の償還対策 (経営商業課地域金融室)	中小企業緊急災害復旧資金について、企業の返済能力に応じた償還とすることにより、円滑な事業活動を支援	相談等により中小企業災害復旧資金の条件変更や借換貸付活用を推進	一般施策として継続
25	生活復興資金の償還対策	生活復興資金の償還対策 (復興支援課)	被災者の生活復興を支援するため、必要な資金を実質無利子で貸し付ける生活復興資金貸付制度に関し、借入者への利子補給及び金融機関等への損失補償を行う。	・利子補給:利子3%の全額(19年度で終了) ・損失補償:損失金額の90%	事業終了
26	災害復興公営住宅の家賃対策	被災者に対する公営住宅家賃の一般減免制度への移行 (住宅管理課)	災害復興公営住宅入居者の家賃についての、特別減免制度終了後のスムーズな対応を行う。	災害復興公営住宅の入居者の家賃について、特別減免制度終了後の一般減免制度移行について、指定管理者からの通知を行い速やかな移行を進める。	一般施策として継続
27	震災特例住宅税制の優遇措置による支援	被災地市街地の震災特例税制の取扱い (住宅政策課)	震災により固定資産に多大な被害を受けた被災者の、住宅再建の負担を軽減することを目的に、固定資産税・都市計画税および不動産取得税の特例措置(軽減措置)を講じる。	被災家屋敷地の固定資産税の軽減(みなし住宅用地) 被災家屋の代替家屋取得時における固定資産税・都市計画税の軽減 被災家屋の代替家屋取得時における不動産取得税の軽減	事業終了
28	被災自治体の震災関連地方債の償還対策	既発債償還延長等の国への要望 (市町振興課)	被災市、特に神戸市、西宮市、芦屋市などにおいては、震災に伴い発行された多額の地方債の償還等により厳しい財政状況にあることから、国の理解と支援を求める。	依然として厳しい財政状況にある被災市の阪神・淡路大震災に係る既発債について、償還期間を政府資金として最長の30年に延長、若しくは、繰上償還に伴う補償金についての特段の配慮及び借換債の発行など、実質的に償還期間を延長し、公債費負担の平準化を図るための特例措置の創設を求める。	一般施策として継続
29	まちの保健室の定着・発展	「まちの保健室」事業・「まちの保健室」キャラバン隊訪問事業 (健康増進課)	災害復興公営住宅では、高齢者の健康や介護問題、子育て不安等の問題が顕在化しているため、看護師等を「まちの保健室」に配置し、こころやかな健康相談や関係者と協働した訪問を継続することにより、高齢者の健康づくり、閉じこもり介護予防、子育て中の親子の心身の健康状態の維持向上を図る。	健康相談 健康相談や講座、健康体操の指導等 育児相談 子育て相談や仲間づくりの支援 まちの保健室キャラバン隊 SCS等と協力し、災害復興公営住宅の閉じこもり高齢者への訪問	復興施策として継続
		「まちの保健室」推進事業の実施 (健康増進課)	健康上の課題をもつ高齢者や孤立しがちな親子に対して、身近な場で気軽に相談に応じ、高齢者や子育て中の親が健康生活を保持できるよう支援するとともに、全県の健康づくり支援のしくみとしての「まちの保健室」を推進する。	まちの保健室の開設 拠点:スーパーマーケット、集会所などで開催 出前隊:地域でのイベント、集会等に求められる専門職を派遣 健康相談の充実 健康福祉事務所による開設支援	一般施策として継続
30	シルバーハウジング、コレクティブハウジング等の推進	県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的实施 (再掲) (住宅管理課)	県営コレクティブハウジングにおける新しい共同生活のモデルを検討する。	県営コレクティブハウジングの一部住宅に、新婚・子育て世帯を優先入居させることにより、多世代共同居住へのモデル的实施を検証する。	一般施策として継続
		ひょうご住まいサポートセンター住まいづくりの支援事業による民間コレクティブハウジング建設の支援 (住宅政策課)	民間コレクティブハウジング整備を推進する。	ひょうご住まいサポートセンターが行う、コレクティブハウジング等の建設を検討している5人以上のグループが行う勉強会等への専門家派遣制度をパンフレット、ホームページ等で周知する。	一般施策として継続

番号	推進方策名	事業名 (担当課室)	事業目的	事業内容	22年度以降の取組方向
		県営シルバーハウジング、コレクティブハウジングの推進 (公営住宅課)	高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるようケア・サービスが受けられる住宅の供給を促進する	県営住宅の型別供給のうち、Sタイプ及びMタイプの一部をシルバーハウジング仕様とする	一般施策として継続
31	こころのケア対策の推進	こころのケア相談室の設置 (障害福祉課)	健康福祉事務所において、一般精神保健、老人精神保健、アルコール、思春期等に加えて、精神的不安や重篤な疾病、交通事故、児童虐待、犯罪被害など日常的事象によって引き起こされる精神上的の諸問題、トラウマや心的外傷後ストレス障害(PTSD)まで事業対象とし、こころのケア対策を推進するため、「こころのケア相談室」事業を実施する。	こころのケア相談(精神科医師による精神保健福祉相談、保健師による訪問指導等) こころのケアに従事する者への支援活動 こころのケアに関するネットワークの構築	一般施策として継続
		こころのケアセンターの運営 (障害福祉課)	心的外傷後ストレス障害その他様々なストレスによって精神的健康が損なわれた状態からの回復及び予防(以下「こころのケア」という。)に関する調査研究、研修等を行い、もって精神的健康の保持及び増進に寄与する。	・さまざまな事象から引き起こされる心的外傷後ストレス障害(PTSD)の予防や回復など「こころのケア」に関する各種の実践的研究や研修、相談及び診療、情報発信等を行う。 ・全国初の「こころのケア」に関する拠点施設として、海外を含めてこころのケアにかかる職員派遣を行う。	一般施策として継続
32	心のケア担当教員の取り組みを継承した教育相談体制の充実	心のケア担当教員の配置 (教育企画課)	震災の影響により教育的配慮を必要とする生徒について、心のケアを図るとともに、各校において兵庫の防災教育を推進する。	・阪神・淡路大震災に係る心のケア担当教員の配置 ・心のケア担当教員を対象とした研修会の実施(年2回) ・震災の影響により心の健康について教育的配慮を必要とする生徒の状況等に関する調査	事業終了
		スクールカウンセラーの配置 (義務教育課)	いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等は依然として憂慮すべき状況にあり、また、最近の問題行動等の特徴として、子どもたちが内面にストレスや不満を抱え込み、抑制できなくなって衝動的に問題行動を起こしたと思われる事例が多く見られる。そのような中、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを配置し、子どもたちの心の相談に当たることにより、こうした問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図る。	県下全公立中学校(中等教育学校を含む)に、17年度よりスクールカウンセラーを配置している。 公立小学校へは18年度より順次配置数を増やしている。	一般施策として継続
		教職員のカウンセリング・マインド研修の実施(小・中学校) (義務教育課)	小・中学校における暴力行為が増加しており、また、児童の発達障害が要因と思われる件数が増加しており、生徒の状況や家庭の状況も常に変化している中で、学校においては、多面的な対応・支援が必要となっている。「心の専門家」であるスクールカウンセラーによる教職員を対象としたカウンセリング・マインド研修を実施する。	県下全公立小・中学校等の教職員を対象にして、スクールカウンセラーによるカウンセリング・マインド研修を実施する。	一般施策として継続
		教職員のカウンセリング・マインド研修の実施(高等学校) (高校教育課)	日々の教育活動をにおいて、生徒と最も接する機会の多い教職員に対して、カウンセリング・マインドを醸成する。	「心の専門家」であるキャンパスカウンセラーの助言の下、各校の教育相談担当者が、教職員を対象にカウンセリング・マインド研修を実施する。	一般施策として継続
33	震災を機に広がった県民ボランティア活動の推進	ボランティア活動支援の推進 (地域協働課)	ボランティア活動支援の推進	・ボランティア活動資源マッチングシステム 企業、NPO等が有する「資機材」等の活動資源と活用ニーズをマッチング ・NPO大学 NPOと協働して、知識や技術を習得する講座を実施。 ・NPO専門相談 NPOの実務的な諸問題について、専門相談窓口を設置 ・NPO行政協議会議 NPO、団体、行政等が協働で課題解決に取り組むための協議、情報交換を実施 ・企業社会貢献活動促進 企業の社会貢献活動を促進するため、活動事例発表等を実施 等	一般施策として継続
		市町ボランティア活動支援事業の実施 (福祉法人課)	市町ボランティア活動を支援している市町ボランティアセンターの支援活動の拡大や地域ネットワークの拡充を促進し、ボランティア支援体制を確立することを目的とする。	各市町社会福祉協議会ごとに、市町ボランティアセンターが掲げる事業を行うために必要な経費に対し、1,500千円を上限に補助(兵庫県社会福祉協議会を通じて補助) 【補助対象事業】 学習機会、交流、ネットワーク、情報収集・提供・発信、マッチング・支援事業、相談事業	一般施策として継続
		ひょうご勤労者ボランティアシステムの推進 (労政福祉課)	職場で培われたさまざまな知識や技能を有する勤労者のボランティア活動への参画を促し、参画と協働をめざす地域社会づくりの推進とゆとりある勤労者生活の実現をめざす。	勤労者が地域のボランティア活動に参画するための情報提供からマッチングまでを総合的にコーディネートするため、ボランティア・コーディネーターによるボランティア・マッチング・システムを運営する。(兵庫県勤労者福祉協議会に委託)	一般施策として継続
		のじぎくボランティアネットの運営 (地域協働課)	「ひょうごボランティアプラザ」のメールマガジン等により、広域イベント運営や災害救援等のボランティア活動機会に関する情報を登録者にタイムリーに提供する「のじぎくボランティアネット」を運営している。	メールマガジン「のじぎくV-NEWS」併せて「イベント情報」「ひょうごボランティアプラザからのお知らせ」等を提供	一般施策として継続

番号	推進方策名	事業名 (担当課室)	事業目的	事業内容	22年度以降の取組方向
34	文化を活かした個性ある地域づくり	芸術文化センターの運営 (芸術文化課)	震災からの心の復興・文化の振興のシンボルとして、自ら創造し、県民とともに創造するパブリックシアターをめざして、創造・公演事業の実施や兵庫芸術文化センター管弦楽団の運営を行う。	創造・公演事業 プロデュース事業、招聘・提携・共催事業、普及・交流 公演事業 管弦楽団事業 演奏活動、普及活動	一般施策として継続
		地域アーティスト情報発信支援事業 (芸術文化課)	新進・若手を中心としたアーティスト等の育成・支援を目的に、発表、交流の場を提供することで「芸術文化立県」の実現をめざす。	庁舎ロビー等を活用して、音楽やダンス、絵画等の展示などを行っている。	一般施策として継続
		青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～の実施 (義務教育課)	県立芸術文化センター及び同管弦楽団の設立を機に、県内のすべての中学1年生が学校教育の中で、本格的な交響楽団の演奏に親しむ機会を設け、義務教育段階から本格的な交響楽団の演奏に親しむことや、関連施設の見学を通して、音楽を愛好する心情を育てるとともに、音楽に対する感性を培い、豊かな情操を養う。 また、このことにより、これからの社会を担う創造力や感性豊かな人材の育成に資する。	県立芸術文化センターにおいて、兵庫芸術文化センター管弦楽団による青少年観賞公演を実施する。	一般施策として継続
		芸術文化活動支援事業 (芸術文化課)	人や地域を元気にする芸術文化の力を再認識した震災の教訓を生かすため、新進・若手アーティストをはじめ県内の芸術家や芸術文化団体の活動を支援することにより、県内全体の芸術文化活動を活性化するとともに、県民の芸術鑑賞機会の向上を図る。	1 県域芸術文化団体等による芸術文化活動への支援 2 地域における芸術文化活動への支援 3 ふるさと芸術文化発信サポート 4 ふるさと芸術文化振興事業	一般施策として継続
		県立美術館“芸術の館”の運営 (社会教育課)	県民の期待に応えうる特別展を開催するとともに、新たなにぎわいを創出するため、学校団体や親子での美術鑑賞を推進する活動、出張展覧会等を実施する。	・年間5～6本の特別展を開催する。 ・展覧会に関連ある演奏会や映画の上映等を実施し、様々な芸術との融合を目指す。	一般施策として継続
		尼崎青少年創造劇場・ピッコロ劇団の運営 (芸術文化課)	青少年の自由な創造活動を促進し、あわせて県民文化の高揚を図る。	県立ピッコロ劇団による演劇公演をはじめ、音楽、演劇、舞踊等に関する鑑賞会や研究会等を開催するとともに、演劇学校、舞台技術学校の実施により将来の演劇人や人間性豊かな若者を育てる。	一般施策として継続
		歴史文化遺産活用活性化事業の実施 (文化材室)	良質な歴史文化遺産をストックとして活用する循環型社会の形成を実現するため、歴史文化遺産の発見・評価・保存修理や活用手法について学習し実践するヘリテージマネージャー(歴史文化遺産活用推進員)を養成する。	建造物、天然記念物部門を対象に養成していたヘリテージマネージャーの養成を、美術工芸品、名勝、有形民俗文化財部門へ拡大し、各分野の文化財の利活用を地域で実践する人材育成を行う。	一般施策として継続
35	青少年の体験・交流の機会づくりの推進	子どもの冒険ひろば事業 (青少年課)	子どもが土・木・水等の自然素材を使い、自分の責任で自由にのびのびと遊べる「子どもの冒険ひろば」の地域ぐるみでの開設を推進し、子どもたちのたくましく生きる力を育む。	1 子どもの冒険ひろばを運営する団体への運営費助成 2 プレイリーダー研修の実施 3 情報誌の発行 1～3補助:県青少年本部 4 子育て3ひろば地域交流会の開催	一般施策として継続
		若者ゆうゆう広場事業 (青少年課)	家庭や学校以外で、中高生が気軽に立ち寄ることができる居場所を県内各地に開設し、おしゃべりなど楽しむ「たまり場」や、音楽、スポーツ等のサークル活動を行える場を設定することにより、若者の社会性を育む。	1 若者ゆうゆう広場を運営する団体への運営費を助成 2 若者の居場所づくり調整員の配置 3 情報発信・PR 1～3補助:県青少年本部 4 子育て3ひろば地域交流会の開催	一般施策として継続
		まちの子育てひろば事業 (少子対策課)	子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通して子育ての悩みを解決し、情報交換できる身近な場として、保育所、幼稚園や児童館などにおいて「まちの子育てひろば」の開設を推進する。	本庁と各県民局に「まちの子育てひろばコーディネーター」と「まちの子育てひろばサポーター」を配置し、情報提供・連絡調整・運営相談・事業等の企画支援の実施するとともに、ひろばアドバイザーの派遣や県立こどもの館による「動く・こどもの館号」の派遣等、専門機関による相談機能や体験活動の充実を図る。	一般施策として継続
36	男女が協働した取り組みの推進や家族の絆の再認識	男女共同参画社会づくりの推進 (青少年課男女家庭室)	男女が対等なパートナーとして共にいきいきと暮らせる男女共同参画社会を実現する。	1 地域及び企業・労働組合に男女共同参画推進員を設置 2 県立男女共同参画センターの運営 3 男女共同参画の職場づくりに取り組む事業者との協定締結	一般施策として継続
		家庭応援施策の推進 (青少年課男女家庭室)	家族や家庭の結びつき、地域との関係強化を図るため、ひょうご家庭応援プログラムに基づく各般の施策を推進するとともに、地域団体・NPO、大学、企業等の多様な団体が推進する「ひょうご家庭応援県民運動」の取組の支援、地域で子育てを支援する「地域の親」としての力を高めるなど、家庭の力の向上に向け、家庭応援施策の総合的な調整、推進を図る。	1 「ひょうご家庭応援県民運動」の推進支援 県民一人ひとりが家族・家庭の大切さを考え、きずなを深めるとともに、地域で家庭を支える多様な取組を進める。 2 「ひょうご親学び応援プロジェクト」の推進 「わくわく親ひろば」(親子や三世代で共に学ぶ自主的な親学び学習会等)の開催と「ひょうごおやじネットワーク」等の活動を支援する。 3 「ひょうご家庭応援プログラム」の推進 県家庭応援施策が、より一層家庭に配慮した施策となるよう、施策の充実とプログラムの着実な推進を図る。	一般施策として継続

番号	推進方策名	事業名 (担当課室)	事業目的	事業内容	22年度以降の取組方向
37	コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方への支援	コミュニティ・ビジネス等総合支援事業(再掲) (しごと支援課)	地域社会貢献と生きがいある働き方を目指す者のコミュニティ・ビジネス等での起業・就業を総合的に支援し、活力ある地域社会づくりと新たな働き方の創出を図る。	・生きがいしごとサポートセンター事業 コミュニティ・ビジネス等での起業・就業を支援する中間支援組織が設置運営する「生きがいしごとサポートセンター」の事業に必要な経費を補助する。 ・コミュニティ・ビジネス離陸応援事業 コミュニティ・ビジネスを新たに起こそうとする団体等に対して立ちあげ経費の一部を補助する。	一般施策として継続
		生きがいしごとサポートセンターによる就職促進事業(再掲) (しごと支援課)	神戸・阪神・播磨地域でコミュニティ・ビジネス等の無料職業紹介事業を実施している生きがいしごとサポートセンターが積極的に求人開拓を実施し、CB起業団体等と失業者の就業マッチングを行うことで、失業者の雇用の確保を図る。	求人開拓員を生きがいしごとサポートセンターに配置し、神戸・阪神・播磨地域のCB起業団体等の求人を積極的に開拓し、失業者との就業マッチングを行う。	一般施策として継続
		「ひょうご仕事と生活センター」事業 (しごと支援課)	企業に人材確保や生産性の向上をもたらす、勤労者に働く意欲や働きがいをもたらす「仕事と生活のバランス」の取り組みを全県的に押し進め、速やかに普及する。	啓発・情報発信 ポータルサイトの開設、情報誌作成等 相談・実践支援 ワストップ相談、相談員等の派遣等 企業顕彰 先進企業の表彰 企業助成 出産・育児・介護等による離職者「再雇用」支援事業等	一般施策として継続
38	ひょうごしごと情報広場、地域労働相談・しごと情報広場の運営	ひょうごしごと情報広場の運営 (しごと支援課)	求職者に対して、個々の状況に応じたきめ細かな就職相談、支援等をワストップで行い、早期就職を促進する。	若年者から中高年齢者の求職者を対象に、キャリアカウンセリングやセミナー等の就業支援から職業紹介まで一貫した支援を実施している。	一般施策として継続
39	シニアしごと倶楽部等による中高年のしごとへの支援	産業施策連携職業紹介・シニアしごと倶楽部事業(再掲) (しごと支援課)	求人企業及び求職者のニーズを踏まえた職業紹介を実施することにより、ミスマッチ解消等による人材の確保と就業の促進を図る。	企業訪問による求人開拓や人材紹介など、求人企業と求職者双方のニーズへのきめ細かな対応と人材紹介による直接的なマッチングを実施する。	一般施策として継続
		団塊世代雇用就業支援ネットワークの構築 (しごと支援課)	団塊世代等シニア層の多様な働き方・社会参加ニーズに対応するため、シニア層の雇用・就業支援機能を中心とした関係団体・機関相互の連携を密にし、相談者のニーズに応じた情報提供や職業相談に努めるとともに、適切な専門機関等への取次を実施する総合相談体制を整備する。	団塊世代等シニア層のしごとに関する相談のニーズに対応するため、ネットワーク会議への出席や、兵庫県シルバー人材センター協会及び市町シルバーとの調整等を行う。	一般施策として継続
40	震災ツーリズム等地域の特色を活用した震災ツーリズムの推進	観光地活性化・旅行商品造成支援事業 (観光振興室)	地域が明確なテーマを設定し、旅行エージェント等と連携・協働しながら、新たな地域の魅力づくりとそれらを生かした旅行商品化に取り組む事業を支援することで交流人口の拡大、地域の活性化を図る。	補助事業 特定のテーマに基づき旅行商品化を目指して取り組む体験型の観光地づくり事業を支援。 ・補助率1/2 ・補助限度額：3,000千円 地域と旅行エージェントとの商談会 観光地づくりについてアドバイスを受けるとともに、旅行商品化に向けたタイアップ先を見つけた場として、地域と旅行エージェントとの交流・商談の場を設定。	一般施策として継続
		兵庫県大型観光交流キャンペーンの実施 (観光振興室)	「ひょうごツーリズムビジョン後期行動プログラム」のもと、観光ツーリズムに関わる民間事業者や団体、行政などが協働して、兵庫県の持つ豊富で多彩な観光資源を全国に広く情報発信し、本県観光ツーリズムのイメージの向上を図り、より多くの観光客の誘致を実現していくことにより、本県観光ツーリズムの振興と県内各地域の活性化に寄与する。	・JRグループとのタイアップ事業(デスティネーションキャンペーン：DC)を中核事業に据えた大型観光キャンペーンを実施。 ・全国宣伝販売促進会議の開催、旅行会社への商品化要請等の誘客促進対策事業、観光キャラバン、観光物産展、マスメディアへのアプローチ等の観光宣伝活動事業のほか、観光宣伝資材作成や旅行商品化促進、地域での意欲的な取組支援等、積極的に観光客誘致活動を展開する。	一般施策として継続
		あいたい兵庫キャンペーン実施事業 (観光振興室)	「あいたい兵庫デスティネーションキャンペーン」で培われた実践的な取り組みを継承・発展させ、西日本・九州・首都圏から更なる誘客を図るため、引き続きJR西日本等とタイアップのもとキャンペーンを展開する。	・「あいたい兵庫デスティネーションキャンペーン」の成果を継承・発展させるため、JR西日本等とタイアップし観光キャンペーンを実施 ・旅行会社への商品化要請等の誘客促進対策、マスメディアへのアプローチ等の観光宣伝活動やポスターやガイドブック、まち歩きマップ等の観光宣伝資材作成等により、積極的に観光客誘致活動を展開	一般施策として継続
		ファッションイベントの開催 (工業振興課)	県内地場産業の魅力を全国に発信することにより、ブランド力の強化と活性化を図る。	神戸ファッションウィーク開催事業(20年度) 国内最大級のファッションショーである「神戸コレクション」を核として、ファッションイベント等を集中的に実施する「神戸ファッションウィーク」を開催する。 ひょうごファッション発信事業(21年度) 「ひょうごファッション」のPR活動を支援する。 神戸真珠ブランド構築推進事業(21年度) 神戸真珠のブランド価値を高めるため全国発信に向けたイベント開催等を支援する。	一般施策として継続

番号	推進方策名	事業名 (担当課室)	事業目的	事業内容	22年度以降の取組方向
		神戸ルミナリエの開催支援 (神戸県民局商工課)	神戸ルミナリエは、震災の年の12月、鎮魂と再生の祈りを込めて灯され、復興に向け、人々に希望と勇気をもたらすイメージシンボルの役割を担ってきた。震災の歩みを振り返りながら、その経験を風化させることなく、誰もの心にとどめ確かめていく、メモリアルなイベントとして継続させていくこと。	様々なデザインの木製アーチに、色とりどりの電球による彩色が施された「光の彫刻作品」 ・開催時期：例年12月の12日間 ・開催場所：旧居留地及び東遊園地（神戸市）	一般施策として継続
		人と防災未来センターの活用 (再掲) (防災企画課)	阪神・淡路大震災の経験と、そこから学んだ防災の重要性等の教訓を後世に継承するとともに、その経験と教訓を生かし、防災に関する知識及び技術の普及を図ることにより、地震等の災害による被害の軽減に貢献する	大震災の被害の実態や経験及び復興過程を迫力ある映像や被災者などから提供された貴重な資料などで伝える展示を行う。 若手研究員の養成 大学院修士・博士課程修了者等を研究員として3～5年任期で採用し、上級研究員等による体系的な研究指導等を通じて、総合的・実践的な防災専門家として育成する。 災害対策専門研修 地方公共団体のトップ及び防災担当職員を対象として、実践的かつ体系的な防災研修を行う。 災害対策専門家派遣事業 国内外で大規模災害が発生した際、センターの専門家を被災地へ派遣し、震災の教訓を踏まえた助言等を行うとともに、現地調査を実施。 調査研究事業 研究員（常勤）が、地震発生時の応急対応や復旧・復興に活かせる実践的・総合的な調査研究を行う。	復興施策として継続
		人と防災未来センターの改修 (再掲) (防災企画課)	平成20年9月に新行財政構造改革推進方策が発表され、これまで人と防災未来センターひと未来館にて震災の教訓として「いのち、や「共に生きること」の大切さを伝えてきたが、現在の展示を縮小し、「ひと未来館としての運営を平成20年度末で廃止し、今後、地震、津波などの自然災害に対する防災展示を充実し、「防災未来館」と一体的な展示・運営を図るとともに国際的な防災・環境に関する調査研究、支援活動等の拠点として整備する。	・3階にある展示施設を一部廃止し、研修等会議室及び防災展示の充実を図る。 ・4階に入居している地震防災フロンティア研究センター（EDM）の事務室を縮小し、人防運営課を防災未来館5階へ移転し、そのあとにアジア太平洋地球変動研究ネットワークセンター（APN）・地球環境戦略研究関西研究センター（IGES）が入居。 ・5階に入居している21C機構：学術交流センターを6階へ移転し、そのあとに国際エメックスセンター及び瀬戸内海環境保全協会が入居。 ・6階にある21C機構の研究部門を縮小し、そのあとに21C学術交流センターが入居。	事業終了
		国際フロンティア産業メッセの開催 (科学振興課)	21世紀に飛躍する産業の創出を目的に、企業等の技術・ビジネスに関する展示を行い、新産業創造の促進、海外進出等の契機とするとともに、産学官連携による次世代成長産業の育成を図る。	次世代成長産業分野を中心とした国際総合産業見本市「国際フロンティア産業メッセ」を開催する。	一般施策として継続
41	潮芦屋の整備推進	阪神地域整備事業による潮芦屋の整備推進 (臨海整備課)	マリナと一体となつてまちの核となるゾーンの整備のため、潮芦屋にふさわしい集客施設等の誘致に向けた取り組みを進め、まちの早期熟成を図る。 景観に優れたまちなみとともに、生活の質の向上につながる良好な住宅を提供する。 現在の分譲状況や周辺地価動向等も踏まえながら、マリナ周辺ゾーンの整備等による付加価値の高まりに応じた分譲価格の設定を行うとともに、段階的かつ効果的な住宅分譲を推進する。	マリナ周辺ゾーンの整備 まちの付加価値の高まりを活かした良好な住宅分譲の推進	一般施策として継続
42	「尼崎21世紀の森」の推進	「尼崎21世紀の森」の推進 (公園緑地課21世紀の森室)	「環境の世紀」といわれる21世紀を先導するまちづくりのモデルとして、尼崎臨海地域において、あらゆる主体の参画と協働のもと「尼崎21世紀の森」づくりに取り組む。	尼崎21世紀の森づくりに賛同するボランティア「サポーター」づくりやスポーツ健康増進施設等の運営を図るとともに、尼崎の森中央緑地の整備を進める。 (内容) ・尼崎21世紀の森づくり協議会の運営 ・尼崎21世紀の森拠点地区バス対策費補助 ・尼崎の森中央緑地植栽事業助成	一般施策として継続
43	明舞団地等オールドニュータウンの再生	明舞団地再生推進事業 (公営住宅課)	オールドニュータウンの再生に向け、地域活力向上の観点から、団地内の住み替えを推進する。	19年度にアンケート調査・セミナー等を実施し、住み替えの促進策を検討した。 (19年度の取組) ・アンケート調査の実施 ・住み替えセミナー、相談会の実施 ・住み替えモデルプランの作成・コンサルティング実施 ・円滑な住み替えシステムの検討	一般施策として継続
44	「1月17日は忘れない」ための取組の推進	防災力強化県民運動の充実 (防災企画課)	ひょうご安全の日推進県民会議が推進母体となり、県民、学校、企業等のそれぞれが、主体的に生命や財産を守る行動に取り組む「防災力強化県民運動」を推進し、地域の防災力を高める。	防災力強化県民運動大会の開催 防災力強化県民運動おスターコンクールの実施 ひょうご防災ナビゲーターの派遣	復興施策として継続
		ひょうご安全の日推進県民会議の運営 (防災企画課)	「ひょうご安全の日」を定める条例、の趣旨を踏まえ、阪神・淡路大震災の経験と教訓を忘れることなく、安全で安心な社会づくりを推進する取り組みを、広く県民の参画のもとに実施していくため、県域、職域の団体等から構成する県民会議を設置・運営する。	ひょうご安全の日推進県民会議総会及び企画委員会を開催する。	復興施策として継続

番号	推進方策名	事業名 (担当課室)	事業目的	事業内容	22年度以降の取組方向
		「ひょうご安全の日宣言」の発信 (防災企画課)	阪神・淡路大震災の経験と教訓を発信する。	1.17のつどいにおいて「ひょうご安全の日宣言」を発信する。	復興施策として継続
		災害メモリアルkobeの開催 (防災企画課)	近い将来に発生することが危惧されている東海・東南海・南海地震を見据え、「市民の防災力を高める」ことがますます重要となっている。そのため、研究者、行政関係者、県民、ボランティア等多様な主体が分野や地域、世代を越えて、人と防災未来センターに集い、それぞれの経験や教訓を共有し、将来の災害への減災対策や復興対策に資する。	1 講演 震災と関わりを持ち、海外で災害支援活動している方々が講師となり子ども達に授業を行うことによって、その経験を次世代に伝える。子ども達は授業を聞いた感想等を作文にして発表を行い、震災を含めた災害について学んでもらい、次世代の育成につなげる。 2 総合討論(特別講演) 海外で災害支援活動をしている人達によるパネルディスカッション	復興施策として継続
		「1.17は忘れない」地域防災訓練等の実施 (防災企画課)	1月17日を含む「減災月間」を中心とする期間に、自主防災組織等の地域住民と小学校や中学校が連携した防災訓練等を実施することにより、震災の経験と教訓を継承し、県民一人ひとりが震災を忘れず、将来の災害への備えの充実を図る。	訓練等の実施に係る補助の実施	事業終了
		「1.17防災未来賞」選奨事業の実施 (防災企画課)	阪神・淡路大震災の経験を通して学んだ自然の脅威と生命の尊さ、共に生きることの大切さを考える「防災教育」を推進し、未来に向け安全で安心な社会をつくる。	全国を対象に、子どもや学生が学校や地域において主体的に取り組む防災活動を顕彰する。	復興施策として継続
		ひょうご安全の日推進事業の実施 (防災企画課)	県民、民間団体等が主体的に企画する防災活動への助成を通じ、阪神・淡路大震災の経験と教訓を発信し、草の根レベルでの災害への備え及び減災に寄与する。	県民・民間団体等が主体的に企画する防災活動に要する経費の一部を助成する。	復興施策として継続
		教訓出前講座の実施 (防災企画課)	震災教訓冊子の出版を契機に、災害文化の定着に向けて、学識経験者や防災担当者、住民レベルにまで広く震災教訓の普及を図る。	震災教訓冊子の出版を契機として、教訓の普及を図るため、フォローアップ委員が、一般県民が集う場に出向き、震災の経験や教訓について伝え、冊子の中身を一人でも多くの人に理解してもらう。	事業終了
		震災教訓ホームページの作成 (復興支援課)	震災の教訓の発信を強化し、防災・減災社会への具体的な取り組みにつなげるため、インターネットを活用し、震災復興関連施策の実績を発信する。	震災復興関連施策などの内容・実績等を整理し、県ホームページから発信する。	事業終了
		阪神・淡路大震災15周年事業の実施 (防災企画課)	阪神・淡路大震災15周年の節目を迎えるにあたり、「伝える」「備える」をテーマとして、震災の経験と教訓を国内外、次世代に発信し、日々の生活の中で減災に取り組む「災害文化」の定着を図る。	1 大震災教訓発信シリーズ“もっと 伝えよう” 震災15周年に向けて、人と防災未来センターなど防災関係機関等と連携して、セミナー、シンポジウムを連続的に開催する。 2 阪神・淡路大震災15周年記念事業 県民・民間団体等が主体的に企画する防災活動に要する経費の一部を助成する。 3 ひょうご安全の日のつどい 「1.17のつどい(追悼式典)」「1.17ひょうごメモリアルウォーク」「防災訓練」「交流ひろば」等を実施する。	事業終了
45	被災者生活再建支援制度(支援法)の充実	住宅再建支援の総合的な見直し (復興支援課)	平成19年11月、改正被災者生活再建支援法の内容は、被災者の住宅再建支援にとって大きな前進となったが、法改正時に衆・参両院で「法施行後4年を目途として、支援金の支給限度額、国の補助割合を含めた制度の見直しなど総合的な検討を加えること」等の附帯決議がなされていることから、法制度の運用実態を見極めながら、制度の総合的な見直しの検討を進める。	・ 災害救助法に基づく住宅応急修理の支援措置は半壊世帯を対象とするなど、改正支援法との整合性が図られておらず、複雑になっていることなどから、住宅再建支援に係る制度について、被災者にわかりやすく効果的な支援となるよう、総合的な見直しを求める。 ・ 平成20年9月に全国知事会に設定された被災者生活再建支援基金に関する検討会を通じて全国知事会と連携し、制度の見直しを進める。	一般施策として継続
46	住宅再建共済制度の推進	兵庫県住宅再建共済制度の推進 (復興支援課)	・ 住宅所有者の相互扶助の精神に基づき、自然災害により被害を受けた住宅の再建・補修等を支援することにより、被災者の自力による生活基盤の回復を促し、被災地域の早期再生、活性化を図る。 ・ 自然災害被災者の住宅の自力再建を促すためには、給付水準や適用要件等の面から公的支援には限界がある。 ・ このため、住宅所有者が災害時に備えて、平時から住宅再建資金を寄せ合う相互扶助の仕組みとして、本県が平成17年9月から実施している「住宅再建共済制度」を全国制度とするための検討を求める。	・ フェニックスサポーター「はばタン」を活用した普及啓発 ・ 県、市町が有する広報紙、広報番組等による広報 ・ 防災意識の啓発を促す事業や各種の会合、イベントなどでのPR ・ 加入促進報奨金制度を活用した、自治会等による地域ぐるみの加入や団体・企業による社員・職員等の加入促進 ・ マンション管理組合による加入や賃貸マンションの家主への働きかけ、マンション販売時の共済付帯などマンション入居者をターゲットとした加入促進 ・ 国に対する全国制度化の提案、全国知事会災害対策特別委員会に設置された検討会での検討 等	復興施策として継続
		フェニックス共済加入促進員配置事業 (復興支援課)	近年発生が危惧されている東南海・南海地震、山崎断層地震などの自然災害に備えるとともに、県内各地域での制度普及と加入促進活動を強化する必要があることから、これらの活動に取り組む加入促進員を各県民局等に配置する。	フェニックス共済加入促進員を各県民局等に配置する。 ・ 加入申込書のポスティングや戸別訪問等による制度の普及啓発と加入者獲得のための活動 ・ 地域の団体や企業、マンション管理組合の理事会・総会を訪問し、加入依頼・とりまとめ	復興施策として継続

番号	推進方策名	事業名 (担当課室)	事業目的	事業内容	22年度以降の取組方向
47	地震保険制度の改善	地震保険制度の改善 (復興支援課)	地震保険制度の一層の改善を進めるため、地震保険に係る附帯要件の撤廃等に向けた国への働きかけを推進する。	・住宅所有者が「自助」努力をする上で、より加入しやすい地震保険となるよう附帯契約要件の撤廃等、制度の改善を行うことを求めている。 ・平成18年度税制改正において創設された、所得税及び地方住民税にかかる地震保険料控除制度については、本県の実施する住宅再建共済制度等、地方公共団体が条例に基づき実施する自然災害に対する共済についても、地震保険料控除制度の対象とすることを求めている。	一般施策として継続
48	住宅の耐震化	宅地耐震化の推進 (都市計画課開発調整室)	地震時において、大規模に谷を埋めた盛土造成地の地滑りの変動を防止し、宅地の安全性を確保する(造成宅地防災区域の指定、崩落防止工事の実施)。 県が宅地造成等規制法の許可権を有する市町のみを対象。	・大規模な盛土造成地の抽出。 ・安全確認調査の実施。 ・危険な盛土造成地への、造成宅地防災区域指定もしくは宅地造成等規制区域における勧告。 ・崩落防止工事の実施。	一般施策として継続
		わが家の耐震改修の促進 (建築指導課)	震災の教訓を踏まえ、安全・安心なすまい・まちづくりを推進するため、住宅の耐震改修工事を意図する県民に対し、耐震診断・改修計画の策定及び耐震改修工事に要する費用の一部を補助する。	・計画策定費補助： 費用の2/3以内(限度額：戸建20万円、共同12万円) ・工事費補助 費用の1/4以内 (限度額：戸建60万円、共同20万円) ・工事費補助額に戸建・共同住宅とも一戸当り最大20万円を加算 ・簡易耐震診断助成 申請者が1割し、残る9割を市町1/4、県1/4、国1/2の割合で負担	復興施策として継続
		住宅耐震改修支援事業 (住宅政策課)	金融機関から融資を受けて、住宅耐震改修工事を含む住宅フォーム工事を実施する場合、その融資に対して利子補給による支援を実施し、住宅の耐震改修を促進する。	・利子補給率：2% (上限) ・対象融資限度額：500万円 ・利子補給期間：5年間	一般施策として継続
		構造計算適合性判定経費 (建築指導課)	耐震強度偽装事件の再発を防止するため、建築構造審査を厳格化する。	平成19年6月に構造計算適合性判定機関を(財)兵庫県住宅建築総合センターに設立し、審査体制の強化・充実に図っている。	一般施策として継続
49	公共施設等の耐震化	県有施設耐震化の推進 (災害対策課)	近い将来発生が予想される南海・東南海地震発生時に救助・避難拠点となる県有施設の耐震化を図る。	警察署など災害発生時に拠点となる県有施設の耐震補強を行う。	一般施策として継続
		県立学校施設の耐震化の推進 (財務課)	地震等災害発生時における児童生徒の安全性を確保するため。	耐震診断結果に基づき、耐震改修の必要があるとされた校舎等について、計画的に耐震改修を推進する。 兵庫県耐震改修促進計画に基づき、平成27年度末までにIs値0.75以上の耐震化率95%を達成(1,493棟133校)。 Is値0.3未満の建物については、平成22年度末までに着工。(特別支援学校については、平成22年度末に完了)	一般施策として継続
		学校、病院、福祉施設(民間)に対する耐震診断助成 (建築指導課)	民間建築物の耐震化の目標を達成するためには、まず、耐震診断を促進する必要があることから、災害時の拠点となる学校、病院、福祉施設の耐震診断に要する費用の一部を補助する。	・補助率・費用の2/3以内 ・補助対象事業費限度額： 150万円 ・負担割合：事業者1/3、市町1/6、県1/6、国1/3	一般施策として継続
50	防災対策の計画的推進	地域防災計画の推進 (防災計画室)	災害時に迅速かつ的確に対応できる防災対策の総合的推進を行うために、県地域防災計画を作成・修正する。	・地域防災計画の修正 ・防災会議(幹事会)の開催	一般施策として継続
		津波重点対策の推進 (港湾課)	近い将来、発生が確実視されている東南海・南海地震に伴う津波により、淡路島南部地域においては、最大5.8mの津波が地震発生から約60分で襲来し、防潮堤を大きく越える津波により大規模な浸水被害が発生すると予想されている。 このため、淡路島南部地域において、重点的、集中的な津波減災対策を推進する。	水門・陸閘の自動閉鎖・遠隔監視機能に加え、緊急避難情報の提供機能、避難高台機能などを持った「津波防災ステーション」の整備 防潮堤の整備 耐震護岸、耐津波栈橋の整備	一般施策として継続
		E-ディフェンスを活用した減災対策の研究 (防災計画室)	E-ディフェンス等を活用し、減災のための研究や技術開発を推進することにより、本県の建物等の耐震化対策や室内の安全対策の充実・強化に資する。	E-ディフェンスを活用した震動台実験実施 ・実験結果の広報及びマニュアル等への反映	一般施策として継続
		防災訓練の実施 (災害対策課)	【総合防災訓練の実施】 大規模な合同防災訓練の実施により、「自主防災力の向上」、「県民の防災意識の高揚」、「防災要員の対応能力の向上」、「広域応援体制の強化、及び「防災関係機関の連携強化」等の地域防災力の強化を図る。 【「1.17は忘れない」地域防災訓練】 1月17日を含む「減災月間」を中心とする期間に、自主防災組織等の地域住民と小学校や中学校が連携した防災訓練等を実施することにより、震災の経験と教訓を継承し、県民一人ひとりが震災を忘れず、将来の災害への備えの充実を図る。	【総合防災訓練の実施】 県民の防災意識の高揚、防災要員の対応能力の向上、防災関係機関との連携強化等を図るため、毎年1回、地震等大規模災害を想定し、県・市町その他の防災関係機関が相互に連携した総合的な防災訓練を実施する。 【「1.17は忘れない」地域防災訓練】 訓練等の実施に係る補助の実施	一般施策として継続

番号	推進方策名	事業名 (担当課室)	事業目的	事業内容	22年度以降の取組方向
		地震被害想定の見直し (防災計画室)	最新の知見により地震被害想定を見直し、地域防災力の適切な促進を図る。	地震被害想定の見直し (追加する想定地震の具体的な断層モデルの決定)	一般施策として継続
		孤立集落防災体制の強化 (防災計画室)	災害時に孤立する可能性のある集落に対し、災害時の備えが円滑に進められるよう、市町を支援する。	・通信手段整備助成 ・ヘリコプター臨時離着陸場適地確保助成	一般施策として継続
51	災害時における情報発信の充実	ひょうご防災ネット等の運営 (災害対策課)	地震、水害等の災害発生時に、既存の防災行政無線、広報車等の情報伝達手段に加えて、携帯電話のメール機能、ホームページ機能を利用して、県民に直接、災害情報、避難情報等の緊急情報を配信する。 なお、21年度は、22年度からの気象警報・注意報の発表単位変更に伴うシステム改善を行う。	より多くの県民に、地域性の強い情報を市町の住民単位に発信することを目的としていることより、県内全市町(41市町)参画の早期達成を図る。	一般施策として継続
		フェニックス防災システムの運営等 (災害対策課)	災害時における被害の全体像を早期に把握し、初動時に迅速かつ適切に対応する。	県機関・各市町・消防本部・警察・自衛隊等の防災関係機関を結ぶフェニックス防災システムを円滑に運営するとともに、被害予測結果に基づき、初動時に必要な人員・物資等の需給推計を行う災害対応支援機能を活用することで、県域の災害対応能力の向上に努める。	一般施策として継続
		兵庫衛星通信ネットワークの運営 (災害対策課)	災害に強い衛星通信と地上無線を利用して災害情報等の収集伝達を行う。	衛星通信と地上無線による防災行政無線網を構築し、災害時の防災行政無線のみならず、平常時においても全県域をカバーする無線通信基盤として一般行政にも活用する。	一般施策として継続
52	家屋被害認定士の養成	家屋被害認定士制度の実施 (災害対策課)	災害時に市町が発行する災証明書を迅速に交付するため、即座に被害調査に従事できる「家屋被害認定士」を養成し、被害調査の迅速化と判定基準の統一化を図る。	家屋被害認定士の養成	一般施策として継続
53	被災建築物応急危険度判定制度の推進	被災建築物の応急危険度判定制度の推進 (建築指導課)	震災の経験を教訓として、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる2次災害を防止し、住民の安全を確保するため創設した被災建築物応急危険度判定制度の実施体制の整備を行う。	実施体制の整備 被災建築物応急危険度判定士の養成・登録更新 被災建築物応急危険度判定士の実地訓練の実施	一般施策として継続
54	自主防災組織の活性化	自主防災活性化事業の推進 (消防課)	地域での防災活動を充実させ、さらなる地域防災力の向上を図るため、地域の防災力の中心となる自主防災組織の活動を活性化させるための取り組みを支援する。	モデル自主防災組織の育成 県民に防災意識の普及啓発を図るため、各県民局単位で1か所モデル自主防災組織を選定して地域防災のための研修会・訓練等の活動を、他の地域の優良自主防災組織の指導者等の助言を得ながら実施して、地域の自主防災組織等の活性化を目指す。 地域防災活性化啓発用冊子の作成 自主防災組織等の役割、その具体的な活動内容、家庭での防災対策などを分かりやすく紹介し、地域防災力の向上に寄与する。 優良自主防災組織の表彰 地域の自主防災活動に対する顕彰制度を拡充し、それらの顕彰内容を種々の広報媒体により広報することにより、地域防災活動の意識の高揚を図る。	一般施策として継続
55	災害ボランティアへの活動支援	災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議の運営 (地域協働課)	ひょうごボランティアプラザにおいて、「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」を継続して設置し、各機関相互のネットワーク強化等を図り、災害時においてそれぞれが持つ特性・資源・能力を活かした支援体制を構築する。	災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議を開催し、平常時から各関係機関の役割を相互に確認するとともに、顔のみえる関係を構築して、ネットワークの強化を図る。	一般施策として継続
		災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施 (防災計画室)	災害時に円滑なボランティア支援が行えるようにするため、ボランティア関係機関と連携した訓練を行う。	市町が実施する総合防災訓練等に災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練も組み込んで実施する。	一般施策として継続
		災害救援専門ボランティア制度の運営 (防災企画課)	技能・知識を持ったボランティアについて、事前に人材登録し、県内外の大規模災害発生時には関係団体や関係課との連携により被災地に派遣する「災害救援専門ボランティア」制度を平成8年1月に発足した。 しかし、制度発足以来、10年間で運用実績が3度しかないなど、有効活用されていなかったことから、17年度から18年度にかけて「政策課題研究」を実施し、見直しを行った 【専門ボランティアの分野(8分野)】 救急・救助、医療、介護、建物判定、手話通訳、情報・通信、コーディネーター、輸送	1 ボランティア制度運営事務 743人の登録ボランティアの登録・変更、メルマガの企画・発行、意見・相談の対応、災害派遣時の現地との調整 2 運営委員会の開催 県関係課及び各分野の所管団体が構成する「災害救援専門ボランティア制度運営委員会」を設置、年1回運営委員会を開催 3 実践的な防災研修の実施 ・実働訓練に関し、シナリオの策定時点から全分野の登録者に参加 ・総合防災訓練に併せ、実働訓練を中心とした防災研修を実施。 4 防災訓練への参加・調整 県総合防災訓練に参加するための、関係団体と調整及び参加時の資機材等の支援	一般施策として継続

番号	推進方策名	事業名 (担当課室)	事業目的	事業内容	22年度以降の取組方向
56	災害時要援護者への支援	聴覚障害者災害等緊急時情報発信システムの運用 (障害者支援課)	聴覚障害者への情報提供が問われた震災時の教訓を踏まえ、緊急情報が適切に提供できるよう、防災局と連携して、災害時等にあらかじめ登録された聴覚障害者や支援者の携帯電話等へ緊急情報メールを送信し、緊急情報の確実な伝達を図る。	聴覚障害者及びその支援者を対象に、ひょうご防災ネットで稼働中のシステムを用い、県(県立聴覚障害者情報センター(神戸市灘区))より聴覚障害者向けの情報を予め登録された携帯電話等のメールアドレスに、緊急災害情報や避難場所・手話通訳者の所在位置等の情報取得方法をメールを送信し、緊急情報を速やかに伝達する。 (委託先)㈱ラジオ関西	一般施策として継続
		災害時要援護者避難支援システムの運営 (防災計画室)	淡路地域は、東南海・南海地震の発生時に、津波の襲来が予想されていることから、住民基本台帳カードを活用し、要援護者の避難状況の把握、安否確認及び避難誘導等を迅速に実施できるよう、モデル事業として構築した「災害時要援護者避難支援システム」の効果的な活用と安定運用を図る。	本システムの維持と安定運用を図るため、システムの保守管理を行う。 【システムの主な機能】 平常時 要援護者名簿及び避難予定者名簿のデータベース化及び地図上での表示 災害時 ・避難所で、避難者の住基カードを読み取ることにより、迅速な受付が可能 ・避難していない要援護者を特定し、その居住地を地図表示することにより、安否確認・救助及び避難誘導に活用	一般施策として継続
57	災害時の広域避難者への支援	災害時の広域避難者への支援	災害時の広域避難者への支援	・広域避難者に対し各種情報提供を行うため、「ひょうご防災ネット」を活用するだけでなく、県外避難者や県内市町間の避難者など避難状況に応じた情報提供を行うため、各種広報媒体も活用し情報提供を行うことで県内情報にふれる機会を増やす。 ・広域避難者に対し各種広報媒体を活用し情報提供を行う。	一般施策として継続
58	災害救助法に基づく救助の見直し等	災害救助法に基づく救助の見直し (災害対策課)	災害救助法の適用に係る知事の裁量幅の拡大や災害救助のあり方の見直しをはかる。	「国の予算編成に対する提案」において、国に対して要望を行っている。	一般施策として継続
		防災に係る基本的事項の共有化・標準化の推進 (防災計画室)	防災に係る基本的事項の共有化・標準化を図る。	防災体制や資機材の規格等の標準化等について検討を行う。	一般施策として継続
59	災害時における警察活動の推進	都市型駐在所の設置・運用 (県警・地域企画課)	駐在所勤務員が被災者を含めた地域住民と生活しながら、高齢者宅等への立ち寄り活動や相談の受理など、住民の視点に立った地域安全対策を推進し、地域住民の安心感を醸成する。	平成12年に災害復興公営住宅3か所(キャナルタウン、HAT神戸灘の浜、南戸屋浜)にそれぞれ都市型駐在所を設置して、駐在所勤務員が被災者を含めた住民とともに居住して、高齢者宅等への立ち寄り活動等を実施し、地域住民の安心感を醸成に努める。	一般施策として継続
		災害モニターの委嘱 (県警・災害対策課)	災害発生時における被害状況等を早期に把握するため、モニターを委嘱して、災害情報の収集体制を強化し、迅速かつ効率的な災害警備活動に資することを目的とする。	災害モニターは、災害危険箇所付近に居住又は勤務する県民の中から、現在335人を警察署長が委嘱している。任期は2年である。	一般施策として継続
		災害時等警察活動協力員の委嘱 (県警・災害対策課)	大規模災害発生時等には、多数の警察官が警備要員として従事するため、多くの空き交番等が生じるなど、地域住民に大きな不安を生じさせることが予想される。そこで、警察業務に精通した警察OBを災害時等警察活動協力員として委嘱し、警察活動を補完させることで地域住民の不安の解消と効果的な災害警備活動を実施する。	災害時等警察活動協力員は、兵庫県警友会会員の中から、現在558人を警察本部長が委嘱している。任期は3年である。	一般施策として継続
60	災害救急医療の取り組み	DMAT(災害派遣医療チーム)の体制整備 (医務課)	災害急性期における必要な、被災地域病院支援、域内搬送、現場活動(トリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等を含む)、広域医療搬送を行う体制の確保	災害急性期(概ね48時間以内)に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームの養成・確保	一般施策として継続
		救急医療体制の整備 (医務課)	医療圏域ごとの一次から三次救急医療体制の整備、救急患者搬送支援及び、災害時における医療機関の被災状況の確認・医療資源の確保	救命救急センターの設置、救急告示医療機関の確保、兵庫県災害・救急医療情報システムの運用及びシステムの充実	一般施策として継続
		救急業務の高度化 (消防課)	救急隊における救急救命士の常時2名体制の確保や、メディカルコントロール体制の充実、傷病者の搬送の迅速かつ適切な実施を目標として、病院前救護(救急現場及び傷病者搬送途上における応急処置等)の充実を図る。	救急救命士の養成を図るために兵庫県救急救命士養成所を広域防災センターに開設するとともに、救急振興財団の運営支援を行う。 また、病院前救護の充実を図るため、兵庫県救急業務高度化協議会及び地域メディカルコントロール協議会(5カ所)を運営する。	一般施策として継続
61	「兵庫の防災教育」の推進	兵庫の防災教育の推進 (教育企画課)	震災から得た貴重な教訓を生かし、震災のみならず、様々な自然災害にも対応する「兵庫の防災教育」を推進するため、防災教育推進連絡会議等を開催する。	防災教育推進連絡会議の開催 防災教育を推進するため、全県的な推進体制として防災教育推進連絡会議を開催し、教育委員会、防災担当部局、学校関係者の連携を図る。 ・防災教育研修会の開催 学校における防災体制や防災教育副読本を活用した教育実践などの研修	復興施策として継続
62	震災・学校支援チーム(EARTH)の取り組みの推進	震災・学校支援チーム(EARTH)の運営 (教育企画課)	被災地の学校の教育復興 被災児童生徒のこころのケア等の支援 地域の防災訓練、講演会への派遣	被災地の調査・支援 ・防災訓練・研修会等の指導助言 ・訓練研修会 ・震災15周年防災教育フォーラム(H21新規)	復興施策として継続

番号	推進方策名	事業名 (担当課室)	事業目的	事業内容	22年度以降の取組方向
63	人と防災未来センターの積極的な活動	人と防災未来センターの活用 (防災企画課)	阪神・淡路大震災の経験と、そこから学んだ防災の重要性等の教訓を後世に継承するとともに、その経験と教訓を生かし、防災に関する知識及び技術の普及を図ることにより、地震等の災害による被害の軽減に貢献する	大震災の被害の実態や経験及び復興過程を迫力ある映像や被災者などから提供された貴重な資料などで伝える展示を行う。 若手研究員の養成 大学院修士・博士課程修了者等を研究員として3～5年任期で採用し、上級研究員等による体系的な研究指導等を通じて、総合的・実戦的な防災専門家として育成する。 災害対策専門研修 地方公共団体のトップ及び防災担当職員を対象として、実戦的かつ体系的な防災研修を行う。 災害対策専門家派遣事業 国内外で大規模災害が発生した際、センターの専門家を被災地へ派遣し、震災の教訓を踏まえた助言等を行うとともに、現地調査を実施。 調査研究事業 研究員(常勤)が、地震発生時の応急対応や復旧・復興に活かせる実戦的・総合的な調査研究を行う。	復興施策として継続
		人と防災未来センターの改修 (防災企画課)	平成20年9月に新行財政構造改革推進方策が発表され、これまで人と防災未来センターひと未来館にて震災の教訓として「いのち、や「共に生きること」の大切さを伝えてきたが、現在の展示を縮小し、「ひと未来館としての運営を平成20年度末で廃止し、今後、地震、津波などの自然災害に対する防災展示を充実し、「防災未来館」と一体的な展示・運営を図るとともに国際的な防災・環境に関する調査研究、支援活動等の拠点として整備する。	・3階にある展示施設を一部廃止し、研修等会議室及び防災展示の充実を図る。 ・4階に入居している地震防災フロンティア研究センター(EDM)の事務室を縮小、人防運営課を防災未来館5階へ移転し、そのあとにアジア太平洋地球変動研究ネットワークセンター(APN)・地球環境戦略研究関西研究センター(IGES)が入居。 ・5階に入居している21C機構・学術交流センターを6階へ移転し、そのあとに国際工メックスセンター及び瀬戸内海環境保全協会が入居。 ・6階にある21C機構の研究部門を縮小し、そのあとに21C学術交流センターが入居。	事業終了
		阪神・淡路大震災復旧・復興資料整理事業 (防災企画課)	人と防災未来センター資料室が収集・整理している震災資料は、約16万点にのぼり、貴重な資料として今後も活用していくことが求められているが、17年度に作業を行った後は、19年度末で公開判別(転写や引用の可否の許諾の判別)の終了していない資料が約5.4万点(総数の約33%)あり、判別作業の迅速化が求められている。 資料室スタッフ等の指導の下、公開判別や資料整理を非正規労働者等を活用し実施することにより、雇用就業機会の創出を図る。	人と防災未来センターの保存資料の公開判別及び整理	復興施策として継続
64	国際防災復興協力機構(IRP)への運営支援	国際防災復興協力機構への支援 (防災企画課)	国際防災復興協力機構(IRP)は、復興対策に関する国際的な支援のとりまとめる機能を標榜しているが、世界における認知が未だ乏しく、真の国際的な支援体制の整備が望まれている。 そこで、国際防災復興協力機構の一翼を担う兵庫県として応分の負担を行い、国内外の大規模災害被災地の復興を支援する。	1 事務室の整備・提供 (ひと未来館5階部分(163㎡)) 2 職員の派遣 3 復興協力シンポジウムの開催 国際的な認知度の向上や地元の機運醸成のため、県との共同事業としてシンポジウムを開催 4 国際的な斡旋・調整機能に関する研究委託 本県が提案し、国等においてセンター設立後の課題として位置づけられている斡旋・調整機能の実現を図るため、その実現可能性含め、調査・研究委託を実施。	復興施策として継続
65	国際防災・人道支援協議会に対する支援	国際防災・人道支援拠点構想の推進 (防災企画課)	神戸東部新都心に集積する国際的な防災関係機関の連携による「国際防災・人道支援協議会」の活動は、国連防災世界会議(兵庫会議)等を通じ、国内外に認知されるところとなり、国際的な減災対策への協力依頼が多く寄せられている。 そこで、より一層の相互連携を図ることで総合的な防災協力の方策を検討するとともに、国際シンポジウムを開催し、こうした成果を国内外に発信し、世界の減災対策を推進する。	学会との連携による学術的な視点の導入や、国内外の著名な専門家からの意見聴取により、関係機関が連携した総合的な防災研究活動をさらに充実させ、その成果を発表する国際シンポジウムを開催し、世界の減災対策の推進に貢献する。 ・成果発表国際シンポジウムの開催 世界でも例を見ない国連・国・地方政府の連携による総合的な減災対策の取り組みによる成果を発信することにより、世界の減災対策の推進に貢献する。	復興施策として継続
66	国際的な防災研修専門機関の整備	国際防災研修センターへの支援 (防災企画課)	県の支援の下、国際協力機構(JICA)が設置した「国際防災研修センター」と連携し、神戸東部新都心に集積する機関の職員(講師)や知見を最大限活用した体系的・計画的な防災研修を実施するとともに、「兵庫」を共通のキーワードとした人的・知的ネットワークの形成を図る。	1 国際的な防災人材育成に関する調査研究 震災の経験や教訓はもちろん、世界の人材育成事例、ノウハウ等を収集、実地調査・研究し、研修内容に反映する。 2 国際防災研修フォーラムの開催 当面の防災研修は、途上国を対象としたものを中心に実施することから、国際的な防災協力に興味を持ち、将来的に国際防災協力の中心となる国際防災関係機関、国内NGO/NPO、政府・地方自治体等行政関係者等を対象とした国際防災研修セミナーを開催する。	復興施策として継続

番号	推進方策名	事業名 (担当課室)	事業目的	事業内容	22年度以降の取組方向
67	三木総合防災公園、 地域防災公園等の整備	三木総合防災公園の 整備 (公園緑地課)	震災の経験を踏まえ、県民の安全・安心を担う、県全域の広域防災拠点となる三木総合防災公園を整備する。	災害時には、隣接する広域防災センターと一体となって、県全域の広域防災拠点となるとともに、平常時には、県民のスポーツ・レクリエーションの拠点となる、三木総合防災公園(全体面積202.5ha)の整備を推進する。	事業終了
		地域防災公園の整備 (公園緑地課)	都市の防災機能を向上し、安全で安心できる都市づくりを図る。	主として地域防災公園となる市町立都市公園の整備を推進。	一般施策として継続
68	大阪湾岸道路西伸部の 推進	大阪湾岸道路西伸部の 推進 (道路計画課)	・神戸・阪神地域の慢性的な交通渋滞を解消し、国道43号沿道の抜本的な環境改善を図る。 ・国際物流基幹ネットワークとしてスーパー中核港湾・阪神港や関西国際空港等の物流拠点と大阪湾ベイエリアの産業集積地域の有機的連携を図る。 ・緊急時における代替性を備えた高速道路ネットワークの形成を図る。	大阪湾岸道路西伸部(六甲アイランド～名谷ジャンクション)の整備推進 ・路線延長:20.9km ・道路規格:第2種第1級 ・設計速度:80km/h	一般施策として継続
69	六甲山系グリーンベルト 整備事業の実施	六甲山系グリーンベルト 整備事業 (砂防課)	表六甲山麓の市街地を土砂災害から保全する事業。従来のコンクリートを主体とした施設整備を最小限にし、良好な樹林による防災樹林帯の面的な整備により土砂災害を防止する。	防災樹林帯の整備	一般施策として継続
70	阪神疏水構想の推進	阪神疏水構想の推進 (河川計画室)	淀川水系から阪神地域の河川に導水し、火災や大地震などの非常災害時の緊急用水供給源として活用する。	淀川水系から阪神地域の河川に導水し、緊急用水の供給源として活用しようとする事業。また、平常時には、「水」と「みどり」の豊かな、潤いのある水辺空間を形成し、都市景観と親水機能を高めようとするもの。	一般施策として継続
71	災害時における食料の 安定供給等	ため池保全機能の強化 (農地整備課)	農地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するため、老朽化した農業用ため池の整備を行う。	老朽化したため池の改修、新設、廃止。	一般施策として継続
		農村ボランティア活動 支援の実施 (総合農政課)	都市住民が農村集落住民と交流しながら棚田や水路、農道等の保全や農作業等共同作業を行う農村ボランティア活動への参加啓発・育成・派遣を行うことにより、棚田保全をはじめ農業の継続的な維持保全活動を支援する。	・農村ボランティア事務局の設置 ・農村ボランティアの募集・登録 ・ボランティア対象、受入集落対象の研修会の開催	一般施策として継続

阪神・淡路大震災

“復興の成果を県政に生かす” 3か年推進方策

～震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりの推進～

平成19年2月

兵庫県

目 次

第 章	3 年推進方策の策定趣旨	1
第 章	被災地・被災者を取り巻く現状	4
第 章	今後の復興フォローアップの基本的な考え方	12
第 章	課題別推進方策	14
1.	被災地固有の個別課題への対応	
(1)	高齢者の自立支援	15
	復興施策と一般施策が連携した高齢者の自立支援	15
	高齢者を包み込むコミュニティづくり	16
ア	災害復興公営住宅等における自治会等の地域活動の崩壊対策	16
イ	単身高齢者対策	17
ウ	公営住宅の高齢化対策	18
	高齢者に優しい環境づくり	18
ア	県営住宅のバリアフリー化	18
イ	住宅や生活に関わる悪質業者対策	19
ウ	公共交通のバリアフリー化などエバーグリーン社会づくり	20
	高齢者の生きがいづくりのための能力向上、社会参加の支援	21
ア	高齢者のエンパワーメント（能力向上）の支援	21
イ	高齢者の知識やノウハウの社会での活用	21
(2)	まちのにぎわいづくり	22
	多様な主体が参画した「まちのにぎわい創出」の支援	22
ア	持続可能な住民主体のにぎわいづくり	22
イ	まちづくり協議会を核としたまちづくり	23
ウ	地域団体・NPO等によるまちのにぎわい創出	24
エ	大学・学生との協働によるまちづくり	24
	商店街によるまちのにぎわい創出	25
ア	被災商店街のにぎわい回復	25
イ	特色ある商店街づくり	25
	地域の景観の保全・創造や空き地等の活用	26
ア	残存空地の活用	26
イ	地域景観の形成	26
	復興市街地整備事業の早期完成とにぎわい再生	27
ア	復興市街地整備事業等の早期完成	27
イ	復興市街地における住宅再建や商業機能の再生	28
ウ	中心市街地の活性化	29
(3)	その他の個別課題への対応	29
	県外居住被災者の帰県支援	29
	未償還の貸付金等対策	30
ア	災害援護資金の償還対策	30

イ	生活福祉資金の償還対策	30
ウ	中小企業緊急災害復旧資金の償還対策	31
エ	生活復興資金の償還対策	31
	災害復興公営住宅の家賃対策	32
	震災特例住宅税制の優遇措置による支援	32
	被災自治体の震災関連地方債の償還対策	33
2．復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展		
(1)	まちの保健室の定着・発展	34
(2)	シルバーハウジング、コレクティブハウジング等の推進	35
(3)	こころのケアの推進	35
	こころのケア対策の推進	35
	心のケア担当教員の取り組みを継承した教育相談体制の充実	36
(4)	ボランティア活動や芸術文化活動などへの支援	36
	震災を機に広がった県民ボランティア活動の推進	36
	文化を活かした個性ある地域づくり	37
	青少年の体験・交流の機会づくりの推進	38
	男女が協働した取り組みの推進や家族の絆の再認識	38
(5)	新しい働き方や雇用就業への支援	39
	コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方への支援	39
	ひょうご・しごと情報広場等による雇用就業対策の推進	40
	ア ひょうご・しごと情報広場、地域労働相談・しごと情報広場の運営	40
	イ シニアしごと倶楽部等による中高年のしごとへの支援	41
(6)	ツーリズム振興と新しい都市づくり	41
	震災ツーリズム等地域の特色を生かしたツーリズム振興	41
	被災地における新都市づくり	42
	ア 潮芦屋の整備推進	42
	イ 「尼崎21世紀の森」の推進	43
	ウ 明舞団地等オールドニュータウンの再生	43
3．震災の経験と教訓の継承・発信		
(1)	「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進	45
(2)	自助・公助・共助が一体となった住宅再建への支援	46
	被災者生活再建支援制度（支援法）の充実	46
	住宅再建共済制度の推進	46
	地震保険制度の改善	47
(3)	住宅や公共施設等の耐震化の推進	48
	住宅の耐震化	48
	公共施設等の耐震化	48
(4)	総合的な減災対策の推進	49
	防災対策の計画的推進	49
	災害時における情報発信の充実	50
	防災に係る専門人材の養成	50
	ア 家屋被害認定士の養成	50
	イ 被災建築物応急危険度判定制度の推進	51
	自主防災組織の活性化	51

災害ボランティアへの活動支援	51
災害時要援護者への支援	52
災害時の広域避難者への支援	53
災害救助法に基づく救助の見直し等	53
災害時における警察活動の推進	54
災害救急医療の取り組み	54
(5) 「兵庫の防災教育」の推進と、人と防災未来センターの積極的な活用	55
新たな防災教育と学校防災体制の充実	55
ア 「兵庫の防災教育」の推進	55
イ 震災・学校支援チーム（EARTH）の取り組みの推進	55
人と防災未来センターの積極的な活用	56
(6) 国際防災協力の推進	56
国際防災・人道支援拠点の形成の推進	56
ア 国際防災復興協力機構（IRP）への運営支援	56
イ 国際防災・人道支援協議会に対する支援	57
国際的な防災研修専門機関の整備	57
(7) 災害に強い基盤整備等の推進	58
三木総合防災公園、地域防災公園等の整備	58
大阪湾岸道路西伸部の推進	58
六甲山「水と緑の回廊」構想の推進	59
ア 六甲山系グリーンベルト整備事業の推進	59
イ 阪神疏水構想の推進	59
災害時における食料の安定供給等	60
参 考	62
1 . 阪神・淡路大震災復興フォローアップの総合的推進	
2 . 「“復興の成果を県政に生かす” 3 か年推進方策」の概要	
3 . 「“復興の成果を県政に生かす” 3 か年推進方策」施策体系（平成19年度）	
4 . 「“復興の成果を県政に生かす” 3 か年推進方策」の策定経過	

第 章 3 か年推進方策の策定趣旨

(経緯)

本県においては、これまで10年間にわたる復興計画の継続的なフォローや震災5年目の国際総合検証、復興10年総括検証などのフォローアップを実施してきた。

また、ポスト震災復興10年における取り組みとして、昨年2月に策定した「高齢者自立支援プログラム」及び「まちのにぎわいづくり推進プログラム」に基づき、高齢者の見守り対策など残された課題の解決に向けた重点的な取り組みを推進している。

さらに、本年度については、改めて、復興10年総括検証・提言等を踏まえた震災復興全般にわたる課題を整理し、震災復興関連施策に係る総合的なフォローアップを実施した。

(現状)

震災から12年が経過した今、被災地の復興は、人口の震災前水準への回復をはじめ、総生産や有効求人倍率など経済雇用情勢の回復、復興市街地整備事業の着実な進捗など個別課題は残しつつも、全体としては概ね順調に進んでいる。

また、被災者においては、いまだ厳しい状況に置かれている方々もいるものの、「震災の直接的影響を乗り越え、被災地は平時に戻った」という意識が進行しているとともに、残された課題への対応については、被災地固有の取り組みだけでなく、高齢化や都市構造の空洞化、地域経済成長の全国との乖離等、社会全体の課題としての取り組みが重要になるなど、被災地・被災者を取り巻く諸情勢が変化してきている。

(目的)

今回策定した「“復興の成果を県政に生かす”3か年推進方策～震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりの推進～」(復興フォローアップ3か年推進方策)は、こうした被災地の現状や創造的復興の成果を踏まえながら、戦略的かつ機動的に施策を展開していくため、今後の復興フォローアップの基本的な考え方を示すとともに、震災復興全般にわたる課題を整理し、個々の課題ごとに向こう3か年のフォローアップ方針や施策目標、年度別計画を示したものである。

なお、策定にあたっては、学識者や団体・NPO代表等で構成する復興フォローアップ委員会における被災地の現状分析、現地調査、今後の推進方向の提言などを踏まえながら、阪神・淡路大震災復興推進会議において全庁的な検討や協議を行った。

(今後に向けて)

今後は、この3か年推進方策に基づき、被災地固有の課題解決に向けて重点的に取り組むとともに、復興の過程で生まれた先導的な取り組みを定着・発展させ、震災の経験と教訓を継承・発信するなど、震災の教訓を継承し、復興の成果が脈々と生き続ける県政展開を図りながら、震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりを推進する。

また、向こう3か年においては、復興事業の進捗状況や被災地を取り巻く情勢の変化などに応じて的確な対応を図っていくことが必要であり、引き続き、きめ細かなフォローアップを通じて、施策・事業の評価・見直しなどを行いながら、被災市町をはじめとする市町との緊密な連携を図りつつ、県民、団体・NPO、企業等との参画と協働による「元気なひょうご」への飛躍に向けた取り組みを進める。

“復興の成果を県政に生かす” 3か年推進方策の構成

<p>第 章 3か年推進方策の策定趣旨</p>	<p>“復興の成果を県政に生かす” 3か年推進方策の策定の経緯や現状、目的などを述べた。</p>
<p>第 章 被災地・被災者を取り巻く現状</p>	<p>人口や総生産、有効求人倍率、復興市街地整備の進捗状況等の統計データをもとに、被災地の復興状況を示した。 被災者の意識調査や震災復興に関連する施策の状況をもとに、被災地や被災者を取り巻く状況を示した。</p>
<p>第 章 今後の復興フォローアップの基本的な考え方</p>	<p>第 章で示した被災地・被災者を取り巻く諸情勢の変化を踏まえた今後の復興フォローアップの基本的な考え方を示した。</p>
<p>第 章 課題別推進方策</p>	<p>平成19～21年度の3か年における個別課題毎のフォローアップ方針、施策目標、年度別計画について被災地固有の個別課題への対応、復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展、震災の経験と教訓の継承・発信に区分して示した。</p>

第 章 被災地・被災者を取り巻く現状

本章では、統計指標や各種調査結果等のデータ、被災者の意識調査等をもとに、被災地・被災者を取り巻く諸情勢の変化について示した。

第 章 被災地・被災者を取り巻く現状

1 . 被災地における復興の進展

(1) 人口の回復

兵庫県及び被災12市（以下、被災地という）の人口回復状況（平成7年1月1日時点の推計人口を100とした値）を示したものが下図である。

県全体の人口は、平成11年に震災前（平成7年1月1日）人口に回復し、平成18年12月1日時点で、震災前比101.3ポイントとなっている。

被災地全体の人口は、平成13年に震災前人口に回復し、平成18年12月1日時点で、同101.7ポイントとなっている。

神戸市の人口は、平成16年11月1日時点で震災前人口を回復し、平成18年12月1日時点で、同100.6ポイントとなっている。

なお、平成18年12月1日時点で、震災前人口を下回っている市区は、神戸市兵庫区、長田区、須磨区、垂水区、尼崎市、洲本市、南あわじ市、淡路市である。

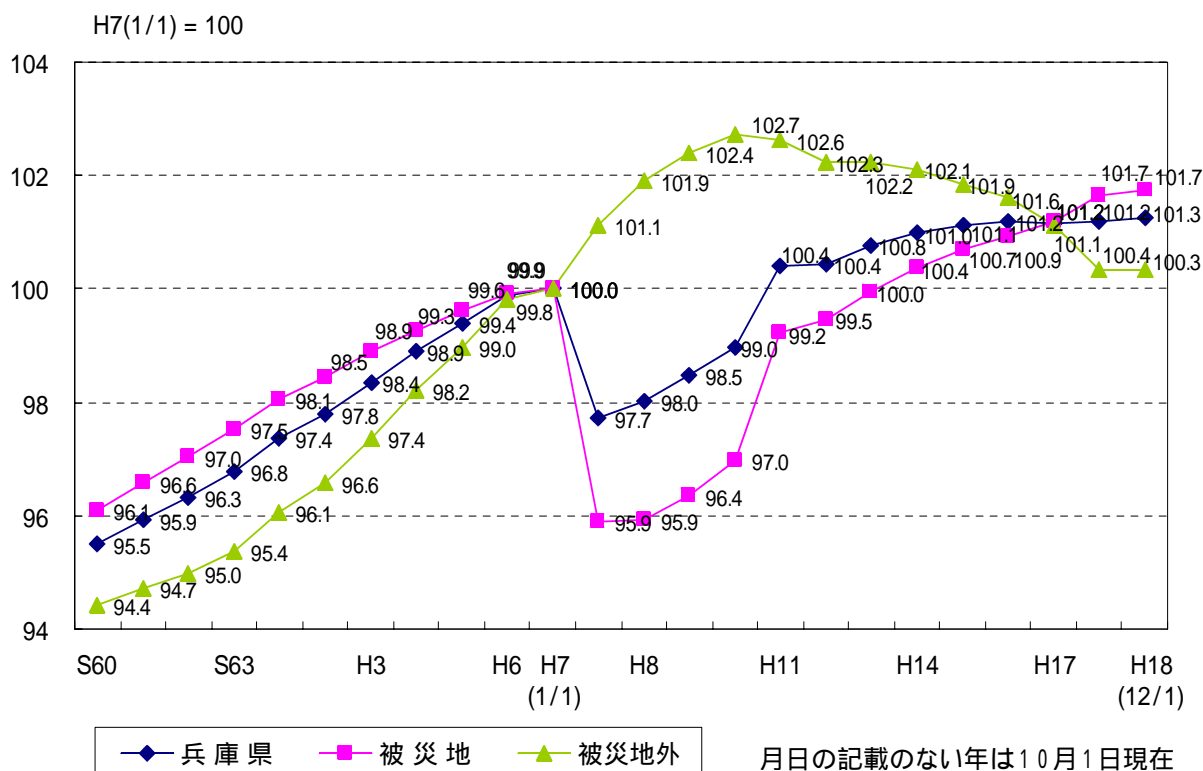


図1：兵庫県及び被災地における人口の回復状況（出典：兵庫県統計課調べ）

	S60.10.1	H2.10.1	昭和60年 国勢調査 以降の 人口増加数	H7.1.1	H7.10.1	震災後の 人口増加数	H12.10.1	震災後の 人口増加数	H17.10.1	震災後の 人口増加数	H18.12.1		震災後の 人口増加数
	国勢調査 結果	国勢調査 結果		震災前 推計人口 (a)	国勢調査 結果		国勢調査 結果		国勢調査 結果		推計人口 (b)	回復率 (b/a)	
兵庫県	5,278,050	5,405,040	126,990	5,526,689	5,401,877	124,812	5,550,574	23,885	5,590,601	63,912	5,595,878	101.3	69,189
被災地	3,448,657	3,533,532	84,875	3,589,126	3,442,310	146,816	3,569,392	19,734	3,631,252	42,126	3,651,785	101.7	62,659
被災地外	1,829,393	1,871,508	42,115	1,937,563	1,959,567	22,004	1,981,182	43,619	1,959,349	21,786	1,944,093	100.3	6,530
神戸市	1,410,834	1,477,410	66,576	1,520,365	1,423,792	96,573	1,493,398	26,967	1,525,393	5,028	1,529,693	100.6	9,328
東灘区	184,734	190,354	5,620	191,716	157,599	34,117	191,309	407	206,037	14,321	207,493	108.2	15,777
灘区	133,745	129,578	4,167	124,538	97,473	27,065	120,518	4,020	128,050	3,512	128,707	103.3	4,169
中央区	119,163	116,279	2,884	111,195	103,711	7,484	107,982	3,213	116,591	5,396	119,165	107.2	7,970
兵庫区	130,429	123,919	6,510	117,558	98,856	18,702	106,897	10,661	106,985	10,573	107,224	91.2	10,334
北区	177,221	198,443	21,222	217,166	230,473	13,307	225,184	8,018	225,945	8,779	226,471	104.3	9,305
長田区	148,590	136,884	11,706	129,978	96,807	33,171	105,464	24,514	103,791	26,187	103,160	79.4	26,818
須磨区	181,966	188,119	6,153	188,949	176,507	12,442	174,056	14,893	171,628	17,321	169,885	89.9	19,064
垂水区	224,212	235,254	11,042	237,735	240,203	2,468	226,230	11,505	222,729	15,006	221,036	93.0	16,699
西区	110,774	158,580	47,806	201,530	222,163	20,633	235,758	34,228	243,637	42,107	246,552	122.3	45,022
尼崎市	509,115	498,999	10,116	492,793	488,586	4,207	466,187	26,606	462,647	30,146	462,033	93.8	30,760
明石市	263,363	270,722	7,359	283,668	287,606	3,938	293,117	9,449	291,027	7,359	291,265	102.7	7,597
西宮市	421,267	426,909	5,642	424,101	390,389	33,712	438,105	14,004	465,337	41,236	472,659	111.4	48,558
洲本市	55,048	54,049	999	53,049	52,839	210	52,248	801	50,030	3,019	49,353	93.0	3,696
芦屋市	87,127	87,524	397	86,862	75,032	11,830	83,834	3,028	90,590	3,728	91,898	105.8	5,036
伊丹市	182,731	186,134	3,403	189,767	188,431	1,336	192,159	2,392	192,250	2,483	192,831	101.6	3,064
宝塚市	194,273	201,862	7,589	206,641	202,544	4,097	213,037	6,396	219,862	13,221	220,644	106.8	14,003
三木市	74,527	76,501	1,974	77,801	78,653	852	76,682	1,119	75,087	2,714	83,939	107.9	6,138
川西市	136,376	141,253	4,877	143,588	144,539	951	153,762	10,174	157,668	14,080	157,471	109.7	13,883
南あわじ市	57,690	57,526	164	56,845	56,664	181	54,979	1,866	52,283	4,562	51,613	90.8	5,232
淡路市	56,306	54,643	1,663	53,646	53,235	411	51,884	1,762	49,078	4,568	48,386	90.2	5,260

表1：被災地における市区別人口の推移（出典：兵庫県統計課調べ）

(2) 総生産の回復

実質総生産の推移をみると(H6=100)、県全体では平成17年度に震災前比104.5ポイントに達し、平成6年度の水準を上回るなど、震災前の状況に回復している。被災地においても、平成17年度に同103.0ポイントとなっている。なお、全国では平成17年度で同114.8ポイントである。

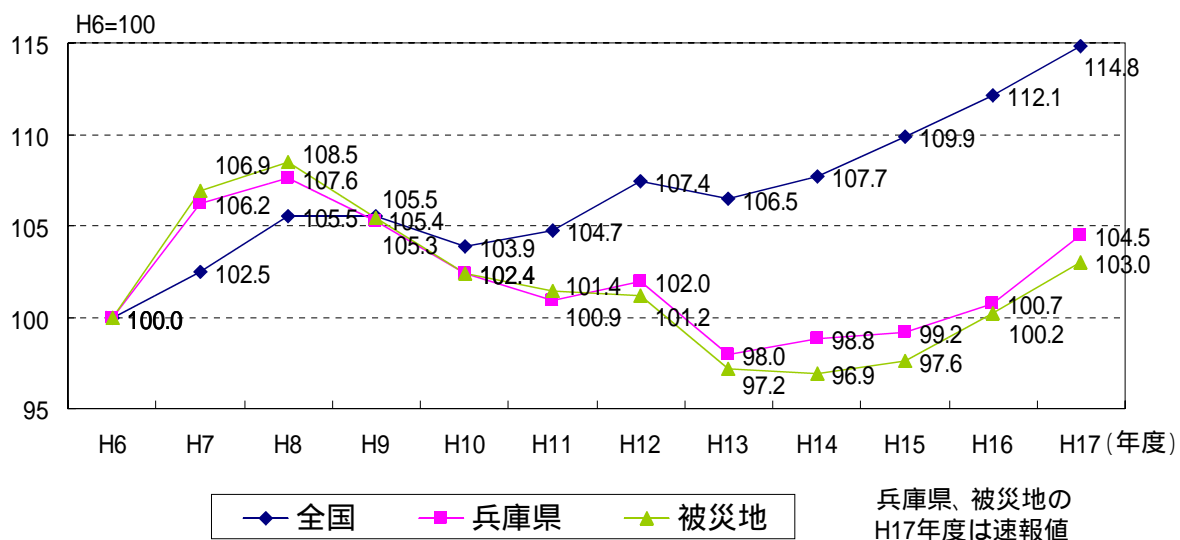


図2：被災地における総生産の推移
(出典：国民経済計算、県民経済計算、市町民経済計算)

(3) 有効求人倍率の上昇

被災地における有効求人倍率は、平成18年11月では0.89倍であり、震災前の水準を大きく上回っている。

	6年度	H7.1	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	H18.11
全国	0.64	0.64	0.64	0.72	0.69	0.50	0.49	0.62	0.56	0.56	0.69	0.86	0.98	1.06
兵庫県	0.46	0.45	0.50	0.62	0.54	0.37	0.37	0.46	0.43	0.44	0.55	0.73	0.86	0.96
被災地	0.36	0.35	0.41	0.52	0.44	0.31	0.30	0.40	0.39	0.38	0.49	0.65	0.74	0.89

表2：被災地における有効求人倍率の推移 (出典：厚生労働省兵庫労働局調べ)

(4) 面的整備事業の着実な進捗

震災復興にかかる面的整備事業は、土地区画整理事業、市街地再開発事業ともに、着実に進捗している。

区分	全体面積	進捗率
復興土地区画整理事業 (20事業地区)	255.9ha	98% (仮換地指定率)
復興市街地再開発事業 (15事業地区)	33.4ha	84% (管理処分計画決定率)

表3：面的整備事業の進捗 (H18.12.1現在：兵庫県市街地整備課調べ)

2. 被災者の生活復興意識の変化

被災者の生活復興の実態を調査した「平成17年度生活復興調査」をみると、地域経済については、震災の影響を脱していないという意識が一部見られるが、まちの復興や自らの住まい、家計については、「震災の直接的影響を乗り越え、被災地の状況は平時に戻ってきている」という意識が進行していることがうかがえる。

(1) まちの復興意識

「まちの復興が進んでいる」と感じている人の割合は、平成13年(2001年)2月に80.6%、平成15年(2003年)1月に82.0%、平成17年(2005年)1月に83.9%と着実に増加している。また、平成17年1月に「まちの復興が進んでいない」と感じている人の割合は、13.7%である。

(2) 被災者意識

「自分が被災者だと意識しなくなった」と感じている人の割合は、平成8年(1996年)に半数を超え、平成17年(2005年)1月時点では75.5%に達している。また、平成17年1月時点で「自分は被災者だ」と意識している人の割合は24.5%である。

(3) 震災による家計への影響

「家計への震災の影響がなくなった」と感じている人の割合が50%を超えたのは、平成8年(1996年、59.2%)で、平成17年(2005年)1月時点では76.9%に達している。また、平成17年1月時点で「家計への震災の影響がある」と感じている人の割合は23.1%である。

(4) 震災による地域経済への影響

「地域経済が震災の影響を脱した」と感じている人の割合は、平成17年(2005年)1月時点で52.6%であり、「震災の影響を脱していない」と感じている人の割合は47.4%である。

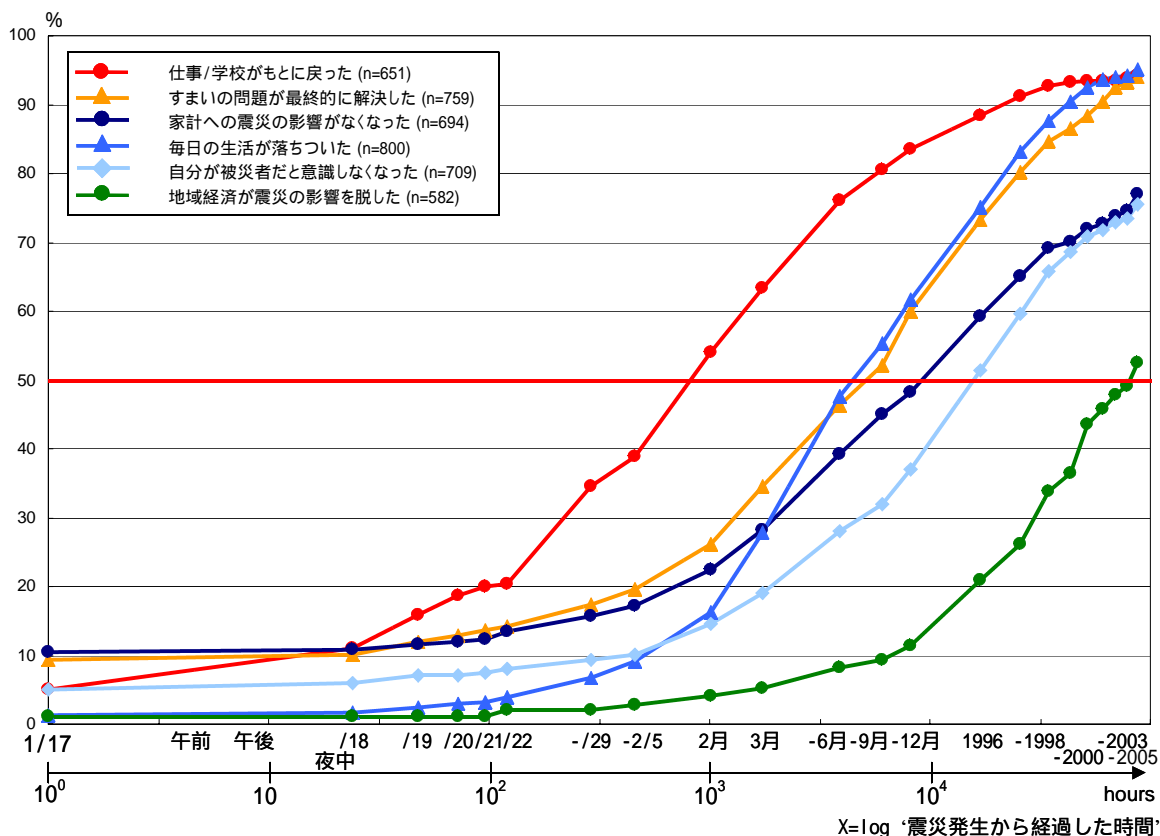


図3：被災者の意識 (出典：平成17年度生活復興調査)

[調査対象：被災地の成年男女3,300名・有効回答：1,028名(31.2%)]

3. 被災地の課題解決に求められる取組方向の変化

被災地で活動している団体・NPO等を対象に調査した「復興モニター調査2006(速報値)」における分野ごとの地域の復興状況の調査によると、「復興が進んでいる」と感じている団体は33.9%、「どちらともいえない」は39.4%、「復興が進んでいない」は11.7%となっている。

このうち、「復興が進んでいない」の要因をみると、「震災による要因」が10.8%（全体の1.3%）、「不況等による要因」が24.8%（全体の2.9%）、「社会構造的な要因」が39.7%（全体の4.6%）、「その他の要因」が18.0%（全体の2.1%）となっている。

被災地で活動している団体は、総体としては「復興が進んでいる」と感じているが、復興が進んでいない要因については、震災による要因よりも、不況等による要因や、高齢化、都市構造の変化などの構造的な要因の方が大きいと感じている。

被災地の課題の解決には、被災地固有の取り組みだけでなく、高齢化の進展や都市構造の空洞化、地域経済の状況など社会全体の課題としての取り組みが不可欠であることがうかがえる。

《「復興が進んでいない」要因分析》

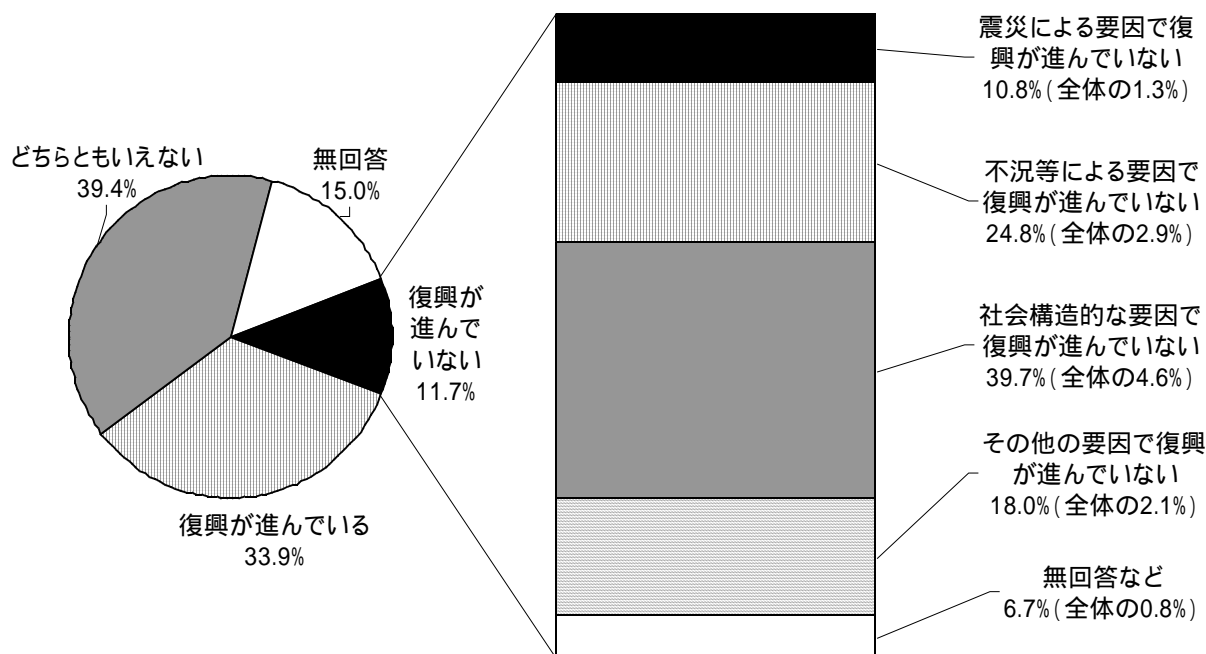


図4：「復興が進んでいない」要因分析図（出典：復興モニター調査2006（速報値 H18.9））

* 「地域の見守り体制」「地域活動・ボランティア活動」「既存産業の活性化」「安全・安心のまちづくり」「区画整理・市街地再開発」など26分野について、復興が「進んでいる」「進んでいない」「どちらともいえない」を回答してもらい、「進んでいない」とした団体にその要因を回答してもらった結果を全体として集計した。

[調査対象：被災地の団体・NPO等400団体・有効回答：188団体（47.0%）]

4. 震災復興における先導的取り組みの全国・全県的な拡がり

本県は、震災復興の過程で、高齢者支援やまちづくり、減災対策など先導的な取り組みを展開してきたが、こうした取り組みに呼応する以下のような全国・全県的な制度・施策が動き出している。

(1) 高齢者の見守り

本県においては、震災以降、SCS（高齢世帯生活援助員）やLSA（生活援助員）の配置、コミュニティプラザの設置など、高齢者の見守り活動やコミュニティづくりの充実に向けた先導的な施策を展開してきた。

また、今年度から復興基金事業としてスタートした「高齢者自立支援ひろば」事業では、神戸市における地域包括支援センターと連携した「あんしんすこやかルーム」の開設など、復興施策と一般の福祉施策が連携した取り組みも始まっている。

さらに、国（厚生労働省）においても、南芦屋浜災害復興公営住宅における24時間365日対応の取り組みを参考に、東京の高島平や多摩ニュータウンなど全国の高齢化が進展している団地等における単身高齢者等の孤立死を防止するため、平成19年度予算案に孤立死防止推進事業（「孤立死ゼロ・プロジェクト」）の創設を盛り込んでいる。

孤立死防止推進事業（「孤立死ゼロ・プロジェクト」）の概要

関係省庁、知事、学識経験者等で構成された推進会議で、アクションプラン（行動計画）を策定。

都道府県・政令市の中から選定されたモデル自治体が、設定したモデル地域において、地域包括支援センター等を活用し、以下の取り組みを実施。

- ・連絡相談窓口の設置、緊急情報体制の整備
- ・広報活動、シンポジウムの開催
- ・孤立死の事例収集・要因分析
- ・地域支援ネットワークの整備

(2) まちのにぎわい回復

本県においては、商店街活性化事業や復興まちづくり支援事業などによって、まちのにぎわい創出に向けた取り組みを支援してきた。

国では、近年、中心市街地等のにぎわい創出が全国的な課題となっている状況を踏まえ、今年度、都市計画法等「まちづくり三法」の改正を行い、中心市街地等のにぎわい回復に向けた法整備を行った。

「まちづくり三法」の改正の概要

「まちづくり三法」

- ・都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法の3法

主な改正点

- ・都市計画法の改正による大規模集客施設の立地規制の見直し
- ・国による総合的・一体的な支援制度の創設 等

(3) 減災対策

本県においては、フェニックス防災システムの運用や災害対策センターの設置・運営等、将来起こりうる災害に対する減災の取り組みを進めてきた。

また、今年度においては、阪神・淡路大震災や平成16年の台風第23号災害などの検証等を踏まえた「兵庫県地域防災計画」の修正（兵庫県防災会議、平成18年6月）を行った。

国（内閣府）においては、市町村等が避難支援体制の整備に取り組む指針として、平成18年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を作成した。

「兵庫県地域防災計画」の修正概要

修正の視点

- ・復興10年総括検証・提言事業の成果や、台風第23号災害・JR福知山線列車事故の検証等を踏まえた修正

主要な修正項目

- ・迅速、的確な情報収集・提供
- ・災害時要援護者の避難支援
- ・災害ボランティア活動の支援体制の整備
- ・治山・治水対策の総合的推進 等

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」の概要

策定主体

- ・内閣府（災害時要援護者の避難対策に関する検討会）

位置づけ

- ・国、都道府県、市町村をはじめとする関係機関等が、避難支援体制の整備に向けた取り組みを進めるためのガイドライン

主な内容

- ・情報伝達体制の整備
- ・災害時要援護者情報の共有
- ・災害時要援護者の避難支援計画の具体化
- ・避難所における支援
- ・関係機関等との連携

第 章 今後の復興フォローアップの 基本的な考え方

本章では、第 章で整理した被災地・被災者を取り巻く諸情勢の変化を踏まえたポスト震災復興10年における復興フォローアップの基本的な考え方を示した。

第 章 今後の復興フォローアップの基本的な考え方

阪神・淡路大震災からの復興については、単に旧に復するのではなく、21世紀を見据えた「創造的復興」を目指し、これまでボランティア活動やまちづくり活動への支援、高齢者の見守り、防災対策の充実、災害に強い都市基盤づくりなどの施策を重点的に実施してきた。

これらの施策の多くは、例えば、高齢化率が4割を超えるなど急速な高齢化が進行している災害復興公営住宅における高齢者の自立支援のように、震災復興対策としての取り組みが、同時に、今後の超高齢社会や成熟社会に対応した先導的な取り組みでもあったことから、今後は、復興過程での経験も踏まえながら、これらの取り組みの成果を被災地外に広げていくことが重要である。

また、震災後12年が経過した被災地の復興は、人口や総生産の回復、市街地整備の進捗など概ね順調に進展しており、被災者の生活復興意識も平時の状態へと変化している。さらに、残された課題の解決には、被災地固有の取り組みだけでなく、高齢化や都市構造の空洞化など社会全体の課題としての取り組みが不可欠となっており、それに呼応した全国・全県的な制度・施策の創設等の動きも出てきている。

今後の復興フォローアップの推進にあたっては、これまでの創造的復興の成果や被災地・被災者を取り巻く諸情勢の変化を踏まえながら、戦略的かつ機動的な施策展開を図っていかねばならない。

1．震災の教訓を継承し、復興の成果が脈々と生き続ける県政展開

そのため、平成21年度末までの震災10年経過後の5年間をめぐり、高齢者の自立支援など震災に起因する被災地固有の課題解決を加速するための重点的な事業実施を図るとともに、全国・全県的な制度・施策との連携や整合等を重視しつつ、復興の成果を、高齢社会・成熟社会対策や産業雇用対策、防災・減災対策などの全県施策に継承させることにより、震災の教訓を継承し、復興の成果が脈々と生き続ける県政展開を図りながら、震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりを推進する。

2．“復興の成果を県政に生かす”3か年推進方策の推進

また、そのような取り組みを円滑かつ効果的に推進するため、震災復興全般にわたって71課題を整理し、その課題ごとに、平成19～21年度の3か年における復興フォローアップ方針、施策目標、年度別計画等を示した「“復興の成果を県政に生かす”3か年推進方策～震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりの推進～」（復興フォローアップ3か年推進方策）を策定した。

今後は、この3か年推進方策に基づき、

被災地固有の個別課題への対応（28項目）

復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展（15項目）

～今後の成熟社会を切り拓くための先導的取り組みの定着・発展～

震災の経験と教訓の継承・発信（28項目）

～今後の大規模災害に備えた減災・復興の仕組みづくりの推進～を進める。

また、推進方策の実施にあたっては、毎年度、その進捗状況を見極めつつ、全県施策としての定着状況を評価しながら、取り組みを進める。

なお、今後の復興フォローアップについては、引き続き、現地調査等による復興の現状把握や課題の抽出、それらを踏まえた今後の取組方向の検討などを通じて、総合的なフォローアップを継続する。

第 章 課題別推進方策

本章では、第 章で示した今後の復興フォローアップの基本的な考え方を踏まえ、3 か年における71課題ごとの復興フォローアップ方針、施策目標、年度別計画を示した。

復興フォローアップ方針	<p>平成19～21年度の3 か年における復興フォローアップの推進方針 (方針の分類)</p> <ul style="list-style-type: none"> [被災地固有の課題解決を加速] <ul style="list-style-type: none"> ・被災地固有の残された課題については、その解決を加速させるため、当該施策の一層の推進を図る。 [復興の成果の全県施策への継承] <ul style="list-style-type: none"> ・これまで主に復興施策として推進してきた取り組みのうち、今後さらに復興の成果の全県施策への継承を十分に進める必要があるものについては、その着実な継承を図る。 ・既に復興の成果を踏まえた全県施策としての取り組みが進んでいるものについては、一層の充実、推進を図る。 [中長期的課題として対応] <ul style="list-style-type: none"> ・現時点の状況では平成21年度末までに課題解決の急速な進展が見込めないものについては、中長期的課題として取り組む。
平成18年度の現状	平成18年度における関連施策の取組状況
施策目標	<p>施策推進上の課題と平成21年度末までの取組目標 (数値目標等は全県ビジョン推進方針に準拠、最終目標も併記)</p>
年度別計画	<p>平成19～21年度の各年度別の推進方針・目標 (数値目標等は全県ビジョン推進方針に準拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> [被災地固有の課題解決を加速]に係る項目 <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度末までに課題を解決するための年度別推進方針・目標 (具体の取り組みや年度ごとの数値目標等は、枠囲みや矢印で表示) ・平成21年度末までに課題を解決した結果としての平成22年度以降の推進方向(一般施策で対応、工事完了、措置決定等)を網掛けで表示 [復興の成果の全県施策への継承] <ul style="list-style-type: none"> ・今後さらに復興の成果の全県施策への継承を十分に進める必要があるものについては、平成21年度末までに復興の成果を全県施策に継承していくための年度別推進方針・数値目標を記載(全県施策に継承後の対応方針を網掛けで表示) ・既に全県施策としての取り組みが進んでいるものについては、「復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進」と網掛けで表示し、全県施策として一層の推進を図るための年度別推進方針・数値目標を記載 [中長期的課題として対応]に係る項目 <ul style="list-style-type: none"> ・「中長期的課題として対応」と網掛けで表示

第 章 課題別推進方策

3か年の復興フォローアップの推進にあたっては、高齢者の自立支援やまちのにぎわいづくりをはじめとする被災地固有の個別課題について、喫緊の課題として、その解決に向けた重点的な取り組みを進める。

また、震災の教訓と復興の成果が脈々と生き続ける県政展開を図っていくため、まちの保健室やコレクティブハウジングなど復興の過程で生まれた先導的取り組みを、今後の成熟社会を切り拓くための仕組みとして一層定着・発展させるとともに、震災の経験と教訓を継承・発信し、今後の大規模災害に備えた減災・復興の仕組みづくりを推進する。

1. 被災地固有の個別課題への対応

被災地の復興は、全体としては着実に進展してきているものの、災害復興公営住宅においては、入居者の高齢化が年々上昇しており、また、既成市街地では、空き地や空き店舗が増加するなど、震災によって失われたまちのにぎわいが回復していない地域がある。

こうした震災に起因する被災地固有の個別課題に対応するため、高齢者の自立支援、まちのにぎわいづくりに重点的に取り組むとともに、県外居住被災者への支援などに引き続き取り組む。

あわせて、高齢者自立支援をはじめとする復興施策の成果を生かしながら、それらを今後の超高齢社会や成熟社会に対応するための仕組みとして全県施策に継承する。

(1) 高齢者の自立支援

復興施策と一般施策が連携した高齢者の自立支援 **推進方策1**

災害復興公営住宅等における高齢者の見守り体制の充実を図るため、高齢者自立支援ひろばの拡充(平成21年度に40か所を目標)や機能充実を進めるとともに、生活援助員(LSA)や地域包括支援センター等の一般施策による高齢者支援を進めるなど、高齢者の見守り体制の構築を推進する。

また、被災地における高齢者自立支援ひろばと一般の高齢者ケア施策との連携強化を進めるとともに、その成果を踏まえながら、被災地を含めた全県での高齢者自立支援ひろば機能の展開方策等を検討するなど、超高齢社会に対応した高齢者自立支援の仕組みづくりを推進する。

[平成18年度の現状]

高齢者自立支援ひろばの開設(復興基金): 11か所(予定)
 高齢世帯生活援助員(SCS)の配置 : 102人
 生活援助員(LSA)の配置 : 123人
 地域包括支援センターの設置 : 316か所

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標 ()は庁内復興推進会議の所管部会	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
復興施策と一般施策が連携した高齢者の自立支援 (まちづくり復興担当部会、健康生活部生活企画局等部会)			
[被災地固有の課題解決を加速] 高齢者自立支援ひろばの拡充	高齢者自立支援ひろばの順次開設・機能充実		

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者自立支援ひろばの開設（H21に40か所を目標） ・SCSによる支援（順次、高齢者自立支援ひろばに移行） L S A等一般施策による高齢者支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・L S Aをすべての県営高齢者向け特定目的住宅に配置 ・総合的なマネジメント拠点となる地域包括支援センターの整備（H20に321か所を目標） 	20か所(累計) ・スタッフを始めとする運営組織の能力の向上等	30か所(累計)	40か所(累計)
	75人(累計)	55人(累計)	28人(累計) (H22以降は完全移行)
	140人(累計)	150人(累計)	160人(累計)
	317か所(累計) ・地域包括支援センターサポート体制の構築	321か所(累計)	
[復興の成果の全県施策への継承] 高齢者自立支援ひろばと一般の高齢者ケア施策が連携した高齢者自立支援の仕組みづくりの推進	ひろば開設市におけるひろばと市の一般の高齢者ケア施策との連携強化（神戸市におけるひろばと地域包括支援センターの連携等）	・高齢者自立支援ひろば機能の全県施策化等について検討 ・国への提案等	H22以降は、一般施策として展開

高齢者を包み込むコミュニティづくり

ア 災害復興公営住宅等における自治会等の地域活動の崩壊対策 推進方策2

災害復興公営住宅等における自治会活動等の対応困難事例への支援など、自治会や見守り活動グループの取り組みを支援するため、いきいき県住推進員の配置や高齢者自立支援ひろばによる意見交換会の実施、コミュニティサポート支援事業を活用した仲間づくりなど、災害復興公営住宅等におけるコミュニティづくりを推進する。

[平成18年度の現状]

いきいき県住推進員の配置：30人

コミュニティサポート支援事業(復興基金)：見守りグループ育成数(H17末累計309団地)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害復興公営住宅等における自治会等の地域活動の崩壊対策（まちづくり復興担当部会）			
[被災地固有の課題解決を加速] 災害復興公営住宅における自治会や見守り活動グループへの支援 ・自治会活動等の対応困難事例への支援等	いきいき県住推進員の配置（30人）		
	見守りグループ（自治会・老人クラブ等）、NPO、高齢者自立支援ひろばスタッフ、行政等との意見交換会の実施等（自治会活動の対応困難事例、高齢者自立支援ひろばによるコミュニティづくり等）		
	コミュニティサポート支援事業の実施（順次、高齢者自立支援ひろばに移行）		
	H22以降は、一般施策として展開（と一体）		

イ 単身高齢者対策 **推進方策3**

災害復興公営住宅における単身高齢者等の閉じこもり対策を進めるため、災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業を活用し、高齢者の元気づくりのためのふれあい交流事業等への支援の取り組みを推進する。

また、単身高齢者等の生活支援を図るため、LSA等による単身高齢者への支援やボランティア活動、コミュニティ・ビジネスへの助成などの取り組みを推進するとともに、個々の状況に応じて、リバースモーゲージ（逆抵当融資）を活用した生活資金や生活保護の適用等による支援を推進する。

[平成18年度の現状]

災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業（復興基金）の実施
 高齢者自立支援ひろばの開設（復興基金）
 LSAの配置、地域包括支援センターの設置
 「まちの保健室」看護ボランティアによる訪問（復興基金等）
 県民ボランティア活動助成、コミュニティ・ビジネス支援事業の実施
 個々の状況に応じたリバースモーゲージを活用した生活福祉資金の貸付（長期生活支援資金）、生活保護の適用

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
単身高齢者対策（県民政策部会、健康生活部生活企画局等部会、産業労働部会、まちづくり復興担当部会）			
[被災地固有の課題解決を加速] 単身高齢者等の閉じこもり対策の推進	災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業（復興基金）		

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
[復興の成果の全県施策への継承] 単身高齢者等の生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者自立支援ひろばの開設 ・L S Aの配置、地域包括支援センターの設置 ・まちの保健室看護ボランティアによる訪問 ・ボランティア活動助成、コミュニティ・ビジネス支援事業の実施 ・個々の状況に応じた「ハーステージ」を活用した生活資金支援（長期生活支援資金、要保護者世帯向け長期生活支援資金等）等や生活保護の適用 		
			H22からは一般施策で対応（と一体）

ウ 公営住宅の高齢化対策 **推進方策4**

公営住宅における高齢化対策を進めるため、高齢化社会に対応した「ひょうご21世紀県営住宅整備・管理計画」に基づき、新婚世帯・子育て世帯の優先入居枠の拡大（平成21年度に80戸を目標）などを図る。

[平成18年度の現状]

「ひょうご21世紀県営住宅整備・管理計画」の改訂（H18.4）
新婚世帯・子育て世帯の優先入居実績：37戸

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公営住宅の高齢化対策	（まちづくり復興担当部会）		
[復興の成果の全県施策への継承] 子育て世帯の優先入居など公営住宅の高齢化対策の推進 ・新婚世帯・子育て世帯の優先入居枠の拡大 （H21に80戸、H22に100戸を目標）	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	新婚世帯・子育て世帯の優先入居等の推進		
	40戸(累計)	60戸(累計)	80戸(累計)

高齢者に優しい環境づくり

ア 県営住宅のバリアフリー化 **推進方策5**

県営住宅におけるバリアフリー化を進めるため、高齢化社会に対応した「ひょうご21世紀県営住宅整備・管理計画」に基づき、県営住宅の高齢者向け改修等のバリアフリー化（平成21年度までに6,350戸を目標）などを推進する。

[平成18年度の現状]

「ひょうご21世紀県営住宅整備・管理計画」の改訂（H18.4）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
県営住宅のバリアフリー化 (まちづくり復興担当部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] 県営住宅の新型改修等、高齢者向け改修等によるバリアフリー化の推進 ・県営住宅のバリアフリー化の推進 (H21に6,350戸、H22に7,900戸のバリアフリー化を目標)	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	県営住宅のバリアフリー化の推進		
	3,250戸(累計)	4,800戸(累計)	6,350戸(累計)

イ 住宅や生活に関わる悪質業者対策 **推進方策6**

住宅改修や消費生活に関わる悪質業者対策を進めるため、消費生活条例等の法令に基づき、生活科学センター等での消費生活相談等や地域での声かけ運動を実施するとともに、住宅改修業者登録制度の運用や住宅リフォーム相談などを実施する。

[平成18年度の現状]

生活科学センター等での消費生活相談の実施
住宅改修業者登録制度の運用 (H18.7受付開始)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
住宅や生活に関わる悪質業者対策 (県民政策部会、まちづくり復興担当部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] 住宅改修や消費生活に関わる悪質業者対策の推進 ・消費者施策の推進 ・住宅リフォーム対策の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	生活科学センター等での消費生活相談の実施、事業者指導		
	地域での声かけ運動実施団体を平成22年度までに1,000団体に拡大		
	住宅改修業者登録制度の運用、リフォーム相談の実施等		

ウ 公共交通のバリアフリー化などユニバーサル社会づくり 推進方策7

公共交通、住宅、施設等のバリアフリー化などユニバーサル社会づくりを進めるため、福祉のまちづくり条例や「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」に基づき、実践モデル地区の整備推進、利用者の多い鉄道駅舎におけるエレベーターの設置（平成21年度に99%を目標）、歩道の段差解消（平成19年度に約32,500か所を目標）などを推進する。

[平成18年度の現状]

福祉のまちづくり条例に基づく公共交通のバリアフリー化

「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」（H17.4策定）に基づく取り組みの実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年 度 別 計 画			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
公共交通のバリアフリー化などユニバーサル社会づくり (健康生活部生活企画局等部会、まちづくり復興担当部会)				
[復興の成果の全県施策への継承] 公共交通、住宅、施設等のバリアフリー化などユニバーサル社会づくりの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進			
	ユニバーサル社会づくりひょうご推進会議の設置、運営			
	・ 県民、地域団体、NPO、企業、市町等幅広く参加する推進会議の設置（H20に200団体を目標）	150団体(累計)	200団体(累計)	
	・ 事業所等の率先する率先行動の促進（H20に200事業所の計画策定支援を目標）	150事業所(累計)	200事業所(累計)	
	・ 利用者の多い駅舎のバリアフリー化99%作戦（H21に95%、H22に99%を目標）	88%(累計154駅)	92%(累計160駅)	95%(累計166駅)
	・ 福祉のまちづくり重点地区やあんしん歩行エリア等を重点的に歩道の段差解消（H19に約32,500か所を目標）	32,500か所(累計)		
・ 診療所や店舗など民間の生活利便施設のバリアフリー化促進（H19に100施設を目標）	100施設(累計)			

高齢者の生きがいくりのための能力向上、社会参加の支援

ア 高齢者のエンパワーメント（能力向上）の支援 **推進方策 8**

高齢者大学等による高齢者の生きがいくりのためのエンパワーメント（能力向上）を支援するため、兵庫県高齢者生きがい創造協会によるいなみ野学園を運営する（平成21年度に大学院修了者300人を目標）とともに、生涯学習推進体制の充実などを図る。

[平成18年度の現状]

県内7地域での高齢者大学の開設
いなみ野学園大学院の開設（H18.4）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
高齢者のエンパワーメント（能力向上）の支援（県民政策部会、まちづくり復興担当部会）			
[復興の成果の全県施策への継承] 高齢者大学等による高齢者の生きがいくりのためのエンパワーメントの支援 ・いなみ野学園4年制大学に加え大学院を開設（H21に修了者300人を目標）	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	いなみ野学園等高齢者大学の運営と生涯学習推進体制の充実		
	100人(累計)	200人(累計)	300人(累計)

イ 高齢者の知識やノウハウの社会での活用 **推進方策 9**

高齢者がこれまで培ったノウハウや学んだ知識の地域社会での活用を進めるため、老人クラブの青年部会の設置（平成21年度に41か所を目標）や、健康づくり事業の拡大（平成21年度に16,000人を目標）など、高齢者の社会参加を支援する。

[平成18年度の現状]

老人クラブの社会活動や健康づくり活動への支援事業の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
高齢者の知識やノウハウの社会での活用 （健康生活部生活企画局等部会、産業労働部会、まちづくり復興担当部会）			
[復興の成果の全県施策への継承] 高齢者がこれまで培ったノウハウや学んだ知識の地域社会での活用	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	老人クラブの社会活動や健康づくり活動支援		

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
・県老人クラブ・市町老人クラブ連合会に青年部会（若手会員の活躍の場）の設置（H21に41か所を目標）	21か所(累計)	31か所(累計)	41か所(累計)
・老人クラブ健康づくり事業の拡充（H21に16,000人、H22に17,000人を目標）	14,000人(累計)	16,000人(累計)	16,000人(累計)

(2) まちのにぎわいづくり

多様な主体が参画した「まちのにぎわい創出」の支援

ア 持続可能な住民主体のにぎわいづくり 推進方策10

被災地における地域の主体的な発意による、まちのにぎわい創出を進めるため、まちのにぎわいづくり一括助成事業を実施（平成21年度に累計40団体への助成を目標）する。また、実施にあたっては、事業実施状況の公開や内外への情報発信など採択団体の事業実施をバックアップするとともに、助成終了後の活動の継続や被災地外への波及等に向けたフォローアップを実施するなど、持続可能な住民主体のにぎわいづくりを推進する。

さらに、中心市街地等まちなかのにぎわいの維持・向上に向けた共同プロジェクトを展開するなど、地域商業の活性化とまちづくりとが緊密に連携した取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

まちのにぎわいづくり一括助成事業（復興基金）の創設（13団体助成）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
持続可能な住民主体のにぎわいづくり (まちづくり復興担当部会、産業労働部会)			
[被災地固有の課題解決を加速] まちのにぎわいづくり一括助成事業による地域の主体的な発意によるまちのにぎわい創出 (H21に助成団体40団体を目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・一括助成事業の実施 ・採択団体の事業実施のバックアップ ・助成終了後のフォローアップ等 		
	23団体(累計) ・「開かれた取り組み」の確保(事業実施状況の公開等) ・相談・支援体制の充実 ・意見交換・交流の場の提供 ・内外への情報発信の充実(事例集の作成、ポータルサイトの開設等)	33団体(累計)	40団体(累計)
			H22以降は一般施策で対応

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
[復興の成果の全県施策への継承] 地域商業の活性化とまちづくりの緊密な連携によるまちのにぎわい創出	地域商業の活性化とまちづくりが連携したにぎわいづくり施策の展開 (まちなか商業再活性化事業 ・大型店出店対策事業 ・商人塾実施事業 ・駐車場整備計画ガイドプランの作成 等)		

イ まちづくり協議会を核としたまちづくり **推進方策11**

まちづくり協議会を核とした復興まちづくりの取り組みを進めるため、復興まちづくり支援事業を引き続き実施するとともに、一般施策においても、まちづくり協議会等に対する専門家派遣（平成21年度に40市町を目標）やまちづくり情報バンクの構築・運営などを行い、地域における住民主体のまちづくり活動を支援する。

[平成18年度の現状]

復興まちづくり支援事業（復興基金）の実施

まちづくり支援事業（一般施策）の実施

（アドバイザー・コンサルタントの派遣、情報バンクの構築・運営等）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
まちづくり協議会を核としたまちづくり	（まちづくり復興担当部会）		
[被災地固有の課題解決を加速] 復興まちづくり支援事業を活用したまちづくり協議会等のまちづくり活動への支援	復興まちづくり支援事業（復興基金）の実施 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;"> H22以降については、被災地も一般施策で対応 </div>		
[復興の成果の全県施策への継承] まちづくり協議会等の持続的な発展を通じたまちづくりの推進	まちづくり支援事業（一般施策）の実施 (アドバイザー、コンサルタントの派遣 ・情報バンクの構築・運営 等)		
・まちづくり支援事業の実施 （H21に40市町、H22に全41市町を目標）	38市町(累計)	39市町(累計)	40市町(累計)

ウ 地域団体・NPO等によるまちのにぎわい創出 **推進方策12**

自治会、婦人会等の地域団体やNPO等によるまちづくり活動を通じたまちのにぎわい創出を図るため、「(改定版)地域づくり活動支援指針」に基づき、地域づくり活動応援事業の実施(平成21年度に3,390団体を目標)や県民ボランティア活動への助成など、地域団体・NPO等による取り組みを支援する。

[平成18年度の現状]

地域づくり活動応援事業等の実施
(1,901団体[累計])

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
地域団体・NPO等によるまちのにぎわい創出 (県民政策部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] 自治会、婦人会等の地域団体やNPO等によるまちづくり活動を通じたまちのにぎわい創出 ・地域づくり活動応援事業の実施(H21に3,390団体を目標)	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	地域づくり活動応援事業等の実施		
	2,430団体(累計)	2,910団体(累計)	3,390団体(累計)

エ 大学・学生との協働によるまちづくり **推進方策13**

子どもたちや学生など若者の元気による、まちのにぎわい創出を図るため、神戸大学等の大学との「まちづくり協定」の締結やそれに基づく共同事業等の実施、学生による商店街の活性化への支援などを推進する。

[平成18年度の現状]

神戸大学との「まちづくり協定」(H17.12締結)に基づく共同事業等の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
大学・学生との協働によるまちづくり (まちづくり復興担当部会、神戸県民局)			
[復興の成果の全県施策への継承] 子どもたちや学生など若者の元気によるまちのにぎわい創出	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	大学と連携したまちづくりの推進等		

商店街によるまちのにぎわい創出

ア 被災商店街のにぎわい回復 **推進方策14**

震災で被災した商店街のにぎわいや活気の回復を図るため、商店街・小売市場復興イベント開催支援事業等を活用し、商店街の復興イベントの開催や共同施設の整備等への助成などの支援を実施する。

[平成18年度の現状]

商店街・小売市場復興イベント開催支援事業等（復興基金）の実施
商店街・小売市場共同施設建設費助成事業（復興基金）の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
被災商店街のにぎわい回復	（産業労働部会）		
[被災地固有の課題解決を加速] 被災商店街のにぎわいや活気の回復 ・商店街・小売市場復興イベント開催支援 ・商店街・小売市場共同施設建設費助成事業	商店街・小売市場復興イベント開催支援事業等 （復興基金）の実施		
	・支援内容の拡充 （補助率等の引き上げ）		
	90件/年	90件/年	80件/年
	25件/年	20件/年	20件/年
			H22以降は一般施策で対応

イ 特色ある商店街づくり **推進方策15**

被災地における特色ある商店街づくりを進めるため、先導的活性化事業や空き店舗活用支援事業等を通じて、商店街がその活性化をめざして実施する先導的な取り組みを支援する。

[平成18年度の現状]

先導的活性化事業の特色枠の創設

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
特色ある商店街づくり	（産業労働部会）		
[復興の成果の全県施策への継承] 先導的な取り組みによる被災商店街の活性化	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	先導的活性化事業、空き店舗活用支援事業、地域連携イベント事業等		

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
・元気アップ事業の展開 (H21に1,200件、H22に1,400件を目標)	700件(累計)	1,000件(累計)	1,200件(累計)

地域の景観の保全・創造や空き地等の活用

ア 残存空地の活用 **推進方策16**

被災市街地における空き地の緑化等によるにぎわいづくりを推進するため、被災地空地の緑化推進助成事業(平成21年度に80件を目標)を通じて、市街地における残存空地の活用を促進する。

[平成18年度の現状]

被災地花いっぱいモデル助成事業、被災地空地の緑化推進助成事業(復興基金)の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
残存空地の活用 (まちづくり復興担当部会)			
[被災地固有の課題解決を加速] 被災市街地における空き地の緑化等によるにぎわいづくりの推進 ・被災地空地の緑化推進助成事業の実施 (H21に80件を目標)	被災地空地の緑化推進助成事業(復興基金)の実施		
	60件(累計)	70件(累計)	80件(累計)
			H22以降については、一般施策で対応

イ 地域景観の形成 **推進方策17**

住民の参画による景観まちづくりを進めるため、「景観の形成等に関する条例」に基づき、景観形成地区の指定(平成21年度に41市町を目標)や、道路や街路、河川、都市公園等における緑化、県民緑税を活用した県民まちなみ緑化事業の実施など、魅力ある地域景観の形成を推進する。

[平成18年度の現状]

「景観の形成等に関する条例」(H18.3改正)に基づく景観形成地区等の指定、街路等の緑化の推進

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
地域景観の形成	(まちづくり復興担当部会)		
[復興の成果の全県施策への継承] 住民の参画による景観まちづくりの推進 ・景観形成等基本方針改定 ・景観形成地区等の指定 (H21に全41市町を目標) ・都市地域の緑化率30% (H21に24%、H27に30%を目標) ・都市部のまちなみ植樹数 (H21に80万本、H22に100万本を目標) ・全県花いっぱい運動の展開 ・県下の花・緑活動団体数 (H21に2,300団体を目標)	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	景観条例による魅力ある景観の創造・保全		
	32市町(累計)	38市町(累計)	41市町(累計)
	21%	22%	24%
	道路緑化推進事業、街路事業、河川事業、都市公園整備事業等における緑化の推進		
	県民緑税を活用した県民まちなみ緑化事業の実施		
	40万本(累計)	60万本(累計)	80万本(累計)
	人材・組織の育成による全県花いっぱい運動の展開		
	2,100団体(累計)	2,200団体(累計)	2,300団体(累計)

復興市街地整備事業の早期完成とにぎわい再生

ア 復興市街地整備事業等の早期完成 **推進方策18**

復興市街地再開発事業・復興土地区画整理事業の早期完成に向け、西宮北口駅北東地区等の換地計画の決定(平成19年度目標)や、新長田駅南地区の工事完了(平成21年度目標)など、未完了の復興市街地整備事業の完成を目指した取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

新長田駅南地区(市街地再開発事業)の事業推進

西宮北口駅北東・富島地区等(土地区画整理事業)の事業推進

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
復興市街地整備事業等の早期完成 〔被災地固有の課題解決を加速〕 復興市街地再開発事業の早期完成に向けた取り組みの推進	(まちづくり復興担当部会)		
復興土地区画整理事業の早期完成に向けた取り組みの推進	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 新長田駅南地区(市街地再開発)の事業推進 </div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; display: inline-block;"> H21末で工事完了(目標) </div>		
	・西宮北口駅北東・富島地区等(土地区画整理)の事業推進 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; display: inline-block;"> 換地処分若しくは換地計画決定(目標) </div>		

イ 復興市街地における住宅再建や商業機能の再生 **推進方策19**
 復興市街地整備事業地区等における空地・空床の利用促進を図るため、復興市街地再開発商業施設等入居促進事業等を活用した住宅再建や商業機能の再生への支援を推進する。

[平成18年度の現状]

「復興市街地再開発商業施設等入居促進事業」等(復興基金)の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
復興市街地における住宅再建や商業機能の再生 〔被災地固有の課題解決を加速〕 復興市街地整備事業地区等における空地・空床の利用促進	(まちづくり復興担当部会)		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 復興市街地再開発商業施設等入居促進事業等(復興基金)の実施 </div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; display: inline-block;"> H22以降については、復興市街地整備事業の完成に伴い事業終了 </div>		

ウ 中心市街地の活性化 **推進方策20**

まちづくり三法(中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法、都市計画法)の改正等を踏まえた被災市街地の活性化を進めるため、広域土地利用プログラムの策定を進めるとともに、改正法に基づく中心市街地活性化基本計画や商業施設等の土地利用ゾーニングの策定、大規模集客施設の立地調整など、中心市街地活性化の取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

「まちづくり三法」の改正(H18.5)

「広域土地利用プログラム」(阪神間、東播臨海部、中播臨海部)の策定(H18.9)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
中心市街地の活性化	(まちづくり復興担当部会)		
[復興の成果の全県施策への継承] まちづくり三法の改正等を踏まえた、被災市街地における中心市街地活性化の推進 ・広域土地利用プログラムの策定 ・改正法に基づく中心市街地活性化基本計画策定済み箇所数(H21に18か所を目標) ・商業施設等の土地利用ゾーニング策定市町数(H21に11市町、H22に14市町を目標) ・立地調整条例に基づく届出件数(毎年度30件)	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	・広域土地利用プログラム(東播内陸部、中播内陸部)策定		
	改正法に基づく中心市街地活性化基本計画の策定		
	6か所(累計)	12か所(累計)	18か所(累計)
商業施設等の土地利用ゾーニングの策定			
5市(累計)	8市(累計)	11市(累計)	
大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例の施行(毎年度30件の届出)			

(3) その他の個別課題への対応

県外居住被災者の帰県支援 **推進方策21**

県外居住被災者の帰県を支援するため、県外居住被災者向けの県営住宅優先入居枠の確保や、電話訪問相談員による情報提供・相談等(平成21年度までに兵庫県に戻りたい県外居住被災者全員の帰県を目標)を実施する。

[平成18年度の現状]

県営住宅優先入居枠の確保

県外居住被災者への情報提供等(帰県意向の確認等)(H18.12 178世帯)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
県外居住被災者の帰県支援 [被災地固有の課題解決を加速] 県外居住被災者の帰県の支援	(まちづくり復興担当部会)		
	県営住宅優先入居枠の確保 県外居住被災者への情報提供等		H21末までに兵庫県に帰りたい県外居住被災者全員を帰県(目標)

未償還の貸付金等対策

ア 災害援護資金の償還対策 **推進方策22**

災害援護資金に係る未償還金の円滑な償還対策を進めるため、市町における未償還金の償還を引き続き促進するとともに、国に対する免除要件の拡大等の要望、償還期限の再延長など5年経過後を見据えた取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

市町における未償還金の償還事務の促進
 国に対する免除要件の拡大等についての要望の継続

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害援護資金の償還対策 [被災地固有の課題解決を加速] 未償還金の償還促進 償還期限延長の5年経過後を見据えた取り組みの推進	(健康生活部生活企画局等部会)		
	・市町における未償還金の償還事務の促進 ・国に対する免除要件の拡大等についての要望の継続 ・償還期限の再延長など5年経過後を見据えた対応方針の検討		・償還期限の再延長等の国との協議 5年経過後の措置決定(H22)

イ 生活福祉資金の償還対策 **推進方策23**

生活福祉資金に係る未償還金の円滑な償還対策を進めるため、兵庫県社会福祉協議会における未償還金の償還を引き続き促進する。

[平成18年度の現状]

県と県社協との今後の償還事務等の方針決定（H18）
未償還金の償還の促進等

[施策目標と施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
生活福祉資金の償還対策 （健康生活部生活企画局等部会）			
[被災地固有の課題解決を加速] 未償還金の償還の促進等	未償還金の償還の促進等		

ウ 中小企業緊急災害復旧資金の償還対策 **推進方策24**

中小企業緊急災害復旧資金に係る未償還金については、未償還企業に対する相談、融資条件の変更、借換貸付の活用などにより、円滑な償還を促進する。

[平成18年度の現状]

緊急・災害復旧資金の償還対策についての方針(H16.12)に基づく未償還金の償還の促進等

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
中小企業緊急災害復旧資金の償還対策 （産業労働部会）			
[被災地固有の課題解決を加速] 未償還企業に対する相談、融資条件の変更や借換貸付の活用等による円滑な償還の促進等	未償還金の償還の促進等		

エ 生活復興資金の償還対策 **推進方策25**

生活復興資金の償還については、概ね順調に推移している（H18.12現在、償還率99.9%）が、引き続き、円滑な償還を促進する。

[平成18年度の現状]

未償還金の償還の促進等

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
生活復興資金の償還対策 （まちづくり復興担当部会）			
[被災地固有の課題解決を加速] 未償還金の償還の促進等	未償還金の償還の促進等		

災害復興公営住宅の家賃対策 **推進方策26**

災害復興公営住宅家賃の特別減免から一般減免への円滑な移行を図るため、一般減免制度への移行後は、一般の低所得者対策としての円滑な制度運用を進めるなど、災害復興公営住宅における適切かつ公平な家賃対策を推進する。

[平成18年度の現状]

特別減免から一般減免への移行の扱いについての方針決定（H18.6）
（一般の低所得者対策として対応）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害復興公営住宅の家賃対策	（まちづくり復興担当部会）		
[復興の成果の全県施策への継承] 災害復興公営住宅家賃の特別減免から一般減免への円滑な移行	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	公営住宅家賃の一般減免制度等の円滑な運用		

震災特例住宅税制の優遇措置による支援 **推進方策27**

被災市街地における住宅建設等を進めるため、復興土地区画整理事業地区等における震災特例住宅税制の優遇措置を活用した住宅建設や住宅購入への支援を推進する。

[平成18年度の現状]

震災特例税制の優遇措置による住宅建設の支援

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
震災特例住宅税制の優遇措置による支援	（まちづくり復興担当部会）		
[被災地固有の課題解決を加速] 震災特例住宅税制による被災市街地における住宅建設等への支援	震災特例税制による住宅建設支援		
	H22以降については、被災市街地復興土地区画整理事業等の状況により延長要望を検討し対応方針を決定		

被災自治体の震災関連地方債の償還対策 **推進方策28**

被災市町における震災関連地方債の円滑な償還を進めるため、被災市町の実情を踏まえつつ、平成11年度までに発行した既発債の償還延長等の国への要望等を継続する。

[平成18年度の現状]

既発債の償還延長等の支援を国に要望

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年 度 別 計 画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
被災自治体の震災関連地方債の償還対策 (企画管理部会)			
[被災地固有の課題解決への取り組みを継続] 被災市町の実情を踏まえた既発債の償還延長等の措置への取り組み	償還延長等の支援を国に要望		
			H22以降はH21末の状況により対応を検討

2. 復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展

～ 今後の成熟社会を切り拓くための先導的取り組みの定着・発展～

震災復興の過程を通じて、まちの保健室やコレクティブハウジングなどの新たな取り組みが生まれ、育ち、広がってきた。

このような先導的な取り組みの成果を、被災地内外を問わず、今後の成熟社会を切り拓くための一般の施策として一層定着・発展させていくため、まちの保健室の取り組みの拡充、多世代型コレクティブハウジングの推進、児童・生徒も含めた総合的なこころのケア対策、ボランティア活動や芸術文化活動等への支援の充実、コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方や雇用就業への支援、震災ツーリズムなどツーリズム振興と被災地における新都市づくりなどを着実に推進する。

(1) まちの保健室の定着・発展 推進方策29

復興の過程で広がった「まちの保健室」の取り組みのさらなる定着・発展を図るため、事業の全県展開を進める（平成19年度に520か所を目標）とともに、市町の健康づくり施策や交番と連携した取り組みなどを推進する。

また、復興基金事業が終了する平成22年度以降を見据え、事業の展開方策（取組内容の高度化等）や県からの支援内容等の検討など、全県施策への継承に向けた取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

まちの保健室の開設：395か所（基金20か所、一般375か所）

（被災地は復興基金事業、被災地以外は一般施策で展開）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
まちの保健室の定着・発展	（健康生活部生活企画局等部会）		
[復興の成果の全県施策への継承] まちの保健室の全県展開の推進 ・まちの保健室の開設 （H19に520か所を目標） H22以降の事業展開方策や県からの支援内容等の決定	まちの保健室の全県展開・充実		
	520か所(累計) (基金20か所、 一般500か所) ・事業内容の拡充 (市町との連携事業や交番と連携した取り組み)	520か所(累計) (基金20か所、 一般500か所)	520か所(累計) (基金20か所、 一般500か所)
	H22以降の事業展開方策（取組内容の高度化等）や県からの支援内容等の検討		・H22以降の支援内容等の決定 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;"> 復興基金事業はH21末で終了 H22以降は一般施策で対応予定 </div>

(2) シルバーハウジング、コレクティブハウジング等の推進 **推進方策30**

震災を契機としたコレクティブハウジング等の新しい住まいづくりを一層進めるため、多世代協同居住のコレクティブハウジングのモデル的实施とその検証を実施するとともに、民間事業への支援の検討などを推進する。

[平成18年度の現状]

民間コレクティブハウジング整備へのアドバイザー派遣等
 県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的实施の検討

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
シルバーハウジング、コレクティブハウジング等の推進 (まちづくり復興担当部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] 震災を契機としたコレクティブハウジング等の新しい住まいづくりの推進	・県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的实施等	県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的实施・検証、民間事業への支援の検討等	モデル的实施・検証を踏まえ、H22以降の対応方針を決定

(3) こころのケアの推進

こころのケア対策の推進 **推進方策31**

震災後のこころのケアの取り組みを踏まえたこころのケア対策を進めるため、兵庫県こころのケアセンターの活動の成果を生かし、精神保健センター、健康福祉事務所が連携した、被災者を含めた県民の総合的なこころのケア対策を推進する。

[平成18年度の現状]

兵庫県こころのケアセンターにおけるこころのケア事業の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
こころのケア対策の推進 (健康生活部生活企画局等部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] 兵庫県こころのケアセンターの活動の成果を生かした総合的なこころのケア対策の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	兵庫県こころのケアセンターの活動の成果を生かした総合的なこころのケア対策の推進		

心のケア担当教員の取り組みを継承した教育相談体制の充実 **推進方策32**

心のケアを必要とする児童生徒に対する教育相談体制の充実を図るため、学校現場における心のケア担当教員、スクールカウンセラー(全中学校等への配置等)など専門家及び関係機関との連携による相談・支援体制の充実、教職員のカウンセリング・マインド研修の実施などを推進する。

[平成18年度の現状]

震災にかかる心のケア担当教員の配置(16名)

全公立中学校・中等教育学校271校、小学校拠点校30校へのスクールカウンセラーの配置

教職員のカウンセリング・マインド研修の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年 度 別 計 画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
心のケア担当教員の取り組みを継承した教育相談体制の充実 (教育委員会事務局部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] 心のケアを必要とする児童生徒に対する、スクールカウンセラー等専門家及び関係機関との連携による相談・支援体制の充実 ・心のケア担当教員の配置 ・スクールカウンセラーの配置 ・教職員のカウンセリング・マインド研修の実施	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	心のケア担当教員の配置の継続(～H21)		
	スクールカウンセラーの全公立中学校・中等教育学校への配置の継続、小学校など配置校種の拡大等		
	カウンセリングマインドを高めるための教員研修の実施		

(4) ボランティア活動や芸術文化活動などへの支援

震災を機に広がった県民ボランティア活動の推進 **推進方策33**

震災を契機として被災地に広がった県民ボランティア活動の一層の推進を図るため、「ボランティア活動元気アッププログラム」に基づき、ひょうごボランティア基金による活動助成(毎年度3,300件)など、ひょうごボランティアプラザを中心とした各種ボランティア活動への支援を実施する。

[平成18年度の現状]

ひょうごボランティアプラザ(H14.6設置)による支援事業の実施

「平成18年度ボランティア活動元気アッププログラム」の策定(H18.4)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
震災を機に広がった県民ボランティア活動の推進 (県民政策部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] ひょうごボランティアプラザを中心とした各種ボランティア活動支援の推進 ・ボランティア基金による活動助成(毎年度3,300件) ・NPOと行政の協働会議の設置 ・NPO貸付制度による支援 地域を舞台とした団塊世代等シニア層の地域づくり活動の促進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	ボランティア基金による活動助成		
	3,300件/年	3,300件/年	3,300件/年
	NPOと行政の協働による地域課題の解決に向けての協議・情報交換等の実施		
	事業資金の貸付によるNPO活動発展の支援		
団塊世代等シニア層の地域での活動による「新しい公」の担い手の創出			

文化を活かした個性ある地域づくり **推進方策34**

震災復興のシンボルでもある県立芸術文化センターや県立美術館等を活用した個性ある地域づくりを推進するため、「芸術文化振興ビジョン」に基づき、芸術文化センターにおける魅力ある公演(平成21年度に160事業260公演を目標)等の各種文化事業の実施などの取り組みを推進する。

また、歴史文化遺産を活かしたまちづくりを促進するため、ヘリテージマネージャー(歴史文化遺産活用推進員)の養成を進める。

[平成18年度の現状]

「芸術文化振興ビジョン」(H16.5策定)に基づく各種文化事業の実施
 ヘリテージマネージャーの養成講習会の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
文化を活かした個性ある地域づくり (県民政策部会、教育委員会事務局部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] 芸術文化センターや県立美術館等を活用した個性ある地域づくりの推進 ・芸術文化センターにおける公演の実施(H21に160事業260公演、H22に200事業320公演を目標) ・県立美術館「芸術の館」の整備・充実	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	芸術文化センター等を活用した個性ある地域づくりの推進		
	80事業140公演(累計)	120事業200公演(累計)	160事業260公演(累計)
	特別展等魅力ある展覧会の開催		

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎ロビー等を活用した街かどパフォーマンスの応援（H21に75件を目標） ・ヘリテージマネージャー（歴史文化遺産活用推進員）の養成 ・毎年度45人養成（H17:177人 H22:概ね400人を目標） 	27件(累計)	51件(累計)	75件(累計)
	ヘリテージマネージャーの養成（毎年度45人養成）		

青少年の体験・交流の機会づくりの推進 **推進方策35**

今後の被災地の担い手となる青少年の生きる力を育む体験・交流の機会づくりを一層進めるため、子どもの冒険ひろば（平成19年度に全中学校区360か所を目標）や若者ゆうゆう広場（平成20年度に60か所を目標）などの取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

子どもの冒険ひろば（280か所）、若者ゆうゆう広場（40か所）の開設

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
青少年の体験・交流の機会づくりの推進	（県民政策部会）		
[復興の成果の全県施策への継承] 「子どもの冒険ひろば」「若者ゆうゆう広場」などによる青少年の体験・交流の機会づくりの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	子どもの冒険ひろば、若者ゆうゆう広場の展開		
	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの冒険ひろば事業」の展開（H19に全中学校区360か所を目標） ・「若者ゆうゆう広場事業」の展開（H20に60か所を目標） 	360か所(累計)	
	50か所(累計)	60か所(累計)	

男女が協働した取り組みの推進や家族の絆の再認識 **推進方策36**

震災によって再認識された男女が協働した取り組みや、家族の絆の大切さを今日の多様な家族のあり方の中で尊重できる社会づくりを進めるため、「ひょうご男女共同参画プラン21後期実施計画」に基づく様々な取り組みや、県民一人ひとりが自らの家族・家庭についてのあり方等を考えたり、家族一緒に体験を共有しようとする機運醸成の取り組み等を推進する。

[平成18年度の現状]

H18.4「ひょうご男女共同参画プラン21後期実施計画」策定・推進

「ひょうご家庭応援施策検討委員会」における、家族の絆を深める取り組み等の検討

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
男女が協働した取り組みの推進や家族の絆の再認識 (県民政策部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] 震災により再認識された男女が協働した取り組みや、家族の絆の大切さを、今日の多様な家族のあり方の中で尊重できる社会づくりの推進 ・地域及び企業・労働組合に男女共同参画推進員を設置 (H21に1,485人、H22に2,000人を目標) ・県立男女共同参画センターの運営 ・「ひょうご家庭応援推進協議会(仮称)」による家族の絆を深める取り組みの展開 ・男女共同参画の職場づくりに取り組む事業所との協定締結 (H21に175事業所、H22に200事業所を目標)	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	ひょうご男女共同参画プラン21の推進		
	965人(累計)	1,485人(累計)	1,485人(累計)
	グループ活動支援、研修会・講演会の開催、相談業務などの実施		
	125事業所(累計)	150事業所(累計)	175事業所(累計)

(5) 新しい働き方や雇用就業への支援

コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方への支援 **推進方策37**

コミュニティ・ビジネスを中心とした地域密着型事業の創造・普及を図るため、生きがいごとサポートセンターによる支援の展開や団塊世代への支援機能の拡充、コミュニティ・ビジネスへの助成など、新しい働き方への支援を推進する。

[平成18年度の現状]

シニア生きがいごとサポートセンター (H17.6設置) による支援 (相談件数2,000件)

コミュニティ・ビジネス助成事業の実施 (雇用創出2,400人)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方への支援 (産業労働部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] コミュニティ・ビジネスを中心とした地域密着型事業の創造・普及への支援	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	コミュニティ・ビジネスへの支援の展開		

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
<ul style="list-style-type: none"> ・高年齢者の就業支援 (H21に相談件数5,000件、H22に6,000件を目標) ・コミュニティ・ビジネスの起業支援 ・コミュニティ・ビジネスへの助成や政労使によるワークシェアリングの推進等による雇用創出(H21に6,100人、H22に7,200人を目標) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生きがいしごとサポートセンターの拡充(5か所6か所、団塊世代への支援機能の拡充) 		
	<ul style="list-style-type: none"> 生きがいしごとサポートセンターによる支援 		
	3,000件(累計)	4,000件(累計)	5,000件(累計)
<ul style="list-style-type: none"> コミュニティ・ビジネス創出・育成支援事業による立ち上げ支援(毎年度20団体) 			
3,800人(累計)	5,000人(累計)	6,100人(累計)	

ひょうご・しごと情報広場等による雇用就業対策の推進

ア ひょうご・しごと情報広場、地域労働相談・しごと情報広場の運営 **推進方策38**
ひょうご・しごと情報広場や地域労働相談・しごと情報広場による効果的な雇用就業対策を進めるため、ひょうご・しごと情報広場によるきめ細かなワンストップの就職支援、職業能力開発等の相談、情報提供(平成21年度に相談者数5,680人を目標)、青少年・若者のしごと体験(平成21年度に38,000人)などを実施する。

[平成18年度の現状]

ひょうご・しごと情報広場等の運営(相談者数:5,510人)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
ひょうご・しごと情報広場、地域労働相談・しごと情報広場の運営 (産業労働部会)			
<ul style="list-style-type: none"> [復興の成果の全県施策への継承] ひょうご・しごと情報広場等によるきめ細かなワンストップの就職支援、職業能力開発等の相談、情報提供の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進 		
	<ul style="list-style-type: none"> ひょうご・しごと情報広場等による雇用就業対策の推進 		
<ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご・しごと情報広場相談者数(H21に5,680人、H22に5,740人を目標) ・地域しごと情報広場利用者数(H20(ピーク)に4,410人/年を目標) 	5,570人/年	5,620人/年	5,680人/年
	4,200人/年	4,410人/年	4,190人/年

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
・青少年・若者のしごと体験を推進（H21に38,000人、H22に46,000人を目標）	24,350人(累計)	30,000人(累計)	38,000人(累計)

イ シニアしごと倶楽部等による中高年のしごとへの支援 **推進方策39**
 震災や不況等により厳しい状況に置かれている中高年の就業機会の創出を図るため、シニアしごと倶楽部による中高年層の再就職支援（相談者数600人/年を目標）、シルバー人材センターによる生きがい就業への支援（平成21年度に50,000人を目標）などを推進する。

[平成18年度の現状]

シニアしごと倶楽部による支援：相談者数400人
 シルバー人材センターによる就業支援：45,000人

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
シニアしごと倶楽部等による中高年のしごとへの支援 （産業労働部会）			
[復興の成果の全県施策への継承] シニアしごと倶楽部による中高年層の再就職支援、シルバー人材センターによる生きがい就業機会の創出 ・50歳代シニアの就業支援など一貫した中高年就業支援対策 ・シルバー人材センターを通じた高齢者の就業支援（H21に50,000人、H22に51,000人を目標）	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	「シニアしごと倶楽部」の運営（相談者数600人/年）		
	47,000人(累計)	49,000人(累計)	50,000人(累計)

(6) ツーリズム振興と新しい都市づくり

震災ツーリズム等地域の特色を生かしたツーリズム振興 **推進方策40**
 被災地における震災ツーリズムなど地域の特色や個性を生かしたツーリズムの振興を進めるため、「ひょうごツーリズムビジョン後期行動プログラム」に基づき、人と防災未来センターなどを活用した各種の観光・集客の取り組み（平成21年度にツーリズム人口1億5,000万人を目標）を推進する。

[平成18年度の現状]

「ひょうごツーリズムビジョン後期行動プログラム」（H18.3策定）に基づくツーリズム施策の推進

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
震災ツーリズム等地域の特色を生かしたツーリズム振興 (産業労働部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] 人と防災未来センターなどを活用した震災ツーリズムの推進 ・ツーリズム人口 (H21に1億5000万人を目標)	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	ひょうごツーリズムビジョンの推進		
	1億3700万人/年	1億4300万人/年	1億5000万人/年
	地域資源の活用や近隣府県との連携など 地域独自の取組みの強化		

被災地における新都市づくり

ア 潮芦屋の整備推進 **推進方策41**

潮芦屋における安全・安心な魅力あるまちづくりを推進するため、「南芦屋浜土地利用基本計画」に基づき、マリーナ周辺ゾーンの整備や水質向上、県産木材を活用した住宅の導入など、ユニバーサルデザインを基本として、ウォーターフロントを活かしたまちづくり(平成21年度に住宅分譲戸数650戸を目標)を推進する。

[平成18年度の現状]

「南芦屋浜地区土地利用基本計画」(H8.1策定)に基づく事業推進

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
潮芦屋の整備推進 (企業庁部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] 潮芦屋におけるユニバーサルデザインを基本とした安全・安心なまちづくり、ウォーターフロントを活かした魅力あるまちづくりの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	潮芦屋におけるまちづくりの推進		
	・マリーナ周辺ゾーンの整備		
	・マリーナの水質向上 ・県産木材を活用した住宅の導入 ・まちびらき10周年記念イベントの実施		

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
・潮芦屋における住宅分譲戸数 (H21に650戸、H22に750戸を目標)	500戸(累計)	550戸(累計)	650戸(累計)

イ 「尼崎21世紀の森」の推進 **推進方策42**

21世紀の都市再生のモデルとなる「尼崎21世紀の森」づくりを推進するため、「尼崎21世紀の森構想」に基づき、サポーターづくり（平成21年度に290人を目標）やスポーツ健康増進施設の運営を図るとともに、中央緑地の整備（平成21年度に進捗率54%を目標）を進める。

[平成18年度の現状]

「尼崎21世紀の森構想」(H14.3策定)に基づく事業推進
尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設の開設

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
「尼崎21世紀の森」の推進 (県土整備部会、まちづくり復興担当部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] 21世紀の都市再生のモデルとなる「尼崎21世紀の森」づくりの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	森づくり協議会の運営		
・尼崎21世紀の森づくりサポーター数（H21に290人、H22に300人を目標）	270人(累計)	280人(累計)	290人(累計)
・尼崎の森中央緑地整備進捗率（H21に54%、H27に100%を目標）	42%	48%	54%
・尼崎の森中央緑地年間利用者（H21に20万人、H27に83万人を目標）	20万人/年	20万人/年	20万人/年
・尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設の運営（H18～）	P F I手法による施設の運営		

ウ 明舞団地等オールドニュータウンの再生 **推進方策43**

高齢化や住宅の老朽化が進んでいる明舞団地をモデルとしたオールドニュータウンの再生を進めるため、明舞団地における若年世帯と高齢者世帯との円滑な住み替えシステムづくりなどを推進する。

[平成18年度の現状]

「明舞団地再生計画」(H16.3策定)に基づく事業推進
明舞団地再生コンペの実施（H18.8）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年 度 別 計 画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
<p>明舞団地等オールドニュータウンの再生 (まちづくり復興担当部会)</p> <p>[復興の成果の全県施策への継承] 高齢化や住宅の老朽化が進んでいる明舞団地をモデルとしたオールドニュータウンの再生 ・若年世帯と高齢者世帯との円滑な住み替えシステムの検討</p>	<p>若年世帯と高齢者世帯との円滑な住み替えシステムづくりの推進</p> <p>・住み替えシステムの検討 → モデル事業の実施</p> <p>復興の成果を継承した全県施策として展開</p>		

3. 震災の経験と教訓の継承・発信

～ 今後の大規模災害に備えた減災・復興の仕組みづくりの推進～

阪神・淡路大震災は、平素から減災を考え、社会全体で災害に備え、災害に挑んでいこうとする「災害文化」の機運が生まれる契機となった。こうした震災の経験と教訓を継承し、広く内外に発信していくことが、被災地としての本県の責務である。

そのため、被災地における各種団体やNPO/NGO、企業、行政など様々な主体によるこれまでの取り組みを踏まえ、「ひょうご安全の日に関する条例」に基づき、「1月17日は忘れない」ための取り組みを引き続き推進する。

また、近い将来に発生が懸念されている東南海・南海地震など今後の大規模災害に備えた減災・復興の仕組みづくりを着実に推進していくため、総合的な減災対策の推進、自助・公助・共助が一体となった住宅再建への支援、住宅や公共施設の耐震化、「兵庫の防災教育」の推進と災害被災地への支援、国際防災協力の推進、災害に強い基盤整備などを推進する。

(1) 「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進 推進方策44

震災の経験と教訓を継承・発信する取り組みを一層進めるため、「ひょうご安全の日推進県民会議」が核となった防災力強化のための県民運動を展開するとともに、「ひょうご安全の日推進プログラム」の策定やそれに基づく1.17ひょうご安全の日のつどい、「1.17防災未来賞」選奨事業、防災訓練等の実施など、「1月17日は忘れない」をテーマにひょうご安全の日の取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

「ひょうご安全の日推進プログラム」の策定（H18.12）

1.17ひょうご安全の日のつどい、「1.17防災未来賞」選奨事業、防災訓練など関連事業の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
「1月17日は忘れない」ための取り組み（ひょうご安全の日）の推進（企画管理部会） [復興の成果の全県施策への継承] 震災の経験と教訓を継承・発信する「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	防災力強化県民運動の展開 - ひょうご防災アクション - ・運動内容について ・実践活動の展開 ・活動のフォロー での理解の促進 の実施		
	・「ひょうご安全の日推進プログラム」の策定（毎年度） ・1.17ひょうご安全の日のつどい、「1.17防災未来賞」 選奨事業、防災訓練など関連事業の実施		

(2) 自助・公助・共助が一体となった住宅再建への支援

被災者生活再建支援制度（支援法）の充実 **推進方策45**

被災者生活再建支援法の一層の充実のため、全国知事会等と連携しながら、居住安定支援制度の改善など同法の見直しに向けて、国への提案を行う取り組み（平成20年度に改正支援法施行）を推進する。

また、法改正により「居住安定支援制度」が改善されるまでの間、県と市町が共同して補完する事業を実施する。

[平成18年度の現状]

被災者生活再建支援法の円滑な運用
支援法の見直しに向けた国への提案
居住安定支援制度補完事業の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
被災者生活再建支援制度（支援法）の充実 〔復興の成果の全県施策への継承〕 被災者生活再建支援法の充実に向けた取り組みの推進	（まちづくり復興担当部会）		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進 ・ 全国知事会との協議、国への提案 ・ 居住安定支援制度の改善 ・ 法適用基準の見直し ・ 年収・年齢要件の見直し ・ 住宅再建支援の総合的な見直し ・ 国における被災者生活再建支援法の見直し 	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">H20に改正支援法施行</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">改正支援法の運用</div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">居住安定支援制度補完事業の実施（法改正により改善されるまで）</div>		

住宅再建共済制度の推進 **推進方策46**

震災の教訓を反映した兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）のさらなる推進を図るため、一層の加入促進を進める（10年間で世帯加入率50%を目標）とともに、全国知事会等と連携しながら、全国制度化に向けた検討などを推進する。

[平成18年度の現状]

兵庫県住宅再建共済制度（H17.9創設）の加入促進
 複数年一括支払割引、クレジットカード支払、インターネット申込みの導入
 郵便局での加入申込書の受付など郵政公社との連携
 全国制度化に向けた関係府県による勉強会の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
住宅再建共済制度の推進	（まちづくり復興担当部会）		
[復興の成果の全県施策への継承] 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の一層の加入促進 ・フェニックス共済加入率 （10年間で世帯加入率50%を目標）	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	フェニックス共済の加入促進		
	15% (H19.8)	20% (H20.8)	25% (H21.8)
全国制度化に向けた検討	全国制度化の検討（全国知事会、国との協議等）		

地震保険制度の改善 **推進方策47**

地震保険制度の一層の改善を進めるため、地震保険に係る附帯要件の撤廃等に向けた国への働きかけなどを推進する。

[平成18年度の現状]

地震保険料の改定（本県は最大52%引き下げ）
 附帯要件の撤廃等の国要望

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
地震保険制度の改善	（まちづくり復興担当部会）		
[復興の成果の全県施策への継承] 附帯要件の撤廃など地震保険制度の改善に向けた取り組みの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	附帯要件の撤廃等の国要望		

(3) 住宅や公共施設等の耐震化の推進

住宅の耐震化 推進方策48

震災の教訓を踏まえた住宅の耐震化の計画的な推進を図るため、「ひょうご住宅マスタープラン」や「兵庫県耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震診断や耐震改修への支援（平成20年度に耐震改修戸数10,000戸を目標）を進めるとともに、耐震偽装防止のための構造計算適合性判定機関の設立などを推進する。

[平成18年度の現状]

H18.4「ひょうご住宅マスタープラン」改訂
「兵庫県耐震改修促進計画」の策定（H18）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
住宅の耐震化	（まちづくり復興担当部会）		
[復興の成果の全県施策への継承] 耐震診断や耐震改修支援による住宅の耐震化の推進 ・地震に対し危険な住宅を半減（H21に17.8万戸を目標） ・新耐震基準適合率（H21に91%、H27に97%を目標） ・耐震改修済み戸数（H20に10,000戸を目標） ・簡易耐震診断実施戸数（H21に30,000戸を目標）	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	耐震診断や耐震改修支援の推進		
	・構造計算適合性判定機関の設立等		
	24.4万戸(累計)	20万戸(累計)	17.8万戸(累計)
	88%	90%	91%
6,800戸(累計)	10,000戸(累計)	11,000戸(累計)	
16,700戸(累計)	23,300戸(累計)	30,000戸(累計)	

公共施設等の耐震化 推進方策49

震災の教訓を踏まえた公共施設の耐震化を進めるため、「県有施設耐震化計画」に基づき、地域住民が多数利用したり、災害発生時に被災者の救護・避難所として重要な機能を担う県有施設（平成21年度に43施設を目標）や県立学校（平成21年度に27校を目標）、県営住宅（平成21年度に94棟を目標）等の公共施設の計画的な耐震化を推進する。

[平成18年度の現状]

県有施設耐震化計画（H17.1改訂）による県有施設の耐震化

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公共施設等の耐震化（企画管理部会、まちづくり復興担当部会、教育委員会事務局部会）			
[復興の成果の全県施策への継承] 地域住民が多数利用したり、災害発生時に被災者の救護、避難所として重要な機能を担う公共施設の耐震化の推進 ・県有施設の耐震化推進（第1期 H21に43施設、H24に52施設を目標） ・県立学校耐震化10か年作戦（H21に27校、H25に92校を目標） ・県営住宅耐震改修（H21に94棟、H22に116棟を目標）	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	県有施設耐震化の計画的推進		
	37施設(累計) (71%)	40施設(累計) (77%)	43施設(累計) (83%)
	27校(累計) (29%)	27校(累計) (29%) (19校着手:H22完了)	27校(累計) (29%)
54棟(累計) (47%)	74棟(累計) (64%)	94棟(累計) (81%)	

(4) 総合的な減災対策の推進

防災対策の計画的推進 **推進方策50**

震災の教訓を踏まえた防災対策の計画的推進を図るため、地域防災計画に基づく防災対策の推進や、「ひょうご防災戦略プログラム」など減災に向けた計画的、戦略的な推進方策の検討・策定などを推進する。

[平成18年度の現状]

「兵庫県地域防災計画」の修正（H18）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
防災対策の計画的推進（企画管理部会）			
[復興の成果の全県施策への継承] 震災の教訓を踏まえた防災対策の計画的推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	兵庫県地域防災計画等に基づく総合的な防災対策の推進		
・「ひょうご防災戦略プログラム」策定	・「ひょうご震災復興計画ガイドライン」策定		

災害時における情報発信の充実 **推進方策51**

災害時における被害の全体像を早期に把握する仕組みを構築するため、フェニックス防災システム、兵庫衛星通信ネットワーク、ひょうご防災ネットの運用による災害時における情報収集・発信機能の充実などを推進する。

[平成18年度の現状]

- フェニックス防災システム(H16.4新システム運用開始)の運用
- ひょうご防災ネット(H17.4構築)の運用
- 消防防災ヘリコプターテレビ電送システムの構築(H18)
- 兵庫衛星通信ネットワーク(H6.11全面運用開始)の運用

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害時における情報発信の充実	(企画管理部会)		
[復興の成果の全県施策への継承] 災害時における被害の全体像を早期に把握する仕組みの構築	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	フェニックス防災システム、兵庫衛星通信ネットワーク、ひょうご防災ネット等の充実		

防災に係る専門人材の養成

ア 家屋被害認定士の養成 **推進方策52**

家屋被害認定士制度の一層の推進を図るため、家屋被害認定士の着実な養成(平成19年度に累計360人を目標)や制度の円滑な運用などを推進する。

[平成18年度の現状]

家屋被害認定士の養成：累計174人

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
家屋被害認定士の養成	(企画管理部会)		
[復興の成果の全県施策への継承] 家屋被害認定士の養成の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋被害認定士の養成目標達成360人(累計) 	家屋被害認定制度の円滑な運用	

イ 被災建築物応急危険度判定制度の推進 **推進方策53**

被災建築物応急危険度判定士制度の一層の推進を図るため、被災建築物応急危険度判定士の着実な養成（平成21年度に2,500人を目標）を推進する。

[平成18年度の現状]

被災建築物応急危険度判定士の養成：累計2,041人

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
被災建築物応急危険度判定制度の推進	（まちづくり復興担当部会）		
[復興の成果の全県施策への継承] 被災建築物応急危険度判定士の養成の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	被災建築物応急危険度判定士の養成（目標2,500人）		

自主防災組織の活性化 **推進方策54**

震災後、組織率が飛躍的に伸びた自主防災組織の一層の活性化を図るため、自主防災組織の着実な育成や自主防災活動の活性化への支援などを推進する。

[平成18年度の現状]

自主防災組織の育成支援等（組織率95.1%）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
自主防災組織の活性化	（企画管理部会）		
[復興の成果の全県施策への継承] 自主防災組織の育成・活性化への支援	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	自主防災組織の育成・活性化への支援		

災害ボランティアへの活動支援 **推進方策55**

災害時におけるボランティア活動への支援の一層の充実を図るため、「災害ボランティア活動支援指針」に基づき、災害ボランティア活動の支援体制の整備や平常時からのネットワーク強化などを推進する。

[平成18年度の現状]

「災害ボランティア活動支援指針」の改訂（H19.3予定）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害ボランティアへの活動支援	(企画管理部会、県民政策部会)		
[復興の成果の全県施策への継承] 災害ボランティア支援関係機関のネットワーク化など災害ボランティアへの活動支援	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティア活動の支援体制の整備 平常時からの災害救援ボランティアネットワークの強化 ひょうごボランティアプラザによる市町社協VCの機能強化支援 災害救援専門ボランティア制度の見直し 	災害ボランティアへの活動支援の充実	

災害時要援護者への支援 **推進方策56**

高齢者や障害者など災害時における要援護者への支援の充実を図るため、「災害時要援護者支援指針」に基づき、災害時の緊急情報発信システムの構築（平成21年度に1,470人の登録を目標）や、災害時の緊急情報の多言語での提供（平成20年度に外国人6,000人の登録を目標）などを推進する。

[平成18年度の現状]

「災害弱者支援指針」の改訂（H19.3予定）

携帯電話による5言語での緊急情報発信システム「ひょうごE(イア-ジ-ェンシ-)-ネット」の構築・運用(英語、韓国・朝鮮語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害時要援護者への支援	(企画管理部会、健康生活部生活企画局等部会)		
[復興の成果の全県施策への継承] 高齢者や障害者など災害時における要援護者への支援の充実	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	市町における災害時要援護者支援の推進		
<ul style="list-style-type: none"> 災害時の緊急情報発信システムの構築 (H21に1,470人、H22に1,760人の登録を目標) 	880人(累計)	1,170人(累計)	1,470人(累計)
<ul style="list-style-type: none"> 災害時の緊急情報の14言語での提供 (H20に外国人6,000人の登録を目標) 	3,600人(累計)	6,000人(累計)	

災害時の広域避難者への支援 **推進方策57**

災害時における広域避難者への支援の仕組みづくりを進めるため、他府県との相互応援協定の締結の働きかけなど、全国自治体と連携した広域避難者の所在把握の仕組みの構築を推進する。

[平成18年度の現状]

他府県との相互応援協定の締結の働きかけ等

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害時の広域避難者への支援	(企画管理部会)		
[復興の成果の全県施策への継承] 全国自治体と連携した広域避難者の所在把握の仕組みの構築	他府県との相互応援協定の締結の働きかけなど、広域避難者の所在把握の仕組みの検討		災害時における広域避難者の所在把握の仕組みの構築(目標)

災害救助法に基づく救助の見直し等 **推進方策58**

災害救助法に基づく救助の見直し等を進めるため、同法の適用に係る知事の裁量幅の拡大や災害救助のあり方の見直しについて国に要望していく。

また、県内自治体間での防災体制や資機材の規格等の標準化の検討などに取り組む。

[平成18年度の現状]

災害救助法に係る国への要望

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害救助法に基づく救助の見直し等	(企画管理部会)		
[中長期的課題として対応] 災害救助法の適用に係る知事の裁量幅の拡大や災害救助のあり方の見直し	中長期的課題として対応		
	災害救助法に係る国への要望等		
防災に係る基本的事項の共有化・標準化の推進	県内自治体間での防災体制や資機材の規格等の標準化を検討		

災害時における警察活動の推進 **推進方策59**

災害時における円滑な警察活動の推進を図るため、都市型駐在所や災害モニター等の設置、災害時等警察活動協力員制度の運用などを実施する。

[平成18年度の現状]

都市型駐在所の運用（HAT神戸等3か所）
災害モニター、災害時等警察活動協力員の委嘱

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害時における警察活動の推進	（警察部会）		
[復興の成果の全県施策への継承] 都市型駐在所の設置など災害時における警察活動の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	都市型駐在所の運営、災害モニター等の活用等		

災害救急医療の取り組み **推進方策60**

震災の教訓を踏まえ、兵庫県災害医療センターを核とした災害救急医療の取り組みを推進するため、災害救急医療システムを充実するとともに、兵庫県版DMAT（災害救急医療チーム）を運用する。

[平成18年度の現状]

災害救急医療システム（H15.4構築）による災害救急医療の取り組みの実施
兵庫県版DMATの体制整備（H18）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害救急医療の取り組み	（健康生活部生活企画局等部会）		
[復興の成果の全県施策への継承] 兵庫県災害医療センターを核とした災害救急医療の取り組みの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	災害医療センターを核とした災害救急医療の取り組みの充実		

(5) 「兵庫の防災教育」の推進と、人と防災未来センターの積極的な活用

新たな防災教育と学校防災体制の充実

ア 「兵庫の防災教育」の推進 **推進方策61**

震災の教訓を生かした「兵庫の防災教育」の一層の推進を図るため、防災教育推進連絡会議や防災教育研修会の実施、県立舞子高校環境防災科の取り組み等の学校等における防災教育の充実などを図る。

[平成18年度の現状]

防災教育推進連絡会議や防災教育研修会の実施等
 県立舞子高校環境防災科の取り組み

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
「兵庫の防災教育」の推進	(教育委員会事務局部会)		
[復興の成果の全県施策への継承] 阪神・淡路大震災の教訓を生かした「兵庫の防災教育」の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	防災教育推進連絡会議、防災教育研修会の実施 学校等における防災教育の充実		

イ 震災・学校支援チーム (EARTH) の取り組みの推進 **推進方策62**

震災の教訓を踏まえた震災・学校支援チームの取り組みを一層進めるため、災害被災地への支援活動や各種研修活動等への指導助言などを実施する。

[平成18年度の現状]

震災・学校支援チーム (H12.4設置) の運営 (但馬等への専門家派遣)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
震災・学校支援チーム (EARTH) の取り組みの推進	(教育委員会事務局部会)		
[復興の成果の全県施策への継承] EARTHによる災害被災地への支援活動や各種研修活動等への指導助言の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	EARTHの運営 (災害被災地への支援、各種研修活動等への指導助言)		

人と防災未来センターの積極的な活用 **推進方策63**

震災の経験と教訓を継承・発信するため、人と防災未来センターによる国内外の災害被災地への専門家派遣等の支援を実施するとともに、情報発信・展示、調査研究、研修、語り継ぎなどの取り組みを展開する。また、同センターの展示内容のリニューアルを検討、実施するなど情報発信機能の充実を図る。

[平成18年度の現状]

人と防災未来センターの運営（平成17年度来館者数：531,485人）
災害被災地への専門家派遣（新潟中越地震、アトリエ島沖地震津波被害等）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人と防災未来センターの積極的な活用	（企画管理部会）		
[復興の成果の全県施策への継承] 人と防災未来センターによる震災の経験と教訓の継承・発信	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	人と防災未来センターの運営 災害被災地への専門家派遣		
	人と防災未来センターの展示 リニューアルの検討・実施		

(6) 国際防災協力の推進

国際防災・人道支援拠点の形成の推進

ア 国際防災復興協力機構（IRP）への運営支援 **推進方策64**

国連防災世界会議（兵庫・神戸会議）における兵庫行動枠組みなどの成果を踏まえ、国際防災復興協力機構（IRP）による国際防災協力活動を一層進めるため、国内外の災害被災地への支援活動を展開する同機構の運営支援などを推進する。

[平成18年度の現状]

国際防災復興協力機構（IRP H17.5設置）の運営
（パキスタン等への専門家派遣）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
国際防災復興協力機構（IRP）への運営支援	（企画管理部会）		
[復興の成果の全県施策への継承] 国内外の災害へのIRPによる支援活動の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	IRPによる国内外の災害被災地への支援		

イ 国際防災・人道支援協議会に対する支援 **推進方策65**

神戸東部新都心を中心とした国際防災・人道支援拠点の形成に向けた取り組みを進めるため、アジア防災センター、国連人道問題調整事務所神戸事務所等の関係機関で構成する国際防災・人道支援協議会によるフォーラム等の連携事業等への支援などを推進する。

[平成18年度の現状]

関係機関による連携事業（H19.1 フォーラム開催等）への支援

【国際防災・人道支援関係機関】

- ・アジア太平洋地球変動研究ネットワークセンター ・アジア防災センター ・国際メックスセンター
- ・国際協力機構兵庫国際センター（国際防災研修センター（予定））
- ・国際防災復興協力機構 ・国際連合人道問題調整事務所神戸
- ・国際連合地域開発センター防災計画兵庫事務所
- ・世界保健機関健康開発総合研究センター ・地球環境戦略研究機関関西研究センター
- ・日本赤十字社兵庫県支部 ・阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター
- ・兵庫県こころのケアセンター ・兵庫県災害医療センター
- ・防災科学研究所地震防災フロンティア研究センター
- ・防災科学研究所兵庫耐震工学研究センター（E-ディフェンス）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
国際防災・人道支援協議会に対する支援	（企画管理部会）		
[復興の成果の全県施策への継承] 国際防災・人道支援拠点の形成 に向けた取り組みの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	国際防災・人道支援協議会による取り組みの推進		

国際的な防災研修専門機関の整備 **推進方策66**

神戸東部新都心における防災関連機関の集積を生かし、国際的な防災専門研修の拠点づくりを進めるため、県と国際協力機構（JICA）の間で進めている国際防災専門研修機関の設立を支援するとともに、同機関を活用した国際的な防災専門研修の取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

国際防災専門研修機関の設立支援

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
国際的な防災研修専門機関の整備 (企画管理部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] 国際的な防災専門研修機関の設立に向けた取り組みの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	国際防災研修センターの運営 ・国際防災研修センターの設立 (H19.5予定)		

(7) 災害に強い基盤整備等の推進

三木総合防災公園、地域防災公園等の整備 推進方策67
 東南海・南海地震等大地震や台風等風水害等に対する防災機能を高めるため、「兵庫県地域防災計画」や「兵庫県立都市公園の整備・管理運営の基本方針」等に基づき、広域防災拠点、三木総合防災公園、地域防災公園の整備を推進する。

[平成18年度の現状]

「兵庫県立都市公園の整備・管理運営の基本方針」(H18.3策定)に基づく
 防災公園等の整備
 淡路広域防災拠点の整備 (H19.2)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
三木総合防災公園、地域防災公園等の整備 (企画管理部会、まちづくり復興担当部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] 広域防災拠点、三木総合防災公園、地域防災公園の整備推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	広域防災拠点、三木総合防災公園、地域防災公園等の整備		

大阪湾岸道路西伸部の推進 推進方策68
 緊急時における代替性を備えた高速道路ネットワークの形成を図るため、大阪湾岸道路西伸部(六甲アイランド～駒ヶ林南)の環境影響評価及び都市計画決定手続を進めるなど、早期事業化に向けた取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

六甲アイランド～駒ヶ林南の環境影響評価及び都市計画決定手続等

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
大阪湾岸道路西伸部の推進 (県土整備部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] 大阪湾岸道路西伸部(六甲アイランド~名谷JCT)の早期事業化に向けた取り組みの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	都市計画決定・環境影響評価手続・事業化		

六甲山「水と緑の回廊」構想の推進

ア 六甲山系グリーンベルト整備事業の推進 **推進方策69**

表六甲山麓を土砂災害から守るグリーンベルトの整備を進めるため、「六甲山系グリーンベルト整備基本方針」に基づき、六甲山系グリーンベルト整備事業による防災樹林帯の整備(平成21年度に公有地化面積968haを目標)などを推進する。

[平成18年度の現状]

「六甲山系グリーンベルト整備基本方針」(H8.3策定)に基づく事業推進(進捗率:約58%)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
六甲山系グリーンベルト整備事業の推進 (県土整備部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] 表六甲山麓を土砂災害から守る六甲山系グリーンベルト整備事業の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	六甲山系グリーンベルト整備事業の推進		
・六甲山系グリーンベルト整備事業の実施(延べ公有地化面積) (H21に968ha、H22に993haを目標)	918ha(累計)	943ha(累計)	968ha(累計)

イ 阪神疏水構想の推進 **推進方策70**

河川、公園、緑地等が連携する水と緑のネットワークの形成をめざした「阪神疏水構想」については、水源確保についての国の動向等を把握しながら、今後の中長期的な課題として取り組む。

[平成18年度の現状]
水源確保の見通しが不確定な状況

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
阪神疏水構想の推進 (県土整備部会)			
[中長期的課題として対応] 河川、公園、緑地等が連携する 水と緑のネットワークの整備	中長期的課題として対応		

災害時における食料の安定供給等 **推進方策71**

災害時における食料の安定供給等を図るため、「ひょうご農林水産ビジョン2015」に基づき、食料の安定供給体制の整備や、警戒ため池の解消（平成21年度に63か所を目標）、海岸保全施設の整備（平成21年度に6地区完了を目標）による災害に強い漁港づくりなどを推進する。

[平成18年度の現状]
「ひょうご農林水産ビジョン2015」（H18.3策定）に基づく取り組みの推進

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害時における食料の安定供給等 (農林水産部会)			
[復興の成果の全県施策への継承] 災害時における食料の安定供給 やため池の管理、災害に強い漁 港づくりなどの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	災害時における食料の安定供給体制の整備等		
・農地等の保全 警戒ため池の解消 (警戒ため池の個所数： H21に63か所、H22に30か 所を目標)	133か所(累計)	93か所(累計)	63か所(累計)
・災害に強い漁村づくり 海岸保全施設の整備完了 (H21に6地区、H22に7地区 を目標)	4地区(累計)	5地区(累計)	6地区(累計)

参 考

平成19年2月7日

1. 阪神・淡路大震災復興フォローアップの総合的推進

～ “復興の成果を県政に生かす” 3か年推進方策”の推進～

平成18年度の復興フォローアップについては、高齢者の自立支援など残された課題の解決に向けた重点的な取り組みを推進するとともに、改めて、復興10年総括検証・提言等を踏まえ、震災復興全般にわたる課題を整理し、総合的なフォローアップを実施した。

また、復興フォローアップ委員会は、本年度、震災後12年が経過した被災地・被災者を取り巻く諸情勢の変化を踏まえた今後のフォローアップの考え方等を提言した。

本県は、これらを受け、震災の経験と教訓を継承し、復興の成果を県政に生かすため、震災10年経過後の5年が終了する平成21年度をめどとする“復興の成果を県政に生かす”3か年推進方策」を策定した。

平成19年度から21年度の3か年においては、この推進方策に基づき、高齢者の自立支援など被災地固有の課題解決を加速するとともに、復興の成果を高齢社会・成熟社会対策や防災・減災対策などの全県施策に反映させることにより、震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりを推進する。

また、被災地の残された課題である「高齢者の自立支援」と「まちのにぎわいづくり」への的確かつ効果的な対応を図るため、「高齢者自立支援・まちのにぎわいづくり推進プログラム2007」に基づき、重点的な取り組みを展開する。

[復興フォローアップの総合的推進]

“復興の成果を県政に生かす” 3か年推進方策
～ 震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりの推進～
【平成19年度施策体系・当初予算：全体190事業、65,655,180千円】

1. 被災地固有の個別課題への対応 【 93事業、29,386,852千円】

2. 復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展【 36事業、15,894,975千円】
～ 今後の成熟社会を切り拓くための先導的取り組みの定着・発展～

3. 震災の経験と教訓の継承・発信 【 61事業、20,373,353千円】
～ 今後の大規模災害に備えた減災・復興の仕組みづくりの推進～

[残された課題への重点的な取り組みの展開]

高齢者自立支援・まちのにぎわいづくり推進プログラム2007
【102事業、23,182,793千円】(再掲を除く)

1. 高齢者の自立支援 【58事業、4,970,102千円】
～ 高齢者の“安心・元気”につながる自立支援のしくみの構築～

2. まちのにぎわいづくり 【47事業、18,402,691千円】
～ まちの“元気創出・資源活用・再生促進”によるにぎわいづくり～

2. 「復興の成果を県政に生かす」3か年推進方策」の概要

～ 震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりの推進～

“復興の成果を県政に生かす”3か年推進方策（復興フォローアップ3か年推進方策）

3か年推進方策の策定趣旨（P1）

策定趣旨

- ・被災地の現状や創造的復興の成果を踏まえながら、戦略的かつ機動的に施策を展開していくため、今後の復興フォローアップの基本的な考え方を示すとともに、震災復興全般にわたる課題を整理し、個々の課題ごとに向こう3か年のフォローアップ方針や施策目標、年度別計画を示す。

期 間：平成19年度～21年度

被災地・被災者を取り巻く現状（P4）

被災地における着実な復興の進展

- ・人口、総生産の回復、有効求人倍率の上昇、面的整備事業の着実な進捗

被災者の生活復興意識の変化

- ・地域経済については、「震災の影響を脱していない」という意識が一部見られるものの、まちの復興や自らの住まい、家計については、「震災の直接的影響を乗り越え、被災地の状況は平時に戻ってきている」という意識が進行。

被災地の課題解決に求められる取組方向の変化

- ・被災地の課題解決には、被災地固有の取組みだけでなく、高齢化の進展や都市構造の空洞化、地域経済の状況など社会全体の課題としての取組みが不可欠。

震災復興における先導的取組みの全国・全県的な拡がり

- ・国の単身高齢者の孤立死防止推進事業のH19予算案への盛り込み
- ・中心市街地活性化に向けたまちづくり三法の改正
- ・震災や台風23号災害の教訓を踏まえた県地域防災計画の修正
- ・国の災害時要援護者の避難支援ガイドラインの作成 等

今後の復興フォローアップの基本的な考え方（P12）

創造的復興の取組みの継承・発信

- ・単に旧に復するだけではなく、21世紀を見据えた「創造的復興」を目指し、ボランティア活動支援や高齢者の見守りなどの施策を重点的に実施。これらの施策の多くは、震災復興対策と同時に、今後の超高齢社会や成熟社会に対応した先導的な取組みでもあることから、今後はこの成果を被災地外に広げていく。
- ・残された課題の解決についても、被災地固有の取組みだけでなく、高齢化や都市構造の空洞化など社会全体の課題として取り組む。

震災の教訓を継承し、復興の成果が脈々と生き続ける県政展開

- ・そのため、平成21年度末までの震災10年経過後の5年をめぐり、被災地固有の課題解決を加速するための重点的な事業実施とともに、復興の成果を高齢社会・成熟社会対策、防災・減災対策などの全県施策に継承させ、

復興の成果が脈々と生き続ける県政展開を図り、震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりを推進。

“復興の成果を県政に生かす” 3か年推進方策の推進

- ・震災復興全般にわたる課題（71項目）について、3か年の推進方策（課題毎のフォローアップ方針や施策目標、年度別計画）を策定。
- ・この3か年推進方策に基づき、
被災地固有の個別課題への対応
復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展
震災の経験と教訓の継承・発信 を推進。

課題別推進方策

1. 被災地固有の個別課題への対応（28項目）（P15）

高齢者自立支援、まちなぎわいづくりなど震災に起因する被災地固有の課題の重点的対応
県外居住被災者への支援、未償還の貸付金等対策などの個別課題の解決

高齢者の自立支援（ ）（H19新規・拡充施策）

高齢者自立支援ひろばの拡充（H21：40か所）・機能充実（スタッフを始めとする運営組織の能力の向上等）、ひろば開設市におけるひろばと市の一般の高齢者ケア施策との連携強化、ひろば機能の全県施策化等の検討
見守りグループ（自治会・老人クラブ等）、NPO、ひろばスタッフ、行政との意見交換会の実施（自治会活動の対応困難事例等）等

まちなぎわいづくり

まちなぎわいづくり一括助成事業の実施（H21：累計40団体）
採択団体の事業実施のバックアップ（意見交換・交流の場の提供、内外への情報発信等）
地域商業の活性化とまちづくりが連携したにぎわいづくり施策の展開 等

その他の個別課題への対応

兵庫県に戻りたい県外居住被災者の帰県支援（H21末までに希望者全員を帰県）
災害援護資金の未償還金の償還の促進 等

2. 復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展（15項目）(P34)
～今後の成熟社会を切り拓くための先導的取り組みの定着・発展～

震災復興の過程を通じて広がってきた先導的な取り組みの成果を、被災地内外を問わず、今後の成熟社会を切り拓くための仕組みとして一層定着・発展。

まちの保健室の定着・発展

まちの保健室の全県展開（H19：520か所）・事業内容の拡充（市町との連携事業や交番と連携した取り組み）
H22以降の事業展開方策や県からの支援内容等の検討 等

シルバーハウジング、コレクティブハウジングの推進

県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的实施
民間事業への支援の検討 等

こころのケアの推進

こころのケアセンターの成果を生かした総合的なこころのケア対策の推進
心のケア担当教員（～H21）、スクールカウンセラーの全公立中学校等への配置等

ボランティア活動や芸術文化活動などへの支援

団塊世代等シニア層の地域での活動による「新しい公」の担い手の創出
ボランティア基金による活動助成（毎年度3,300件）
芸術文化センター等を活用した個性ある地域づくりの推進
子どもの冒険ひろば（H19：360か所）、若者ゆうゆう広場の展開（H20：60か所）等

新しい働き方や雇用就業への支援

生きがいしごとサポートセンターの再編による団塊世代への支援機能の拡充、
コミュニティ・ビジネスへの支援
ひょうご・しごと情報広場等による雇用就業への支援（相談者数H21：5,680人）等

ツーリズム振興と新しい都市づくり

人と防災未来センター等を活用した震災ツーリズムの推進
潮芦屋におけるユニバーサルデザインを基本としたまちづくり、21世紀の都市再生のモデルとなる「尼崎21世紀の森」の推進
明舞団地をモデルとした若年世帯と高齢者世帯との円滑な住み替えシステムづくりの推進 等

3. 震災の経験と教訓の継承・発信（28項目）（P45）

～ 今後の大規模災害に備えた減災・復興の仕組みづくりの推進～

阪神・淡路大震災は、「災害文化」の機運が生まれる契機となり、震災の経験と教訓を継承・発信していくことが被災地としての本県の責務。震災の経験と教訓を次世代に継承・発信し、近い将来に発生が懸念される東南海・南海地震など今後の大規模災害に備えた減災・復興対策を着実に推進。

「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進

防災力強化県民運動の展開

1.17ひょうご安全の日のつどい、「1.17防災未来賞」選奨事業、防災訓練 等

自助・公助・共助が一体となった住宅再建への支援

被災者生活再建支援法の見直しに向けた取り組み

住宅再建共済制度（フェニックス共済）の加入促進（郵政公社との連携等） 等

住宅や公共施設等の耐震化の推進

住宅の耐震化の推進（新耐震基準適合率をH21に91%など）

県立学校、県営住宅等の県有施設の耐震化（H21に43施設など） 等

総合的な減災対策の推進

「ひょうご防災戦略プログラム」の策定

フェニックス防災システム、兵庫衛星通信ネットワーク、ひょうご防災ネット等の充実

家屋被害認定士（H19：累計360人）、被災建築物応急危険度判定士（H21：累計2,500人）の養成

災害ボランティア活動支援体制の整備、災害ボランティアネットワークの強化

他府県との相互応援協定の締結の働きかけ

災害時における広域避難者の所在把握の仕組みの構築 等

「兵庫の防災教育」の推進と、人と防災未来センターの積極的な活用

防災教育推進連絡会議、防災教育研修会の実施、震災・学校支援チーム（EARTH）

による災害被災地への支援、各種研修活動等への指導助言

人と防災未来センターの展示更新の検討・実施 等

国際防災協力の推進

国際防災復興協力機構（IRP）による国内外の災害被災地への支援

国際防災・人道支援協議会に対する支援

国際防災研修センターの設立（H19.5）運営への支援 等

災害に強い基盤整備等の推進

三木総合防災公園、地域防災公園等の整備推進

大阪湾岸道路西伸部の都市計画決定・環境影響評価手続・事業化

六甲山系グリーンベルト整備事業の推進 等

3. 「“ 復興の成果を県政に生かす ” 3 年推進方策」施策体系 (H19年度)

【全190事業、65,655,180千円】

[H19当初予算額：千円]
・既定経費対応等の事業は
(-) で表示

1. 被災地固有の個別課題への対応 (93事業、29,386,852千円)

(1) 高齢者の自立支援

復興施策と一般施策が連携した高齢者の自立支援

— 高齢者自立支援ひろばの開設[復興基金](拡充)	(107,784)	[復興支援課]
— SCS(高齢世帯生活援助員)による支援[復興基金]	(186,165)	[復興支援課]
— LSA(生活援助員)による支援	(-)	[高齢福祉課]
— LSA(生活援助員)活動強化事業	(700)	[高齢福祉課]
— 民生委員・児童委員による支援	(385,138)	[社会援護課]
— 保健師・栄養士による支援	(-)	[健康増進課]
— 地域包括支援センターの運営支援	(2,236)	[介護保険課]
— 介護支援専門員資質向上事業	(5,690)	[介護保険課]
— 介護予防事業支援事業(新規)	(5,195)	[介護保険課]
— 老人保健事業及び地域支援事業(介護予防事業)	(1,960,947)	[介護保険課]
— アルコール関連問題対策事業	(996)	[障害福祉課]
— 老人クラブによる健康づくり活動支援事業	(15,738)	[高齢福祉課]
— 地域リハビリテーション支援体制の推進	(13,288)	[高齢福祉課]

高齢者を包み込むコミュニティづくり

ア 災害復興公営住宅等における自治会等の地域活動の崩壊対策

— コミュニティサポート支援事業[復興基金]	(20,250)	[復興支援課]
— いきいき県住推進員による支援	(77,738)	[住宅管理課]
— 地域づくり活動応援事業	(100,000)	[参画協働課]
— 地域づくり活動サポーター設置事業	(33,999)	[参画協働課]

イ 単身高齢者対策

— 夜間・休日「安心ほっとダイヤル」の開設[復興基金]	(44,453)	[復興支援課]
— ガスメーター等を活用した見守りシステムの普及促進 [復興基金]	(21,800)	[復興支援課]
— 災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業[復興基金]	(11,542)	[復興支援課]
— 所有不動産を担保とした貸付制度の創設(新規)	(6,257)	[社会援護課]
— コミュニティ・ビジネス等生きがいしごと支援事業(拡充)	(83,588)	[しごと支援課]
— NPOコミュニティ・ビジネス等活動応援貸付事業	(33,981)	[参画協働課]
— コミュニティ・ビジネス創出・育成支援事業	(41,673)	[商業振興課]
— 被災高齢者自立生活支援事業	(45,057)	[高齢福祉課]
— 県民ボランティア活動助成[ボランティア基金]	(90,000)	[参画協働課]

ウ 公営住宅の高齢化対策

— 新婚世帯・子育て世帯に対する県営住宅への優先入居枠の拡大 (拡充)	(-)	[住宅管理課]
— 特定公共賃貸住宅への入居支援(新規)	(-)	[住宅管理課]
— 県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル 的实施(新規)	(-)	[住宅管理課]

高齢者に優しい環境づくり

ア	県営住宅のバリアフリー化		
	├ 県営住宅の高齢者向け改修の実施	(49,344)	[公営住宅課]
	└ 建替・新型改修等バリアフリー化の推進	(10,000,185)	[公営住宅課]
イ	住宅や生活に関わる悪質業者対策		
	├ 住宅改修事業者登録制度の推進	(1,387)	[住宅計画課]
	├ 住宅リフォーム相談体制等の整備	(3,000)	[住宅計画課]
	├ 暮らしの安全・安心サポート体制の強化(拡充)	(35,999)	[消費生活室]
	└ 地域の暮らし安全強化対策事業	(5,535)	[消費生活室]
ウ	公共交通のバリアフリー化などユニバーサル社会づくり		
	├ ユニバーサル社会づくり実践モデル地区整備の推進(拡充)	(10,300)	[まちづくり課]
	├ 公共交通のバリアフリー化の促進	(272,129)	[まちづくり課]
	├ ユニバーサル社会づくり兵庫県率先行動計画の推進	(1,405)	[ユニバーサル課]
	├ ユニバーサル社会づくり情報発信事業	(6,218)	[ユニバーサル課]
	└ 人生80年いきいき住宅改造助成事業	(439,928)	[まちづくり課]

高齢者の生きがいづくりのための能力向上、社会参加の支援

ア	高齢者のエンパワーメント(能力向上)の支援		
	├ いきいき仕事塾の開設[復興基金]	(11,443)	[復興支援課]
	├ いなみ野学園大学院の開設(拡充)	(9,987)	[生活創造課]
	├ いなみ野学園の運営	(73,271)	[生活創造課]
	├ 阪神シニアカレッジの運営	(52,646)	[生活創造課]
	├ 地域高齢者大学の運営	(10,054)	[生活創造課]
	├ 生涯学習情報プラザの運営	(3,596)	[生活創造課]
	├ 高齢者生活情報ラジオ番組「長寿バンザイ」の運営	(10,544)	[高齢福祉課]
	└ 高齢者総合相談センターの運営	(5,101)	[高齢福祉課]
イ	高齢者の知識やノウハウの社会での活用		
	├ いきいき仕事塾修了生への支援[復興基金]	(1,071)	[復興支援課]
	├ 団塊世代等地域づくり活動支援事業(新規)	(1,000)	[参画協働課]
	├ シニアしごと倶楽部事業	(8,000)	[しごと支援課]
	├ 老人クラブ活動強化推進事業	(222,920)	[高齢福祉課]
	├ 老人クラブ助成事業	(172,437)	[高齢福祉課]
	└ シルバー人材センター事業	(21,800)	[しごと支援課]

(2) まちのにぎわいづくり

多様な主体が参画した「まちのにぎわい創出」の支援

ア	持続可能な住民主体のにぎわいづくり		
	├ まちのにぎわいづくり一括助成事業[復興基金](拡充)	(72,121)	[復興支援課]
	├ まちなか商業再活性化事業(新規)	(20,000)	[商業振興課]
	├ 都心活性化協議会の設置(新規)	(1,500)	[まちづくり課]
	├ 商人塾実施事業(新規)	(1,000)	[商業振興課]
	└ 駐車場整備計画ガイドプランの策定(新規)	(9,000)	[都市計画課]
イ	まちづくり協議会を核としたまちづくり		
	├ 復興まちづくり支援事業[復興基金]	(51,550)	[都市政策課]
	└ まちづくり支援事業	(22,468)	[都市政策課]
ウ	地域団体・NPO等によるまちのにぎわい創出		
	├ 団塊世代等地域づくり活動支援事業(新規)	(再掲)	[参画協働課]
	├ 地域づくり活動応援事業	(再掲)	[参画協働課]
	├ 県民ボランティア活動助成[ボランティア基金]	(再掲)	[参画協働課]
	└ 行政・NPO協働事業助成[ボランティア基金]	(19,500)	[参画協働課]
エ	大学・学生との協働によるまちづくり		
	├ 大学との連携によるまちづくりの推進	(-)	[都市政策課] [景観形成室]
	└ 学生による商店街活性化支援事業	(1,000)	[神戸県民局]

商店街によるまちのにぎわい創出		
ア	被災商店街のにぎわい回復	
	└ 商店街・小売市場復興イベント開催支援事業補助[復興基金] (拡充)	(116,000) [商業振興課]
	└ 商店街・小売市場共同施設建設費助成事業[復興基金](拡充)	(50,000) [商業振興課]
	└ 小規模事業者事業再開支援事業補助[復興基金]	(8,000) [商業振興課]
イ	特色ある商店街づくり	
	└ 先導的活性化事業	(78,000) [商業振興課]
	└ 空き店舗を活用した多様な事業展開による商店街の活性化	(29,674) [商業振興課]
地域の景観の保全・創造や空き地等の活用		
ア	残存空地の活用	
	└ 被災地空地の緑化推進助成事業[復興基金]	(8,000) [都市政策課]
イ	地域景観の形成	
	└ 持続型花緑活動支援事業(新規)	(106,000) [都市政策課]
	└ 景観形成支援事業	(38,000) [景観形成室]
	└ 県民まちなみ緑化事業	(554,000) [都市政策課]
復興市街地整備事業の早期完成とにぎわい再生		
ア	復興市街地整備事業等の早期完成	
	└ 復興市街地再開発事業	(-) [市街地整備課]
	└ 復興土地区画整理事業	(-) [市街地整備課]
イ	復興市街地における住宅再建や商業機能の再生	
	└ 復興市街地再開発商業施設等入居促進事業[復興基金]	(257,614) [復興支援課]
	└ 被災市街地復興土地区画整理事業地区内土地利用促進事業 [復興基金]	(85,680) [復興支援課]
	└ 被災者住宅再建・購入支援事業補助[復興基金]	(134,522) [住宅計画課]
	└ 住宅債務償還特別対策[復興基金]	(163,383) [住宅計画課]
	└ 高齢者住宅再建支援事業補助[復興基金]	(13,608) [住宅計画課]
	└ 被災マンション建替支援利子補給[復興基金]	(235,268) [住宅計画課]
ウ	中心市街地の活性化	
	└ 広域土地利用プログラムによる大規模集客施設の立地の 誘導・抑制	(-) [まちづくり課]
	└ 中心市街地商業活性化基金による助成	(17,000) [商業振興課]
	└ まちなか空きビル再生支援事業	(3,333) [まちづくり課]
(3) その他の個別課題への対応		
県外居住被災者の帰県支援		
	└ 県外居住被災者に対する支援[復興基金]	(5,632) [復興支援課]
	└ 県外居住被災者の県営住宅優先入居枠の確保	(-) [住宅管理課]
未償還の貸付金等対策		
	└ 災害援護資金の償還対策	(11,790) [社会援護課]
	└ 生活福祉資金の償還対策	(9,340) [社会援護課]
	└ 緊急災害復旧資金の償還対策	(12,121,210) [地域金融課]
	└ 生活復興資金の償還対策	(419,144) [復興支援課]
災害復興公営住宅の家賃対策		
	└ 被災者に対する公営住宅家賃の一般減免制度への移行	(-) [住宅管理課]
震災特例住宅税制の優遇措置による支援		
	└ 被災地市街地の震災特例税制の取扱い	(-) [住宅計画課]
被災自治体の震災関連地方債の償還対策		
	└ 既発債の償還延長等の国への要望	(-) [市町振興課]

2. 復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展 (36事業、15,894,975千円)
 (今後の成熟社会を切り拓くための先導的取り組みの定着・発展)

(1) まちの保健室の定着・発展		
├	「まちの保健室」事業・「まちの保健室」キャラバン隊訪問事業[復興基金]	(18,500) [健康増進課]
└	「まちの保健室」推進事業の実施	(7,208) [健康増進課]
(2) シルバーハウジング、コレクティブハウジング等の推進		
├	県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的实施(新規)	(再掲) [住宅管理課]
├	ひょうご住まいサポートセンター住まいづくりの支援事業による民間コレクティブハウジング建設の支援	(2,700) [住宅計画課]
└	県営シルバーハウジング、コレクティブハウジングの推進	(-) [住宅計画課] [公営住宅課] [住宅管理課]
(3) こころのケアの推進		
こころのケア対策の推進		
├	こころのケア相談室の設置	(15,449) [障害福祉課]
└	こころのケアセンターの運営	(200,983) [障害福祉課]
心のケア担当教員の取り組みを継承した教育相談体制の充実		
├	心のケア担当教員の配置	(-) [教育企画課]
├	こころの相談支援事業の実施	(485,522) [義務教育課]
└	教職員のカウンセリング・マインド実践事例研修の実施	(-) [義務教育課] [高校教育課]
(4) ボランティア活動や芸術文化活動などへの支援		
震災を機に広がった県民ボランティア活動の推進		
├	「ボランティア活動元気アッププログラム」の推進	(134,670) [参画協働課]
├	・ボランティア活動資源マッチングシステムの構築・運営 ・ひょうごボランティアプラザの運営等	等
├	市町ボランティア活動支援事業の実施	(195,750) [社会援護課]
├	ひょうご勤労者ボランティアシステムの推進	(11,756) [しごと支援課]
└	のじぎくボランティアネット(仮称)の創設(新規)	(487) [参画協働課]
文化を活かした個性ある地域づくり		
├	芸術文化センターの運営	(1,671,733) [芸術文化課]
├	・創造・公演事業の展開 ・兵庫芸術文化センター管弦楽団の運営	
├	地域アーティスト情報発信支援事業	(4,400) [芸術文化課]
├	青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～の実施	(130,538) [義務教育課] [教育課]
├	芸術文化活動支援事業	(39,979) [芸術文化課]
├	県立美術館「芸術の館」の運営	(992,533) [社会教育課]
├	尼崎青少年創造劇場・ピッコロ劇団の運営	(385,486) [芸術文化課]
└	歴史文化遺産活用活性化事業の実施	(810) [文化財室]
青少年の体験・交流の機会づくりの推進		
├	子どもの冒険ひろば事業	(42,244) [青少年課]
└	若者ゆうゆう広場事業	(11,500) [青少年課]
男女が協働した取り組みの推進や家族の絆の再認識		
├	男女共同参画社会づくりの推進	(120,656) [男女家庭課]
└	家庭づくりの支援	(15,861) [男女家庭課]

(5) 新しい働き方や雇用就業への支援

コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方への支援

- └ コミュニティ・ビジネス等生きがいしごと支援事業(拡充) (再掲) [しごと支援課]
- └ コミュニティ・ビジネス創出・育成支援事業 (再掲) [商業振興課]

ひょうご・しごと情報広場等による雇用就業対策の推進

ア ひょうご・しごと情報広場、地域労働相談・しごと情報広場の運営

- └ ひょうごしごと情報広場の運営 (117,587) [しごと支援課]
 - ・就職・職業能力開発に関する情報提供、相談、セミナーの実施
 - ・就職活動実践プログラムの実施
 - ・出張方式の就職支援セミナーの実施
 - ・産業施策連携職業紹介事業
 - ・若者しごと倶楽部の運営

イ シニアしごと倶楽部等による中高年のしごとへの支援

- └ シニアしごと倶楽部の運営 (再掲) [しごと支援課]

(6) ツーリズム振興と新しい都市づくり

震災ツーリズム等地域の特色を生かしたツーリズム振興

- └ 「ひょうご」の観光地活性化支援事業(拡充) (40,750) [観光振興課]
- └ 兵庫県大型観光交流キャンペーンの実施準備(新規) (5,000) [観光政策課]
- └ 体験・交流型観光の推進(新規) (5,000) [観光振興課]
- └ ファッションイベントの実施 (8,000) [工業振興課]
- └ 神戸ルミナリエの開催支援 (25,000) [神戸県民局]
- └ 人と防災未来センターの活用 (688,174) [企画課]
- └ 産業ツーリズムの推進 (10,000) [観光振興課]
- └ 国際フロンティア産業メッセの開催 (8,000) [産業政策課]

被災地における新都市づくり

ア 潮芦屋の整備推進

- └ 阪神地域整備事業による潮芦屋の整備推進(拡充)(10,475,099の内数) [潮芦屋整備課]
 - ・まちびらき10周年記念イベントの実施
 - ・民間事業者等と協働した新規宅地分譲の実施
 - ・県産木材を活用した住宅の導入
 - ・潮芦屋マリーナ周辺ゾーンの整備
 - ・下水処理場拡張用地の暫定利用による社会体育施設の整備

イ 「尼崎21世紀の森」の推進

- └ 「尼崎21世紀の森」の推進(拡充) (19,100) [21世紀の森課]
 - ・尼崎21世紀の森拠点地区バス対策費補助
 - ・森づくり協議会の運営

ウ 明舞団地等オールドニュータウンの再生

- └ 明舞団地再生推進事業(新規) (4,500) [住宅計画課]
 - ・住み替えコンサルティング事業、円滑な住み替えシステムの検討
 - ・多世代共生ステーションの整備

3. 震災の経験と教訓の継承・発信

(61事業、20,373,353千円)

(今後の大規模災害に備えた減災・復興の仕組みづくりの推進)

(1) 「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進

└ 防災力強化県民運動の展開(新規)	(1,000)	[企画課]
└ ひょうご安全の日推進県民会議の運営等	(1,725)	[企画課]
└ 「ひょうご安全の日のつどい」の開催	(10,000)	[企画課]
└ 「ひょうご安全の日宣言」の発信	(-)	[企画課]
└ 災害メモリアルkobeの開催	(2,500)	[企画課]
└ 「1.17は忘れない」地域防災訓練等の実施	(24,250)	[災害対策課]
└ 「1.17防災未来賞」選奨事業の実施[震災記念基金]	(3,500)	[企画課]
└ ひょうご安全の日推進事業の実施[震災記念基金]	(100,000)	[企画課]

(2) 自助・公助・共助が一体となった住宅再建への支援

被災者生活再建支援制度(支援法)の充実

└ 居住安定支援制度補完事業の実施	(69,445)	[復興支援課]
-------------------	------------	-----------

住宅再建共済制度の推進

└ 兵庫県住宅再建共済制度の推進	(99,455)	[復興支援課]
------------------	------------	-----------

地震保険制度の改善

└ 地震保険制度の改善	(-)	[復興支援課]
-------------	-------	-----------

(3) 住宅や公共施設等の耐震化の推進

住宅の耐震化

└ わが家の耐震改修の促進	(232,671)	[建築指導課]
└ (・わが家の耐震改修促進事業 ・簡易耐震診断推進事業)		
└ 住宅耐震改修支援事業(新規)	(7,500)	[住宅計画課]
└ 構造計算適合性判定機関の設立(新規)	(19,304)	[建築指導課]

公共施設等の耐震化

└ 県有施設耐震化の推進	(846,671)	[災害対策課]
└ 県立学校施設の耐震化の推進	(9,523,198)	[施設室]
└ 学校、病院、福祉施設(民間)に対する耐震診断助成(新規)	(10,000)	[建築指導課]

(4) 総合的な減災対策の推進

防災対策の計画的推進

└ ひょうご防災戦略プログラムの策定(新規)	(700)	[防災計画課]
└ 津波重点対策の推進(拡充)	(28,000)	[港湾課]
└ 海岸保全施設耐震対策整備計画(仮称)の策定(新規)	(10,000)	[港湾課]
└ 津波監視カメラ等の整備(新規)	(11,740)	[防災情報課]
└ 企業の防災・危機管理の充実支援(新規)	(1,000)	[防災計画課]
└ 消防広域化推進計画の策定(新規)	(700)	[消防課]
└ 津波広報プレートの設置	(4,700)	[防災計画課]
└ E-ディフェンスを活用した減災対策の研究	(43,780)	[防災計画課]
└ 防災訓練の実施	(32,050)	[災害対策課]
└ (・総合防災訓練の実施 ・地域防災訓練の実施 ・「1.17は忘れない」地域防災訓練の実施)		

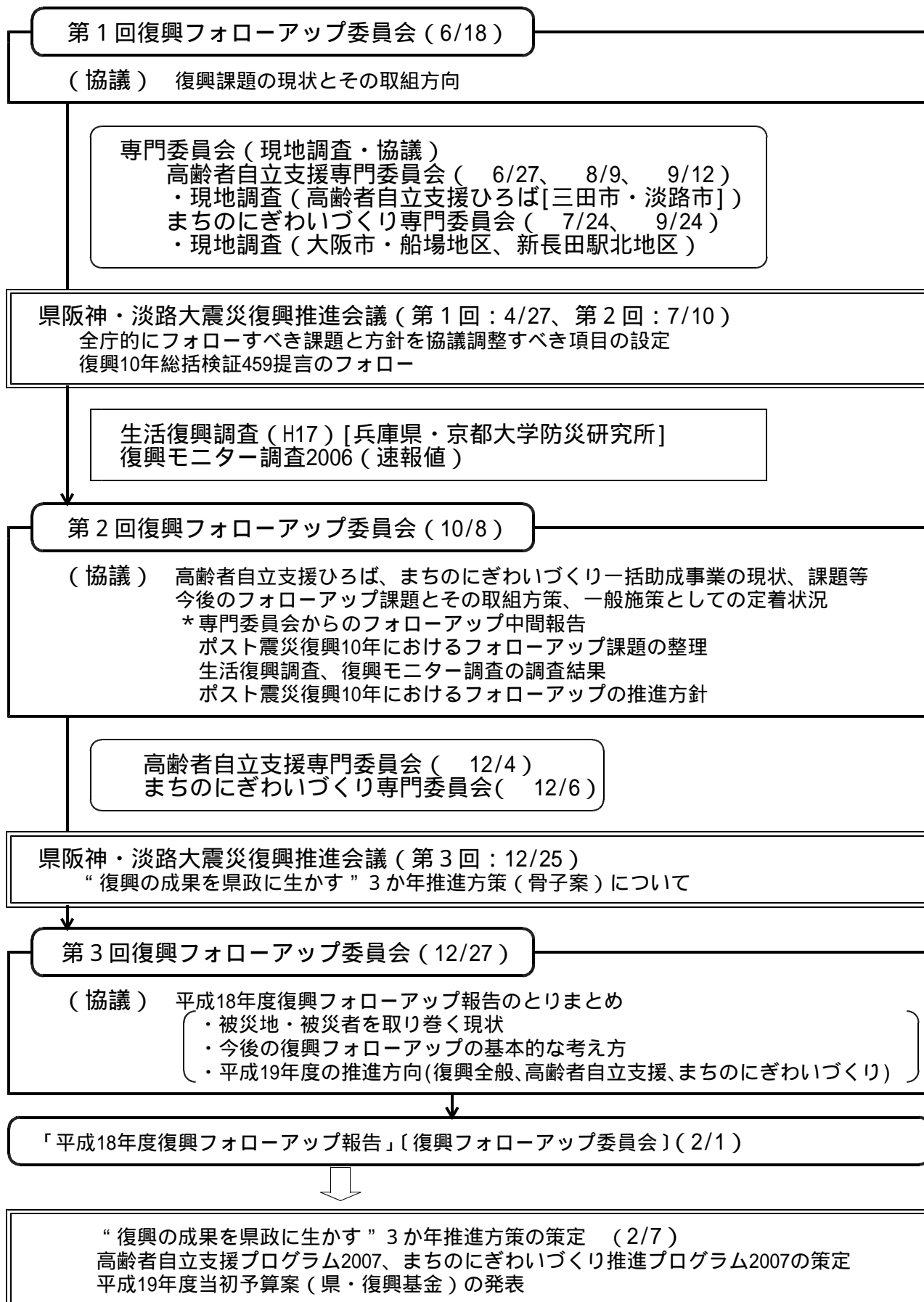
災害時における情報発信の充実

└ ひょうご防災ネットの運営	(16,170)	[災害対策課]
└ フェニックス防災システムの運営	(255,465)	[防災情報課]
└ 兵庫衛星通信ネットワークの運営	(181,111)	[防災情報課]
└ 衛星通信ネットワークのデジタル映像送受信装置の設置(新規)	(5,995)	[防災情報課]

防災に係る専門人材の養成		
ア	家屋被害認定士の養成	
	└ 家屋被害認定士制度の実施	(826) [災害対策課]
イ	被災建築物応急危険度判定制度の推進	
	└ 被災建築物の応急危険度判定制度の推進	(1,037) [建築指導課]
	┌ ・被災建築物応急危険度判定士の養成	
	┌ ・実施体制の整備	
	┌ ・広域支援体制及び判定基準等の整備	
	┌ ・研修会、訓練等の実施	
自主防災組織の活性化		
	└ 自主防災活性化事業の推進	(1,255) [消防課]
	┌ ・地域防災活動推進大会	
災害ボランティアへの活動支援		
	└ 災害ボランティアへの活動支援(拡充)	
	┌ ・災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議の運営	(387) [参画協働課]
	┌ ・災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施(新規)	(-) [防災計画課]
	┌ ・災害救援専門ボランティア制度の運営	(2,627) [企画課]
災害時要援護者への支援		
	└ 聴覚障害者災害等緊急時情報発信システムの運用	(1,260) [障害者支援課]
災害時の広域避難者への支援		
	└ 災害時の広域避難者への支援	(-) [災害対策課]
災害救助法に基づく救助の見直し等		
	└ 災害救助法に基づく救助の見直し	(127,386) [災害対策課]
	└ 防災に係る基本的事項の共有化・標準化の推進	(-) [災害対策課]
災害時における警察活動の推進		
	└ 都市型駐在所の設置・運用	(-) [県警・地域企画課]
	└ 災害モニターの委嘱	(-) [県警・災害対策課]
	└ 災害時等警察活動協力員の委嘱	(-) [県警・災害対策課]
災害救急医療の取り組み		
	└ D M A T (災害派遣医療チーム) の体制整備	(-) [医務課]
	┌ ・西日本地区 D M A T 研修事業	
	└ 救急医療体制の整備	(335,917) [医務課]
	┌ ・救命救急センター運営費補助	
	┌ ・救急医療機関等確保事業	
	┌ ・広域災害・救急医療情報システム、災害医療システムの運営	
	└ 救急業務の高度化	(109,419) [消防課]
(5) 「兵庫の防災教育」の推進と、人と防災未来センターの積極的な活用		
新たな防災教育と学校防災体制の充実		
ア	「兵庫の防災教育」の推進	
	└ 兵庫の防災教育の推進	(591) [教育企画課]
	┌ ・防災教育推進連絡会議の開催	
	┌ ・防災教育専門推進員の配置	
	┌ ・防災教育研修会の開催	
	┌ ・防災教育推進指導員養成講座の実施	
	┌ ・阪神・淡路大震災に係る心のケア担当教員研修会の開催	
イ	震災・学校支援チーム(EARTH)の取り組みの推進	
	└ 震災・学校支援チーム(EARTH)の運営	(662) [教育企画課]

人と防災未来センターの積極的な活用		
└	人と防災未来センター防災未来館の展示情報の充実（新規）	(352,444) [企画課]
└	人と防災未来センターの活用	(再掲) [企画課]
(6) 国際防災協力の推進		
国際防災・人道支援拠点の形成の推進		
ア 国際防災復興協力機構（IRP）への運営支援		
└	国際防災復興協力機構への支援	(29,143) [企画課]
イ 国際防災・人道支援協議会に対する支援		
└	国際防災・人道支援拠点構想の推進	(3,000) [企画課]
国際的な防災研修専門機関の整備		
└	国際防災研修センターの設立（拡充）	(37,000) [企画課]
(7) 災害に強い基盤整備等の推進		
三木総合防災公園、地域防災公園等の整備		
└	三木総合防災公園の整備	(2,104,000) [公園緑地課]
└	三木総合防災公園屋内テニスコートの開設（新規）	(-) [公園緑地課]
└	三木総合防災公園体育館（屋内防災施設）の整備計画の策定（新規）	(-) [公園緑地課]
└	県立淡路佐野運動公園屋内運動施設の整備（新規）	(-) [公園緑地課]
└	地域防災公園の整備	(1,957,470) [公園緑地課]
└	広域防災拠点（阪神南ブロック拠点）の整備	(247,428) [災害対策課]
大阪湾岸道路西伸部の推進		
└	大阪湾岸道路西伸部の推進	(-) [道路計画課]
六甲山「水と緑の回廊」構想の推進		
ア 六甲山系グリーンベルト整備事業の推進		
└	六甲山系グリーンベルト整備事業	(954,433) [砂防課]
イ 阪神疏水構想の推進		
└	阪神疏水構想の推進	(-) [河川計画課]
災害時における食料の安定供給等		
└	ため池保全機能の強化	(2,555,319) [農村環境課]
└	〔 ・警戒ため池の早期整備（県営・団体営）の推進 ・ため池等改修事業の受託実施	
└	ふるさとむら保全活動支援の実施	(9,119) [農村環境課]

4. 「“復興の成果を県政に生かす”3か年推進方策」の策定経過





阪神・淡路大震災
“復興の成果を県政に生かす” 3か年推進方策

平成19年2月発行

兵庫県県土整備部復興局復興推進課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL : 078-341-7711 (代表) 内線5855・5860

URL : http://web.pref.hyogo.jp/wd33/wd33_000000158.html

E-MAIL : fukkousuishinka@pref.hyogo.jp